

化審法における優先評価化学物質に関する リスク評価の技術ガイダンス

IV. 排出量推計

Ver.2.0

令和 2 年 4 月

独立行政法人製品評価技術基盤機構

改訂履歴

Version	日付	改訂内容
Ver. 1.0	平成 26 年 6 月	初版
Ver. 1.1	平成 26 年 12 月	IV.7.5 を追加
Ver. 2.0	令和 2 年 4 月	化審法改正（平成 29 年）を踏まえ修正

目 次

IV. 排出量推計	4
IV.1 はじめに	4
IV.1.1 本章の位置づけ	4
IV.1.2 他の章との関係	4
IV.2 前提と基本的な考え方	6
IV.2.1 用語の基本的概念	6
IV.2.2 リスク評価の手段としての製造数量等の届出制度	10
IV.2.3 排出量推計の対象範囲	14
IV.2.4 排出量推計の構成要素	15
IV.2.5 排出シナリオの設定	17
IV.2.6 排出量の推計	33
IV.3 暴露評価Ⅰにおける排出量推計	40
IV.3.1 暴露評価Ⅰにおける排出量推計の目的	40
IV.3.2 暴露評価Ⅰにおける排出量推計に共通する事項	41
IV.3.3 排出源ごとの暴露シナリオにおける排出量推計	43
IV.3.4 用途等に応じた暴露シナリオにおける排出量推計	43
IV.4 暴露評価Ⅱにおける排出量推計	46
IV.4.1 暴露評価Ⅱにおける排出量推計の目的	46
IV.4.2 評価Ⅰにおける排出量推計との違い	46
IV.4.3 暴露評価Ⅱにおける排出量推計に共通する事項	47
IV.4.4 PRTR 情報の利用	52
IV.4.5 排出源ごとの暴露シナリオにおける排出量推計	56
IV.4.6 用途等に応じた暴露シナリオにおける排出量推計	59
IV.4.7 様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオにおける排出量推計	65
IV.4.8 残留性の評価のための排出量推計	66
IV.5 暴露評価Ⅲにおける排出量推計	67
IV.6 リスク評価（二次）における排出量推計	69
IV.7 付属資料	70
IV.7.1 製造数量等の届出情報の確認	70
IV.7.2 化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表	71
IV.7.3 用途分類表の設定方法	77
IV.7.4 「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」の設定方法	126

IV.7.5 PRTR 情報の利用.....	180
IV.7.6 排出量推計の検証.....	204

IV.2.2.1 を参照) と物理化学的性状を用いて、優先評価化学物質の環境中への排出量を推計することである。

推計した排出量は、主に暴露評価Ⅰ,Ⅱで暴露量の推計に用いられる(V~VII 章)。さらに、推計された暴露量は有害性評価Ⅰ,Ⅱで導出された有害性評価値(Ⅱ章、Ⅲ章)とともにリスク推計Ⅰ,Ⅱに用いられる。そして、評価結果のとりまとめが行われる(Ⅸ章)。

本章では、製造数量等の届出情報を用いた排出量推計に関する基本的な考え方、手法及び手法の設定方法について解説するとともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、「化管法」という)に基づく排出量等の情報(以下、「PRTR 情報」という)の暴露評価Ⅱ以降での利用方法についても述べる。

IV.2 前提と基本的な考え方

優先評価化学物質のリスク評価を実施するためには、当該物質の環境中への排出量を把握する必要がある。

これを正確に把握するためには、優先評価化学物質を製造又は輸入した者（以下「製造・輸入者」という。）の情報に限らず、その出荷先のサプライチェーン全体、さらには消費者までについて、優先評価化学物質がどこでどのように取り扱われ、どの程度環境中へ排出されているか等の情報が必要である。しかし、化審法の優先評価化学物質すべてについてそのような情報を得ようとする、行政及び産業界は多大なコスト・時間を費やすことになる。そのため、段階的に詳細な情報を用いた排出量推計を行い、リスク評価等にかかる全体としてのコスト・時間の効率化を図るようにしている。

排出量推計に用いることのできる情報として、製造数量等の届出情報がある。優先評価化学物質について化審法に基づき事業者から届け出られる情報は、基本的に「都道府県別・製造事業者別製造数量又は国・地域別・輸入事業者別輸入数量」、「都道府県別・詳細用途別出荷数量」であり、まずは、この限られた情報から環境中への排出量の推計を行う。

そのため、本章で解説する排出量推計のスキームでは、これらの届け出られた製造・輸入数量あるいは出荷数量に、あらかじめ設定した「排出係数」を乗じて排出量を推計する手法を用いている。この手法は、我が国の化審法に基づく製造数量等の届出情報に合わせて、EUの手法を改良したものである。EUの手法に我が国の排出実態を反映させるにあたっては、化管法のPRTR情報や産業界からの排出の知見を考慮している。

IV.2.1 用語の基本的概念

本章における排出量推計において用いる用語の基本的概念について以下に記す。

(1) 排出量

本スキームにおける「排出量」とは、「優先評価化学物質の製造、調合、使用、その他の取扱い¹の過程において環境に排出される量」と定義する²。

具体的には、煙突や排水口からの排出だけでなく、パイプの継目からの漏出や塗装溶剤の蒸発など環境中への考えられるあらゆる排出を含むことになる。

¹ 「優先評価化学物質が使用されている製品の使用」が内包されている。

² PRTR対象物質の場合は定義が以下になる。「第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう」（化管法第5条より）。「等」とあり、副生成による排出量を含んでいると解釈できる。

(2) 用途

化審法において、優先評価化学物質の国内出荷先での用途に関する情報の届出は、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第9条の3第2項関係の様式第12において定められている。

日本語で用いられる化学物質の「用途¹」という語句には、その物質特有の機能 (Function) を表す場合 (例：難燃剤) と、その機能を何に用いるかという用途 (これを「使用目的」という。)(例：繊維、プラスチック) を表す場合、その双方を表す場合 (例：繊維用難燃剤) がある。さらには、繊維やプラスチックといった素材が成形され (いわゆる成形品のこと)、その成形品を何に用いるか (例：繊維であれば、衣類、自動車用シート、カーペットなど) を表す場合もある。また、広範な使用目的に用いられる合成樹脂に多い場合として、使用目的名称でなく、合成樹脂の名称を含んだ形で表す場合 (例：エポキシ樹脂用硬化剤) がある。

リスク評価の観点で用途を捉えると、化学物質の機能は主に化学物質の構造や物理化学的性状と関連し、また、有害性や環境中運命とも関係する。一方、使用目的は主に化学物質の使われ方と関係するため、排出や暴露のシナリオに関係する。そのため、用途分類を定義するにあたっては、機能－使用目的の組み合わせで整理されることが望ましい。よって、設定された製造数量等の届出制度のための「用途分類一覧表」は、原則として、使用目的と機能を表す分類表となるように整理されている (IV.7.3 参照)。

(3) 排出係数

本スキームにおける排出係数を式 IV-1 のように定義する。また、排出係数は大気、水域の2つの排出先環境媒体について設定されている。

$$\text{排出係数} = \text{排出量} / \text{取扱量} \quad \text{式 IV-1}$$

しかし、一般的に排出量と取扱量がわかっているケースは少なく、むしろ使用方法や物理化学的性状から排出係数を設定し、式 IV-2 のように排出量を推定することに用いられる。

$$\text{排出量} = \text{取扱量} \times \text{排出係数} \quad \text{式 IV-2}$$

排出係数の値は、「取扱量」と「排出量」に係る様々な特性 (環境媒体別、用途別、業種別、使用工程別等) の影響を受ける。そのため、利用する排出係数がどのような特性の中で算出されたものであるかを見極める必要があるが、多くの既存の排出係数の値は、その特性がわからないものが多い。

本スキームの評価Ⅰなどで利用する排出係数では、製造数量等の届出制度によって得られ

¹ 用途は、OECD HPV プログラムでは「Use pattern」と呼ばれる。

る「詳細用途」に加えて、「環境媒体」、「物理化学的性状」、「ライフサイクルステージ」の計4つの特性が考慮されている。これは、化学物質別の特性や業種や使用工程、排ガス・排水処理設備の有無などの特性によって排出係数は変わり得るが、国が収集する情報と製造数量等の届出情報で得られる範囲内ですべての化学物質に適用させることを重視させたためである。

なお、評価Ⅲでは、事業者から報告された取扱い状況に関する情報などにより、個別化学物質、個別事業所ごとなどにおいて、より確度を上げた係数を用いることも想定される。

化学物質の「取扱量」に関連する語句は、「製造数量」、「生産量」、「在庫量」、「保管量」、「保有量」、「繰越量」、「使用量」、「出荷数量」、「供給量」、「調達量」、「購入量」、「リサイクル回収量」など様々である。本スキームでは、排出係数に乗じる「取扱量」を、製造数量等の届出情報で得られる製造事業所ごとの「製造数量」、又は「用途別都道府県別出荷数量」としている¹。

(4) ライフサイクルとライフサイクルステージ

EUにおいて整理されている化学物質のライフサイクルの概念図²を基にした優先評価化学物質のライフサイクルの概念図を図表IV-2に示す。また、図表IV-2にある「製造(Production)」、「調合(Formulation)」、「工業的使用(Industrial use)」、「家庭用・業務用での使用(Private use)」、「長期使用製品(Service life)」及び「廃棄処理(Waste treatment)」のそれぞれを「ライフサイクルステージ」と称する³。

製造数量等の届出制度で得られる優先評価化学物質のライフサイクルステージに関する情報は、「製造」と「出荷先」のみである。

そこで、本スキームでは「製造」をEUにおける「Production」に対応させ、「出荷先」を「Formulation」、「Industrial use」、「Private use」、「Service life」の4つのライフサイクルステージに分けることで、5つのライフサイクルステージを考慮することとしている⁴。

¹ なお、EU(2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment (以下、「EU-TGD」という)において取扱量の定義は明確にされていない。

² EU (2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment. Part II, Chapter 2, p.26, 2.3.3.1 Life-cycle of substances, Fig.3.

³ OECD(2000)ENV/JM/MONO(2000)12 OECD Series on Emission Scenario Documents Number 1 Guidance Document on Emission Scenario Documents では「Industrial use」は「processing」、「Private use」は「use in the household」、「Waste Treatment」は「recovery/disposal」とある。「Service life」は存在しない。

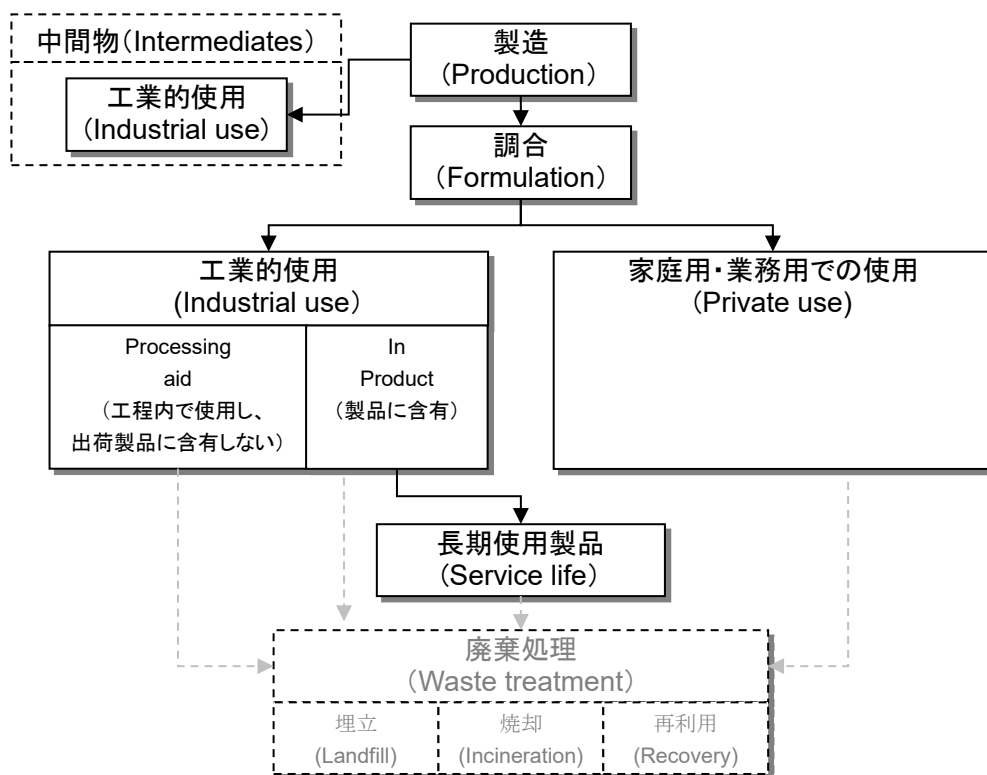
⁴ EU-TGD の A-table では製造 (Production)、調合 (Formulation)、工業的使用 (Industrial use)、家庭用・業務用での使用 (Private use)、廃棄処理 (Waste treatment) の5段階が設定されている。ただし、廃棄処理はライフサイクルステージとしての想定はあるが、排出係数のデフォルト値はすべての産業分類で “Not applicable” であり、個別の情報が得られない限り排出量は推計できない。また、長期使用製品の使用 (Service Life) 段階については A-table の中にライフサイクルステージとしての設定がなく、産業分野別の Emission Scenario Document の中に情報がある場合か、個別の情報が得られる場合に考慮できる。その際も、他のステージの場合のように排出係数は取扱量に乗じる割合ではなく、単位面積当たりの排出係数であったり、年間排出量の推算式が製品寿命の関数であったりするため、排出係数以外のデータ (製品寿命等) が必要になる。本スキームでは、長期使用製品の使用段階からの排出量は「様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ」や「残留性の評価」で考慮するため、IV.2.5.3 及び IV.4.7 で説明する。

そしてこれらライフサイクルステージを図表 IV-2 のように日本語で表している。

実際の優先評価化学物質のライフサイクルは多種多様である。本スキームではそれを 5 つのライフサイクルステージで表したライフサイクルとして設定している。

また、現時点では、製造数量等の届出情報から EU における「Waste treatment」にあたるライフサイクルステージに関する情報を考慮する手法は構築できていない。

なお、図表 IV-2 に示した合成原料や中間体などを表す「Intermediates」は、別の化学物質に変化することでライフサイクルを終えるという特徴を持ち、EU において別途ライフサイクルが設定されており（図表 IV-2 中の左上、点線囲い箇所）、化審法の優先評価化学物質のリスク評価においても別途考えることが妥当であるとし、ライフサイクルを設定した。

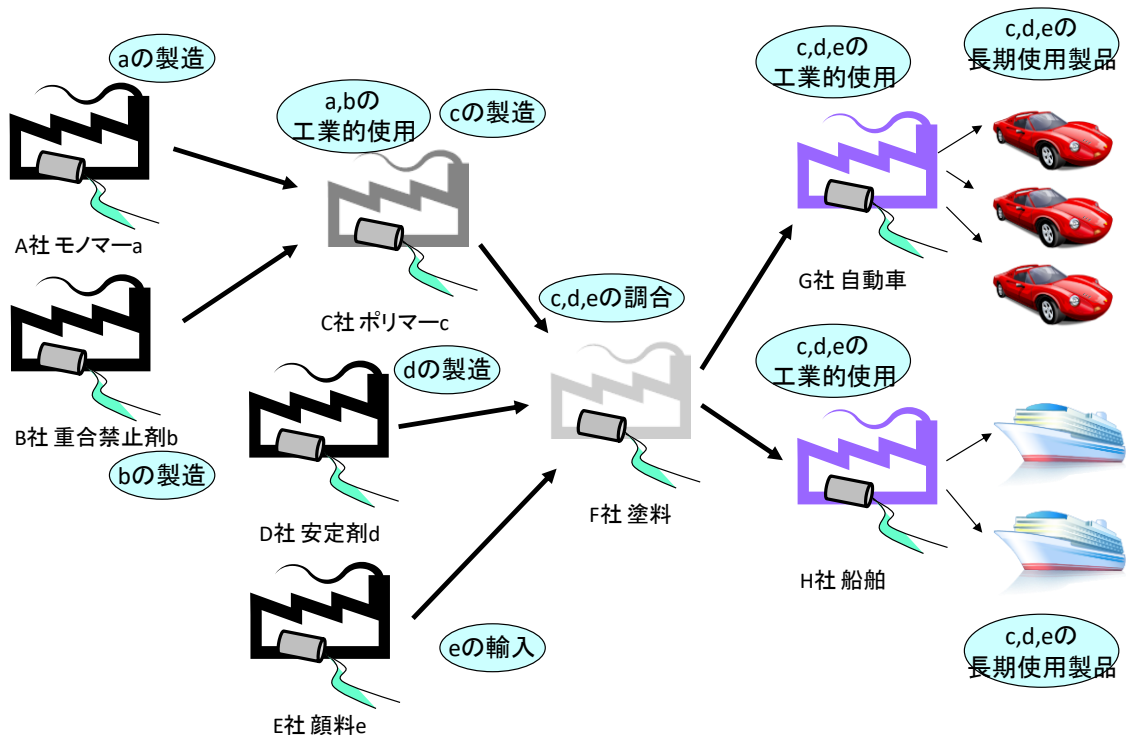


図表 IV-2 優先評価化学物質のライフサイクル及びライフサイクルステージ

ここでは、図表 IV-3 において、自動車や船舶に用いられる「塗料」中の化学物質を例にライフサイクルステージについて説明する。図表 IV-3 では、着目する物質に応じて A 社も C 社も製造段階に該当する事業者となる。ここでモノマーa という化学物質に着目すると、A 社がモノマーa の「製造段階」に該当し、C 社はモノマーa を購入して、ポリマーc の重合原料として使用していることから、ここでは「工業的使用段階」に該当する。一方で、ポリマーc に着目すれば、C 社が「製造段階」に該当する。

また、本スキームで定義される「製造段階」と「製造業（あるいはメーカー）」とは異なる。例えば、「塗料」であれば F 社が、「自動車」であれば G 社が、「船舶」であれば H 社

がそれらの製造業（メーカー）であるが、これらを「製造段階」とは呼ばず、本スキームでは、化学物質 c,d,e 個々のライフサイクルから捉え、F 社のようなライフサイクルステージを「調合段階」、G 社、H 社のようなライフサイクルステージを「工業的使用段階」に位置づけている。



図表 IV-3 「塗料」中の化学物質のライフサイクル及びライフサイクルステージの例

IV.2.2 リスク評価の手段としての製造数量等の届出制度

優先評価化学物質が暴露要件に該当する状況にあるか、すなわちリスクが懸念される地域が広範に生じているかを把握するため、国は製造・輸入者から製造・輸入数量及び都道府県別・詳細用途別出荷数量の前年度実績値を毎年度届け出させる。これが優先評価化学物質の「製造数量等の届出制度」である。

暴露要件に該当する状況にあるかどうかの把握には、PRTR 情報や環境モニタリング情報が利用できる場合もある。しかし、優先評価化学物質全体の中では一部の物質に限られる。したがって、すべての優先評価化学物質について環境汚染の状況を把握するためには、製造数量等の届出制度に基づく情報を使うことが基本となる。

IV.2.2.1 製造数量等の届出情報

「製造数量等の届出情報」とは、優先評価化学物質の製造・輸入者が、法第9条第1項

の規定に定める事項を経済産業省令¹様式第 12 により、毎年度、経済産業大臣に届け出るものを指す。化審法及び省令上の事項と届出様式にある項目を図表 IV-4 に示す。

優先評価化学物質の製造数量等の届出情報は、毎年度集計され、この集計値により、評価 I を行う物質を決めた上で²、暴露評価 I の排出量推計 (IV.3 参照) に用いられる。その後、評価 I を経て、評価 II の排出量推計においても用いられる (IV.4 参照)。

図表 IV-4 製造数量等の届出情報の項目等

省令上の事項	届出様式にある項目
優先評価化学物質の名称	・官報公示名称 ・物質管理番号 ・官報整理番号 1 ・物質名称 ・CAS 登録番号 (CAS RN) ・官報公示名称 2 ・官報整理番号 2 ・官報公示名称 3 ・官報公示番号 3 ・高分子化合物の該当の有無
製造した場合：製造数量 [※] 、優先評価化学物質を製造した事業所名及びその所在地 輸入した場合：輸入数量 [※] 、優先評価化学物質が製造された国名又は地域名	・製造数量の年度合計値 (t) ・製造した都道府県別製造数量 (t) ・製造した事業所名及び所在地 ・輸入数量の年度合計値 (t) ・輸入した国・地域別輸入数量 (t)
優先評価化学物質の前年度の出荷数量	・出荷数量の年度合計値 (t) ・都道府県別 (又は国・地域別) 及び詳細用途別出荷数量 (t)

※ 省令上の事項ではなく、法第 9 条で定める事項である。

続いて、以下に届出項目ごとの概要を示す。詳細は記載要領³を参考されたい。

(1) 製造した事業所名及びその所在地

優先評価化学物質を製造した者から、事業所名及び所在地が届け出られる。これにより排出源としての地理的情報が得られる。

¹ 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 (最終改正 平成 30 年 8 月 31 日)

² 製造・輸入数量が 10 トン以下の優先評価化学物質はリスク評価の対象とならない。

³ 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領 (2019 年度版)」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2019FY_190416.pdf

(2) 製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

優先評価化学物質の製造・輸入者から、製造した都道府県別の前年度分の年間製造数量¹又は輸入した国・地域別の年間輸入数量が届け出られる。なお、優先評価化学物質を製造した者が同一事業者内で他の化学物質を得るために消費した（自社内消費）分は、化審法上「製造」に該当しないため、届け出られる製造数量に含まれない。

➤ 都道府県別（又は国・地域別）及び詳細用途別出荷数量

優先評価化学物質の出荷数量は、都道府県別、詳細用途別に届け出られる。出荷に係る用途は、通常想定される用途を用途分類表²（詳細は IV.2.5.2 で後述）の中の用途番号（3桁数値）及び詳細用途番号（1桁英小文字）から選択し、記載される。また、同一都道府県内に複数の出荷先があり、用途番号・詳細用途番号が同じである場合は、それらを合計した数量が届け出られる。

輸出の場合は、海外における用途にかかわらず「#199-a 輸出用」として、輸出先の国・地域別に合計した数量が届け出られる。しかし、これらは海外への出荷数量であり国内の排出量に関係しないため、リスク評価に用いない。

➤ 出荷先都道府県³

出荷先都道府県とは、原則として優先評価化学物質の製造・輸入者から出荷した先の事業所（一次出荷先）が所在する都道府県を指す。なお、出荷先については独特な点が2点あることに留意されたい。1つは、商社等を経由して販売した場合で、伝票類は商社を経由していても、実際に貨物の輸送を伴わない場合は、その商社等は出荷先とはならない点である。実際に貨物を搬送した事業所等が所在する都道府県が出荷先として届け出られる。もう1つは、自社内で消費せず、当該製造事業者の事業所で使用する場合は、その分は自社内出荷先都道府県として届け出られる点である。

(3) 高分子化合物の該当の有無

「高分子化合物」とは、「環境の汚染を生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして平成二十一年厚生労働省・

¹ 届出様式上は、製造数量は都道府県別に記載し、別枠に製造場所の住所を記載するため、1つの都道府県内に複数の製造事業所を有する事業者からの届出の場合は、その内訳は判別できない。ただし、そのようなことは稀である。

² 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター「化審法に用いる化学物質用途分類表 Ver. 2」

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/yusenmoto.pdf>

³ 独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター「用途分類方法について」3. 出荷先都道府県の選び方

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/yotonituite.pdf>

経済産業省・環境省告示第二号第一の基準（数平均分子量が千以上等）を満たした高分子化合物¹のことを指す。これは次の条件に該当する化学物質であり、この要件に該当する場合は、届出書に「○」と記される。

- ・ 1 種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3 連鎖以上の分子の合計重量が全体の 50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の 50%未満であること
- ・ 数平均分子量が 1,000 以上であること。

この項目は平成 23 年 4 月 1 日施行法の届出様式から新たに加わった項目である。なお、排出量推計の際に、物理化学的性状データが得られない場合に、この情報（高分子化合物に該当するか否か）を用いて、排出量を推計するための排出係数の選択を分ける場合がある（IV.3.2 参照）。

以上の(1)～(3)に示した情報の他には、優先評価化学物質名や物質名称、CAS 登録番号（CAS RN）の物質情報等が排出量推計に用いられる。なお、「業種」に関する情報は、製造数量等の届出情報に含まれていない^{2,3}。

IV.2.2.2 リスク評価との関係

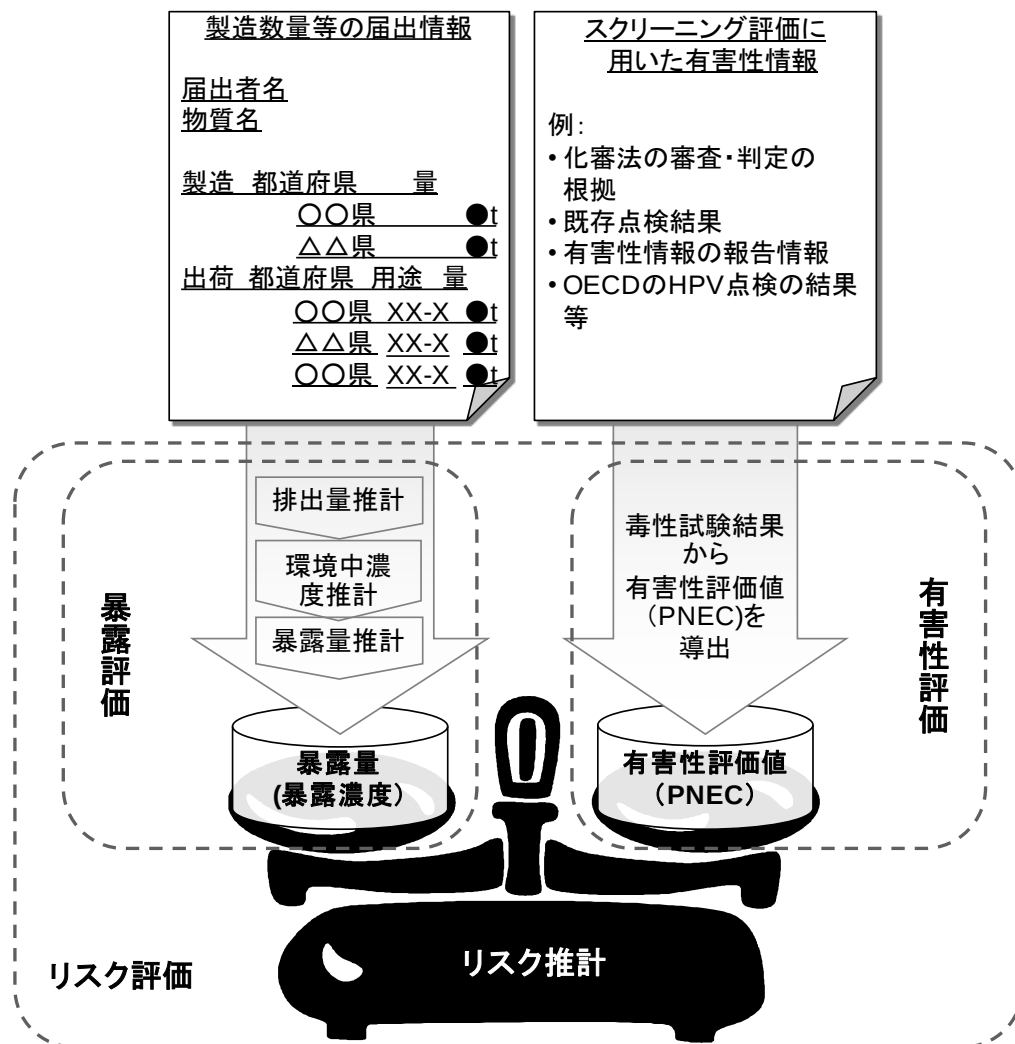
評価 I を例に製造数量等の届出情報とリスク評価との関係を図表 IV-5 に示す。リスク評価の中で、人や生活環境動植物が暴露される量を推計する過程でこれら製造数量等から排出量を推計し、そこから環境中濃度を推計する手順を踏む。人の健康に対するリスク評価では環境中濃度からさらに摂取量を推計する。この摂取量や暴露濃度を有害性評価値や PNEC と比較することでリスクが推計される。有害性評価値や PNEC については II 章、III 章を参照されたい。

このように、製造数量等の届出情報は優先評価化学物質のリスク評価の根幹となっている。

¹ 平成三十年三月六日 厚生労働省 経済産業省 環境省告示第二号。「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」

² EU REACH の CSR (Chemical Safety Report)、米国 TSCA の CDR (Chemical Data Reporting) では業種に関する情報として、我が国の日本標準産業分類にあたる NACE (Nomenclature statistique des Activités économiques dans la Communauté Européenne)、NAICS (North American Industry Classification System) (以前は SIC (Standard Industry Classification))がそれぞれ求められている。

³ 化学物質を取り扱うサプライチェーンの川下の加工業者の業種に関する情報を、製造・輸入業者に対して要求することは、現実的でなく、有益でないかもしれないと米国でも議論されている。(U.S. EPA(1993) CUI (Chemical Use Inventory) Multi-stakeholder meeting, Discussion Paper, pp.18)



図表 IV-5 評価Ⅰにおける製造数量等の届出情報とリスク評価

IV.2.3 排出量推計の対象範囲

IV.2.3.1 届出情報の対象範囲

化審法における暴露評価では、化学物質の製造・使用等に起因する環境中への排出量を推計（排出量推計）し、さらに環境経由の人又は生活環境動植物の暴露量（暴露濃度）を推計する。この排出量推計は化審法の製造・輸入数量等の届出情報に基づいて行われる。なお、化審法の製造・輸入数量等の届出情報以外の排出は排出量推計の対象外であるが¹、そのような場合は具体的には以下のとおりである。

(1) 化審法適用除外用途に係る排出

化審法第55条に基づく医薬品や農薬、台所用洗剤、衛生害虫用殺虫剤といった化審法の

¹ 評価Ⅱ以降で PRTR 情報が利用可能な場合は、化審法で対象としていない排出分が含まれることがある。詳細は、IV.7.5 を参照されたい。

適用除外となる用途¹に優先評価化学物質が用いられている場合、それらの用途分の排出は対象として含まれない。

(2) 化審法の規制対象とならない排出

輸出分の国外での排出、自然発生源からの排出、自動車などの移動体に用いる燃料の燃焼や塩素漂白などによる副生成に伴う排出、工場の事故時の排出などは対象として含まれない。なお、適用除外用途の他には、「試験研究用」に用いられていたり²、自社内中間物として用いられていたり³した場合において、それら用途からの排出は対象として含まれない。

(3) その他

その他に、優先評価化学物質のライフサイクルの中で、「廃棄処理」のライフサイクルステージからの排出、例えば、溶剤のリサイクル、あるいは紙やプラスチック、金属などの資材のリサイクル事業所からの優先評価化学物質の排出のシナリオ等は現時点では考慮していない⁴。

また、輸送時の排出については本スキームの対象としていない。なお、貯蔵時の排出については各点源からの排出に含まれていると解釈する。

なお、製品に含まれる優先評価化学物質の排出については、国内でその製品が製造された場合については考慮しているが、輸入された場合には、その数量等の情報を把握していないため、考慮していない。

IV.2.3.2 評価対象物質

優先評価化学物質と評価対象物質等の関係については「I 章 評価の準備」に記載があるため、それを参照のこと。評価対象物質が複数の場合の排出量推計について、評価 I の扱いは IV.3.2.1 に、評価 II の扱いは IV.4.3.1 に後述する。

IV.2.4 排出量推計の構成要素

本スキームの排出量推計には、評価 I ～ II に共通して図表 IV-6 に挙げた構成要素が含まれる。また、各々の構成要素の詳細は、他の節・項にて述べていることから、図表中に参照先を示した。

¹ 法第 55 条では、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において規定されている場合には、化審法の関連規定が適用されない。

² 法 9 条第 1 項第 1 号参照

³ 運用通知 3－6（3）参照

⁴ 3 省合同の審議会において今後の課題とされている。別添 5 リスク評価に係る今後

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kada_i.pdf

1 図表 IV-6 本スキームにおける排出量推計Ⅰ,Ⅱに共通する構成要素

構成要素	概要	参照先
1 製造数量等の届出情報の整備	製造・輸入者からの届出情報を毎年度整備	IV.2.2.1
2 排出シナリオの設定	リスク評価の実施前に予め設定	IV.2.5
a 基本的な考え方	暴露シナリオに合わせて設定	IV.2.5.1
b 用途の分類	排出シナリオに沿って用途を分類。「用途分類」と「詳細用途分類」を設定	IV.2.5.2 詳細は IV.7.2
c ライフサイクルステージ	分類された用途に応じた化学物質のライフサイクルを7つ設定	IV.2.5.3
d 排出先環境媒体	排出先の環境媒体として、大気と水域の2つを設定	IV.2.5.4
3 物理化学的性状データの選定	排出係数の選択に用いる蒸気圧と水溶解度のデータを設定	I 章参照
4 排出係数	2 で設定したシナリオと整合させた詳細用途別・ライフサイクルステージ別・排出先環境媒体別・物理化学的性状区分別の排出係数	IV.2.6.2 詳細は IV.7.2 及び IV.7.4
5 排出量の推計	1 で得られた製造数量、出荷数量、用途から2 で設定したシナリオを選択し、3,4 のデータを使用し排出量を推計	IV.2.6 IV.3.3 検証結果は IV.7.6

- 2
- 3 図表 IV-6 にある評価Ⅰ,Ⅱに共通する構成要素のうち、「2 排出シナリオの設定」について、
- 4 「1 製造数量等の届出情報の整備」で得られた情報を用いて、より効率的に優先評価
- 5 化学物質の排出量を推計するために、リスク評価の実施前に予め設定された。特に「2.b 用
- 6 途の分類」については製造数量等の届出制度に組み込まれている。
- 7 そのため、詳細用途が製造・輸入業者から届け出られると、その詳細用途での優先評価
- 8 化学物質のたどるライフサイクルが仮定され、詳細用途別・ライフサイクルステージ別・
- 9 排出先環境媒体別の排出シナリオが決定する。
- 10 さらに、「3 物理化学的性状データ（蒸気圧、水溶解度）の選定」により、詳細用途別・
- 11 ライフサイクルステージ別・排出先環境媒体別・物理化学的性状区分別の「4 排出係数」が
- 12 選択され、「5 排出量の推計¹」がされることになる。
- 13 なお、評価Ⅰ,Ⅱの違いについては、IV.4.2 にて後述する。

¹ 化学物質の環境への排出量を推計する手法について、OECD から公表されている。「Guidance Document on Emission Scenario Documents」を参考にした。
[http://www.oecd.org/document/46/0,3746,en_2649_34379_2412462_1_1_1_1.00.html#Categories used in the OECD ESDs](http://www.oecd.org/document/46/0,3746,en_2649_34379_2412462_1_1_1_1.00.html#Categories_used_in_the_OECD_ESDs)

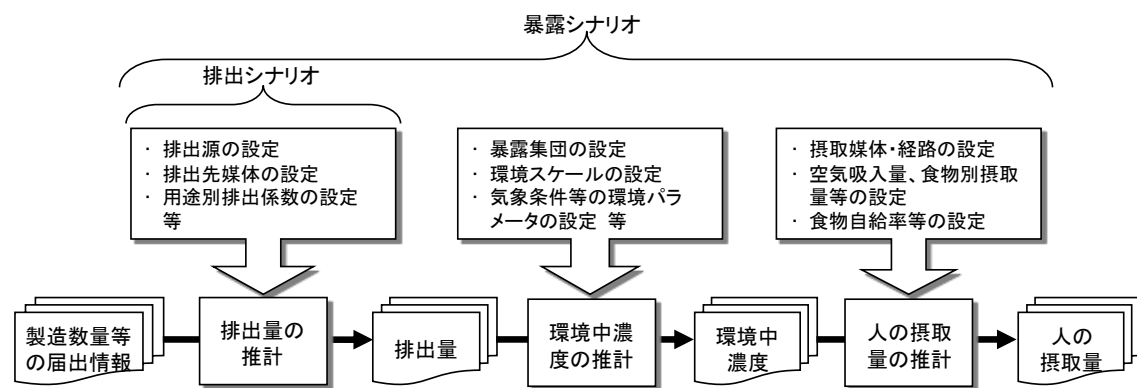
IV.2.5 排出シナリオの設定

IV.2.5.1 基本的な考え方

(1) 排出シナリオの位置づけ

① 暴露シナリオとの関係

暴露評価で製造数量等の届出情報から環境中濃度（生活環境動植物の暴露濃度）や人の摂取量を推計するまでの流れを図表 IV-7 に示す。図中に示すように、製造数量等の届出情報から環境中濃度（生活環境動植物の暴露濃度）や人の摂取量を推計するためには一連の仮定（シナリオ）を置く必要がある。本章では、製造数量等の届出情報から排出量を推計するまでの一連の仮定を「排出シナリオ」と呼び、排出シナリオも含めた人の摂取量あるいは生活環境動植物の暴露濃度を推計するまでの一連の仮定を「暴露シナリオ」と呼ぶ（詳細はV 暴露評価参照）。なお、PRTR 情報のように排出量に関する情報が得られる場合には、それらの情報を用いて暴露評価を行うことができる。



図表 IV-7 排出シナリオと暴露シナリオの関係

② 暴露シナリオにおいて対象とする用途・ライフサイクルステージ

排出源から排出された化学物質に人や生活環境動植物が暴露されるまでの一連の仮定である暴露シナリオには、製造数量等の届出情報を用いる場合においても図表 IV-8 に示すとおり複数のシナリオが設定されている。

図表 IV-8 暴露シナリオの種類と概要

シナリオ名		対応する用途分類	対象とするライフサイクルステージ※1					評価を行う段階※1		
			製造	調合	工業的使用	家庭用等使用	長期使用製品使用	評価Ⅰ	評価Ⅱ	評価Ⅲ以降
排出源ごとの暴露シナリオ		すべての用途	○	○	○			○	○	
用途等に応じた暴露シナリオ	水系の非点源シナリオ	#113 水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》 #114 ワックス #120 殺生物剤3《家庭用・業務用の用途》				○		○	※2	※2
	大気系の非点源シナリオ	#120 殺生物剤3《家庭用・業務用の用途》 #122 芳香剤、消臭剤 #147 燃料、燃料添加剤				○		○	※2	
	船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ	#117 船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤					○	○	○	
	地下水汚染の可能性シナリオ	#104 金属洗浄溶剤 #105 クリーニング洗浄用溶剤など※3			○	○			○	
	様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ	すべての用途	○	○	○	○	○		○	

※1：「○」は対象の意

※2： 前の評価を行う段階でリスクが懸念される場合は対象

※3： 他にも対象とする用途あり（詳細は VI.5 参照）。

基本となる暴露シナリオは、すべての用途に関して評価Ⅰから必ず実施し、製造から工業的使用までの3つのライフサイクルステージをカバーする「排出源ごとの暴露シナリオ」である。このシナリオでカバーしていないライフサイクルステージ（家庭用等使用段階と長期使用製品使用段階）での排出が主となる用途に関しては、「用途等に応じた暴露シナリオ」を追加し補足することとしている。

「排出源ごとの暴露シナリオ」は、サプライチェーンの川上及び川中にあたる事業所（以下「点源」という。）での製造、調合等に伴う排出を対象とし、それら点源である排出源周辺に着目したシナリオである。

「用途等に応じた暴露シナリオ」のうち、「水系の非点源シナリオ」、「大気系の非点源シナリオ」、「船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ」は、最終製品での排出が化学物質のライフサイクル全体での排出量の大半を占めることが想定される特定の用途に着目したシナリ

1 オである¹。
2 評価Ⅱで実施する「様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ」（製造数量等の届出情報
3 を用いる場合）は、各ライフサイクルステージからの排出をまとめて、日本全体としての
4 排出量を用いる広域的・長期的スケールのシナリオである。
5 以上のように、暴露シナリオは製造数量等の届出における用途に応じて設定されるよう
6 になっている。

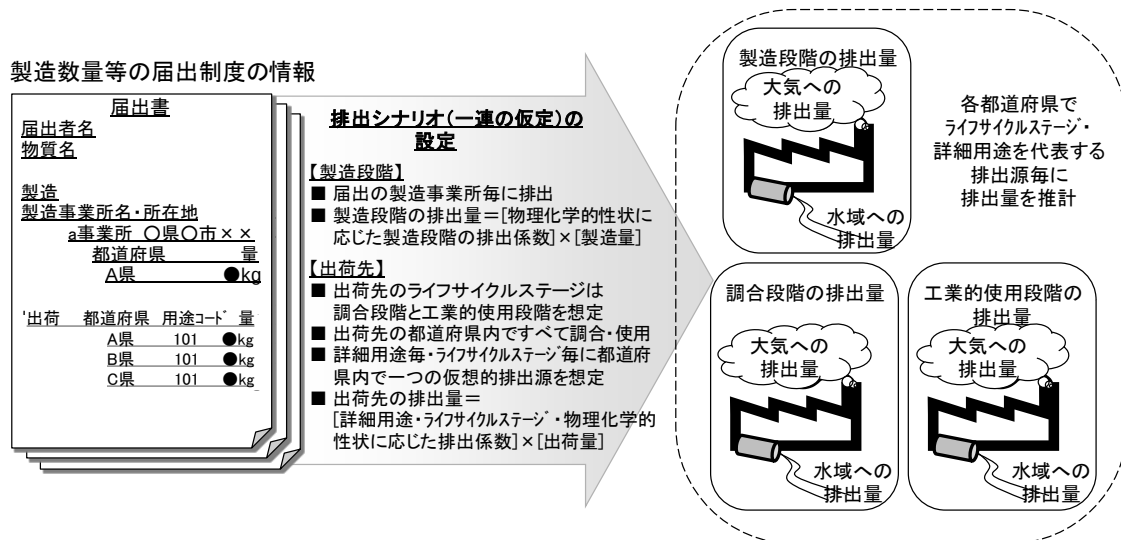
7

8 (2) 基本となる排出シナリオ（排出源ごとの暴露シナリオ）

9 図表 IV-8 に示した複数の暴露シナリオの中で、評価Ⅰからすべての用途を対象として設
10 定する「排出源ごとの暴露シナリオ」は、暴露評価の基本となる。ここでは、「排出源ごと
11 の暴露シナリオ」の基本的な考え方を説明する。

12 「排出源ごとの暴露シナリオ」は、製造数量等の届出情報を用いる場合、「仮想的排出源
13 ²」を設定し、そこから排出された化学物質に、それぞれの「仮想的排出源」の周辺に居住
14 する一般国民（又は生育・生息する生活環境動植物）が環境経由で暴露されるシナリオで
15 ある。「排出源ごとの暴露シナリオ」における排出シナリオをより詳しくすると図表 IV-9
16 のようになる。

17



18

19 図表 IV-9 基本となる排出シナリオ（排出源ごとの暴露シナリオの場合）

20

21 本スキームではこの図に示すように、製造数量等の届出情報を活用する排出シナリオを
22 以下の①～③の項目ごとに設定している。

¹ 例えば、ある優先評価化学物質に水系の非点源シナリオの対象となる水系洗浄剤《家庭用・業務用の用途》の用途があった場合、当該用途の製造段階と調査段階の排出に関しては「排出源ごとの暴露シナリオ」で評価され、家庭用等使用段階の排出に関しては「水系の非点源シナリオ」で評価される。なお、当該用途に関しては、工業的使用段階での使用は想定しておらず、排出係数を設定していない。

² 暴露評価において、製造数量等の届出情報に基づき、排出量を推計するために設定する仮想的な排出源のこと。物質別・ライフサイクルステージ別・出荷先都道府県別・詳細用途別に設定される。

① 排出源の設定……製造数量等の届出様式に記載されている「製造」と「出荷先」での「詳細用途」情報から想定されるライフサイクルを考慮し、「仮想的排出源」を設定する¹。
製造段階については届出の製造事業所ごと²、出荷先については詳細用途ごとに、調合段階と工業的使用段階のそれぞれ独立した排出源があると仮定する。

② 地理的分布の設定……①で優先評価化学物質の排出源を設定した後、排出源がどこに、どれくらいの数で分布しているかという「地理的分布」を設定する。「仮想的排出源」の数は、製造事業所数、詳細用途の数、出荷先都道府県数によって決まる。優先評価化学物質においての排出源の所在地について、製造事業所については化審法届出情報から得られるが、出荷先事業所については「出荷先都道府県」の情報しかなく、地理的分布を正確に把握することはできない。そのため、出荷先の「仮想的排出源」については出荷先都道府県ごとに、詳細用途別に調合段階と工業的使用段階の排出源がそれぞれ独立して1箇所ずつ分布すると仮定する³。

③ 時間軸の設定……排出シナリオにおける時間の捉え方は「評価に用いる年度の製造数量等の届出情報に基づく推計排出量（トン／年）が、将来にわたり継続すると仮定」している⁴。

上記の排出シナリオの設定に際しては、以下の2つの観点に基づいている。

1つは、製造数量等の届出の内容を規定する法律等に基づいて、排出源の単位を設定することに関連する。法律等では、「製造した事業所名及び所在地、都道府県別製造数量、輸入した国・地域別輸入数量、都道府県別・用途別の出荷数量」が届出事項とされている。本スキームではこれに従い、製造事業所ごとの製造数量、都道府県別・詳細用途別の出荷数量を最小単位とみなし、環境への排出量の推計ではこれらを利用し、排出源の単位を設定することとした。

もう1つの観点は、出荷数量の扱いでライフサイクルステージ・都道府県・詳細用途別に1つずつの「仮想的排出源」を設定することに関連する。この排出量の推計では、製造・輸入という国内で優先評価化学物質が取り扱われる総量を把握し、環境中への排出量をサプライチェーンの川上側から順に推計する。しかし、製造数量等の届出情報では、川下事業者の裾野がどの程度広がっているかの把握は困難である。そのため、本スキームではライフサイクルステージ別・都道府県別・詳細用途別の「仮想的排出源」という考え方をを用いている。この考え方は、「仮想的排出源」からの排出によるリスクが懸念されないのであ

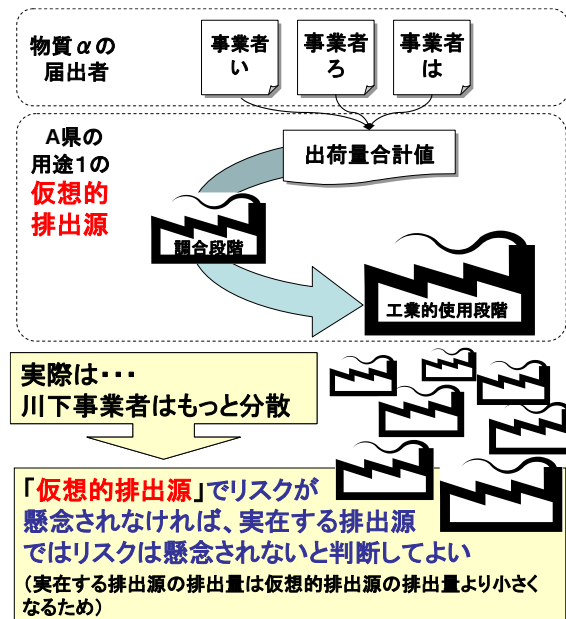
¹ 一般的には、化学物質の排出源の情報として、用途、使用工程、排出経路、排ガス・排水処理設備の設置の有無、事業所規模、業種などの情報をできる限り詳細に設定することで排出源はより明確に設定される。

² 届出者が1つの都道府県内に同一物質について複数の製造事業所を有する場合は、届出書の書式上、それらを分割することはできず製造段階の排出源は1箇所として扱う。このような場合には製造段階の排出源も「仮想的排出源」になるが、過去の届出実績等からそのような場合を想定していない。

³ いくつかの詳細用途については、2箇所の調合段階を設ける等の例外があり、それらはIV.2.5.3で後述する。

⁴ 優先評価化学物質によっては、過去に大量に製造されたが、現在は少量しか製造されていないような場合があるため、評価Ⅱ以降の排出量推計では、暴露シナリオに応じて複数年度の届出数量を考慮する。

れば、実在する排出源がそれ以上の数に広がっていたとしても個々の排出源の排出量は「仮想的排出源」の排出量より必ず小さくなるため、リスクは懸念されないと判断してよいという仮定に基づくものである（図表 IV-10 参照）。これは製造数量等の届出情報という限られた情報から優先評価化学物質を一律に、効率的に評価するための手段である。また、評価結果は上記のとおり、実在する排出源によるリスクよりも大きめに見積もっており、リスク懸念となった場合には次の段階で情報を収集して再評価するという段階的アプローチにつながる。



図表 IV-10 仮想的排出源を置く排出シナリオの考え方

IV.2.5.2 用途の分類

多くの場合、用途に関する情報を届け出させる目的は、化学物質のリスク評価（排出量推計）のためだけでなく、用途に応じた管理（特定の用途のみの規制や指導など）を可能とすることにある¹。現に米国の TSCA や EU においても用途規制が行われている。

化審法において、平成 15 年改正法までに用いられた用途の分類は、「機能別分類」と呼ばれていた²。

この「機能別分類」は、旧第一種監視化学物質、旧第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質に指定される際に製造・輸入者に対して国が事前に確認した用途を反映したもの

¹ SAICM Overarching Policy Strategy(OPS) B.知識と情報 (b)(i)において、「適切な場合には製品中の化学物質も含めた、化学物質のライフサイクル全体の情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能で、容易に利用でき、ユーザーフレンドリーであり、適正で適切であること」と記載があるように、近年では「Public access の機会の促進」という面もみられている。

² 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室（2009）第二種特定化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出要領【別冊】
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/specified/bessatsu21.pdf

であった。また、当時はリスク評価に用いることを前提に設定された分類ではなかった¹。
その特徴として、化学物質ごとに独自の用途名称がつけられており、名称のつけ方や分類の深さに統一がなく、化学物質横並びでの比較ができない点があった。

そこで、排出量推計で用いることを前提とした化学物質間で統一した新たな化学物質の用途の分類（以下、「用途分類表²」という）を設定した（「用途分類表」の設定経緯等の詳細は IV.7.3 を参照）。

IV.2.1(2)で前述したが、設定された製造数量等の届出制度のための「用途分類表」は、原則として、使用目的と機能を表す分類となるように整理されている。ここでいう使用目的がどのライフサイクルステージでの使用目的を指すかということ、図表 IV-11 に例示するように、「調合段階」から「工業的使用段階」又は「家庭用・業務用使用段階」へ出荷される際の調剤の使用目的として位置づけられている。これは化学物質の用途ごとの排出量の違いが、「製造段階」や「調合段階」よりも「工業的使用段階」又は「家庭用・業務用での使用段階」において顕著に現れることを想定しているためである。

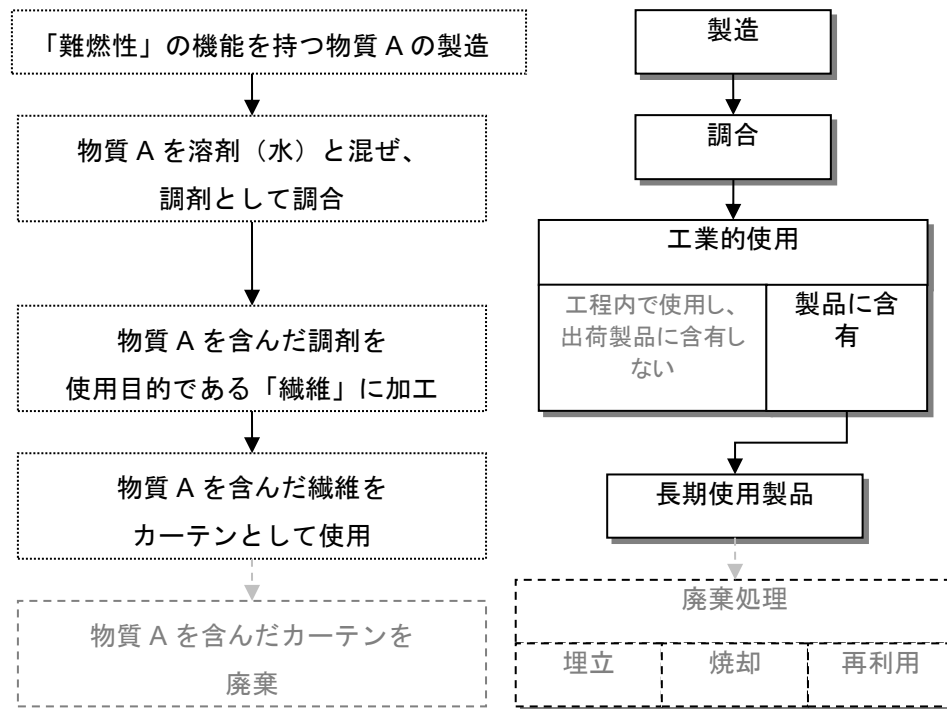
「用途分類表」は、「用途分類」と「詳細用途分類」という 2 つの階層で構成されている。「用途分類」は使用分野・使用目的に概ね該当し、「詳細用途分類」は機能分類に概ね該当している。例えば、「塗料・コーティング剤」という用途分類の中に、「着色剤」「可塑剤」「安定化剤」などの詳細用途分類を設定している。

また、サプライチェーンのさらに先にある成形品について、その種類ごとにどのような化学物質が含まれているかという情報が得られることは有用である。しかし、届出の義務を持つ製造・輸入者がこれらの情報を得ることは困難であり、仮に個別物質について得られたとしても、すべての化学物質、すべての用途、すべての成形品の種類に対して、排出実態（排出係数）を把握し、一般化できるほどの知見は現時点では得られていない。そのため、特定の用途を除いて³、どのような成形品に用いられているかの情報まで「用途分類表」に含めていない。

¹ 開放系用途か否かという別の基準でリスク評価に用いられていた。例えば、経済産業省(2006) 化学物質審議会安全対策部会安全対策小委員会（第 5 回）資料 5 第二種監視化学物質のリスク評価に係わる優先順位付けの考え方及びその適用結果について 参照。

² 独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター「化審法に用いる化学物質用途分類表 Ver. 2 <https://www.nite.go.jp/chem/risk/yusenboto.pdf>

³ 船底に用いられる塗料（船底塗料）中の殺生物剤、漁網に用いられる殺生物剤については「船」、「漁網」という詳細な情報の提出を求めている。



図表 IV-1 1 使用目的という用途のライフサイクルステージにおける位置づけの例

各用途分類、各詳細用途分類の定義、説明については、「IV.7.3.3 用途分類解説資料」に
取りまとめている。

IV.2.5.3 用途とライフサイクルの関係

1 組の「用途分類」と「詳細用途分類」の組合せを選択すると、その組合せでの優先評価
化学物質のライフサイクルが設定される。それらは大きく以下の 7 種類に分かれる。

(1)本スキームにおける一般的な用途を有する化学物質でのライフサイクル¹

(※以下の(2)～(7)以外の用途)

(2)中間物のライフサイクル

(3)基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤のライフサイクル

(4)家庭用・業務用の用途を有する化学物質のライフサイクル

(5)芳香剤、消臭剤のライフサイクル

(6)セメント原料、セメント添加剤のライフサイクル

(7)燃料、燃料添加剤のライフサイクル

上記(1)～(7)の用途について、排出を想定しているライフサイクルを図表 IV-1 2 に整理

¹ 出荷先での用途が「不明」な場合や、該当する詳細用途が無い場合に用途を「#198-z その他の原料、その他の添加剤」で届出がされた場合も、「本スキームにおける一般的な用途でのライフサイクル」が適用される。

した。また、個々の用途分類・詳細用途分類について、どのようなライフサイクル、ライフサイクルステージを定義しているかは「IV.7.2.2」に一覧表として示しているので参照されたい。

図表 IV-1 2 用途に応じたライフサイクルの設定状況

用途の概要※1		ライフサイクルステージ				
		製造	調合	工業的使用	家庭用等使用	長期使用製品使用
(1)	一般的な用途： (2)～(7)以外の用途	○	○	○		
(2)	中間物	○		○		
(3)	基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤	○	○	○		○
(4)	家庭用・業務用の用途	○	○		○	
(5)	芳香剤、消臭剤	○	○※2		○	
(6)	セメント原料、セメント添加剤	○	○※3	○	○	○※4
(7)	燃料、燃料添加剤	○	○※3		○	

※1：具体的に対応する詳細用途は、本節内の各項参照

※2：調合段階を2段階に設定

※3：添加剤については調合段階を2段階に設定

※4：添加剤については設定

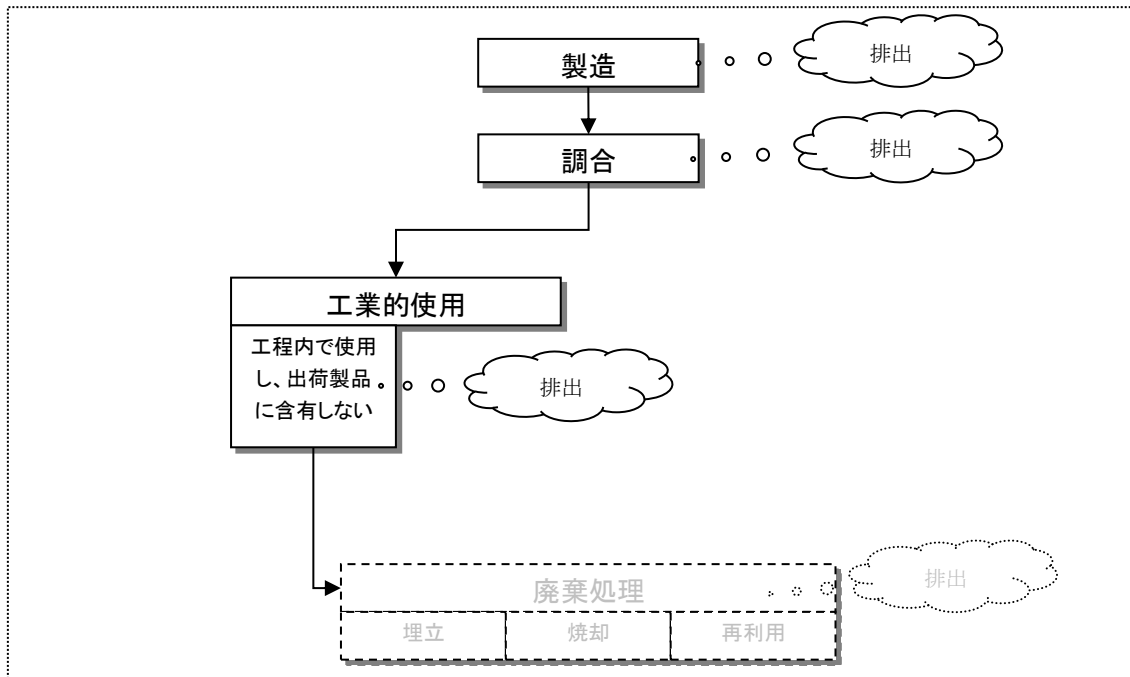
以下に(1)～(7)について、用途とライフサイクルとの関係を示す。

(1) 本スキームにおける一般的な用途を有する化学物質でのライフサイクル

一般的な用途での優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-1 3のように設定した。

このライフサイクルをたどる優先評価化学物質の用途は、主に事業所内で工業用に使用される用途で、成形品中にほとんど含まれず、化学反応、加工、成形などを手助けする際に用いられる。そのサプライチェーンは工業用の「洗浄用溶剤」のように比較的短く、「工業的使用段階（Industrial use）」のライフサイクルステージにおいてそのほぼ全量が使用される。その排出実態は、その他のライフサイクルと比べると、用途だけでなく、化学物質の物理化学的性状、業種あるいは事業所ごとの排ガス・排水処理設備の状況によっても大きく異なると考えられる。

排出を「製造段階」、「調合段階」、「工業的使用段階」の3つのライフサイクルステージに設定した。



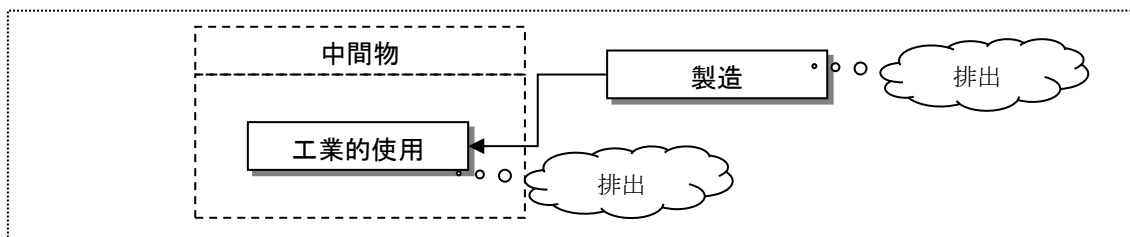
図表 IV-1 3 優先評価化学物質の一般的な用途でのライフサイクル

(2) 中間物のライフサイクル

「中間物」用途の優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-1 4 のように設定した。用途分類「#101 中間物」詳細用途分類「a 合成原料、重合原料、プレポリマー」に該当する用途¹の優先評価化学物質は、「製造段階」を経て「調合段階」を介さず、「工業的使用段階」のライフサイクルステージで化学反応を起こさせることにより、別の化合物へと変化するため、そこでライフサイクルを終えると仮定される。

したがって、対象となる優先評価化学物質のサプライチェーンは短く、また、より効率的に別の化学物質へと変化させることが事業者の利益につながることから、全ライフサイクルからの環境中への排出量は、非常に小さな値をとることが想像できる。

排出を「製造段階」、「工業的使用段階」の2つのライフサイクルステージに設定した。



図表 IV-1 4 「中間物」用途の優先評価化学物質のライフサイクル

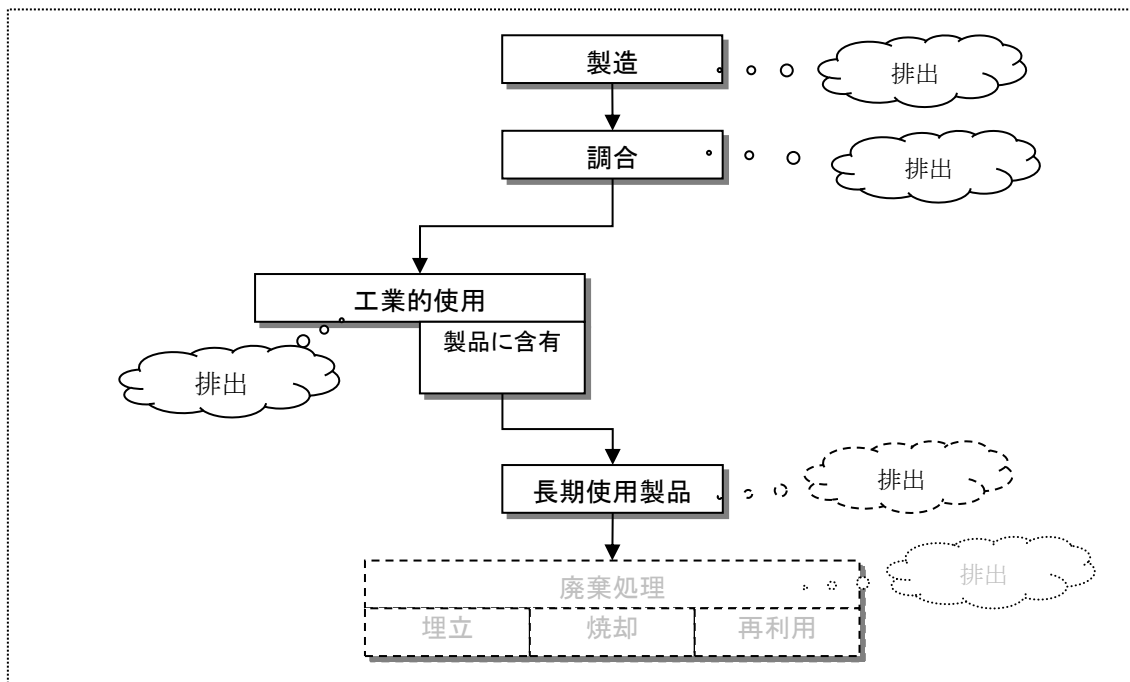
¹ 「#101-b 重合開始剤」、「#101-z その他」は、調合段階のライフサイクルステージを考慮したため、本ライフサイクルではなく、「(1) 本スキームにおける一般的な用途を有する化学物質でのライフサイクル」に該当する。

(3) 基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤のライフサイクル

「基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤」用途の優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-15 のように設定した。ここでいう「基材そのもの」は合成繊維、プラスチック、合成ゴムなどの「高分子化合物¹」のことを指す。また、「含有させる」とは成形品中若しくは成形品の表面に存在させることを指す²。

このライフサイクルをたどる優先評価化学物質は、基材や成形品に含有された後も、川下の組立産業などを介したりし、最終製品の形態となるまでのサプライチェーンが図表 IV-15 に示すよりも長く、場合によっては海外事業所を経る場合もあることが予想される。しかし、全ライフサイクルからの環境中への排出量という視点に立つと、このライフサイクルをたどる優先評価化学物質は、最終製品とともに存在することでその機能を発揮するため、基材や成形品に含有された後、最終製品の形態となるまでの間に環境中に排出されることは想定しがたい。そこで、本スキームでは基材や成形品に含有された後に最終製品の形態となるまでのサプライチェーンの長さを図表 IV-15 に示すとおり簡略化している。

排出を「製造段階」、「調合段階」、「工業的使用段階」、「長期使用製品の使用段階」の4つのライフサイクルステージに設定した。



図表 IV-15 「基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤」用途の優先評価化学物質のライフサイクル

基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤のライフサイクルが想定される用途としては、図表 IV-16 の用途番号が対象となる。

¹ ここでは、「高分子化合物」を化審法上で定義されているものとしてではなく、一般用語として用いている。

² EU-TGD では into/onto matrix といい、これを成形品中及び/又は成形品の表面と解釈した。

図表 IV-16 基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤のライフサイクルが想定される用途分類

用途番号(#)	用途分類
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）
115	塗料又はコーティング剤
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。）
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材
125	合成繊維又は繊維処理剤
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤
129	皮革処理剤
130	ガラス、ほうろう又はセメント※
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤
138	電気材料又は電子材料
144	建設資材又は建設資材添加物

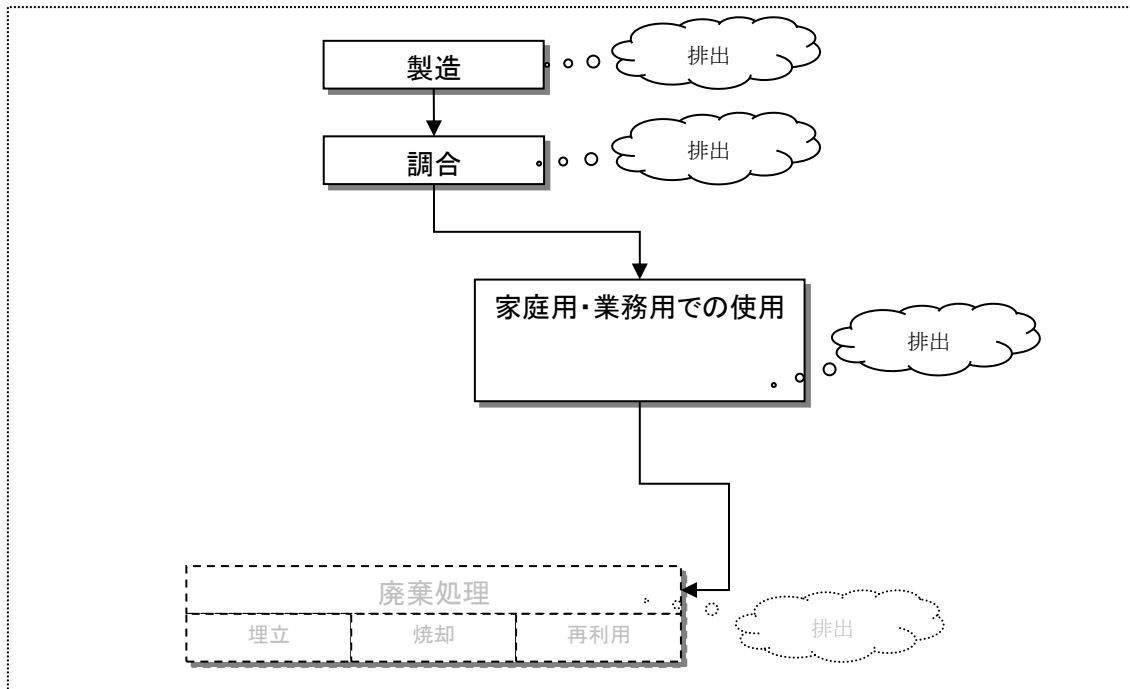
※ セメント添加剤については、後述する(6)のライフサイクルを参照されたい。

(4) 家庭用・業務用の用途を有する化学物質のライフサイクル

家庭用・業務用の用途を有する優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-17のように設定した。家庭用・業務用の用途とは、『最終的に家庭などで一般消費者個人による「優先評価化学物質が使用された製品」の使用の可能性が考えられる用途や、業務用としてオフィスビル、公園の清掃など工業的な生産活動に直接関係なく「優先評価化学物質が使用されている製品」が使用される用途』を指している。

当該用途では、開放系で「優先評価化学物質が使用されている製品」を使用することによりその機能を発揮するため、「家庭用・業務用での使用段階」のライフサイクルステージにおける排出が最も多い。

このライフサイクルをたどる用途分類の設定においては、PRTR 制度における家庭からの排出で推計対象となっている用途である「洗剤」、「化粧品」、「防虫剤」及び「消臭剤」と EU-TGD における「IC 5 Personal/domestic 及び IC 6 Public domain」に当てはまる Use Category を参考にしている。



図表 IV-17 家庭用・業務用の用途を有する優先評価化学物質のライフサイクル

家庭用・業務用の用途として排出が考慮される用途は、図表 IV-18 に記載されている「#113 水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）」、「#114 ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）」及び「#120 殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）」の3つが対象となる。なお、上記3用途とは異なるライフサイクルをたどる「#122 芳香剤又は消臭剤」については、別のライフサイクル（(5)の図表 IV-19 を参照）を設定している。

図表 IV-18 家庭用・業務用の用途として排出が考慮される用途分類

用途番号(#)	用途分類
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）

上記以外の用途分類、詳細用途分類であっても、実態として家庭用・業務用での使用が存在するが¹、その主たる用途である工業的使用に統合して取り扱うことと設定した。なお、#142-a の冷媒、冷却剤（フロン類等）は PRTR 推計対象用途で、統計資料から主たる用途

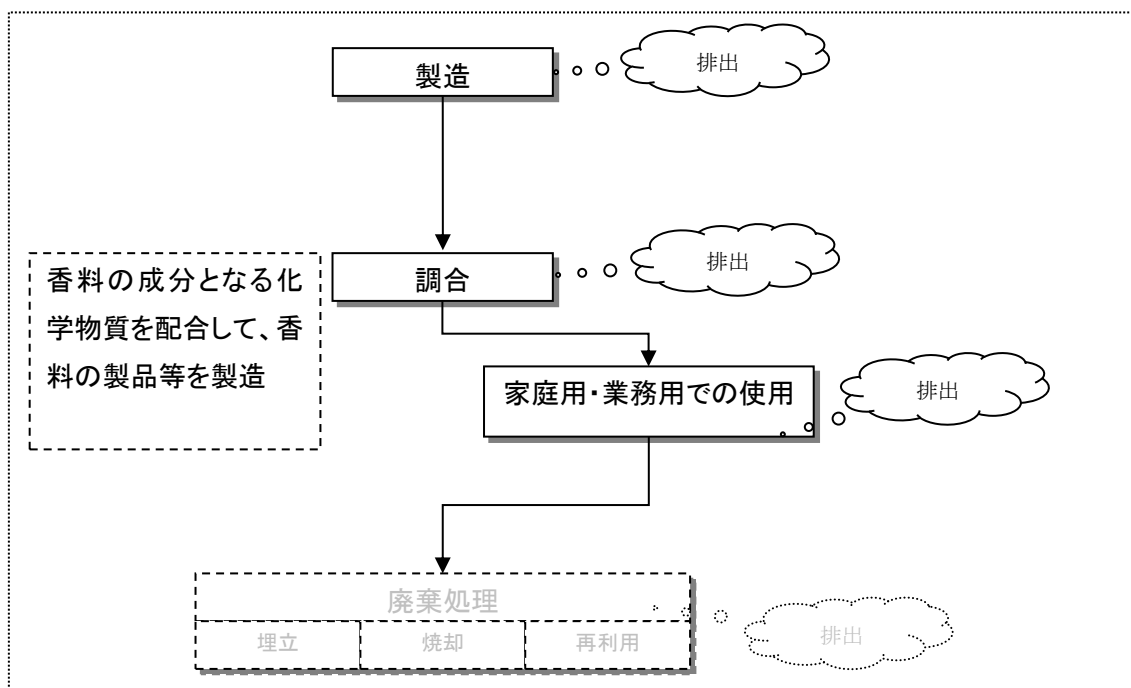
¹ 例えば、#102 塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤、#103 接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤、#105 クリーニング洗浄用溶剤、#108 エアゾール用溶剤又は物理発泡剤、#109 その他の溶剤（102～108までに掲げるものを除く。）、#115 塗料又はコーティング剤、#116 インキ又は複写用薬剤、#123 接着剤、粘着剤又はシーリング材、#124 レジスト材料、写真材料又は印刷版材料、#136 作動油、絶縁油又は潤滑油剤、#142 熱媒体、#147 燃料又は燃料添加剤など。

が家庭用・業務用であるが、#142-b の熱媒、加熱剤は PRTR 推計対象用途ではなく、主たる用途が「工業的使用」であるため、#142 には「家庭用・業務用での使用」のシナリオ設定を行わなかった。ただし、「家庭用・業務用での使用」からの排出量が「工業的使用」からの排出量に対比して無視できないこともあり得る。そのような場合には評価Ⅱ又はⅢ以降で考慮することとした。

(5) 芳香剤又は消臭剤のライフサイクル

用途分類「#122 芳香剤又は消臭剤」として使用される優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-19 のように「製造段階」、「調合段階」、「家庭用・業務用での使用段階」の3つのライフサイクルステージを設定した。本ライフサイクルは、(4)のライフサイクルと同じである。

芳香剤、消臭剤は開放系で化学物質を使用することによりその機能を発揮するため、水系洗浄剤などと同様に「家庭用・業務用での使用段階」のライフサイクルステージにおける排出が最も多い。



図表 IV-19 芳香剤、消臭剤の優先評価化学物質のライフサイクル

芳香剤、消臭剤の用途番号は「#122 芳香剤又は消臭剤」である。用途分類「#122 芳香剤又は消臭剤」の詳細用途分類「b 芳香剤」「c 消臭剤」「d 乳化剤、分散剤」「e 香料[#113-e 及び #122-b,c を除く]」「z その他」については、家庭用・業務用での芳香剤製品、消臭剤製品を使用する段階を想定し、主に大気への排出が考慮されるシナリオが設定されている。

なお、用途分類表 Ver.1 では、家庭等での香料入り洗浄剤等、主に河川への排出を考慮するシナリオである詳細用途分類「a 香料(洗浄剤用)」が設定されていたが、用途分類表 Ver.2 では、「#113 水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)」の「e 香料」に変更になった。

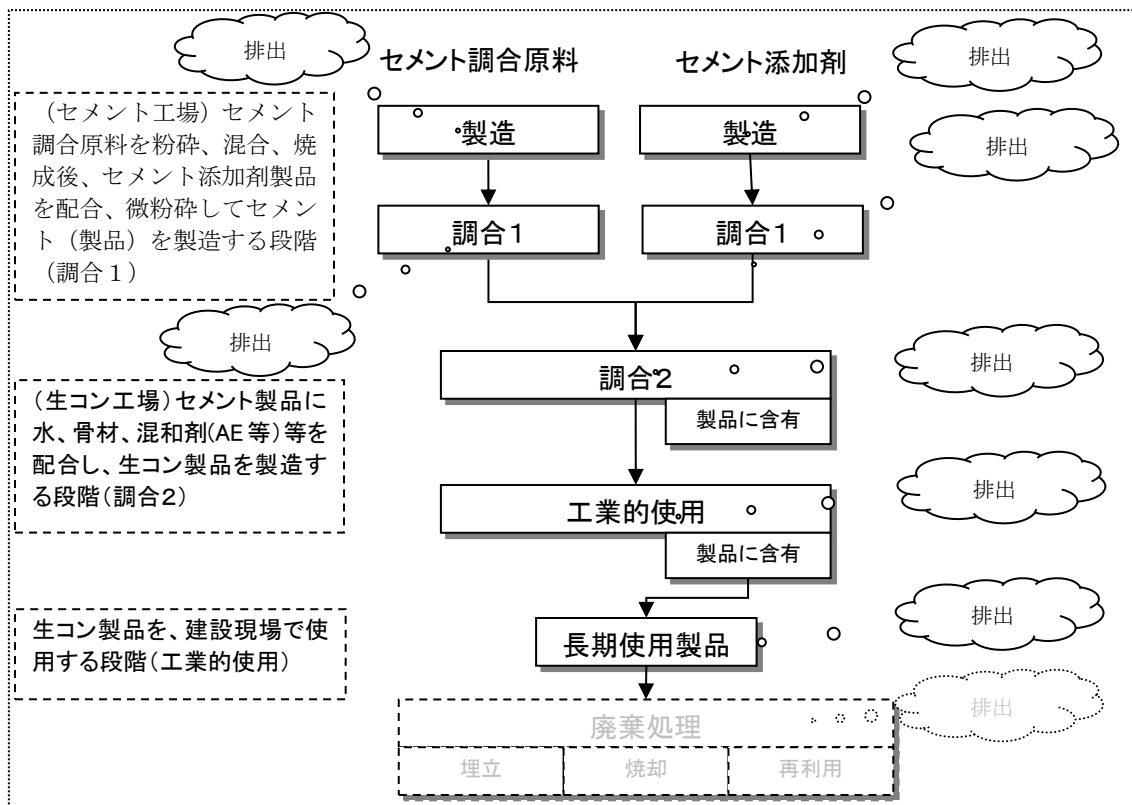
たため、当該詳細用途は廃止されている。

(6) セメント調合原料、セメント添加剤のライフサイクル

用途分類「#130 ガラス、ほうろう又はセメント」の詳細用途分類「g セメント調合原料」及び「h セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）」の優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-20 のように「製造段階」、「調合段階 1」、「調合段階 2」、「工業的使用段階」、「長期使用製品の使用段階」の 5 つのライフサイクルステージを設定した。本ライフサイクルは、(3)のライフサイクルの派生型であり、調合段階を 2 段階に設定している点異なる。

「調合段階 1」は、セメント工場で、セメント調合原料を粉砕・混合・焼成後、クリンカに石膏、フライアッシュ等のセメント添加剤等の成分を配合、粉砕し、セメント製品を製造する段階を指し、「調合段階 2」は、生コン工場で、セメント製品に水、骨材、混和剤(AE 等)等を配合し、生コン製品を製造する段階を指す。また、「工業的使用段階」とは「調合段階 2」によって作られた生コン製品を、建設現場で使用する段階を指す。この工業的使用段階では、「#144 建設資材又は建設資材添加物」の「b コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）」などの工業的使用段階と同様のシナリオを設定している。長期使用製品の使用段階はセメント（製品）成分がコンクリート等から使用中に浸み出る段階を指す。

一方、新たに追加された詳細用途分類である「i セメント加工助剤」の優先評価化学物質のライフサイクルについては「製造段階」、「調合段階」、「工業的使用段階」の 3 つのライフサイクルステージを設定した。当該詳細用途は、セメント工場、調合（粉砕）工程等でクリンカ補助剤（粉砕助剤）等として、工業的に使用されることを想定している。



図表 IV-20 セメント原料及びセメント添加剤の優先評価化学物質のライフサイクル

セメント調合原料、セメント添加剤、セメント加工助剤の詳細用途分類は、図表 IV-21 に示すように「#130 ガラス、ほうろう、セメント」の「g セメント調合原料」、「h セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）」及び「i セメント加工助剤」となる。

図表 IV-21 セメント関連の用途として排出が考慮される用途分類・詳細用途分類

用途 番号(#)	用途分類	詳細用途 番号	詳細用途分類
130	ガラス、ほうろう 又はセメント	g	セメント調合原料
		h	セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）
		i	セメント加工助剤

(7) 燃料、燃料添加剤のライフサイクル

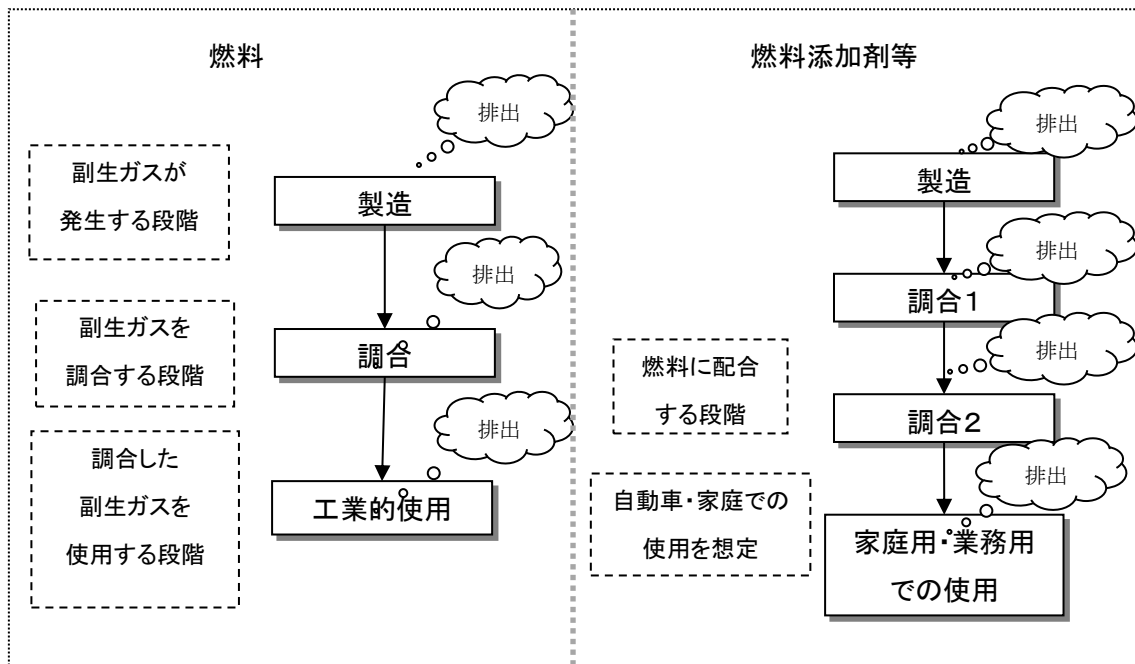
用途分類「#147 燃料又は燃料添加剤」の詳細用途分類「a 燃料」¹の優先評価化学物質のライフサイクルを図表 IV-22 のように「製造段階」、「調合段階」、「工業的使用段階」の

¹ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）の対象である自動車に給油される揮発油等の「燃料」については、「(3) 他の法律による上市規制が課されうる化学物質」として届出不要となっている。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/dokode_menjo220423.pdf

3つのライフサイクルステージに設定した。

また、詳細用途分類「b 燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）」、「c 燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）」、「d 氷結防止剤、着臭剤」（以下、「燃料添加剤等」とする）の優先評価化学物質のライフサイクルを「製造段階」、「調合段階1」、「調合段階2」、「家庭用・業務用での使用段階」の4つのライフサイクルステージに設定した。



図表 IV-2 2 燃料又は燃料添加剤の優先評価化学物質のライフサイクル

燃料又は燃料添加剤の用途番号は、図表 IV-2 3 に示すように「#147 燃料又は燃料添加剤」となる。

図表 IV-2 3 燃料関連の用途として排出が考慮される用途分類・詳細用途分類

用途 番号(#)	用途分類	詳細用途 番号	詳細用途分類
147	燃料又は燃料添加剤	a	燃料
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）
		d	氷結防止剤、着臭剤

IV.2.5.4 排出先環境媒体

排出先環境媒体については、大気と水域（表層水を想定）の2つの媒体別に排出シナリオを設定した。

本スキームにおける排出係数設定の基礎とした EU-TGD A-table では、排出先環境媒体に大気、排水（Waste water）、表層水（Surface water）、土壌、固形廃棄物の 5 区分を設定している。

本スキームで排出先環境媒体として大気と水域の 2 区分を設定した理由は以下のとおりである。

- ・ PRTR 制度による届出排出量の実態で環境への排出先の主要環境媒体は大気と水域であること
- ・ PRTR 制度による届出排出量をみると土壌への排出は重金属等の限定的な実態しかなく、土壌排出により想定される地下水汚染の可能性については別途考慮すること（VI.5 地下水汚染の可能性シナリオ 参照）
- ・ 廃棄物については、現時点では本スキームにおいて考慮していないこと

また、EU-TGD では排水として排出する場合、その後、活性汚泥処理を伴う下水処理場を介し、表層水へ排出されることを仮定していることから、排水と表層水の排出係数を区別している。本スキームでは、個別の排出源の情報が得られない中で排出量の過小評価を回避するためと、以下の 2 点を理由に、各仮想的排出源は下水処理場へもつなげておらず、生物学的処理をせずに河川へ排出するシナリオを想定している。そのため、排出係数の設定では EU-TGD の A-table から排水と表層水の排出係数の区別をせずに利用している。

- ・ 各仮想的排出源が活性汚泥処理をしているかどうか、又は下水処理場へ排出しているかどうかはわからないこと
- ・ PRTR 届出事業所を精査すると、河川への排出量が大きい事業所には活性汚泥処理をしていない事業所があること

IV.2.6 排出量の推計

IV.2.6.1 基本的な考え方

一般的に、排出量の算出方法には、物理化学的性状、物質収支（取扱量－製品中への含有量－廃棄量）、実測、排出係数、物性値等を用いた工学的な計算、専門家判断などから求める方法がある^{1,2}。

本スキームでは、製造数量等の届出情報を用い、その中の用途の情報によって定まる排出シナリオに沿って優先評価化学物質の排出量を推計する。また、暴露評価の対象（人、生態）や暴露シナリオに合わせ、排出経路（排出先の環境媒体（大気、水域））ごとにそれぞれ排出量を推計する。なお、排出量の推計には、環境挙動・環境中運命は含まれない。

¹ 経済産業省・環境省, PRTR 排出量等算出マニュアル第Ⅲ版

² OECD(2006) Comparison of Emission Estimation Methods Used in Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs) and Emission Scenario Documents (ESDs): Case Study of Pulp and Paper and Textile Sectors, , ENV/JM/MONO6 OECD SERIES ON TESTING AND ASSESSMENT No.52

また、本スキームにおける排出量の精度は、前述の IV.2.5.1 (2)①～③に関連した情報に依存することに留意する必要がある。特に、「①排出源の設定」、「②地理的分布の設定」においては「詳細用途」と「詳細用途ごとの出荷先」に関して事業者が届け出た情報の精度に依存する。

本スキームの排出量推計における基本的な考え方を以下に列挙する。

(ア) 排出量は、製造数量等の届出制度に基づく届出数量（製造数量、出荷数量）からライフサイクルステージ別・詳細用途別の取扱量を求めた後、それぞれの排出係数を乗じて算出される。

(イ) 排出係数はライフサイクルステージ別・詳細用途別・物理化学的性状の区分別に設定される。

(ウ) 排出係数は排出先の環境媒体として2つの媒体（大気と水域）別に設定される。

(エ) ライフサイクルステージとして、製造段階、調合段階、工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階、長期使用製品の使用段階の5つを考慮する。

(オ) 排出源ごとの暴露シナリオでは、製造段階、調合段階、工業的使用段階の3つのライフサイクルステージを考慮する。

(カ) 排出源ごとの暴露シナリオでは、(オ)のライフサイクルステージごとに仮想的排出源を仮定し、それぞれの排出量を推計する。

(キ) 排出源ごとの暴露評価では、(オ)のライフサイクルステージごとの仮想的排出源からの水域への排出は、下水処理場を経由せず河川に排出されると仮定する。

(ア) については IV.2.6.3 で後述する。(イ) (ウ) (キ) については IV.2.6.2 で後述する。

(エ) (オ) (カ) については IV.2.5.1(2)で前述している。

IV.2.6.2 排出係数の整備

本スキームの排出量推計手法は、EU-TGD における排出係数を用いる手法とその排出係数一覧表（「A-table」と呼ばれている）を基礎にしている。EU-TGD A-table の排出係数は、産業分類・ライフサイクルステージ・メインカテゴリー（工程における取扱いの大まかな分類）¹・物理化学的性状・用途・EU 域内供給量といった、化学物質とその使われ方の複数の属性によって、排出先環境媒体ごとに設定されている。すなわち個別の化学物質ごとではなく、これらの属性で化学物質をグループに括り、同じグループに属する化学物質は排出係数が同じとみなす手法である。製造数量等の届出制度上、EU で使用しているすべて

¹ メインカテゴリーは、製造・調合・工業的使用のライフサイクルステージごとに3～4分類ずつ、合計11分類設定されている。例えば、製造段階の Ia：連続工程で製造され消費される自家消費の中間物、製造段階の Ib：製造後、自社で一旦保管される中間物又は連続工程で製造される中間物以外の化学物質、といった分類である。工程における装置の使い方、開放系で使うか否かといった観点から分類されている。メインカテゴリーは SIDS 項目の1つでもある。EU (2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment. Part II, Appendix I Emission factors for different use categories.

の属性の情報は得られないため、得られる範囲で排出量推計が可能となるよう、本スキームでは以下に挙げた属性で排出係数を決定できるようにした。

- ・ ライフサイクルステージ
- ・ 詳細用途
- ・ 物理化学的性状（蒸気圧、水溶解度）

ライフサイクルステージについては、基礎とした EU-TGD の A-table がライフサイクルステージ別に構成されていること、製造数量等の届出制度に基づく情報が「製造」と「出荷先」の少なくとも 2 つの段階のライフサイクルステージに分かれていることから、本スキームの排出量推計においても考慮することにした。考慮するライフサイクルステージは IV.2.5.2 で示したとおり、EU-TGD に準拠して製造段階、調合段階、工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階、長期使用製品の使用段階の 5 段階とした¹。

詳細用途については、製造数量等の届出制度において出荷数量が詳細用途別に届け出されており、この情報を活用するためと、EU-TGD の A-table においても部分的に排出係数の選択に用途（Use Category）が組み込まれているため考慮することにした。

物理化学的性状については、基礎とした EU-TGD の A-table が大気への排出係数については概ね蒸気圧の区分別に、水域への排出係数については概ね水溶解度の区分別に設定されていることから、これらを反映させるためにこの 2 つの性状を考慮することにした。

なお、水域への排出量の推計における化審法の分解性の判定結果（難分解性／良分解性）等の反映については、「IV.3.2.2 下水処理場等での除去率の扱い」で後述する。

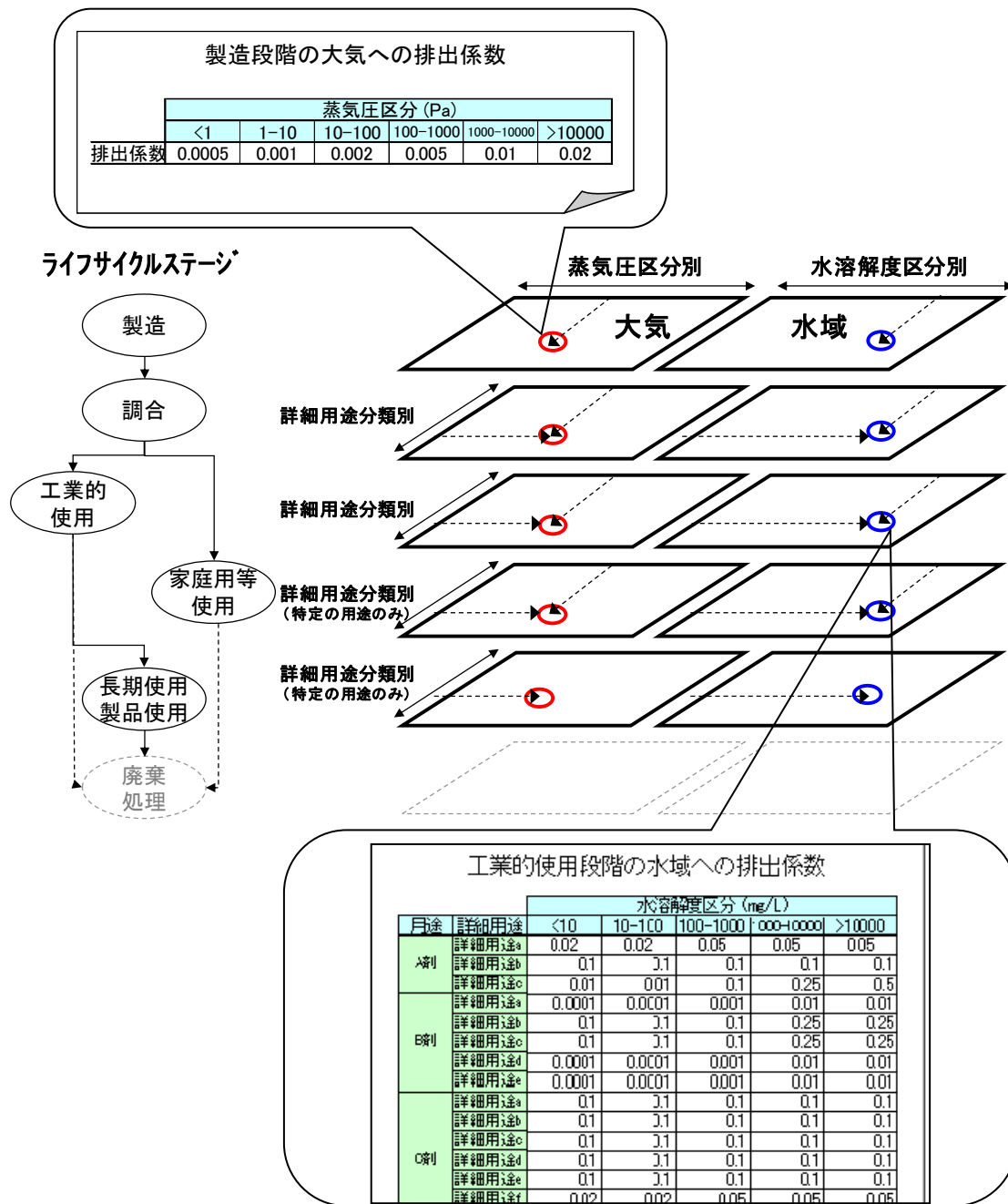
以上より、本スキームで適用する排出係数は、以下のような形態で整備した。

- ・ 5 つのライフサイクルステージ別
- ・ 大気への排出係数は蒸気圧の区分別
- ・ 水域への排出係数は水溶解度の区分別
- ・ 調合段階についてはすべての詳細用途別
- ・ 工業的使用段階については家庭用・業務用での使用段階が設定されていないすべての詳細用途別
- ・ 家庭用・業務用での使用段階については特定の詳細用途についてのみ
- ・ 長期使用製品の使用段階については特定の詳細用途についてのみ

排出係数の整備イメージを図表 IV-24 に示した。整備した結果は「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」として IV.7.2 に収載した。

¹ EU-TGD の A-table については製造段階、調合段階、工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階、廃棄処理段階の 5 段階が設定されている。ただし、廃棄処理段階はライフサイクルステージとしての想定はあるが、排出係数のデフォルト値はすべての産業分類で “Not applicable” であり、個別の情報が得られない限り排出量は推計できない。また、長期使用製品の使用段階については A-table の中に排出係数のデフォルト値はなく、産業分類別の Emission Scenario Document の中からか、個別の情報が得られる場合に考慮できる場合がある。

1



2

3

図表 IV-24 本スキームに適用する排出係数の整備イメージ

4

IV.2.6.3 排出源ごとの暴露シナリオにおける排出量の推計式

「排出源ごとの暴露シナリオ」における排出量推計では、ライフサイクルステージ・詳細用途・物理化学的性状の区分が同じ場合は、用いられる排出係数の値は同じになる。

製造数量等の届出情報から仮想的排出源ごとの排出量を推計する具体的手順は、ライフ

サイクルステージごとに以下(1)～(3)のとおりである。これらの手順は評価段階を通じて基本的に共通である¹。「排出源ごとの暴露シナリオ」では、これに合わせて、製造段階と出荷先の排出量を下式のように別々に算出する。また、排出先環境媒体は大気と水域の2つを設定し、媒体別に排出係数を設定している²。

(1) 製造段階の排出源ごとの排出量推計

- ① 評価対象年度の届出情報から、評価対象物質³の情報を抽出
- ② 製造事業所ごとに製造数量を整理
- ③ 排出係数一覧表より、評価対象物質の蒸気圧区分に該当する製造段階の大気への排出係数を選択（図表 IV-2 4 参照）
- ④ 排出係数一覧表より、評価対象物質の水溶解度区分に該当する製造段階の水域への排出係数を選択（図表 IV-2 4 参照）
- ⑤ ②の数量に③の排出係数を乗じて大気への排出量を算出(式 IV-3)
- ⑥ ②の数量に④の排出係数を乗じて水域への排出量を算出（式 IV-4）
- ⑦ 評価対象物質の対象年度の届出に含まれるすべての製造事業所について⑤と⑥を算出

製造段階の排出量

製造段階の大気への排出量＝製造数量×製造段階の大気への排出係数 式 IV-3

製造段階の水域への排出量＝製造数量×製造段階の水域への排出係数 式 IV-4

(2) 調合段階の排出源ごとの排出量推計

- ① 評価対象年度のすべての届出者からの国内出荷数量を詳細用途別・都道府県別に集計
- ② 排出係数一覧表より、詳細用途と評価対象物質の蒸気圧区分に該当する調合段階の大気への排出係数を選択（図表 IV-2 4 参照）
- ③ 排出係数一覧表より、詳細用途と評価対象物質の水溶解度区分に該当する調合段階の水域への排出係数を選択（図表 IV-2 4 参照）
- ④ ①の数量に②の排出係数を乗じて大気への排出量を算出(式 IV-5 式 IV-5)
- ⑤ ①の数量に③の排出係数を乗じて水域への排出量を算出(式 IV-6 式 IV-6)
- ⑥ 評価対象物質の対象年度の届出に含まれるすべての詳細用途に関し都道府県別に調合段階の仮想的排出源について④と⑤を算出

¹ 評価Ⅲでは、排出係数一覧表のデフォルト排出係数の代わりに具体的な排出量や排出係数が得られれば、推計に反映することになる（0 参照）。

² 排出係数の値は、各環境媒体別の合計が1を超える場合があるが、取扱量より排出量が大きくならないように正規化して1を超えない値になるように調整して排出量の推計に用いる。

³ 評価対象物質が変化物の場合、排出量推計では親化合物の情報をを用い、親化合物の排出量を推計したのち、環境中濃度推計モデルに入力する際は、変化物の排出量に親化合物と変化物の分子量と、1分子の親化合物から生成する変化物の分子数を用いて換算する。後出の(2)(3)も同様である。

出荷先（調合段階）の排出量

詳細用途 i の調合段階の大気への排出量＝詳細用途 i の出荷数量×詳細用途 i の調合段階の大気への排出係数 式 IV-5

詳細用途 i の調合段階の水域への排出量＝詳細用途 i の出荷数量×詳細用途 i の調合段階の水域への排出係数 式 IV-6

(3) 工業的使用段階ごとの排出源の排出量推計

- ① 排出係数一覧表より、評価対象物質の蒸気圧区分に該当する工業的使用段階の大気への排出係数を選択（図表 IV-2 4 参照）
- ② 排出係数一覧表より、評価対象物質の水溶解度区分に該当する工業的使用段階の水域への排出係数を選択（図表 IV-2 4 参照）
- ③ [評価対象年度のすべての届出者からの国内出荷数量－調合段階の大気への排出量－調合段階の水域への排出量]に①の排出係数を乗じて大気への排出量を算出（式 IV-7, 図表 IV-2 5 参照）
- ④ [評価対象年度のすべての届出者からの国内出荷数量－調合段階の大気への排出量－調合段階の水域への排出量]に②の排出係数を乗じて水域への排出量を算出（式 IV-8, 図表 IV-2 5 参照）
- ⑤ 評価対象物質の対象年度の届出に含まれるすべての詳細用途に関し都道府県別に工業的使用段階の仮想的排出源について③と④を算出

出荷先（工業的使用段階）の排出量

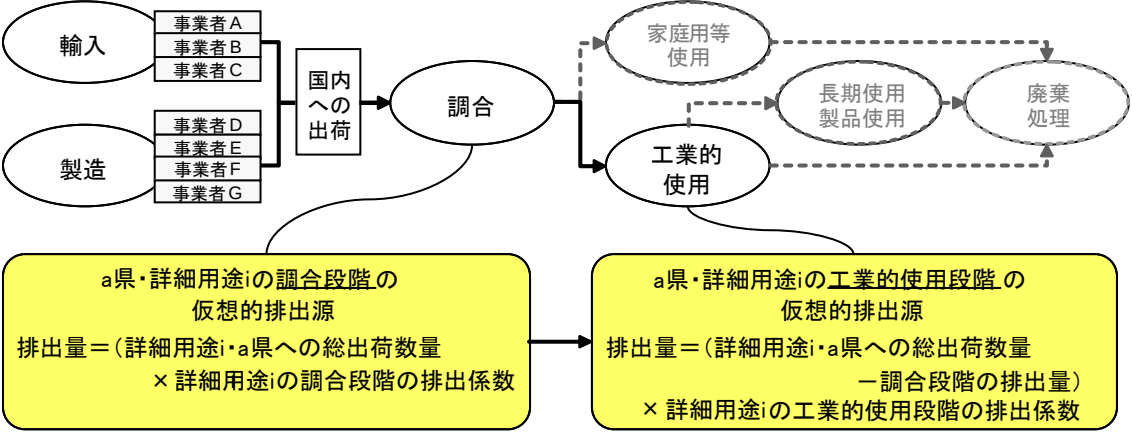
詳細用途 i の工業的使用段階の大気への排出量＝(詳細用途 i の出荷数量－用途 i の調合段階の排出量)×詳細用途 i の工業的使用段階の大気への排出係数 式 IV-7

詳細用途 i の工業的使用段階の水域への排出量＝(詳細用途 i の出荷数量－用途 i の調合段階の排出量)×詳細用途 i の工業的使用段階の水域への排出係数 式 IV-8

国内の出荷先については、IV.2.5.3 で示した排出シナリオのとおり、本スキームにおける一般的な用途では、調合段階と工業的使用段階の 2 つのライフサイクルステージを仮定している。そこで、出荷数量については上式では都道府県別であることを略記しているが、すべての事業者からの出荷数量を詳細用途別・都道府県別に合計し、詳細用途毎に出荷先の都道府県に調合段階と工業的使用段階の 1 つずつの仮想的排出源を設定している。工業的使用段階の排出量は、式 IV-7、式 IV-8 及び図表 IV-2 5 に示すように、出荷数量から大気及び水域への調合段階の排出量を差し引いた数値を工業的使用段階における取扱量と

1 みなし、これに排出係数を乗じて算出する。

2



3

4

5

6

図表 IV・2 5 各ライフサイクルステージと出荷数量の取扱い

IV.3 暴露評価Ⅰにおける排出量推計

IV.3.1 暴露評価Ⅰにおける排出量推計の目的

暴露評価Ⅰの目的は、リスク推計Ⅰに用いる環境経由の暴露量（又は暴露濃度）（人健康の場合は摂取量、生態の場合はPEC¹）の推計であり、次の段階（評価Ⅱ、有害性情報提出の求め等）を実施するための優先順位付けを行うことである。

したがって、暴露評価Ⅰにおける排出量推計の目的は、優先評価化学物質すべてにおいて暴露評価できるように排出量を推計することである。また、リスク推計Ⅰに用いる有害性情報を有しない優先評価化学物質に関しては、有害性情報提出の求めを行う必要性の判断の指標とするためにも排出量を推計する。

なお、優先順位付けの参考とするために、PRTR 情報が得られれば、PRTR 情報を利用する。ただし、評価Ⅰでは、化学物質を取り扱う事業者が事業所ごとに届け出た排出量及び移動量を国が集約した「届出データ」のみを使用し、国が排出量を推計する「届出外排出量データ」は使用しない。

ここでは、製造数量等の届出情報と PRTR 情報の主な特徴を図表 IV-26 に示す。

なお、PRTR 情報の利用方法についての詳細は、IV.4.4 を参照されたい。また、利用する際の留意点については IV.7.5 を参照されたい。

図表 IV-26 化審法の製造数量等の届出情報と化管法の PRTR 情報の主な特徴

	化審法 製造数量等の届出情報	化管法 PRTR 情報
届出対象者	製造・輸入者	取扱事業者
届出内容※	製造数量（事業者及び事業所単位） 輸入数量（事業者単位） 出荷数量（事業者単位）	排出量（事業所単位） 移動量（事業所単位）
届出対象物質	優先評価化学物質	第一種指定化学物質
届出対象外となる条件を持つ項目	上記数量、用途、製品形態	業種、常用雇用者数、製品形態、製品中含有量、取扱量
公開内容	年間の製造・輸入数量の合計値が100 トン以上の物質の合計数量が実数で公開。事業者名称は非公開。	年間の排出量等の合計値ならびに事業所ごとの名称や届出数量が実数で公開。
その他備考	本スキームにおいて、国が届出情報を用いて排出量を推計。	届出対象外の部分は、国が排出量を推計し、公開。

※ 簡略的にいえば、事業者は会社単位、事業所は工場単位である。

¹ PEC：予測環境中濃度。Predicted Environmental Concentration の略。

IV.3.2 暴露評価 I における排出量推計に共通する事項

IV.3.2.1 評価対象物質が複数の場合の扱い

優先評価化学物質のリスク評価においては、リスク評価の実質的な「評価対象物質」は、複数の物質である場合がある。そのような場合、評価 I では、原則として優先評価化学物質ごとに評価対象物質を 1 つに決めて評価を行うこととする^{1,2}。

評価対象物質が複数になりうる例として（ア）～（ウ）が挙げられ、それぞれについて評価 I の排出量推計における評価対象物質の設定の考え方を以下に示す。

（ア）構造の一部又は構成部分に優先評価化学物質を含む化学物質³が、製造数量等の届出の対象となる場合：

必要に応じて評価対象物質を複数設定する例である。評価 I では、優先評価化学物質の指定名称の化学物質を評価対象物質とし、その物理化学的性状データを用いて排出量を推計する。

例えば、優先評価化学物質名は「A」であり、「A」の製造数量等の届出対象として「A を含む塩」も含まれ、その届出があった場合、評価 I においては届出がされた「A を含む塩」の製造数量等を「A」の製造数量等に分子量換算した後に排出量推計に用いる。

（イ）分解度試験より変化物が生じることが判明している優先評価化学物質の場合：

評価 I では、原則、親化合物を評価対象物質とする。ただし、親化合物の有害性データが得られず、変化物の有害性データが得られる場合は、変化物を評価対象物質とする。変化物を評価対象物質とする場合でも、排出時は「親化合物」とであると想定し、「親化合物」の物理化学的性状データを用いて排出量を推計する⁴。

（ウ）指定された優先評価化学物質の構造の範囲に高分子化合物である化学物質と高分子化合物でない化学物質が混在し、それぞれの届出が事業者からあった場合：

評価 I では、原則、排出量がより大きく推計される高分子化合物ではない化学物質を評価対象物質とし、高分子化合物ではない物質の物理化学的性状と排出係数を用いて排出量を推計する。

¹ その場合、有害性評価と暴露評価では、評価対象物質が異なる場合がありうる。

² この簡略化は、以下の理由による。

- ・評価 I の目的は優先順位付けであり、絶対値としての正確さは求められていないこと。
- ・評価 I の結果のみから最終判断（優先取消し、有害性調査指示、二特指定等）が行われることはなく、最終判断の前には評価対象物質の設定も含めた精査を行うことになること。

³ この表現は「運用通知 3-2(1)と(2)」を参照とした表現である。参照されたい。

⁴ その後、数理モデルに適用する際に変化物の生成量と環境中濃度を推計している。ただし、変化物は環境水中で生成するものであるため、大気への排出量について、評価 II においては環境媒体別に個別に判断することになる（V 章参照）。

IV.3.2.2 下水処理場等での除去率の扱い

化審法の分解性に係る判定結果（難分解性／良分解性）と、同等の分解度試験から化審法の判定基準に照らした分類（難分解性／良分解性）については、排出量推計において以下のように考慮する。

化審法の分解性の判定で用いられる分解度試験の結果は水中の生物分解によるものである。これを反映させるものとして、水域への排出において排出の前に活性汚泥処理をしていると想定されるライフサイクルステージ・用途に関し、「良分解性」の物質については、水域への排出量に活性汚泥処理による除去率に相当する係数を乗じる。そのような用途は、「水系の非点源シナリオ」にあてはめる用途である。すなわち家庭用や業務用の洗浄剤等の用途であり、詳細は IV.2.5.3 (4)に記載している。これらの用途の家庭用等使用段階の水域への排出に関しては、「良分解性」である優先評価化学物質では、下水処理場での除去率として 0.67 を用いる。この係数 0.67 の設定根拠は IV.7.3 に記載している。

また、ここで用いる分解性情報は、(I 章 評価の準備) で選定した情報である。

IV.3.2.3 物理化学的性状データが得られない優先評価化学物質の扱い

物理化学的性状（蒸気圧、水溶解度）データが得られない優先評価化学物質の排出係数については、原則、詳細用途別ライフサイクルステージ別の排出係数の中で、大気、水域いずれの排出係数についても最も高い値を付与する。ただし、高分子化合物であるか否か¹でその設定方法が異なることに留意する必要がある。

評価Ⅰでは、高分子化合物であれば、詳細用途別ライフサイクルステージ別の排出係数の中で、大気への排出係数については最も低い値を、水域への排出係数については最も高い値を付与する。例えば、一般的には、5 つある水溶解度区分のうち、「10,000mg/L 以上」の区分の値が最も高い値である。しかし、特定の詳細用途においては、この区分の値の欄がハイフン「-」（この詳細用途に用いられる化学物質の水溶解度が 10,000mg/L 以上であることは詳細用途の定義から想定されないという意味）で示されている場合がある。そのような場合もあるため、5 つある水溶解度区分のうち、水域への排出係数について最も高い値を付与するとしている。このような値を用いた場合、推計排出量は実際の物理化学的性状データを用いた際と同等か、より大きめに見積もられるように設定している。

なお、評価Ⅱ以降では、そのような優先評価化学物質は個別に対応する。

IV.3.2.4 長期使用製品の使用段階からの排出の扱い

評価Ⅰにおいては、長期使用製品の使用段階からの排出は、用途等に応じた暴露シナリオ

¹ 高分子化合物であるか否かは製造数量等の届出情報において製造・輸入者がその項目にチェックしているか否かで判断する。

の1つである「船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ」に適用する詳細用途からの排出のみ考慮する（図表 IV-8 参照）。

IV.3.3 排出源ごとの暴露シナリオにおける排出量推計

製造数量等の届出情報から仮想的排出源ごとの排出量を推計する具体的手順は、ライフサイクルステージごとに IV.2.6.3 に前述したとおりである。

IV.3.4 用途等に応じた暴露シナリオにおける排出量推計

基本となる排出源ごとの暴露シナリオのみでは、環境への主要な排出に係る暴露をカバーできない。そのため、そのような用途等に関しては、排出源ごとの暴露シナリオに追加して、「用途等に応じた暴露シナリオ」をそれぞれ設定する。概要を図表 IV-27 に示す。詳細は（VI 暴露評価～用途等に応じた暴露シナリオ）を参照されたい。

図表 IV-27 評価 I における用途等に応じた暴露シナリオ（排出シナリオ含む）の概要

暴露シナリオ名	対応する用途分類	対応するライフサイクルステージ	概要
水系の非点源シナリオ	・#113 水系洗浄剤 2 《家庭用・業務用の用途》 ・#114 ワックス #120 殺生物剤 3 《家庭用・業務用の用途》	家庭用・業務用での使用段階	家庭等で使用され下水を通じて下水処理場に化学物質が集まり、そこから河川へ排出される化学物質に暴露される暴露集団を想定。該当する用途の全国出荷数量から国民一人当たりの使用・排出量に換算して原単位ベースで代表的濃度を推計するシナリオ。
大気系の非点源シナリオ	・#120 殺生物剤 3 《家庭用・業務用の用途》 ・#122 芳香剤、消臭剤 ・#147 燃料、燃料添加剤	家庭用・業務用での使用段階	非点源（家庭や移動体等）で大気への排出が想定される用途について、大気経由の暴露量を推計するシナリオ。
船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ	・#117 船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	長期使用製品の使用段階	船底塗料用防汚剤や漁網用防汚剤は、長期使用製品の使用段階における海域への排出を想定したシナリオ。

IV.3.4.1 水系の非点源シナリオにおける排出量推計

水系の非点源シナリオにおける排出シナリオでは、家庭用・業務用の用途で使用する優先評価化学物質は、製造数量等の届出制度による出荷先都道府県を最終消費地とはみなさず、最終的には消費者全体に行き渡り、使用されると想定する。当該シナリオに該当する用途からの優先評価化学物質の水域への排出は、全量が仮想的な下水処理場へ移動する

ものとし（評価Ⅰの場合）、仮想的な下水処理場では、良分解性の物質では除去率、難分解性又は分解性が不明の物質では分解等で除去されずに、下水処理場への流入濃度＝下水処理場からの排出濃度とする。

以上の排出シナリオに基づいた具体的な排出量推計の手順は以下のとおりである。

- ① 評価を実施する年度の届出情報¹から、評価対象物質の情報を抽出する。
 - ② ①に含まれる用途の情報から家庭用・業務用での使用段階に係る用途を抽出する（図表Ⅳ-27参照）。
 - ③ ②に該当する詳細用途ごとに、すべての届出者からの出荷数量を合計する（詳細用途別の全国出荷数量）。
 - ④ 家庭用・業務用での使用段階の排出係数一覧表より、②で対応付けた詳細用途と、排出係数一覧表より、評価対象物質の水溶解度区分に該当する家庭用・業務用での使用段階の水域への排出係数を選択する（図表Ⅳ-24参照）。
 - ⑤ ③の全国出荷数量から調合段階の排出量（大気分＋水域分）を引き、④の排出係数を乗じて水域への詳細用途別の全国排出量を算出する。
 - ⑥ ⑤の詳細用途別の全国排出量に関し、②で対応付けた詳細用途すべてを合計する（全国排出量）。
- この結果、評価対象物質ごとに1つの値が求められる。
- ⑦ ⑤の全国排出量を日本の人口で除して排出量原単位（kg/year/人）を算出する（式Ⅳ-9式Ⅳ-9）。
- 排出量原単位を生活排水原単位（m³/day/人）で除して家庭等からの排水濃度（mg/m³）を算出し、「家庭等からの排水濃度＝下水処理場への流入濃度」とみなす（式Ⅳ-10）。下水処理場への流入濃度に下水処理場での除去率を考慮して下水処理場からの排出濃度を算出する（式Ⅳ-11）。その際、評価対象物質が良分解性である場合は、下水処理場での除去率として暴露評価Ⅰでは0.67を使用する。この0.67の設定根拠はⅣ.7.4.3(4)に記載されている。一方、評価対象物質が難分解性又は分解性不明の場合の除去率は0（除去されない）とする。

水系の非点源シナリオの排出量

国民一人当たり排出量原単位

式Ⅳ-9

$$= \left[\sum_{\text{詳細用途}} \{ (\text{詳細用途iの出荷数量} - \text{詳細用途iの調合段階の排出量}) \times \text{詳細用途iの家庭用・業務用での使用段階の水域への排出係数} \} \right] / \text{日本の人口}$$

家庭等からの排水濃度

式Ⅳ-10

$$= \text{一人当たり排出量原単位} / \text{一人当たり水使用量原単位}$$

¹ 「評価を実施する年度」と、評価に用いる「届出情報」の年度とは、評価Ⅰでは1年ずれる。それは「届出情報」が前年度実績分の情報であるためである。

＝下水処理場への流入濃度

下水処理場からの排水濃度＝下水処理場への流入濃度×(1－下水処理場での除去率) 式 IV-11

IV.3.4.2 大気系の非点源シナリオにおける排出量推計

大気系の非点源シナリオの排出シナリオについても、水系の非点源シナリオの排出シナリオと同様に、製造数量等の届出制度による出荷先都道府県を最終消費地とはみなさず、最終的には消費者全体に行き渡り、使用されとする。当該シナリオに該当する用途からの優先評価化学物質の大気への排出量は、全国排出量を人口等の指標に案分し仮想的排出源の排出量を推計する。具体的な排出量推計の手順は以下のとおりである。

- ① 評価を実施する年度の届出情報から、評価対象物質の情報を抽出する。
- ② ①に含まれる用途の情報から家庭用・業務用での使用段階に係る用途を抽出する（図表 IV-2 7 参照）。
- ③ ②に該当する詳細用途ごとに、すべての届出者からの出荷数量を合計する（詳細用途別の全国出荷数量）。
- ④ 家庭用・業務用での使用段階の排出係数表より、②で対応付けた詳細用途と、排出係数一覧表より、評価対象物質の蒸気圧区分に該当する家庭用・業務用での使用段階の大気への排出係数を選択する（図表 IV-2 4 参照）。
- ⑤ ③の全国出荷数量から調合段階の排出量（大気分＋水域分）を引き、④の排出係数を乗じて大気への詳細用途別の全国排出量を算出する。
- ⑥ 詳細用途別の全国排出量を詳細用途とライフサイクルステージに応じた統計情報（人口等）を用いて割り振りする¹。
- ⑦ ⑥で割り振った排出量を同じ指標ごとに合計
- ⑧ ⑦の合計排出量を用いて大気経由の暴露量を推計する。

IV.3.4.3 船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオにおける排出量推計

船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオにおける排出シナリオは、当該用途の長期使用製品の使用段階における海域への排出に着目したものである。長期使用製品の使用段階からの排出は、船底塗料用・漁網用防汚剤の用途（用途分類#117）を除いて確立されておらず、現段階では評価Ⅱ以降で考慮するため、長期使用製品の使用段階の排出シナリオの考え方及び排出量推計手順については、評価Ⅱで解説する（IV.4.3.5 参照）。

¹ ⑥の割り振りの方法の詳細は VI 章（暴露評価～用途等に応じた暴露シナリオ）を参照されたい。

IV.4 暴露評価Ⅱにおける排出量推計

IV.4.1 暴露評価Ⅱにおける排出量推計の目的

暴露評価Ⅱの目的は、入手可能な情報を用いて、対象物質の暴露の状況を推計することである。そのため、暴露評価Ⅰに比べて、暴露評価Ⅱでは評価対象物質が有する情報の多寡に応じた推計を行うことになる。

したがって、暴露評価Ⅱにおける排出量推計の目的は、対象物質の排出の状況を推計すること、また、推計に用いた情報の多寡を捉えることである。

IV.4.2 評価Ⅰにおける排出量推計との違い

暴露評価Ⅱでは、評価Ⅱの対象となった優先評価化学物質について、暴露評価Ⅰで用いた情報を精査し、さらに各種の既存情報を追加する。

評価Ⅰにおける排出量推計との違いを図表 IV-28 に示す。主な違いは、用いる既存情報を追加する点と、用いる情報を精査する点である。

図表 IV-28 評価Ⅰにおける排出量推計との主な違い

		評価Ⅰとの主な違い
シナリオ共通	評価対象物質	・用いる情報の精査 変化物など必要に応じ評価対象物質を複数設定 (IV.4.3.1)
	評価に用いる年度	・既存情報の追加 排出量推計に用いる情報が経年的なデータとしてあれば利用 (IV.4.3.2)
	製造数量等の情報	・用いる情報の精査 詳細用途情報の精査等を行い、排出量を再推計 (IV.4.3.3)
	物理化学的性状データ	・用いる情報の精査 ・評価対象物質ごとの物理化学的性状データを精査し、排出係数を選択し直して排出量を再推計 (IV.4.3.4)
	排出に関する情報	・既存情報の追加 PRTR 届出情報、届出外推計情報とも排出量として利用 自然発生源などの化審法の情報からでは想定できない排出源に係る情報も収集し解釈に利用 (IV.4.3.6)
シナリオ特有	排出源ごとの暴露シナリオ	・シナリオ共通の違い以外には特になし (IV.4.5)
	用途等に応じた暴露シナリオ	・既存情報の追加 下水処理場での除去率データに実測値等を利用 排出源の全国への分布状況（全国の排出量をメッシュ単位等に割り振り）(IV.4.6)
様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ		・長期使用製品由来の排出量を追加

なお、これらの他にも、評価Ⅰとの比較はできないが、様々な排出源の影響を含めた暴

露シナリオと残留性の評価を追加する（詳細は後述）。

IV.4.3 暴露評価Ⅱにおける排出量推計に共通する事項

IV.4.3.1 評価対象物質が複数の場合の扱い

優先評価化学物質のリスク評価においては、有害性評価やリスク評価の実質的な対象物質である「評価対象物質」は、複数の物質である場合がある。そのような場合、評価Ⅰでは、原則として優先評価化学物質ごとに評価対象物質を1つに決めて評価を行うこととした（IV.3.2.1 参照）。

評価Ⅱにおいては、当該優先評価化学物質のリスク評価に必要な評価対象物質を設定する。その結果として、IV.3.2.1 に示した例（ア）～（ウ）については、1つの優先評価化学物質につき、複数の評価対象物質が設定されうる。

この扱いの詳細な例は、IV.4.5.1 で後述する。

暴露評価Ⅱにおける親化合物と変化物の排出量の扱いは、評価Ⅰと同様にリスク評価対象物質が「変化物」である場合でも、排出時は「親化合物」とであると想定し、すべての物質について「親化合物」の物理化学的性状データを用いて排出量を推計する¹。

IV.4.3.2 製造数量等の届出情報等の経年的な変化に応じた扱い

評価Ⅰは、毎年度実施される。一方で、評価Ⅱは、経年的なデータもあれば用いる。また、隔年ごとに製造数量等の届出情報や PRTR 情報が大きく変動するような場合や、経年的に製造数量等の届出情報や PRTR 情報が減少傾向にある場合など、必要に応じ、経年的な推計排出量も暴露評価Ⅱの参考情報に用いることを検討する。

IV.4.3.3 製造数量等の届出情報における詳細用途の精査

評価Ⅰにおいては、優先評価化学物質の製造数量等の届出情報において詳細用途の記載があれば、製造・輸入者に照会することなく適用をしている（製造数量等の届出情報の確認については、IV.7 参照）。また、詳細用途が「#09-z その他の溶剤」若しくは「#98-z その他の原料、その他の添加剤」の場合には、その詳細用途での出荷数量の全量が環境（大気、水域）へ排出されるよう排出係数を割り当てている。さらに、上記2つの詳細用途以外にも、詳細用途分類番号が「y」又は「z」の場合には、その用途分類の中の最大の排出係数を割り当てている²。

¹ 評価対象物質が変化物の場合、その後、数理モデルに適用する際に変化物の生成量と環境中濃度を推計している。ただし、変化物は環境水中で生成するものであるため、大気への排出量について、評価Ⅱにおいては環境媒体別に個別に判断することになる（V 章参照）。

² より具体的に述べると、y は、詳細用途は選択できないが、プラスチック又はゴム製品の添加剤で出荷先で製品に含まれて、市場に出て行く薬剤。z は、詳細用途は選択できないが、出荷先でプラスチック又はゴム製品を製造するプロセスで、加工助剤として用いられ、市場に出る製品には含まれない薬剤。

評価Ⅱにおいては、これらの詳細用途を精査する。詳細用途番号が「y」又は「z」の場合（いわゆる、詳細用途が「その他」の場合）に製造・輸入者によって記入された「具体的用途」の欄の内容を精査し、より適切な詳細用途への適用をするために必要に応じて製造・輸入者への照会を検討する。

また、「その他」の詳細用途以外に、「大気系の非点源シナリオ」、「水系の非点源シナリオ」、「船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ」、「地下水汚染の可能性シナリオ」が適用される詳細用途への届出があった場合にも届出内容を精査し、必要に応じて製造・輸入者への照会を検討する。

IV.4.3.4 物理化学的性状データの精査

評価Ⅱでは、物理化学的性状データに関して、必要に応じて精査を行い、キースタディの見直しを行う。それでも物理化学的性状データが得られない優先評価化学物質の扱いについては、評価Ⅰと同様なデフォルト値の採用の有無も含めて個別に判断する。

IV.4.3.5 長期使用製品の使用段階の排出量推計

長期使用製品の使用段階の排出量推計は、すべての暴露シナリオに共通に用いられないが、複数の暴露シナリオで共通するため、ここで述べる。

優先評価化学物質を含有する最終製品の中には、電化製品、自動車、家具などの耐久消費財のように使用期間（あるいは製品の耐用年数）が長いものがある。本スキームでは使用年数が1年を超える最終製品を「長期使用製品¹」と呼ぶ。

長期使用製品の使用段階の排出は、評価Ⅰでは船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオにおいて考慮したが、評価Ⅱにおいては、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオにおいても考慮する（図表 IV-8 参照）。

長期使用製品の使用段階の排出量推計の考え方及び推計手法について、以下に示す。

(1) 排出量推計の考え方

長期使用製品からの排出シナリオは、最終製品中に含まれる優先評価化学物質が環境中に徐放されるということを想定している。例えば、樹脂等の基材又は成形品に含有された添加物あるいは塗布された物質が、その製品の使用期間の間に徐々に放出されること等が該当する。このようなシナリオの排出量を推計するため以下①～④の仮定を置く。

① 当該用途の最終製品（長期使用製品）は、詳細用途別に一律の使用期間とする。例

yの排出係数には、詳細用途分類のうち、添加剤に該当する詳細用途分類の中の最大の排出係数の値が設定されている。zの排出係数には、詳細用途分類のうち、加工助剤に該当する詳細用途分類の中の最大の排出係数の値が設定されている。

¹ 長期使用製品は成形品である。なお、本スキームでは、EUのREACHのようにArticle（成形品）からの排出を「意図的」か「非意図的」かに区別していない。

例えば、使用期間を 10 年とすると、優先評価化学物質を含んだ最終製品が出荷された年から 10 年後に一斉に廃棄される。

② 長期使用製品の基材に含まれている間は、優先評価化学物質は安定で分解は起こらない。

③ 使用期間中に、含有される優先評価化学物質が一定の速度で環境中へ排出される。

④ 排出係数は「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」の「長期使用製品の使用段階」の詳細用途別排出係数（IV.7.2 参照）を適用する。

個々の長期使用製品中に含まれる優先評価化学物質の排出は微々たるものであっても、毎年社会（市場）に供給され、社会で長期間使用される製品の量（市中ストック量）によっては、長期使用製品からの排出量がその他のライフサイクルステージからの排出量と拮抗することもあり得る。そのことから、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ（製造数量等の届出情報を用いる場合）のような広域的・長期的スケールの数理モデルを用いて暴露評価を行う際には、製造数量等の届出情報による点源からの排出だけでなく、長期使用製品の使用段階の排出も含めた排出量も加味して暴露状況や残留性を推計する。

(2) 適用範囲

長期使用製品の使用段階からの排出は、IV.2.5.3 (3)の図表 IV-15 に示すように「基材そのもの又は成形品に含有させる添加剤」用途の優先評価化学物質のライフサイクルのうち「長期使用製品の使用段階」のライフサイクルステージからの排出に相当する。長期使用製品の使用段階からの排出量推計を適用するか否かは詳細用途から判別し、IV.2.5.3 (3)の図表 IV-16 に記載の用途分類が該当する。さらに、該当する詳細用途は成形品に添加される用途等から抽出した。例えば、塗料やプラスチック等の樹脂基材に含まれる添加剤等であり、具体的に用途分類一覧表の中のいずれが該当するかは、「IV.7.2 化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」を参照されたい。該当詳細用途に関して、大気と水域それぞれへの排出係数と使用期間のデフォルト値を設定している¹。

優先評価化学物質の出荷数量とともに届け出られている詳細用途が前記に該当すれば本排出量推計を適用する。

EU-TGD²では、このライフサイクルステージを「Service life」と呼んでいる。これは、Emission during service-life of long-life articles という意味で、長期使用製品からの排出のライフサイクルステージを指している。また、このような EU-TGD の考え方を受けて OECD において、このライフサイクルステージのガイドライン³が作成されている⁴。

¹ 長期使用製品の使用段階の排出係数と使用期間は REACH のガイダンス（ECHA (2008) Guidance on information requirements and chemical safety assessment. Chapter R.16: Environmental Exposure Estimation.）若しくは OECD の Emission Scenario Document から収集した。

² EU (2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment. Part I, Chapter 2, pp.36-41.

³ OECD (2008) Complementing Guideline for Writing ESDs: The Life-Cycle Step “service-life”. OECD SERIES ON EMISSION SCENARIO DOCUMENTS No. 19.

⁴ 国内でも、独立行政法人産業技術総合研究所や独立行政法人国立環境研究所においてその評価手法が検

本スキームにおいては、長期使用製品からの排出は次の2つのシナリオで考慮する¹。

- ① 用途等に応じた暴露シナリオにおける船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ
- ② 様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ（製造数量等の届出情報を用いる場合）

①では長期使用製品²の使用段階において海域へ排出されるが、その排出量を推計する。②では点源からの排出量に長期使用製品の使用段階の排出も含めた排出量も加味し、広域的・長期的スケールの数理モデルを用いて暴露状況や残留性を推計する。

(3) 長期使用製品の使用段階の排出量推計

長期使用製品の使用段階の排出量推計の手順は以下のとおりである。

- ① 評価対象年度の届出情報から、評価対象物質の情報を抽出
- ② 図表 IV-16 に含まれる詳細用途から、長期使用製品の使用段階に係る詳細用途を抽出
- ③ 該当する詳細用途について、製造・輸入者から届け出られた出荷数量を合計（全国出荷数量）し、そこから当該詳細用途に係る調合段階と工業的使用段階の排出量（排出源ごとの暴露シナリオで算出している排出量）の全国合計値を差し引いて「長期使用製品中の優先評価化学物質の市中への年間投入量」を算出
- ④ 長期使用製品の使用段階の排出係数一覧表より、詳細用途に係る大気と水域それぞれへの排出係数³を選択（IV.7.2 参照）
- ⑤ ③の「長期使用製品中の化学物質の市中への年間投入量」に、④で選択した排出係数を式 IV-14 に入力して大気、水域それぞれへの全国排出量を算出

OECD によれば、使用期間の長い（1 年超）最終製品中に含まれる化学物質は、製品中からその一部は排出されるが年々社会に蓄積される（化学物質の市中ストック）。やがて、市中への投入量と市中からの廃棄量、それに長期使用製品からの環境中への排出量が定常状態に達する。定常状態に達し、排出係数が小さい場合（<1% [年]）の単純化された排出量の求め方は次式（式 IV-12, 式 IV-13）のようになる。

討され、詳細リスク評価書（フタル酸エステル類、塩素化パラフィン、デカブロモジフェニルエーテル）や難燃剤のリスク評価の中で活用されている。

¹ 上記シナリオの他に、用途等に応じた暴露シナリオにおける非点源シナリオにおいて長期使用製品の使用段階からの排出も想定される際には、例外的に対応することも検討する。

² 「漁網」は定義上では「長期使用製品」に該当しないが含めている。

³ IV.7.2「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」に記されている長期使用製品の使用段階における排出係数の値は、使用期間をすでに乗じた値である。また、値の欄が「*」とある詳細用途の場合、当該ライフサイクルステージからの排出が想定されるものの、現段階では数値を設定しないため、リスク評価において長期使用製品の使用に係る評価を行う段階で値を設定すべく検討を行うことになる。また「§」とある詳細用途分類番号が z の場合、具体的用途の記載内容に応じて、当該ライフサイクルステージからの排出が想定される用途かどうかをまず検討する。想定される場合は上記「*」と同様の扱いとする。

対象物質の長期使用製品から各環境媒体への全国排出量[トン/年] 式 IV-12

= 環境媒体別排出係数[1/年]×長期使用製品中の対象物質の市中への
年間投入量[トン/年]×使用期間[年]

対象物質の長期使用製品から全環境媒体への全国排出量[トン/年] 式 IV-13

= 環境媒体別排出係数の和[1/年]×長期使用製品中の対象物質の市中への
年間投入量[トン/年]×使用期間[年]

1
2 定常状態に達しているとの前提を置けば、上式のように単純になり、長期使用製品から
3 の優先評価化学物質の排出量は、次式（式 IV-14）のように求められる。

4
5 全国排出量[トン/年] 式 IV-14

= 排出係数[1/年]×市中への年間投入量[トン/年]×使用期間[年]

6 上式では、長期使用製品に使用される化学物質の社会への投入量、廃棄量、環境中への
7 排出量の物質収支における定常状態を仮定している。

8 なお、この推計方法では、評価対象年度の出荷数量が将来にわたって継続すると仮定し
9 た排出量が推計される。過去に大量に使われ現在は出荷数量が減少しているような場合は
10 過小評価となるため、製造数量等の届出情報で過去の推移を確認し、適宜、出荷数量につ
11 いて過去の最大値や期間平均値を適用するものとする。

12 IV.4.3.6 その他の排出源に係る情報収集

13 優先評価化学物質の排出源は、化審法の届出情報から想定される製造・使用等に関連す
14 るものだけとは限らない。例えば、火山活動や植物等といった自然発生源や環境中での他
15 の化学物質からの生成等、様々なものがあり得る。

16 評価Ⅱでは、暴露評価Ⅱの結果の解釈に利用するため、対象物質の排出源に係る情報を
17 図表 IV-29 に例示する既存の情報源から収集する。

18 図表 IV-29 その他の排出源に係る情報源の例

情報源	抽出する情報
NITE : 「化学物質の初期リスク評価書」	発生源情報の「その他の排出源」
HSDB: Hazardous Substance Data Bank	Environmental Fate & Exposure 中の Natural Pollution Sources と Artificial Pollution Sources
WHO/IPCS : 「環境保健クライテリア (EHC)」	Sources of human and environmental exposure
Howard, P.H. eds. Handbook of Environmental Fate & Exposure Data for Organic Chemicals.	Natural Sources と Artificial Sources
GDCh: BUA Report	Emission from other areas 等
PRTR の推計対象排出源	「推計対象とした排出源と対象化学物質」における推計の有無等の情報

情報源	抽出する情報
化審法審査情報	評価対象物質が分解物となっている親化合物の有無。「有り」の場合にはその親化合物の情報

このような定性的な情報は、特定の排出源の影響を受けていないと考えられる地域（一般環境）において環境モニタリング情報で「リスク懸念」となる場合等に、化審法の管理措置の対象となる優先評価化学物質の「リスク懸念」への寄与がどの程度あるか否かといった結果の解釈の手がかりとなり得る。

IV.4.4 PRTR 情報の利用

ここでは、評価Ⅱにおける PRTR 情報の利用についての全体像、化審法の製造数量等の届出情報との地理的データの違い、PRTR 情報の利用における留意点を順に述べる。

また、次項以降では、各暴露シナリオに PRTR 情報を利用する場合の具体的な手順を、暴露シナリオごとに記載する。

なお、これら PRTR 情報は、平成 13 年度実績が平成 14 年度から公表されて以来、毎年、その前年度までの実績が公表されている。PRTR 制度の概要については、IV.7.5 に記載しているので参照されたい。

(1) PRTR 情報の利用についての全体像

評価Ⅱにおける排出量推計では、毎年度化管法に基づいて公表される¹PRTR 情報を排出量データとして利用する。

化管法に基づく PRTR 情報には、大きく 2 種類ある。

1 つは、化学物質を取り扱う事業者が事業所ごとに届け出た排出量及び移動量を国が集約した「届出データ」であり、もう 1 つは、国が排出量を推計する「届出外排出量データ」である。

「届出データ」は排出量と移動量に分けて届け出られる。排出量については排出先環境媒体別に届け出られる。移動量については、下水道への移動と廃棄物としての移動に分けて届け出られる。また、「届出データ」は事業所ごとのデータであり、事業所すなわち排出源の住所が特定される点源のデータである。

「届出外排出量データ」は、大きく 4 つに区分されている。届出の対象業種であるが取扱量や雇用者数が一定基準に満たない等の理由により届出対象とならなかった「対象業種届出外」、届出対象の業種以外の「非対象業種」、それに「家庭」、「移動体」からの排出量

¹ 例えば、以下のウェブサイトで公表されている。

PRTR 制度 集計結果の公表：

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

PRTR インフォメーション広場：

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

PRTR 制度(データの参照と活用)：

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_katsuyou.html

である。
「届出外排出量データ」には、「届出データ」と異なる特徴が2つある。1つは、排出先環境媒体別に推計されていない点¹であり、もう1つは、都道府県別の推計排出量という形で集計されている点である。

これら2点に対して、暴露評価に用いる数理モデルに適用させる際に、「届出外排出量データ」の加工が必要となる。前者に対応した加工は「排出先環境媒体への案分」であり、後者に対応した加工は「地図上の区画（メッシュ）への割り振り」である。

本スキームでは以上のようなPRTR情報を収集し、これらのデータを暴露評価Ⅱにおける各暴露シナリオと残留性の評価のために利用する。ただし、原則として、評価Ⅰにおいてすでにリスク推計がなされた暴露シナリオ（例えば、大気系の非点源シナリオや水系の非点源シナリオ）については、リスク推計Ⅰの結果、「リスク懸念」となった場合のみ、評価ⅡにおいてPRTR情報を利用した暴露評価を行う²。

暴露評価の各シナリオに対して、前述したPRTR情報のどのデータが適用されるかを図表IV-30に示した。

図表 IV-30 PRTR 情報の種類と暴露評価の各シナリオへの適用（○が適用する部分）

PRTR情報の種類			暴露評価					
			排出源ごとのシナリオ	用途等に応じた暴露シナリオ				様々な排出源の影響を含めたシナリオ
				大気系の非点源	水系の非点源	船底塗料用・漁網用防汚剤	地下水汚染の可能性	
届出データ	排出量データ	大気への排出量	○	×	×	×	×	○
		公共用水域への排出量	○	×	×	×	×	○
		土壌への排出量	×	×	×	×	×※5	○
		埋立	×	×	×	×	×※5	×
	移動量データ	下水道への移動量	○※1	×	○※3	×	×	○※6
		廃棄物としての移動量	×	×	×	×	×	×
届出外排出量データ	対象業種届出外	排出先環境媒体別に排出量を案分する必要がある ⁴	○※2	○	○※4	×	×	○
	非対象業種		×	○	○※4	検討中	×	○
	家庭		×	○	○※4	×	×	○
	移動体		×	○	○※4	×	×	○

※1 移動先の下水処理場が特定可能であるため、排出源として扱う。本スキームにおいて下水処理除去率を乗じて排出量を算出する。

※2 化審法の製造事業者が常用雇用者数21人未満のためPRTR届出データが無い場合に検討する。

※3 下水処理施設からの推計排出量(対象業種届出外)に内包されている場合は重複しないように検討する。

※4 必要に応じて、汚水処理未普及地域の濃度も算出する。

※5 シナリオには用いないが、PRTR情報において排出等がないかを確認する。

※6 広域的・長期的スケールの暴露状況の推計において必要に応じて用いる。

¹ 届出外排出量データには、排出先環境媒体別に推計されているものもある。

² 例外としては、評価Ⅱにおいて、物理化学的性状や詳細用途等の情報を精査又は追加したことによって、評価Ⅰの各暴露シナリオでの結果を見直す必要が生じた場合が挙げられる。

「排出源ごとのシナリオ」には、「届出データ」のうち主に大気と公共用水域への排出量データを用いる。その他に、「移動量データ」のうち、「下水道への移動量」のデータも利用する。ただし、「下水道への移動量」データについては、移動先の終末下水処理施設が特定できたデータについてのみ排出源として扱う。また、化審法において届出をした製造事業所が、PRTR 情報の届出データに含まれていない場合が想定される。これはその事業者の常用雇用者数が 21 人未満であると化管法上において PRTR 届出を不要とされているためである。このような場合には、PRTR 届出外排出量データのうち、対象業種届出外のデータを用いることを検討する（詳細は、IV.7.5 参照）。

「大気系の非点源シナリオ」には、「届出外排出量データ」の 4 種類を利用し、排出先環境媒体として大気への排出に案分したデータを用いる。

「水系の非点源シナリオ」には、「移動量データ」のうち、「下水道への移動量」と、「届出外排出量データ」の 4 種類を利用し、排出先環境媒体として水域への排出に案分したデータを用いる。実際には、「下水道への移動量」及び 4 種類の「届出外排出量データ」は、国によって「対象業種届出外」のうち、「下水処理施設に係る排出量」として推計され、公表されているため、この推計値を用いる。ただし、この集約された推計値には前述した「排出源ごとのシナリオ」で移動先の下水道終末処理施設が特定できた分が内包されている場合には、重複しないように検討し、その分を差し引いた値を用いる。一方で、「下水処理施設に係る排出量」に加味されない 4 種類の届出外排出量データの水域への排出量は、汚水未処理地域からの水域への排出として、必要に応じ考慮して河川水中濃度を算出する。

「船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ」には、どのように PRTR 届出外排出量データの「非対象業種」のデータを用いるかは現在検討中である。

「地下水汚染の可能性シナリオ」には、PRTR 情報は用いない¹。

「様々な排出源の影響を含めたシナリオ」には、「届出データ」の「埋立」及び「廃棄物としての移動量」以外のすべてのデータを用いることとし、「埋立」、「下水道への移動量」及び「廃棄物としての移動量」のデータの活用方法については引き続き検討する。なお、「下水道への移動量」については、広域的・長期的スケールの暴露状況の推計において必要に応じて用いる。

また、もう 1 つの PRTR 情報の暴露評価への利用方法として、「環境モニタリングデータを用いた暴露評価」との関係がある。これは、評価Ⅱ以降の評価対象物質が PRTR 対象物質でもあり、かつ、環境モニタリング調査がされた物質である場合には、PRTR 届出事業所の住所からその緯度・経度の情報を整備する。緯度・経度の情報は、環境モニタリングの測定地点が PRTR 届出事業所（すなわち排出源）と近接しているか否かの判断のため、

¹ 「地下水汚染の可能性シナリオ」では PRTR 情報を直接利用しない。しかし、このシナリオを適用しない場合に、PRTR 情報における「土壌への排出量」又は「埋立」のデータがゼロかどうかの確認は、TCCR 原則（IX 章参照）のうち、Consistency（整合性）が担保されているかどうかという観点から、リスク評価書を取りまとめるにあたって必要である。

環境モニタリング測定地点と PRTR 届出事業所間の距離を算出する際に用いられる。詳細は、VIII 章を参照されたい。

最後に、「残留性の評価」への利用については、「様々な排出源の影響を含めたシナリオ」と同様に「届出データ」の「埋立」及び「廃棄物としての移動量」以外のすべてのデータを用いる。

(2) 製造数量等の届出情報との地理的データの違い

製造数量等の届出情報に基づいて推計された排出量と PRTR 情報では、図表 IV-26 に示したようにデータの内容が異なる。

また、PRTR 情報にも「PRTR 届出データ」と「PRTR 届出外排出量データ」があり、これらのデータの質は異なる。

ここでは、これらの情報が有する地理的データの違いを述べる。

製造数量等の届出情報では、製造・輸入数量の合計値という形で、国内で優先評価化学物質が取り扱われる総量が把握できる。製造数量等の届出情報に基づく排出量推計手法は、国内で取り扱われる総量のうち、環境中への排出量がどの程度かを推計する手法である。この手法は、製造・輸入者が製造・輸入した事業所の所在地等を届け出ること、川上における排出量を地理的な分布も含めて把握される一方で、サプライチェーンの川中・川下事業者の裾野がどの程度広がっているかの把握は困難であり、「仮想的排出源」を設定して排出量の推計を行うため、川中・川下事業者の全国での地理的な分布状況については不確かさを伴う。

一方で、PRTR 情報は、届出データに限れば、化学物質を取り扱っている個々の事業所が届け出た環境への排出量を国が集約したものである。すなわち、製造数量等の届出情報に基づく暴露評価と異なり、「仮想的排出源」ではなく、これらは「実在する排出源」からの排出ということになる。実在する各都道府県内の個別の事業所ごとの排出量を用いるという点で、製造数量等の届出情報に比べ、PRTR 情報（届出データ）は地理的な分布状況についての不確かさは伴わない。さらに、公共用水域への排出量データについては、排出先の河川、湖沼、海域等の名称が、また下水道への移動量については、移動先の下水道終末処理施設の名称が届出データに付随されていることから優先評価化学物質の地理的な分布状況をより把握することが可能となる。

(3) PRTR 情報の利用における留意点

評価Ⅱにおいて優先評価化学物質が PRTR 対象物質でもある場合、PRTR 情報、特に届出データは PRTR 対象物質ごと取扱い事業所ごとに得られるため、都道府県別詳細用途別出荷数量と物理化学的性状から推計する仮想的排出源ごとの推計排出量より、一般的には実態を反映していると考えられる。

しかし、PRTR 情報が得られれば、優先評価化学物質の排出源がすべて網羅できるというわけではない。また、PRTR 情報には化審法で対象としていない範囲の排出量が含まれ

ている。

そこで、ここでは、PRTR 情報の利用における留意点について述べる。留意点を図表 IV-3 1 に総論と各論とに分けて示す。「届出データ」について、化審法対象外分を取り除くことが基本的に不可能であることから、基本的に、取り除くことなく評価Ⅱにおいて利用する。また、「届出外排出量データ」について、用途等の対象範囲の観点で化審法対象外分を取り除くことが基本的に可能であることから、基本的に、化審法の寄与分を考慮しつつ、評価Ⅱにおいて利用する。

これらの点に留意しながら製造数量等の届出情報と補完しあう形で評価に用いる必要がある。なお、留意点の詳細については、IV.7.5 を参照されたい¹。

図表 IV-3 1 PRTR 情報の利用における留意点

		留意点
総論	物質の対象範囲	優先評価化学物質の指定・届出の単位と一致しない
	用途の対象範囲	化審法の対象範囲より広い
	(上記以外で) 届出が不要となる要件	年間取扱量、事業者の常用雇用者数等によっては PRTR 制度における届出が不要
各論	PRTR 届出データ (化審法では推計対象としていない量が含まれる)	自家消費(自社内中間物)分の排出量が含まれる
		試験研究用分の排出量が含まれる
		副生成分の排出量が含まれる
		特別要件施設分 ^{*1} の排出量が含まれる
		輸入製品中からの排出量が含まれる
	PRTR 届出外排出量データ	推計される排出源によっては化審法の対象範囲より広い

※ 化管法施行規則第4条1ハニホヘトチに示されている鉱山保安法により規定される特定施設(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、下水道終末処理施設(下水道業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設

IV.4.5 排出源ごとの暴露シナリオにおける排出量推計

評価Ⅱでは、製造数量等の届出情報を用いる排出量推計に加えて、PRTR 情報も得られれば並行して用いる。

¹ 平成23年度第6回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会安全対策部会第5回評価手法検討小委員会第115回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(2011)「参考資料4 PRTR 情報の利用について(留意点)」も参照されたい。
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8813165/www.env.go.jp/council/05hoken/v051-115/ref04.pdf>

IV.4.5.1 製造数量等の届出情報を用いた排出量推計

製造数量等の届出情報を用いた「排出源ごとの暴露シナリオ」に関する排出量推計の考え方と方法は、基本的には評価Ⅰと同様である（IV.2.5.1 (2)及び IV.3.3 参照）。

評価Ⅰと異なる点は評価対象物質が複数の場合の扱いである。評価対象物質が複数になり得る例として以下の（ア）～（ウ）はすでに述べた。

このような例の場合、評価Ⅱでは評価対象物質について複数とするか否かを検討することになる。その結果によっては、（ア）と（ウ）のように仮想的排出源の設定が異なってくることもある。

（ア）構造の一部又は構成部分に優先評価化学物質を含む化学物質が、製造数量等の届出の対象となる場合：

例えば、優先評価化学物質名は「A」であり、「A」の製造数量等の届出として「Aを含む塩」も含まれていた場合、詳細用途が同じ場合でも、排出源を別と仮定するかどうか、個別に検討する。なお、詳細用途が異なれば「A」を取り扱う排出源と「Aを含む塩」を取り扱う排出源は別と仮定して仮想的排出源の設定を行う。

（イ）分解度試験より変化物が生じることが判明している優先評価化学物質の場合：

親化合物と変化物（複数の場合を含む）の両方を評価対象物質とする場合においても、排出時は「親化合物」とであると想定し、「親化合物」の物理化学的性状データを用いて排出量を推計する。その後、環境中濃度を推計するための数理モデルに適用する際に、評価対象物質ごとに変化物の生成量を求め、複数通りの環境中濃度推計を行う¹。すなわち、この例では仮想的排出源の設定は変わらないが、個々の仮想的排出源の暴露量推計を評価対象物質ごとに複数通り行う。

（ウ）指定された優先評価化学物質の構造の範囲に高分子化合物である化合物と高分子化合物でない化合物が混在し、それぞれの届出が事業者からあった場合：

高分子化合物に該当する化合物を取り扱う排出源と高分子化合物に該当しない化合物を取り扱う排出源は別と仮定して仮想的排出源の設定を行うか否か検討する。

IV.4.5.2 PRTR 情報の利用

PRTR 情報が得られる場合、PRTR 情報は排出量データであるため排出量推計の必要はなく、「排出源ごとの暴露シナリオ」に当てはめて利用する。

PRTR 情報には、事業者が届け出た「届出データ」と国が推計した「届出外排出量データ」があることは前述した（IV.4.4(1)参照）。

「排出源ごとの暴露シナリオ」では、原則「届出データ」のみを用いる。

¹ ただし、分解度試験による変化物は環境水中で生成するものと想定されるため、大気への排出において、変化物になるとみなすかどうかは、評価対象物質ごとに判断する。

「届出データ」では、届出事業所ごとの「大気への排出量」と「公共用水域への排出量」が得られるため、それらをそのまま排出源ごとの環境媒体別排出量として利用する¹。

さらに、「届出データ」では、届出事業所ごとの「下水道への移動量」と「移動先の下水道終末処理施設の名称」が得られるため、下水処理施設ごとの公共用水域への排出量を推計する。

具体的には、以下の手順となる。

① 各事業所からの届出データにおいて、対象物質の移動先の下水道終末処理施設の名称が同じ「下水道への移動量」を集計する。

② ①で集計された「下水道への移動量」の合計を、各下水道終末処理施設への対象物質の流入量とする。

③ ②で得られた流入量に別途算出した下水道終末処理施設での除去率を乗じ、この値を各下水道終末処理施設からの水域への排出量とする。

なお、③の計算の際の、基本的な考え方は、IV.4.6.1 (1)と同様に以下になる。

まず評価Ⅰにおけるデフォルトの除去率²を適用する。この際、リスク推定Ⅱの結果が「リスク懸念」となるようであれば、別途、下水道終末処理施設での除去率を精査する。精査においては、対象物質の下水道終末処理施設での物質個別の除去率に係る実測データの利用や物質個別の物理化学的性状データを用いて、EUのリスク評価で用いられている下水処理場モデル Simple Treat³等で推測された値の利用を検討する（詳細は、IV.7.4.3 参照）。

排出源ごとの暴露シナリオに PRTR 情報を利用する場合、製造数量等の届出情報を用いた推計排出量と異なるのは以下の点である。

① 排出源は「仮想的排出源」ではなく具体的な事業所名と住所を備えた「PRTR 届出事業所」や「下水道終末処理施設」である。

② 大気、水域別の排出量は国による仮定に基づく推計値ではなく、事業者による届出情報である。

③ 水域への排出量については、排出先水域名が届け出られているため、河川への排出と海域への排出にシナリオを分ける（水域濃度推計における推計と人の暴露シナリオもそれに応じて変わる）。

④ 排出源のライフサイクルステージ（製造・調合・工業的使用段階等）並びに関連用途の情報は PRTR 届出項目に無いため不明である。ただし、排出源ごとに届出事業所の業種分類が得られる。

⑤ 同一事業所内での消費分からの排出量も含まれる（化審法の製造数量等の届出では、

¹ これらの PRTR 届出事業所の中には、特別要件施設のため、下水道業（下水処理施設）が含まれる場合がある。

² 良分解性判定の対象物質には 67%を、それ以外には 0%を用いる。

³ RIVM(1996) Simple Treat 3.0: a model to predict the distribution and elimination of chemicals by sewage treatment plants なお、RIVM(2013) Evaluation of the Simple Treat model において、Simple Treat model の適用対象となる物質の範囲について、医薬品、殺生物剤、界面活性剤といった用途に用いられる物質を例に検討がなされている。この結果については反映できていないため、適宜考慮することとする。

- 1 自社内中間物として消費された分は含まれない)。
- 2 ⑥ 化審法の対象とならない排出量(例:副生成)や、適用除外用途に係る事業所(例:
- 3 農薬の調査等)からの排出量も含まれる¹(製造数量等の届出情報では届出に含まれな
- 4 い)。
- 5 ⑦ 製造数量等の届出情報に含まれる対象物質と PRTR 制度対象物質は必ずしも一致しな
- 6 い場合がある²。
- 7 ⑧ 優先評価化学物質を取り扱う事業所が PRTR 制度における「対象業種届出外(常時使
- 8 用する従業員の数が 21 人未満の事業者)」、「非対象業種」に該当する場合、PRTR 届
- 9 出データには含まれない。

11 上記のうち、①～③については暴露情報が実態をより反映したものとなるため PRTR 情

12 報を用いる大きな利点である。一方、⑤～⑧については PRTR 情報を用いる際に注意を要

13 する点である³。

14 ④に関連し、PRTR 届出データではライフサイクルステージは判別できないため、製造

15 数量等の届出情報に基づく場合のようにライフサイクルステージで分けた暴露評価は行

16 わない。

17 ただし、製造数量等の届出情報の製造事業所名から PRTR 届出データのどれが製造事業

18 所からの排出量に相当するのかを確認する。これは、上記の⑧と関係しており、製造事業

19 所が PRTR 制度における「対象業種届出外(常時使用する従業員の数が 21 人未満の事業者

20 事業者)」に該当する場合には PRTR 届出情報には当該排出量は含まれないため、PRTR 届

21 出外排出量データで補完する必要があるか、あるいは、PRTR 届出データを用いたリスク

22 推計結果からとりまとめの結論を導く場合であっても、製造数量等の届出情報で補完する

23 必要があるかどうかを確認するためである。

25 IV.4.6 用途等に応じた暴露シナリオにおける排出量推計

26 評価Ⅰと同様に、「排出源ごとの暴露シナリオ」のみでは環境への主要な排出に係る暴露

27 を評価できない用途等に関しては、図表 IV-27 で前述した「用途等に応じた暴露シナリオ」

¹ PRTR の届出排出量が化審法の対象外となるかどうかの判別は基本的には不可能であるため、評価Ⅱに
おいて取り除くことなく利用する。

² 優先評価化学物質の場合は、化審法の運用通知に基づき 1 つの優先評価化学物質に複数の化合物が含ま
れ得る。

運用通知：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf

「3 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質及び一般化学物質の
製造等の取扱い」に基づき、既存名簿上に収載されていないが新規化学物質としては取り扱わないもの
のうち、構造の一部に優先評価化学物質が含まれていたり(分子間化合物、包摂化合物、水和物、複塩、
固溶体、ブロック重合体、グラフト重合体に限る)、構成の一部に優先評価化学物質の構成部分(アニ
オン又はカチオンに限る)を有するもの(付加塩、オニウム塩に限る)となっていたりするものについ
ては、優先評価化学物質を含む混合物として取り扱い、製造数量等の届出の義務がある。

³ ⑥、⑦及び⑧については PRTR 情報を用いたリスク推計結果からとりまとめの結論を導く際に考慮する
点である(IX章参照)。

を追加する。

PRTR 届出外排出量データが得られている場合にも、必要に応じて¹「用途等に応じた暴露シナリオ」を追加して暴露評価を行う。

以下に、「用途等に応じた暴露シナリオ」に含まれる暴露シナリオごとの排出量推計の考え方と方法を示す。

IV.4.6.1 水系の非点源シナリオにおける排出量推計

評価Ⅱでは、原則、評価Ⅰで「水系の非点源シナリオ」で「リスク懸念」となって評価Ⅱに進んだ場合に、製造数量等の届出情報を用いる排出量推計に加えて、PRTR 情報も得られれば並行して用いる。

(1) 製造数量等の届出情報を用いる場合

評価Ⅱの水系の非点源シナリオの製造数量等の届出情報を用いた排出量推計において、評価Ⅰ（IV.3.4.1 参照）と異なるのは以下の点である。

（ア）詳細用途を精査する。具体的には、製造・輸入者に対し、詳細用途について照会する。

（イ）物理化学的性状データを精査し、蒸気圧、水溶解度の採用値を変更した場合は、排出係数を選択し直す。

（ウ）評価Ⅰで用いた数理モデルよりも詳細な河川水中濃度モデル等²を必要に応じて³用いて、評価ごとに1つの暴露量ではなく、全国のメッシュ（地図上の区画）ごとに暴露量を推計する。この場合は数理モデルにメッシュごとの排出量を入力する必要があり、家庭等での化学物質の使用量に比例すると考えられる統計情報（人口密度など）を用いて全国排出量をメッシュ単位に比例配分し、メッシュ単位の排出量を求める。このことは、評価Ⅰでは全国出荷数量から国民一人当たりの使用・排出量に換算して原単位ベースで推計したものを、評価Ⅱでは、必要に応じてより詳細に全国分布を推計することを意味する⁴

（エ）下水処理場での除去率には、評価Ⅰにおけるデフォルトの除去率を適用する。この際、リスク推定の結果が「リスク懸念」となるようであれば、別途、下水道終末処

¹ 水系の非点源シナリオと大気系の非点源シナリオについては、後述の「様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ」のPRTR 情報を用いた数理モデルによって包含される場合には、必ずしも追加する必要がない場合が考えられる。

² 未処理水の希釈率検討（VI.6.2.3 参照）でも利用されていた SHANEL（正式名称：産総研－水系暴露解析モデル（AIST-SHANEL））などを使うことを想定している。このモデルでは全国1級109水系における1kmメッシュ単位の月平均の化学物質の河川水中濃度を推計することができる。

³ 評価Ⅰと同じモデルによる暴露量推計手法であっても、物理化学的性状や用途、有害性評価値を精査しリスク推計し直すことで「リスク懸念」とならない場合がある。その場合は詳細なモデルをわざわざ用いる必要はないとも考えられる。

⁴ メッシュ単位に排出量を割り振ることにより、河川水中濃度推計においても評価Ⅰより詳細な数理モデルを適用することを検討する。

理施設での除去率を精査する。精査においては、対象物質の下水道終末処理施設での物質個別の除去率に係る実測データの利用や物質個別の物理化学的性状データを用いて、EU のリスク評価で用いられている下水処理場モデル Simple Treat¹等で推測された値の利用を検討する（詳細は、IV.7.4.3 参照）。

（オ）評価Ⅰでは下水処理場を経由するシナリオに基づく暴露量のみを推計していたが、評価Ⅱでは、必要に応じて²污水处理施設の未普及地域において家庭等から直接河川に排出するシナリオに基づく暴露量も推計する。

(2) PRTR 情報の利用

「水系の非点源シナリオ」では、製造数量等の届出情報を用いる場合には、下水処理場を経由した排出量を推計することを前述した。

PRTR 情報を利用する場合には、届出データと届出外排出量データに含まれている下水処理場からの排出に係るデータを理解する必要がある。

PRTR 届出データにおいて、一部の PRTR 第一種指定化学物質³については下水道業を営む事業所からの排出量データが含まれている。ただし、これらの排出量データは排出源の位置が特定できるデータであることから、本スキームでは「排出源ごとのシナリオ」に用いられる。

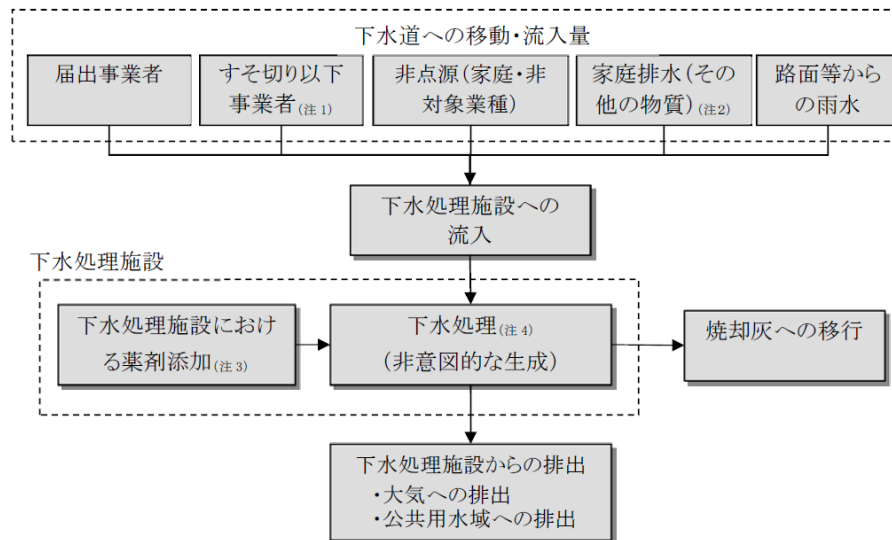
PRTR 届出外排出量データに、平成 19 年度実績からは、下水処理施設からの推計排出量が加えられた。これは「下水処理施設に係る排出量」と呼ばれている。この化管法における推計排出量には PRTR 届出データの 1 つである届出事業者からの「下水道への移動量」と国が推計する「届出外排出量データ（すそ切り以下事業者、非対象業種、家庭）」の下水道への移動量が集約されている。そのため、「水系の非点源シナリオ」においては、「下水処理施設に係る排出量」データを用いることで、PRTR 情報に含まれる下水処理場を経由した排出量の大半⁴を網羅できる。化管法の公開資料から下水処理施設に係る流入・排出等のイメージを図表 IV-3 2 に示す。

¹ RIVM(1996) Simple Treat 3.0: a model to predict the distribution and elimination of chemicals by sewage treatment plants なお、RIVM(2013) Evaluation of the Simple Treat model において、Simple Treat model の適用対象となる物質の範囲について、医薬品、殺生物剤、界面活性剤といった用途に用いられる物質を例に検討がなされている。この結果については反映できていないため、適宜考慮することとする。

² 下水処理場の除去率が評価Ⅰと同じ値であっても、物理化学的性状や用途、有害性評価値を精査しリスク推計し直すことで、下水処理場を経由するシナリオでリスク懸念なしとなる場合がある。そのような場合は、下水処理場を経由するシナリオの方が安全側の評価であるため、下水処理場を経由しないシナリオの評価をわざわざ行う必要はないとも考えられる。

³ 水質汚濁防止法の排水基準項目：排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)別表第一に掲げる排水基準項目及び別表第二に掲げる排水基準項目に掲載された 30 物質とダイオキシン類を指す。

⁴ 下水道業から届け出された排出量データは含まれていない。



図表 IV-3 2 化管法における「下水処理施設に係る流入・排出等のイメージ¹⁾

一方で、前述したように、下水道業を営む事業所からの届出データ及び下水道への移動量の届出データは、基本的に「排出源ごとの暴露シナリオ」で用いられる。そのため、実際には、「下水処理施設に係る排出量」から「排出源ごとの暴露シナリオ」で用いた下水道への移動量データから導出した水域への排出量に相当する量を差し引いた値を「水系の非点源シナリオ」に用いる。この数量は公表されている PRTR 情報からは得られないため、本スキームにおいて算出する。なお、この際に PRTR 届出外排出量データの「下水処理施設に係る排出量」の推計に用いられた下水処理施設における除去率データについては、本スキームにおいて再度検討する (IV.7.4.3 参照)。

PRTR 情報を利用した「水系の非点源シナリオ」では、「排出源ごとのシナリオ」以外での「下水処理施設に係る排出量」が得られる場合、水域へ案分された²⁾排出量を全国合計し、それを用いて、前項の製造数量等の届出情報と同様に、人口等を指標にしてメッシュ単位に割り振り、割り振った排出量を用いて暴露評価を行う。

また、下水処理施設を介さずに直接河川へ排出する汚水処理未普及地域についても前項の製造数量等の届出情報と同様に必要に応じて暴露評価を行う。この排出量は、公表されている PRTR 届出外排出量データを本スキームにおいて排出先環境媒体別に案分した水域への排出量をメッシュ単位に割り振って算出する。

本スキームにおいて「排出先環境媒体への案分」を行う際の基本的な考え方を PRTR 届出外排出量データの 4 つの区分「対象業種届出外」、「非対象業種」、「家庭」、「移動体」ご

¹ 経済産業省・環境省(2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法等の詳細「21. 下水道処理施設に係る排出量」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/h29kohyo/05todokedegaiyou/syousai/21.pdf

² 経済産業省・環境省(2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法等の詳細「21. 下水道処理施設に係る排出量」では案分する手法及び案分された値が公表されている。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/h29kohyo/05todokedegaiyou/syousai/21.pdf

とに記載すると以下のようになる。また、4 つの区分に共通して、海域への直接の排出を想定しない。

- ・ 「対象業種届出外」のデータについては、まず「下水処理施設に係る排出量」を差し引いた値を算出する。その量に対して、各排出先環境媒体へ案分し、水域への排出量データを求める（詳細は、IV.7.5 参照）。
- ・ 「非対象業種」のデータについては、化学物質を含む製品の使用状況や化学物質の物理化学的性状等から個別に検討し、排出量を各排出先環境媒体へ案分し、水域への排出量データを求める。「漁網防汚剤に係る排出量」については海域における排出が想定されるため、本シナリオには用いない。
- ・ 「家庭」のデータについても「非対象業種」と同様である。
- ・ 「移動体」のデータについては、排出先環境媒体はすべて大気とし、本シナリオには用いない。

さらに、PRTR 届出外排出量データを利用する際には、化審法の適用除外用途等の排出量も得られることから、それらの寄与も併せた排出量であることに留意が必要である¹。

前述のこれらの詳細は、IV.7.5 を参照されたい。

IV.4.6.2 大気系の非点源シナリオにおける排出量推計

評価Ⅱでは、原則、評価Ⅰで「大気系の非点源シナリオ」で「リスク懸念」となって評価Ⅱに進んだ場合に、「水系の非点源シナリオ」と同様に製造数量等の届出情報を用いる排出量推計に加えて、PRTR 情報も得られれば並行して用いる。

(1) 製造数量等の届出情報を用いる場合

評価Ⅱの「大気系の非点源シナリオ」の製造数量等の届出情報を用いた排出量推計において、評価Ⅰと異なる点は、IV.4.3 に前述した点のみである。なお、必要に応じて、評価Ⅰで用いた数理モデルよりも詳細なモデルを使うため、その際には全国のメッシュ（地図上の区画）ごとに暴露量を推計する。この場合は数理モデルにメッシュごとの排出量を入力する必要がある、家庭等での化学物質の使用量に比例すると考えられる統計情報（人口密度など）を用いて全国排出量をメッシュ単位に比例配分し、メッシュ単位の排出量を求める。

¹ 平成 23 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会安全対策部会第 5 回評価手法検討小委員会第 115 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会「参考資料 4 PRTR 情報の利用について（留意点）」各論 届出外データの推計手法の内訳と化審法対象範囲

<https://www.env.go.jp/council/05hoken/y051-115/ref04.pdf>

(2) PRTR 情報の利用

「大気系の非点源シナリオ」では、PRTR 届出外排出量データを用いる。ただし、「水域の非点源シナリオ」に用いる「下水処理施設に係る排出量」以外の PRTR 届出外排出量データは排出先環境媒体別に基本的に推計されていないため、本スキームにおいて「排出先環境媒体への案分」を行う。その際の基本的な考え方を PRTR 届出外排出量データの 4 つの区分「対象業種届出外」、「非対象業種」、「家庭」、「移動体」に分けると以下のようなになる。

- ・ 「対象業種届出外」のデータについては、まず「下水処理施設に係る排出量」を差し引いた値を算出する。その量に対して、各排出先環境媒体へ案分し、大気への排出量データを求める（詳細は、IV.7.5 参照）。
- ・ 「非対象業種」のデータについては、化学物質を含む製品の使用状況や化学物質の物理化学的性状等から個別に検討し、排出量を各排出先環境媒体へ案分し、大気への排出量データを求める。
- ・ 「家庭」のデータについても「非対象業種」と同様である。
- ・ 「移動体」のデータについては、排出先環境媒体はすべて大気とする。

そして、環境媒体別に案分されたデータのうち、大気への排出量を製造数量等の届出情報と同様の手法を用い、暴露評価を行う。なお、メッシュ単位に排出量を割り振る際には、「対象業種届出外」や「非対象業種」については、人口や交通量以外の地域メッシュ統計¹の活用も検討する。

さらに、PRTR 届出外排出量データを利用する際には、化審法の適用除外用途等の排出量も得られることから、それらの寄与も併せた排出量であることに留意が必要である²。

これらの詳細は、IV.7.5 を参照されたい。

IV.4.6.3 船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオにおける排出量推計

評価Ⅱにおいては、製造数量等の届出情報を用いる長期使用製品からの排出量推計に加えて、PRTR 情報も得られれば並行して用いる。なお、推計された排出量を全国にどのように割り振るかについて現在その手法を検討中である。

¹ 総務省統計局 地域メッシュ統計
<http://www.stat.go.jp/data/mesh/>

² 平成23年度第6回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会安全対策部会第5回評価手法検討小委員会第115回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会「参考資料4 PRTR 情報の利用について（留意点）」各論 届出外データの推計手法の内訳と化審法対象範囲
<https://www.env.go.jp/council/05hoken/y051-115/ref04.pdf>

1 (1) 製造数量等の届出情報を用いる場合

2 評価Ⅱの船底塗料・漁網用防汚シナリオの製造数量等の届出情報を用いた排出量推計に
3 おいて、IV.4.3 で前述した共通する事項を検討後、長期使用段階の排出量推計を行い
4 (IV.4.3.5 参照)、該当用途（用途分類#17）の全国出荷数量から代表的な日本の使用場所
5 （海域）における排出量を算出し、海域中濃度を推計する。

7 (2) PRTR 情報の利用

8 PRTR 届出外排出量データにおいて、漁網用防汚剤は漁業や水産養殖業で用いられるこ
9 とから、一部の PRTR 第一種指定化学物質については、非対象業種として国による推計が
10 行われている¹。しかし、本シナリオでの PRTR 届出外排出量データの利用は現時点では検
11 討中である。

13 IV.4.7 様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオにおける排出量推計

14 暴露評価Ⅱでは、前述の2種類の暴露シナリオに加え、「様々な排出源の影響を含めた暴
15 露シナリオ」を新たに設定する。このシナリオでは用いる情報が製造数量等の届出情報か、
16 PRTR 情報かによって実施する内容が、以下の（ア）、（イ）と異なる。

17 （ア）製造数量等の届出情報を用いる場合

18 ➤ 広域的・長期的スケールの暴露状況の推計

19 （イ）PRTR 情報等の地理的な情報を含む排出量情報を用いる場合

20 ➤ 広域的・長期的スケールの暴露状況の推計

21 ➤ 環境中濃度等の空間的分布の推計

22 ここでは、用いる情報に応じて、実施する内容を以下に順に示す。なお、本暴露シナリ
23 オの詳細については、VII 章を参照されたい。

25 IV.4.7.1 製造数量等の届出情報を用いた排出量推計

26 製造数量等の届出情報を用いる場合、「広域的・長期的スケールの暴露状況の推計」を実
27 施する。この際、全国排出量を用い、日本全域を対象とし、定常状態を想定して多媒体モ
28 デルによる暴露状況の推計を行う。

29 本シナリオに適用する全国排出量とは、製造段階、調合段階、工業的使用段階、家庭用
30 等使用段階、長期使用製品使用段階のすべてのライフサイクルステージの排出量を全国合
31 計した値である。なお、本シナリオの評価に用いる多媒体モデルには環境媒体別の全国排

¹ 平成 29 年度届出外排出量の推計方法の詳細 -6.漁網防汚剤に係る排出量-
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/h29kohyo/05todokedegaiyou/syousai/6.pdf

出量を入力する必要があるため、排出先環境媒体別（大気と水域）に集計する。

IV.4.7.2 PRTR 情報の利用

PRTR 情報等の地理的な情報を含む排出量情報が得られる場合、「様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ」に適用する排出量は、排出先環境媒体別の届出データと届出外排出量データであり、届出データには「土壌への排出」も含まれている。全国排出量を用いた前述の「広域的・長期的スケールの暴露状況の推計」だけでなく、その他に、地図上の区画（メッシュ）ごとに割り振った排出量を用い、別の多媒体モデル¹を利用した評価も併せて行う（地理情報を活用した数理モデル²を用いた「環境中濃度等の空間的分布の推計」という）。

PRTR 届出データについては届出事業所の住所データから、緯度経度情報を得て、メッシュ等³に割り振る。また、下水道への移動先となる下水道終末処理施設については住所情報、緯度経度情報を別途整備する。

届出外排出量データについては、各種統計情報を用いてメッシュ等に割り振る。

さらに、PRTR 情報を利用する際には、化審法の適用除外用途等の排出量も得られることから、それらの寄与も併せた排出量であることに留意が必要である⁴。

PRTR 届出外排出量データの 1 つである「下水処理施設に係る排出量」の利用の詳細は、IV.7.5 を参照されたい。

IV.4.8 残留性の評価のための排出量推計

残留性の評価とは、対象化学物質の環境中での残留状況を概観するための広域的・長期的スケールの多媒体モデルによる評価である（VII 章参照）。

残留性の評価に用いる排出量は、製造数量等の届出情報を用いる場合には、「様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ」におけるものと同様である。PRTR 情報が利用できる場合も、「様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ」におけるものと同様に排出先環境媒体別の全国排出量を用いる。

¹ G-CIEMS (Grid-Catchment Integrated Environmental Modeling System) : 国立環境研究所において新たに開発した詳細な空間分解能を持つ GIS 多媒体モデル。

² 環境中に排出された化学物質が、大気、水、土壌、底質などの環境媒体間において、輸送・移動、分配され、また、化学的又は生物学的に分解される等の環境中の化学物質の動態を同時に評価するための数理モデル。

³ G-CIEMS では大気グリッド、小流域単位での土壌、河道単位での河川それぞれへの排出量を入力する。グリッドとはメッシュと同義。

⁴ 平成 23 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会安全対策部会第 5 回評価手法検討小委員会第 115 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会「参考資料 4 PRTR 情報の利用について（留意点）」各論 届出外データの推計手法の内訳と化審法対象範囲 <https://www.env.go.jp/council/05hoken/v051-115/ref04.pdf>

IV.5 暴露評価Ⅲにおける排出量推計

評価Ⅲは、評価Ⅱのリスク評価結果が「暴露要件への該当性等の判断の根拠に足る信頼性がない」と判断された優先評価化学物質を対象に行われる。そのような物質の場合、評価Ⅱで抽出された不確実性を低減させるための暴露関連情報の種類が示される。評価Ⅲ実施に先立ち、それらの情報を入手の上、評価Ⅲに着手することになる。入手した情報を加味し、排出量や暴露量の再計算等を行う。原則として、判断の根拠に足る評価結果が得られるまでこの段階に留まると想定される。手法自体は基本的には評価Ⅱと変わらないが¹、製造数量等の届出情報や PRTR 情報は評価Ⅱ以降も更新されることとなる。

評価Ⅲで入手される情報として、化審法第 42 条「取扱いの状況に関する報告」の求めに応じ、取扱事業者²から報告される情報が挙げられる。法第 42 条について逐条解説では、その趣旨について「化学物質の流通過程において実際にどのように取り扱われているのかを国が把握すること」とある。また、求める内容について「『取扱いの状況』には、詳細な用途に加え、取扱いの形態、方法等の他、取扱量、環境排出量、取引事業者名等も含まれ得る」と説明されている。

基本的には、製造・輸入者から評価Ⅱにおいて「リスク懸念」となった排出源の詳細な報告を求めていくことになる。特に、該当する優先評価化学物質が PRTR 対象物質でない場合には、評価Ⅱにおいて仮想的な排出源として評価をしていることから、より実態を反映した評価Ⅲを行うために、PRTR 届出データと同等程度に、取り扱う事業者と排出実態が把握できる情報を得るための報告を求めることとなる。評価Ⅲを実施する前に、PRTR 届出データと同等に取り扱うための事業者の名称、事業所の位置や排出実態等が把握できる情報が必要になる。

留意すべきは、法第 42 条の報告を求められる対象は、「優先評価化学物質の取扱事業者」となっており、届出を行った製造・輸入者に限られていない点である。したがって、製造・輸入者から製造・輸入時の情報の他、一次出荷先の取扱事業者の名称や出荷先事業所の場所の報告を受け、次に、一次出荷先の取扱事業者が取扱いや排出の状況報告とともに、次の二次出荷先事業者の情報を求めることも想定される。このようにして、流通過程（サプライチェーン）に沿って取扱事業者が取扱いや排出の状況を確認していくことも想定される。

化審法におけるこれまでの運用で「取扱い状況に関する報告の求め」に類する前例としては、監視化学物質の製造、輸入、使用等の状況を把握するために、監視化学物質を取り扱う川上から川下までの業界団体に対するヒアリングや情報収集を行った事例が該当する。例えば、1,2,5,6,9,10-ヘキサブROMシクロデカンについては、業界団体（日本難燃剤協会、臭素・科学環境フォーラム、押出発泡ポリスチレン工業会、発泡スチレン工業会、日本繊

¹ 得られる情報等に応じて暴露シナリオの見直しや適用する推計モデルの追加等は考えられる。

² 優先評価化学物質の製造の事業を営む者、業として優先評価化学物質を使用する者、他の業として優先評価化学物質を取り扱う者のこと。逐条解説では社会通念上その行為が優先評価化学物質に係る事業とみなされる行為を行う者とあり、運搬事業者、貯蔵業者も挙げられている。

維産業連盟、社団法人日本自動車工業会) ごとの管理状況を確認し、審議会で報告している¹。

さらには、川上の製造・輸入者は、日本化学工業協会が推進する「JIPS (Japan Initiative of Product Stewardship)」²や、日本塗料工業会が推進する「防汚剤及び防汚塗料の自主登録管理」³などの自主的な取組で収集した川中・川下事業者の取扱い状況をまとめて報告する可能性もあろう。その他、化審法の枠組み以外にも、NITE が行ったリスク評価管理研究会⁴での産官学が連携したアプローチも川中・川下の取扱い状況を確認する方法として参考になると考えられる。

一方で、サプライチェーンの裾野が広い場合、川上側の事業者がサプライチェーンを把握できていない場合、取扱い状況を取りまとめる業界団体が無い場合、あるいは、ライフサイクルステージの中でも家庭での使用が主となっている場合などには、法第 42 条に基づいて排出の状況を把握することに限界がある。そのような場合は、環境中濃度を直接知るために国による追加の環境モニタリング調査を検討する必要がある。

なお、逐条解説では、法第 42 条には事業者が違反した場合の罰則が設けられていない理由について、「これは、①報告を求められた企業が回答しなかったとしても、人の健康や動植物の生息等に被害には直接的には影響するものではないこと、②報告が得られなかった場合には、安全サイドに立って、例えば、全量が開放系用途に使用されていると仮定して安全性評価を行うこと、から報告に応じなかった場合の直接的な制裁措置を設けなかったものである。」とある。

¹ 経済産業省 (2011) 化学物質審議会安全対策部会安全対策小委員会 (第 8 回) 資料 5 参照

² 日本化学工業協会 GPS/JIPS ポータルサイト

<http://www.nikkakyo.org/gps-jips>

³ 日本塗料工業会 防汚剤及び防汚塗料の自主登録管理

<http://www.toroyo.or.jp/ip/anzen/af/index.html>

⁴ NITE リスク評価管理研究会

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/kenkyukai.html>

IV.6 リスク評価（二次）における排出量推計

この段階では、長期毒性に関する知見を得た物質を対象に、リスク評価を行う。

リスク評価（二次）の有害性評価については、有害性調査指示に基づき事業者から報告された長期毒性に係る有害性情報を用いて、有害性評価値を導出することとし、暴露評価については評価Ⅲと同様の方法を基本とするが、新たに情報が得られた場合には、それらを踏まえて、排出係数の見直しや暴露シナリオの見直しを行うなどの改善、精緻化を図ることとする。

IV.7 付属資料

IV.7.1 製造数量等の届出情報の確認

IV.7.1.1 大きな誤りの扱い

リスク評価（一次）評価Ⅰ～Ⅲ及びリスク評価（二次）においては、「一般化学物質」など「優先評価化学物質」と別の区分で届出がされているといった大きな誤りは、経済産業省において確認され、事業者へ照会され、訂正がなされた上で国が評価に用いる。

IV.7.1.2 軽微な誤りの扱い

評価Ⅰにおいては、以下①～⑥のような製造数量等の届出情報の軽微な誤りについては、経済産業省が届出事業者へ照会し、把握しきれなかった場合は、国が以下のように処理し、評価に用いる。

- ① 都道府県コードの記入がない場合は、コード番号の若い「#001 北海道」とする。
- ② 詳細用途の記入がない場合は、「#198-z その他の原料、その他の添加剤」とする。
- ③ 詳細用途番号のみに記入がない場合、存在しない番号の記入がある場合は、「z」とする。
- ④ 高分子化合物に該当しない優先評価化学物質について、届出情報の高分子化合物の該当性の有無に「○」が付いている場合は、削除する。
- ⑤ 高分子化合物に該当しない優先評価化学物質について、高分子化合物のみを対象とした詳細用途（例えば、「#115-a 塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂」）に記入がある場合、その用途分類の「z」とする（例えば、「#115-z」）。
- ⑥ 出荷先に国外の国・地域別コードが記入されているが、詳細用途に「#199-a 輸出用のもの」以外が記入されている場合は、「#199-a 輸出用のもの」とする。

また、前述の①～⑥の他に、製造数量等の届出情報と選定した物理化学的性状データを用いて、IV.7.2にて後述の「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」から排出係数を選択する際に、「－」を選択する場合が可能性としてあり得る（「－」の意味も IV.7.2 に後述）。この場合は、まず、物理化学的性状データ（蒸気圧又は水に対する溶解度）と詳細用途のどちらに誤りがあるかを確認する。前者に誤りがあれば、修正後の物理化学的性状データを用いて再度排出係数を選択し直す。前者に誤りが無ければ、詳細用途を精査し、必要に応じて届出事業者へ照会する。次に、精査又は届出事業者への照会の結果、詳細用途にも誤りが無いと判断した場合は、排出係数一覧表の「－」の部分が誤っているとみなし、排出係数一覧表を見直し、見直した排出係数の値を評価に用いる。

評価Ⅱにおいては、「評価Ⅱのための準備」の「製造数量等の届出情報」の追加整備として、上記①～⑥の軽微な誤りについて、経済産業省が届出事業者への照会を行い、修正し

た上で、国が評価に用いる。なお、評価Ⅲ、リスク評価（二次）の評価段階においても新たな届出者の追加、新たな詳細用途の届出書への記載の可能性があることから、必要に応じて経済産業省が届出事業者への照会を行うことになる。

IV.7.1.3 詳細用途の精査後の確認

評価Ⅱにおいては、前述の2種類の誤りの確認の他に、詳細用途に係る情報が以下の(ア)～(ウ)の場合に、届出内容を精査し、必要に応じて、届出事業者への照会を検討する。なお、精査の際には、評価Ⅰのリスク推計結果で「リスク懸念」となった暴露シナリオ（「排出源ごとの暴露シナリオ」の場合は、仮想的排出源）の詳細用途から精査していくことになる。

(ア) 詳細用途が「#109-z その他の溶剤」又は「#198-z その他の原料、その他の添加剤」の場合

(イ) 詳細用途分類番号が「y」又は「z」の場合

(ウ) 「大気系の非点源シナリオ」、「水系の非点源シナリオ」、「船底塗料用・漁網用防汚剤シナリオ」、又は「地下水汚染の可能性シナリオ」が適用される詳細用途への届出があった場合

(エ) (ア)～(ウ)以外で、詳細用途番号に疑義がある場合

ここで、(ア)及び(イ)における「必要に応じて」とは、製造数量等の届出制度において、詳細用途番号がy又はzの場合、届出書の「具体的用途」の欄にさらなる情報を必ず記載するように経済産業省が公表している記載要領に定めている¹ことから、経済産業省によってその欄を確認する作業の結果、届出事業者への照会の必要があれば、という意味である。

また、(ウ)における「必要に応じて」とは、以下のような場合が想定される。例えば、ある優先評価化学物質について、「水系の非点源シナリオが適用される詳細用途として、#113-a 「水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）石鹼、洗剤、ウインドウォッシャー液（界面活性剤）」であると届出をしている場合は、#112-a 水系洗浄剤（工業用のものに限る。）界面活性剤（石鹼・合成洗剤用）」の可能性もある。#113-a と#112-a では大きくシナリオが変わるため、確認の必要があると考えられる。

IV.7.2 化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表

この一覧表は、化審法におけるリスク評価への利用を目的に作成されたものであり、製造数量等の届出情報から、環境中への化学物質の排出量を推計するために活用される。

¹ 経済産業省（2019）一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の記載要領【2019年度（2018年度実績）届出用】 留意事項 p.3

排出係数一覧表の構成は、詳細用途別・物理化学的性状（蒸気圧・水溶解度）区分別になっている。また、ライフサイクルステージ別・排出先環境媒体（大気・水域）別に収録されていて、以下の 7 つの表が経済産業省のウェブサイトから日本語版及び英語版で公表されている¹。

（1）大気への排出係数（製造段階）

（2）大気への 排出係数 （調合段階）

（3）大気への 排出係数 （工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階）

（4）水域への排出係数（製造段階）

（5）水域への 排出係数 （調合段階）

（6）水域への 排出係数 （工業的使用、家庭用・業務用での使用段階）

（7）大気・水域への 排出係数 （長期使用製品の使用段階）

（7）の長期使用製品の使用段階の排出係数以外は、詳細用途ごとに化学物質の物理化学的性状区分（蒸気圧、水に対する溶解度）に対応して設定されている。

一方で、特定の物理化学的性状区分に該当する化学物質が存在しないと考えられる詳細用途の場合には排出係数を設定せず、「－」で示している。

また、排出係数の値も、「－」の記載もなく、物理化学的性状区分によらず一律空欄になっている部分は、排出シナリオ上、その詳細用途でライフサイクルステージを設定していないことを意味する。詳細は、IV.7.4.3 を参照されたい。

「－」の例として、大気への排出係数については、蒸気圧区分 3 (>10Pa) 以上では、樹脂（#110-b、#115-a、#116-a、#123-a、#124-a、#125-a、#127-a,b、#128-a、#140-c）、などがあり、蒸気圧区分 4 (>100Pa) 以上では、散布剤等（#145）や着色剤（#126-a）などがある。一方、溶接用ガス（#135-c）では蒸気圧区分 5 (<10000Pa) 以下が「－」である。また、水域への排出係数については、水溶解度区分 3 (>100mg/L) 以上では、イオン交換樹脂（#110-b、#140-c）、高吸水性材料（#127-b）、色素形成カプラー（#124-d）がある。

高分子化合物のみが該当する詳細用途、高分子化合物が用いられないとする詳細用途について整理した用途分類表を図表 IV-3 3～図表 IV-3 6 に示す。

なお、排出係数一覧表の設定の経緯については、IV.7.3「用途分類表の設定方法」及びIV.7.4「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」の設定方法に後述している。

¹ 経済産業省（2013）「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」（改訂版）及び「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」と「スクリーニング評価用排出係数一覧表」の英語版の公表について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_emissionfactor.html

- 1 図表 IV-3 3 高分子化合物のみが該当する詳細用途分類（網部分）
2 又は高分子化合物が用いられないとする詳細用途分類（塗りつぶしなしの部分）（1）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類
中 間 物			
101	中間物	a	合成原料、重合原料、プレポリマー
		b	重合開始剤
		z	その他
溶 剤			
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤
		b	塗料剥離剤
		c	ワニス用溶剤
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤
		e	インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ洗浄剤、複写用溶剤
		f	殺生物剤用溶剤
		z	その他
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤
		b	接着剤剥離用溶剤、靱剤用溶剤
		c	接着用溶剤
		d	シーリング材用溶剤
		z	その他
104	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤（塩素系）
		z	その他
105	クリーニング洗浄用溶剤 (洗濯美での用途に限る。)	a	ドライクリーニング溶剤
		b	染み抜き溶剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤
		z	その他
106	その他の洗浄用溶剤（104及び105に掲げるものを除く。） [#104,105を除く]	a	レジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤
		z	その他
107	工業用溶剤（102から106までに掲げるものを除く。） [#102-106を除く]	a	合成反応用溶剤
		b	紡糸用溶剤、製膜（成膜）用溶剤
		c	分離・精製用溶剤
		d	希釈溶剤
		z	その他
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤
		b	物理発泡剤
		z	その他
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	z	その他の溶剤
溶 剤 以 外			
110	化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体
		b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤（脱膜助剤等）
		c	乳化剤、分散剤
		d	重合調節（停止）剤、重合禁止剤、安定剤
		e	光学分割剤
		z	その他
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。） [#112,113,115,116,125,126,129を除く]	a	着色剤（染料、顔料、色素、色材）
		b	蛍光増白剤
		c	発色剤、発色助剤
		z	その他
112	水系洗浄剤（工業用のものに限る。） [#125,126,129,130,133を除く]	a	界面活性剤（石鹼・合成洗剤用）
		b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤
		c	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（消泡剤等）
		d	防錆剤
		z	その他
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	a	界面活性剤（石鹼・合成洗剤・ウインドウォッシャー液用）
		b	柔軟剤
		c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤
		d	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等）
		e	香料
		z	その他
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	a	ワックス
		b	乳化剤、分散剤
		z	その他
115	塗料又はコーティング剤 (プライマーを含む。) [#114, 117, 125-131, 135, 138を除く]	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂
		b	着色剤（染料、顔料、光輝剤）
		c	バインダー成分前駆体（熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー・プレポリマー等）
		d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤
		e	可塑剤、充填剤
		f	安定化剤（酸化防止剤等）
		g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤
		h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤
		i	腐食防止剤、防錆剤、防霉剤、防かび剤、抗菌剤
		j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤
		z	その他
116	インキ又は複写用薬剤 (レジストインキを除く。)	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂
		b	着色剤（染料、顔料、色素）、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顔色剤
		c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー・プレポリマー、増感剤、重合開始剤
		d	可塑剤、充填剤
		e	安定化剤（酸化防止剤等）
		f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤
		g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤
		h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤
		i	乾燥促進剤、湿潤剤
		z	その他

1 図表 IV-34 高分子化合物のみが該当する詳細用途分類（網部分）
2 又は高分子化合物が用いられないとする詳細用途分類（塗りつぶしなし部分）（2）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂〔添加剤も含む〕
		b	船底塗料用防汚剤
		c	漁網用防汚剤
		z	その他
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。） [#115,117,123,125,136,137を除く]	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤（細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤）
		b	展着剤、乳化剤、分散剤
		z	その他
		a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。） [#126,140を除く]	b	ガス滅菌剤、燻蒸剤、燻煙剤
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤
		d	展着剤、乳化剤、分散剤
		z	その他
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）
		b	繊維用・紙用防虫剤
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	e	非農耕地用除草剤
		f	展着剤、乳化剤、分散剤
		z	その他
		a	火薬、爆薬、火工品〔#121-bを除く〕、煙火
		b	自動車安全部品用ガス発生剤
		c	化学発泡剤
		d	固形燃料
		z	その他
122	芳香剤又は消臭剤 [洗浄剤用香料は#113]	(廃止)	(廃止)
		b	芳香剤
		c	消臭剤
		d	乳化剤、分散剤
		e	香料〔#113-e及び#122-b, cを除く〕
		z	その他
		a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂
		b	バンダー成分前駆体（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤）
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	c	可塑剤、充填剤
		d	安定化剤（老化防止剤等）
		e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤
		f	表面調整剤、乳化剤、分散剤
		g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤
		h	難燃剤、導電剤
		z	その他
		a	感光性・感電子性樹脂（レジスト、印刷版等）
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー
		c	感光剤、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤
		d	色素形成カプラー（カラー写真用）
		e	乳化剤、分散剤
		f	定着剤、安定化剤
		g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤
		h	現像剤、水溶性処理薬剤、レジスト剥離剤
		z	その他
125	合成繊維又は繊維処理剤	a	成形品基材（合成繊維、不織布）
		b	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		c	集束剤
		d	防炎剤、難燃剤
		e	食浸補強剤、染料固着剤（フィックス剤）
		f	帯電防止剤、親水加工剤
		g	柔軟仕上げ剤
		h	形態安定加工剤
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤
		k	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤
		l	洗浄剤、精練洗浄剤（ソーピング剤）、潤滑剤
		m	キレート剤
		n	漂白剤、脱色剤
		o	均染剤、浸透剤、促染剤（染色助剤）、媒染剤、捺染用糊剤
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤
		q	マーセル化助剤
		r	糊抜き剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他
		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸脱薬液、pH調整剤
		i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ビッチコントロール剤

図表 IV-35 高分子化合物のみが該当する詳細用途分類（網部分）

又は高分子化合物が用いられないとする詳細用途分類（塗りつぶしなし部分）（3）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤 [#115-a,116-a,123-a,124-a,125-a,128-aを除く] [着色剤は#111、物理発泡剤は#108、化学発泡剤は#121]	a	成形品基材（プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体）
		b	腐蝕性材料
		c	可塑剤、乳化剤、分散剤
		d	安定化剤（酸化防止剤等）
		e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤
		f	結晶核剤
		g	内部滑剤、内部離型剤
		h	防曇剤、流滴剤、撥水剤
		i	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤
		j	外部滑剤、外部離型剤
		k	ラジカル発生剤
		l	反応注型用・注型発泡用材料（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）
		m	硬化剤、架橋剤（FRP用モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）、架橋助剤、増感剤、重合開始剤
		n	硬化促進剤
		y	その他の添加剤（改質剤等）
		z	その他
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤 [着色剤は#111、物理発泡剤は#108、化学発泡剤は#121]	a	成形品基材（エラストマー〔合成ゴム〕）
		b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤（加硫活性剤）
		c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤
		d	可塑剤、補強材（接着促進剤等）、充填剤、プロセス油の基油・添加剤
		e	安定化剤（老化防止剤等）
		f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤
		g	フタックス硬化剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤
		h	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤
		i	外部滑剤、外部離型剤
		(廃止)	(廃止)
		k	ゴム再生剤（脱硫剤等）
		y	その他の添加剤（改質剤等）
		z	その他
129	皮革処理剤 [#114を除く]	a	なめし剤
		b	仕上加工薬剤（漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等）
		c	準備工程（なめし前）薬剤（脱脂剤、脱灰剤等）
		z	その他
130	ガラス、ほうろう又はセメント [着色剤は#111]	a	ガラス調合・成形原材料
		b	ガラス添加剤（強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等）
		c	ガラス加工助剤（離型剤、pH調節剤等）
		d	ほうろう調合・成形原材料
		e	ほうろう添加剤（絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等）
		f	ほうろう加工助剤（中和剤、ニッケル処理剤等）
		g	セメント調合原料
		h	セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）
		i	セメント加工助剤
		z	その他
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス [着色剤は#111、電子用ファインセラミックスは#138、#139]	a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックスの調合・成形原材料
		b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）
		c	成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、乳化剤、分散剤等）
		d	滑剤、離型剤
		z	その他
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤 [着色剤は#111]	a	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の調合・成形原材料
		b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の添加剤（バインダー、増粘剤、研磨助剤、乳化剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等）
		c	滑剤、離型剤
		z	その他
133	金属製造加工用資材 [金属の合成原料は#101、着色剤は#111、表面処理は#134、溶接・ろう接は#135、金属加工油は#137]	a	金属用添加剤（接種剤等）
		b	加工助剤（フラックス等）
		c	鋳造用粘結剤、鋳造用硬化剤、鋳造用添加剤
		d	鋳造用離型剤、鋳造用塗型剤
		z	その他
134	表面処理剤 [#104-106,112-117,123-132,138,144を除く]	a	めっき薬剤（皮膜成分原料）
		b	めっき浴添加剤（光沢付与剤、揮発防止剤、無電解めっきの還元剤等）
		c	化成処理薬剤
		d	真空めっき（蒸着等）薬剤、溶射処理薬剤
		e	表面硬化処理（浸炭、窒化等）薬剤
		f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤
		g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤
		z	その他
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	a	溶接フラックス
		b	ろう接フラックス（酸化防止剤等）
		c	溶接用ガス、溶断用ガス
		z	その他
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤 [プロセス油の基油・添加剤は#128] [#137を除く]	a	作動油の基油、潤滑油剤の基油
		b	絶縁油の基油
		(廃止)	(廃止)
		d	グリース増ちょう剤
		e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤
		f	絶縁油添加剤
		(廃止)	(廃止)
		z	その他

1 図表 IV-36 高分子化合物のみが該当する詳細用途分類（網部分）
2 又は高分子化合物が用いられないとする詳細用途分類（塗りつぶしなし部分）（4）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類
137	金属等加工油又は防錆油	a	水溶性金属加工油の基油
		b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油
		c	水溶性金属加工油添加剤
		d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤
		z	その他
138	電気材料又は電子材料 (添加剤とプロセス加工助剤を含む。) [#139を除く] [絶縁油は#136]	a	磁性材料[#138-fを除く]、導電材料、超導材料、蛍光体材料
		b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料
		c	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料
		d	光導波路材料(光ファイバを含む)、光学フィルム材料、電子機器用光材料
		e	封止材、絶縁材料、シールド材料
		f	電子記憶媒体材料(磁性材料、光吸収色素等)
		z	その他
139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料
		b	電極材料(活物質、集電体、導電剤、バインダー等)、減極剤
		z	その他
140	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤
		c	イオン交換体(有機及び無機イオン交換体)、分離膜
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤
		z	その他
141	乾燥剤又は吸着剤	a	乾燥剤、脱水剤
		b	吸着剤(脱臭剤、脱脂剤、ガス吸着剤等)
		c	吸収剤(脱酸素剤等)
		z	その他
142	熱媒体	a	冷媒、冷却剤
		b	熱媒、加熱剤
		z	その他
143	不凍液	a	不凍液(LLC等)
		b	防錆剤、防食剤
		z	その他
144	建設資材又は建設資材添加物	a	表面硬化剤
		b	コンクリート混和剤(強化剤、減水剤)
		c	離型剤、消泡剤
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤
		e	防汚剤[#117-b,cを除く]、防水剤、撥水剤
		f	建設資材
		z	その他
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	a	凍結防止剤(融雪剤等)
		b	土壌改良剤、地盤改良剤
		c	消火剤
		d	人工降雨剤
		e	油処理剤
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤
		z	その他
146	分離又は精製プロセス剤 (鉱業又は金属製造業に使用されるものに限る。) [分離・精製用溶剤は#107]	a	浮選剤(捕収剤、起泡剤、条件剤)、金属浸出剤
		b	凝集剤、乳化剤、分散剤、金属捕捉剤
		z	その他
147	燃料又は燃料添加剤 [固形燃料は#121]	a	燃料
		b	燃料添加剤(清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等)
		c	燃焼改良剤(燃焼促進剤、セタン値向上剤、アンチノック剤等)
		d	氷結防止剤、着臭剤
		z	その他
上 記 以 外			
198	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤
199	輸出用のもの	a	輸出用のもの

IV.7.3 用途分類表の設定方法

IV.7.3.1 用途分類表の設定の考え方

化審法の製造数量等の届出制度に用いられている「用途分類表」は、以下の（ア）～（エ）を土台として設定されている¹。（ア）と（イ）については主に網羅性を確保するために、（ウ）については利便性、（エ）については国際整合性を確保することを目的とした。

- （ア） 旧化審法（平成 15 年度改正法）における第一種から第三種までの旧監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等の届出制度で用いられていた「機能別分類」
- （イ） 「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査²」の「主な出荷用途³」
- （ウ） 化学工業日報社の「新化学インデックス⁴」
- （エ） OECD HPV プログラムでも当時用いられていた「EU Technical Guidance Document(EU-TGD) Use Category (UC)⁵」

この他に、「用途分類表」には、環境への排出の実態に応じた分類を設定するという考え方が入っている。その詳細は、IV.7.4 にて後述する。

(1) 用途の網羅性と利便性

用途の網羅性を担保するにあたって、我が国における実際の化学物質の用途情報を網羅する必要があった。そのため、まず旧化審法（平成 15 年度改正法）において、第一種から第三種までの旧監視化学物質、第二種特定化学物質（合計で約 1,000 物質）の約 1,600 種

¹ 当初、EU-TGD UC と一致させるという意見も出たが、CEPIC/EHI/BfR/Ökopol/TNO/ECETOC/RIVM/BAUA(2006) EU REACH Implemtation Project (RIP) 3.2-1a WP 1: DEVELOPMENT OF THE CONCEPT OF EXPOSURE SCENARIOS GENERAL FRAMEWORK OF EXPOSURE SCENARIOS SCOPING STUDY - FINAL REPORT で指摘されたように UC には以下のようないくつかの欠点があったことから、日本版の用途分類が検討された。

The UC defines the technical function of a substance into one of 55 UCs. However, numerous uses are not further differentiated and summarised in UC 0 “Others”. The list of use categories (UC) comprises two different kinds of information: functions of final products (e.g. adhesive) on the one side, and, on the other side, functions of substances in products, e.g. complexing agent. A translation between UC and the UE-EPA ChemUSES function categories is given in the TGD appendix Ia and Ib clearly demonstrating that the UC is a weak descriptor of the technical function.

The categories were introduced in the first version of the TGD on risk assessment at the end of the 1980ies to be used within the framework of the exposure assessment of New and Existing Substances. The categories provide generic information on the manufacture and uses of a substance. The IC and UC lists were established about 25 years ago and have not been revised since then.

Therefore, most likely they do not reflect the current situation in the European industry. Industrial sectors such as the semiconductor industry are missing.

² 経済産業省が平成 20 年度まで 3 年に 1 度、実施してきた承認統計。

³ 経済産業省化学物質の製造・輸入量に関する実態調査（平成 13,16,19 年度実績）

<http://www.meti.go.jp/statistics/sei/kagaku/index.html>

平成 19 年度実績調査では、現在の用途分類の試案である「用途等コード番号表」が用いられた。

⁴ 化学工業日報社（2009）新化学インデックス 第 3 部機能別インデックス分類を参考とした。

⁵ EU (2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment, PartII, Appendix I Emission factors for different use categories

類あった「機能別分類」を網羅するように「用途分類」を設定し、さらに「詳細用途分類¹⁾」として細分化した。さらに、経済産業省によって平成13、16年度に実施された「化学物質の製造・輸入数量に関する実態調査」の結果から、実際に国内で使用されている化学物質の用途に関する情報を参考にした。

また、化審法において用途情報を国に届け出るのは製造・輸入者であることから、これらの事業者が日ごろ用いている用語にすることで利便性を高めることを意図した。そのため、化学工業日報社の書籍「新化学インデックス」を参考にしている。

さらに、前述の内容を反映した素案に対して、産業界にアンケート調査、ヒアリング調査を行い、その結果を反映して作成されている。

(2) 用途の国際整合性

EU-TGD UC は、EU のリスク評価に用いられてだけでなく、OECD HPV マニュアル Chapter2 に収載され、SIDS (Screening Information Data Set) レポートの用途の記述に使用されていた。さらに、米国 ChemUSES (Chemical Use Standard Encoding System) との関連付けがなされた形で公開されていた²⁾。

また、用途の国際整合性を検討した当時は、米国の TSCA IUR (Inventory Update Rule) の Industrial Function Category³⁾がすでに公開されており、カナダの CEPA においても Functional Use Code⁴⁾での届出がなされていた。これらは OECD レベルの文書での関連付けはなされていなかったが、その項目もまた EU-TGD UC と類似していた。

このことから、「用途分類表」の設定の際には EU-TGD UC と対応付けを行うことで OECD レベルでの国際整合性が図れると判断して作成した。

なお、2008年7月に EU REACH における用途分類(Use descriptor system)が公開され⁵⁾、IUCLID に収載されている⁶⁾。さらに、2009年11月に米国及びカナダの北米において用途分類の整合化がなされ⁷⁾、それぞれ TSCA では2011年の CDR の届出の際に⁸⁾、CEPA では

¹⁾ この「詳細用途分類」が、我が国における化学物質のすべての用途を網羅しているわけではなく、代表的なものが挙げられていることに留意する必要がある。

²⁾ OECD (2007) Manual for Investigation of HPV Chemicals, Chapter 2: SIDS, The SIDS Plan and The Dossier, Annex1: Guidance for completing a SIDS Dossier, Annex1b, pp.114-124

³⁾ U.S. EPA (2006) Instruction for Reporting for the 2006 Partial Updating of the TSCA Chemical Inventory Database, p.4-12～4-13.

⁴⁾ Health Canada (2003) Proposal for priority setting for existing substances on the domestic substances list under the Canadian Environmental Protection Act, 1999 Greatest potential for human exposure, pp.63-65.

⁵⁾ ECHA (2008) Guidance on information requirements and chemical safety assessment Chapter R.12:Use descriptor system (2010.03.26 に Final guidance となっている)

⁶⁾ EU, OECD, ECHA (2008) IUCLID5 Guidance and Support “How to report identified users for REACH in IUCLID5.0” (IUCLID5.4 が2012年10月22日に、IUCLID5.5.1 が2013年9月11日に公開されている)

⁷⁾ United States Environment Protection Agency (USEPA), Health Canada, and Environment Canada (2009), Overview of Harmonized U.S.-Canada Industrial Function and Consumer and Commercial Product Codes for Chemical Inventory Reporting, Revised November 2009.

⁸⁾ U.S.EPA のウェブサイト Chemical Data Reporting (CDR) Basic Information
<http://epa.gov/cdr/pubs/guidance/basic.html>

2012年のDomestic Substances List Inventory Update Phase 2の届出の際に¹変更された、OECDにおいて、2012年に前述のEU REACHの用途分類と北米の用途分類との国際整合化作業が行われ、文書が公表されている²。これらの用途情報の国際整合性に関する動きとの整合化は今後の課題である³。

(3) 化審法特有の用途分類

前述の用途の網羅性、利便性、国際整合性を踏まえた上で、化審法の製造数量等の届出制度に用いるための用途分類表の検討において、EU-TGD UCとは異なる化審法特有の用途分類を設けている。主なものを以下に6つ述べる。

1つ目として、厳密には用途ではないが、「輸出用のもの」という用途分類を設けている。これは輸出分からの国内環境への排出が無いことから、その量を除くためである。

2つ目として、「中間物」という用途分類を設けている。これは出荷された化学物質が、出荷先でさらに化学反応を経て他の物質になる場合の用途の総称で、個別には合成原料や重合原料などを指す。

3つ目として、排出実態が大きく異なることから「溶剤」と「溶剤以外」に分けている。これはEU-TGDのUCと大きく異なる点であるが、この考え方は、「用途分類」だけの特徴ではない。米国のIUR (Inventory Update Rule)では、「溶剤」を排出実態の異なる3種類に分けており⁴、また、我が国のVOC排出量インベントリにおいても「溶剤」とそれ以外に分けており⁵、これらと同様の考え方である。その他には、EU REACH規則施行後には、欧州の産業界であるEuropean Solvents Industry Group (ESIG)及びEuropean Solvents Downstream Users Group (ESVOC)から溶剤の環境への排出シナリオとしてSpecific Environmental Release Categories (SPERCs)が44種類⁶公表されている⁷。

また、「溶剤」については、4つ目の特徴である、広範な汚染の経験があった第二種特定化学物質(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン)の用途であることも考慮し、複数の

¹ Canadaのウェブサイト Domestic Substances List Inventory Update2

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/domestic-substances-list-inventory-update-phase-2-dsl-iu-25.html>

² OECD (2012) Crosswalk of harmonized U.S. - Canada Industrial Function and Consumer and Commercial Product Categories with EU Chemical Product and Article Categories
ENV/JM/MONO(2012)5, Series on Testing and Assessment No. 167,

[http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono\(2012\)5&doclanguage=en](http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono(2012)5&doclanguage=en)

³ 2012年以降も OECD Task Force on Exposure Assessment において検討中である。

⁴ U.S. EPA (2006) Instruction for Reporting for the 2006 Partial Updating of the TSCA Chemical Inventory Database, p.4-13.

⁵ 環境省 揮発性有機化合物 (VOC) 排出インベントリ検討会 (2008) 揮発性有機化合物 (VOC) 排出インベントリについて (報告), p.2.

⁶ 49番まで番号は存在するが、5つの番号が欠番である。

⁷ ESIG/ESVOC(2010) Specific Environmental Release Category (SpERC) details
Applicable to Petroleum Substances and Petrochemicals

<http://www.esig.org/en/regulatory-information/reach/ges-library/ges-SPERCs-2/>

(CEFIC(2012) Cefic Guidance Specific Environmental Release Categories (SPERCs) Chemical Safety Assessments, Supply Chain Communication and Downstream User Compliance
<http://cefic-staging.amaze.com/Industry-support/Implementing-reach/Libraries/> より)

1 用途分類（例えば、#104 金属洗浄用溶剤や#105 クリーニング洗浄用溶剤）に分けている。
2 この 4 つ目の特徴については、その他に第一種及び第二種特定化学物質であるトリブチル
3 スズ化合物の用途である船底塗料用防汚剤についても、広範な汚染の経験があることが考
4 慮され、「#117 船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤」が設けられている。その際、船及び
5 漁網が主に海洋での使用という他の「殺生物剤¹」と環境への排出形態が異なることを理由
6 に、「漁網用防汚剤」と併せて 1 つの「用途分類」として「殺生物剤」から独立させて設定
7 している²。

8 5 つ目として、各家庭で広範に消費され、環境へ排出すると考えられる用途を別扱いにし、
9 「工業用」と「家庭用・業務用」に分けた点である³。「家庭用・業務用」の用途からの排出
10 は、一般的な工場などの点源からの排出シナリオと分けてリスク評価を行うことから、別
11 扱いとしている。

12 6 つ目として、製造・輸入者が用途を把握できず、どの用途分類に該当するかの届出がで
13 きない場合に備えて、「その他の原料、その他の添加剤」という分類を設けている点がある。
14 このような分類を設けていること自体は欧米でも見られるが、この「その他の原料、その
15 他の添加剤」の用途分類は、出荷先での環境への排出実態が不明であることを意味するこ
16 とから、化審法では用途分類の中で最も排出が多い用途と同等の排出実態であるという扱
17 いとしている点が特有である。

¹ 「殺生物剤」という語句は新しい用語であり、「バイオサイド (Biocide)」とも呼ばれているものを訳した語句である。なお、EU では 2013 年 9 月に Biocide Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012) が施行されており、この規則における product type と呼ばれる分類との国際整合性もまた今後の検討課題である。

² その他の第一種特定化学物質、第二種特定化学物質の用途は EU-TGD UC においてすでに網羅されている。

³ EU-TGD における Industrial Category(IC)にて、IC=5 (personal/domestic), IC=6 (public domain)に相当する考え方を用途分類で導入している。

1 IV.7.3.2 用途とライフサイクルステージの関係、排出シナリオの考え方の対応表

2 ここでは、本編で大きく7つに区分した用途とライフサイクルの関係をより具体的にし、各用途分類又は詳細用途分類ごとにライフサイクルステー
3 ジとの関係、そのライフサイクルステージでの排出シナリオの考え方を表に整理し、図表 IV-3 7～図表 IV-4 2 に示す。

4
5 図表 IV-3 7 用途とライフサイクルステージの考え方（1）

用途 番号 (I)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	製造段階	調査段階	工業的使用段階	家庭用・業務用での使用段階	長期使用製品の使用段階
中 間 物								
101	中間物	a	合成原料、重合原料、プレポリマー	中間物(合成・重合原料、重合開始剤等)として用いられる化学物質を製造する段階	×(合成・重合原料等については調査段階は無いとした) 重合開始剤として用いられる化学物質を調査し、重合開始剤製品を製造する段階	合成・重合反応で、化学物質を原料として使用する段階 重合開始剤製品(調合品)又はその成分となる化学物質を購入し、重合反応等で使用する段階		
		b	重合開始剤					
		z	その他					
溶 剤								
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	#102-109の各用途で溶剤として用いられる化学物質(エアゾール噴射剤及び物理発泡剤も含む)を製造する段階	塗料メーカー、インキメーカー、殺生物剤メーカー等が溶剤として調査し、塗料、インキ、殺生物剤製品等を製造する段階	溶剤又はその調合品を塗装や印刷等に使用する段階	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	塗料製剤					
		c	ワニス用溶剤					
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤					
		e	インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ洗浄剤、複写用溶剤					
		f	殺生物剤用溶剤					
		z	その他					
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤		接着剤、粘着剤メーカー等が溶剤として調査し、接着剤や粘着剤製品等を製造する段階	溶剤又はその調合品を接着、粘着等に使用する段階	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤					
		c	接着剤用溶剤					
		d	シーリング材用溶剤					
		z	その他					
104	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤(塩素系)		他の溶剤や添加剤との配合や小分けなどして、金属洗浄用の溶剤製品を製造する段階	溶剤又はその配合品を金属製品の洗浄に使用する段階		
		z	その他					
105	クリーニング洗浄用溶剤	a	ドライクリーニング溶剤		他の溶剤や添加剤との配合や小分けなどして、クリーニング用の溶剤製品を製造する段階	溶剤又はその配合品を繊維製品の洗浄に使用する段階【洗濯業】	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	染み抜き溶剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤					
	(洗濯業での用途に限る。)	z	その他					
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。)	a	レジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤		他の溶剤や添加剤との配合や小分けなどして、レジスト現像用の溶剤製品を製造する段階	溶剤又はその配合品をレジスト用現像剤や剥離剤として使用する段階		
	[#104,105を除く]	z	その他					
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。)	a	合成反応用溶剤		他の溶剤や添加剤との配合や小分けなどして、工業用の溶剤製品を製造する段階	溶剤又はその配合品を、#102-106以外の工業的目的で使用する段階		
		b	結晶用溶剤、製薬(成薬)用溶剤					
		c	分離・精製用溶剤					
		d	希釈溶剤					
	[#102-106の溶剤を除く]	z	その他					
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤		缶等に封入して配合し、エアゾール製品を製造する段階	エアゾール製品を購入し、噴霧して使用する段階	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	物理発泡剤		低沸溶剤や圧縮ガスを容器に封入し、物理発泡剤製品を製造する段階。	物理発泡剤製品を材料(樹脂やセラミックス等)の発泡に使用する段階。	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		z	その他					
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	z	その他の溶剤		#102-108以外の用途で溶剤を配合又は小分けする段階	#102-108以外の用途で、溶剤又は溶剤の配合品、小分け品を使用する段階	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
溶 剤 以 外								
110	化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	化学プロセス調節剤の成分となる化学物質を製造する段階	化学プロセス調節剤の成分を配合し、化学プロセス調節剤製品を製造する段階	化学反応工程で、化学プロセス調節剤製品又はその成分を使用する段階		
		b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、ろ過膜、濃縮補助剤(脱塩助剤等)					
		c	酸化剤、分剤					
		d	重合調節(停止)剤、重合禁止剤、安定剤					
		e	光分解剤					
		z	その他					

図表 IV-38 用途とライフサイクルステージの考え方（2）

用途番号 (9)	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	製造段階	調合段階	工業的使用段階	家庭用・業務用での使用段階	長期使用製品の使用段階
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)	a	着色剤(染料、顔料、色素、色材)	着色剤等の成分となる化学物質を製造する段階	着色剤とその他の化学物質との配合又は小分けをして、着色剤、蛍光増白剤製品を製造する段階	着色剤、蛍光増白剤製品又はそれらの成分をプラスチックやガラス、ゴム製品等の着色のために使用する段階		プラスチックやゴム製品等から使用中に排出する段階
		b	蛍光増白剤					
		c	発色剤、発色助剤	水系洗浄剤の成分となる化学物質を製造する段階	石鹸、洗剤メーカー等が水系洗浄剤成分を配合し、石鹸、洗剤製品等を製造する段階	工場内で、石鹸、洗剤製品又はそれらの成分を使用する段階		
		z	その他					
112	水系洗浄剤(工業用のものに限る。)	a	界面活性剤(石鹸、合成洗剤用)					
		b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤					
		c	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等)					
		d	防錆剤					
		z	その他					
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	a	界面活性剤(石鹸・合成洗剤・ウインドウォッシャー適用)					
		b	洗剤剤					
		c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤					
		d	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等)					
		e	香料	ワックス製品の成分となる化学物質を製造する段階	ワックス成分を配合し、ワックス製品を製造する段階	ワックス成分を配合し、ワックス製品を製造する段階	家庭用又はオフィスビル等で、石鹸、洗剤製品又はそれらの成分を使用する段階	
		z	その他					
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	a	ワックス	ワックス製品の成分となる化学物質を製造する段階	ワックス成分を配合し、ワックス製品を製造する段階	ワックス成分を配合し、ワックス製品を製造する段階	家庭用又はオフィスビル等でワックス製品を使用する段階	
		b	乳化剤、分散剤					
		z	その他	塗料等の成分となる化学物質を製造する段階	塗料メーカー等が塗料成分等を配合し、塗料製品等を製造する段階	塗料製品等又はそれらの成分を購入し、自動車、船舶(下地)、建材等の塗装に使用する段階	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	塗装された製品から使用中に排出する段階
115	塗料又はコーティング剤	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂					
		b	着色剤(染料、顔料、光増白剤)					
		c	バインダー成分前駆体(熱・光硬化性物質のモノマー・オリゴマー・プレポリマー等)					
		d	架橋剤、硬化剤、増粘剤、重合開始剤、光重合開始剤、光増感剤					
		e	可塑剤、充填剤					
		f	安定化剤(酸化防止剤等)					
		g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤					
		h	乳化剤、分散剤、溶れ剤、浸透剤、表面調整剤、速乾助剤					
		i	腐食防止剤、防錆剤、防酸剤、防かび剤、抗菌剤					
		j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤					
		z	その他					
116	インキ又は複写用薬剤	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	インキ等の成分となる化学物質を製造する段階	インキメーカー等で、インキ成分等を配合し、インキ製品等を製造する段階(レジストインキを除く)	インキ製品等又はそれらの成分を購入し、紙等の印刷、複写等に使用する段階	×(筆記用具などの家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	着色剤(染料、顔料、色料)、顔料色料、顔料色料、蛍光増白剤、顔料剤					
		c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー・プレポリマー、増粘剤、重合開始剤					
		d	可塑剤、充填剤					
		e	安定化剤(酸化防止剤等)					
		f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤					
		g	乳化剤、分散剤、溶れ剤、浸透剤、速乾助剤					
		h	電荷制御剤、流動性付与剤、硬膜性付与剤、滑り付与剤					
		i	乾燥促進剤、湿潤剤					
		z	その他					
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂(添加剤も含む)	船底塗料用又は漁網用防汚剤の成分となる化学物質を製造する段階	殺生物剤原体、樹脂、溶剤等を調合し、船底塗料用又は漁網用防汚剤製品を製造する段階	船底塗料用又は漁網用防汚剤製品又はそれらの成分購入し、船又は漁網に塗布する段階	—	塗布された防汚剤や樹脂が船や漁網の使用に排出する段階
		b	船底塗料用防汚剤					
		c	漁網用防汚剤	殺生物機能等を有する化学物質(原体)や展着剤等の成分となる化学物質を製造する段階	殺生物機能等を有する化学物質(原体)や展着剤等の成分となる化学物質を調合、製剤化して、殺生物剤製品を製造する段階	殺生物剤製品又はその成分を木材、紙、プラスチック、ゴム等の成形品に抗菌等の目的で練り込んだり、塗布したりする段階(特に木材等への注入や製品表面に塗布するシナリオを想定)		製品に注入又は塗布された抗菌剤等の殺生物剤が使用中にしみ出る段階
118	殺生物剤(成形品に含まれるものに限る。)	a	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤、抗菌剤(細菌増殖抑制剤、木材の防菌剤、防蟻剤)					
		b	展着剤、乳化剤、分散剤					
		z	その他					
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。)	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)					
		b	ガス滅菌剤、燻蒸剤、燻蒸剤					
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤					
		d	展着剤、乳化剤、分散剤					
		z	その他					
120	殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)					
		b	燻蒸剤、紙用防虫剤					
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤					
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤					
		e	非農耕地用除草剤					
		f	展着剤、乳化剤、分散剤					
		z	その他					

図表 IV-39 用途とライフサイクルステージの考え方（3）

用途番号 (#)	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	製造段階	調合段階	工業的使用段階	家庭用・業務用での使用段階	長期使用製品の使用段階
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	a	火薬、爆薬、火工品(121-bを除く)、煙火	火薬類、固形燃料やエアバック用ガス発生剤、化学発泡剤等の成分となる化学物質を製造する段階	火薬、固形燃料のメーカーやエアバック、化学発泡剤のメーカー等が火薬、固形燃料やガス発生剤、化学発泡剤の成分を調合し、火薬、固形燃料製品やエアバック、化学発泡剤製品等を製造する段階	火薬、固形燃料、化学発泡剤製品を使用する段階又はエアバック等が作動する段階	×(家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	自動車安全部品用ガス発生剤					
		c	化学発泡剤					
		d	固形燃料					
		z	その他					
122	芳香剤又は消臭剤	(廃止)	(廃止)	香料、芳香剤、消臭剤の成分となる化学物質を製造する段階	香料、芳香剤、消臭剤の成分となる化学物質を配合して、香料、芳香剤、消臭剤製品を製造する段階		家庭やオフィスビル等で香料、芳香剤、消臭剤製品を使用する段階	
		b	芳香剤					
		c	消臭剤					
		d	臭化剤、分散剤					
		e	香料(113-a及び122-b,cを除く)					
		z	その他					
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	接着剤、粘着剤等の成分となる化学物質を製造する段階	接着剤、粘着剤メーカー等が接着剤、粘着剤等の成分を配合し、接着剤、粘着剤製品等を製造する段階	接着剤、粘着剤製品又はそれらの成分を購入し、プラスチック、ゴム、木材、紙等の接着、粘着等に使用する段階	×(接着剤、粘着テープ等、家庭での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	接着又は粘着された製品等から使用中に排出する段階
		b	バインダー成分前駆体(モノマー・オリゴマー・プレポリマー等、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤)					
		c	可変剤、充填剤					
		d	安定化剤(老化防止剤等)					
		e	乾燥防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤					
		f	表面調整剤、乳化剤、分散剤					
		g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤					
		h	難燃剤、導電剤					
		z	その他					
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	a	感光性・感電子性樹脂(レジスト、印刷版等)	レジスト材料や写真材料等の成分となる化学物質を製造する段階	レジスト材料や写真材料等の成分を配合して、レジスト材料や写真材料製品等を製造する段階	レジスト材料や写真材料製品又はそれらの成分を購入し、半導体製造や写真現像等で使用する段階	×(写真現像剤等、家庭用や業務用での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
		b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー					
		c	感光剤、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤					
		d	感光形成成分(レジスト・写真用)					
		e	乳化剤、分散剤					
		f	定着剤、安定化剤					
		g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤					
		h	現像剤、水溶性処理液剤、レジスト剥離剤					
		z	その他					
125	合成繊維又は繊維処理剤	a	成形品基材(合成繊維、不織布)	合成繊維(ポリマー)等を製造する段階	ポリマーに添加剤を配合して、合成繊維用のマスターバッチ等の製品を製造する段階	合成繊維ポリマーやマスターバッチ等を合成繊維の成形品製造に使用する段階		繊維製品の洗濯等により排出する段階
		b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤					
		c	集束剤					
		d	防炎剤、難燃剤					
		e	高強度強化剤、染料(顔料)系(フィックス剤)					
		f	帯電防止剤、親水加工剤					
		g	柔軟仕上げ剤					
		h	形型安定加工剤					
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤					
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤					
		k	防糸・紡績・繊維油剤、防糸・紡績・繊維油助剤					
		l	洗浄剤、精練洗浄剤(ソープング剤)、漂白剤					
		m	キレート剤					
		n	漂白剤、脱色剤					
		o	均染剤、浸透剤、皮染剤(染色助剤)、媒染剤、染色用補助剤					
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤					
		q	マーセル化助剤					
		r	糊着剤					
		z	その他					
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	紙・パルプ薬品の成分となる化学物質を製造する段階	紙・パルプ薬品の成分となる複数の化学物質を購入、配合し、紙・パルプ薬品を製造する段階	蒸解工程から洗浄、漂白、脱墨、調成、着色、防炎処理などの一連の製紙工程において、紙・パルプ薬品の配合品又はその成分を使用する段階(紙・パルプの製造)		
		b	サイズ剤、定着剤、填料					
		c	コーティング剤					
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤					
		e	紙力増強剤、比重向上剤、固着剤(フィックス剤)、防曇剤					
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤					
		g	嵩高剤、柔軟剤					
		h	蒸解薬液、pH調整剤					
		i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ビッチコントロール剤					
		j	漂白剤、漂白剤安定剤					
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤					
		z	その他					

1 図表 IV-40 用途とライフサイクルステージの考え方（4）

用途 番号 (9)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳細 用 途 分 類	製造段階	調合段階	工業的使用段階	家庭用・業務用での使用段階	長期使用製品の使用段階
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	a	成形品基材（プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体）	合成樹脂（ポリマー）を製造する段階	合成樹脂等に添加剤を配合して、成形品用のマスターバッチ等の製品を製造する段階	合成樹脂又はマスターバッチ製品をプラスチックの成形加工等使用する段階		
		b	高吸水性材料					
		c	可塑剤、乳化剤、分散剤					プラスチック製品の使用中に排出する段階
		d	安定化剤（酸化防止剤等）					
		e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤					
		f	結晶核剤					
		g	内部滑剤、内部離型剤					プラスチック製品の使用中に排出する段階
		h	防曇剤、流油剤、撥水剤					
		i	離脱剤、帯電防止剤、波長変換剤	プラスチック添加剤、加工助剤の成分となる化学物質を製造する段階	プラスチック添加剤、加工助剤の成分となる化学物質を配合（混合）し、プラスチック添加剤製品、加工助剤製品を製造する段階	プラスチック添加剤、加工助剤製品又はそれらの成分を購入し、プラスチックの成形加工等使用する段階		プラスチック製品の使用中に排出する段階
		j	外部滑剤、外部離型剤					
		k	ラジカル発生剤					プラスチック製品の使用中に排出する段階
		l	反応法製用、注型発泡用材料（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）					
		m	硬化剤、架橋剤（FRP用モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）、架橋助剤、増感剤、重合開始剤					
		n	硬化促進剤					
		y	その他の添加剤（改質剤等）					プラスチック製品の使用中に排出する段階
		z	その他					
	[#115-a, #116-a, #123-a, #125-a, #128-aを除く] [着色剤は#111、物理発泡剤は#108、化学発泡剤は#121]							
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	a	成形品基材（エラストマー（合成ゴム））	エラストマー（合成ゴム）を製造する段階	合成ゴムに添加剤を配合して、ゴム用のマスターバッチ等の製品を製造する段階	合成ゴムやマスターバッチ製品をゴムの成形加工等使用する段階		
		b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤（加硫活性化剤）					ゴム製品使用中の原料により排出する段階
		c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤					
		d	可塑剤、補強材（接着促進剤等）、充填剤、プロセス油の基油・添加剤	合成ゴムの製造に用いる添加剤、加工助剤の成分となる化学物質を製造する段階	合成ゴムの添加剤、加工助剤の成分となる化学物質を配合し、ゴム用添加剤、加工助剤製品を製造する段階	合成ゴム用添加剤、加工助剤製品又はそれらの成分を購入し、ゴムの成形加工等使用する段階		ゴム製品使用中の原料により排出する段階
		e	安定化剤（酸化防止剤等）					
		f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤					
		g	フェニクス減阻剤、乳化剤、分散剤、次防曇防止剤					
		h	離脱剤、帯電防止剤、波長変換剤					
		i	外部滑剤、外部離型剤					
		(廃止)	(廃止)					
		k	ゴム再生剤（脱硫剤等）					
		y	その他の添加剤（改質剤等）	合成ゴムの製造に用いる添加剤、加工助剤の成分となる化学物質を製造する段階	合成ゴムの添加剤、加工助剤の成分となる化学物質を配合し、ゴム用添加剤、加工助剤製品を製造する段階	合成ゴム用添加剤、加工助剤製品又はそれらの成分を購入し、ゴムの成形加工等使用する段階		ゴム製品使用中の原料により排出する段階
		z	その他					
	[着色剤は#111、物理発泡剤は#108、化学発泡剤は#121]							
129	皮革処理剤	a	なめし剤					
		b	仕上げ加工薬剤（漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等）	皮革処理剤の成分となる化学物質を製造する段階	皮革処理剤の成分を配合し、皮革処理剤製品を製造する段階	皮革処理剤製品又はその成分を皮革製品の製造に使用する段階		皮革製品の使用中に排出する段階
		c	準備工程（なめし剤）薬剤（脱脂剤、脱灰剤等）					
		z	その他					
	[#114を除く]							
130	ガラス、ほうろう又はセメント	a	ガラス調合・成形原材料		ガラス調合・成形原材料又は添加剤・加工助剤成分を配合し、ガラスのマスターバッチ又はガラスの添加剤・加工助剤製品を製造する段階	ガラスのマスターバッチ又はガラスの添加剤・加工助剤製品又はそれらの成分をガラス製品の製造に使用する段階		ガラス製品から使用中に排出する段階
		b	ガラス添加剤（強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等）					
		c	ガラス加工助剤（離型剤、pH調節剤等）					
		d	ほうろう調合・成形原材料					ほうろう製品から使用中に排出する段階
		e	ほうろう添加剤（結付用粘着剤、フリット配合薬剤等）		ほうろう調合・成形原材料又は添加剤・加工助剤成分を配合し、フリット又はほうろう添加剤・加工助剤製品を製造する段階	ほうろうのフリット、ほうろう添加剤・加工助剤製品又はそれらの成分をほうろう製品の製造に使用する段階		
		f	ほうろう加工助剤（中和剤、ニッケル処理剤等）					
		g	セメント調合原料	ガラス、ほうろうの調合・成形原材料、セメントの調合原料や添加剤・加工助剤の成分となる化学物質を製造する段階	【調合段階1】セメント工場で、セメント調合原料を粉砕・混合・焼成後、クリンカに石膏、フライアッシュ等のセメント添加剤等の成分を配合、粉砕し、セメント製品を製造する段階	生コン製品を、建設現場等で使用する段階		セメント（製品）成分がコンクリート等から使用中にしみ出る段階
		h	セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）		【調合段階2】生コン工場で、セメント製品に水、骨材、混和剤(AE等)等を配合し、生コン製品を製造する段階			
		i	セメント加工助剤		セメント加工助剤の成分を配合し、加工助剤製品を製造する段階	セメント工場、調合（粉砕）工程でクリンカー補助剤（粉砕助剤）等として使用される段階		
		z	その他					
	[着色剤は#111]							

2
3

図表 IV-4 1 用途とライフサイクルステージの考え方（5）

用途 番号 (※)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	製造段階	調合段階	工業的使用段階	家庭用・業務用での使用段階	長期使用製品の使用段階
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックスの調合・成形原材料	陶磁器、耐火物、ファインセラミックスの調合・成形原材料や添加剤・成形助剤等の成分となる化学物質を製造する段階	陶磁器、耐火物及びファインセラミックス調合・成形原材料又は添加剤・成形助剤成分を配合し、マスターバッチや添加剤・成形助剤製品を製造する段階	陶磁器や耐火物、ファインセラミックスなどの成型品を製造する際に、マスターバッチや添加剤・成形助剤製品又はそれらの成分を使用する段階		陶磁器、耐火物、ファインセラミックスの使用中にしみ出る段階
		b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）					
		c	成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、乳化剤、分散剤等）					
		d	滑剤、離型剤					
		z	その他					
	[着色剤は#111、電子用ファインセラミックスは#138,139]							
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	a	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の調合・成形原材料	研削砥石、研磨剤、摩擦材などの調合・成形原材料や添加剤・加工助剤等の成分となる化学物質を製造する段階	研削砥石、研磨剤、摩擦材等の調合・成形原材料又は添加剤・加工助剤成分を配合し、マスターバッチや添加剤・加工助剤製品を製造する段階	研削砥石、研磨剤、摩擦材等のマスターバッチや添加剤・加工助剤製品又はそれらの成分を研削砥石、研磨剤、摩擦材製品の製造に使用する段階		研削砥石、研磨剤、摩擦材製品等の使用中に摩耗等により排出する段階
		b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の添加剤（バインダー、増粘剤、研磨助剤、乳化剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等）					
		c	滑剤、離型剤					
		z	その他					
	[着色剤は#111]							
133	金属製造加工用資材	a	金属用添加剤（接種剤等）	金属に添加したり、金属加工や鋳造において用いられる化学物質を製造する段階	金属用添加剤、加工助剤等の成分となる化学物質を調合し、接種剤やフラックス、粘結剤等の金属用添加剤・加工助剤製品を製造する段階	金属用添加剤・加工助剤製品又はそれらの成分を金属成型品の製造に使用する段階		
		b	加工助剤（フラックス等）					
		c	鋳造用粘結剤、鋳造用硬化剤、鋳造用添加剤					
		d	鋳造用離型剤、鋳造用塗型剤					
		z	その他					
	[金属の合成原料は#101、着色剤は#111、表面処理は#134、溶接・ろう接は#135、金属加工油は#137]							
134	表面処理剤	a	めっき薬剤（皮膜成分原料）	めっきや化成処理、エッチング処理等の表面処理剤の成分となる化学物質を製造する段階	めっき薬剤や化成処理・エッチング処理薬剤の成分を調合し、それらの薬剤（製品）を製造する段階	めっき薬剤や化成処理・エッチング処理薬剤（製品）を購入し、工場等で使用する段階		
		b	めっき浴添加剤（光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等）					
		c	化成処理薬剤					
		d	真空めっき（蒸着等）薬剤、溶射処理薬剤					
		e	表面硬化処理（浸炭、窒化等）薬剤					
		f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤					
		g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤					
		z	その他					
	[#104-106,112-117,123-132,138,144を除く]							
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	a	溶接フラックス	溶接、ろう接フラックスや溶接ガス等の成分となる化学物質を製造する段階	溶接フラックス、溶接ガス等の成分を配合し、溶接棒やはんだ、溶接ガス製品を製造する段階	溶接棒やはんだ、溶接ガス製品又はそれらの成分を購入し、溶接、ろう接溶断等で使用する段階		
		b	ろう接フラックス（酸化防止剤等）					
		c	溶接用ガス、溶断用ガス					
		z	その他					
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	a	作動油の基油、潤滑油剤の基油	作動油、絶縁油、潤滑油剤の基油やそれらの添加剤の成分となる化学物質を製造する段階	作動油、絶縁油、潤滑油剤の基油に添加剤を配合し、作動油等の製品を製造する段階。 なお、脂防酸と無機アルカリから石けん系増ちょう剤を製造後、基油と混合する段階も含まれる。	作動油、絶縁油、潤滑油剤製品又はそれらの成分を購入し、工作機械等で使用する段階	×（自動車等のプレーキ油やエンジン油等、家庭用や業務用での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。） （工業的使用段階として扱う）	
		b	絶縁油の基油					
		(廃止)	(廃止)					
		d	グリース増ちょう剤					
		e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤					
		f	絶縁油添加剤					
	[プロセス油の基油・添加剤は#128、#137を除く]	(廃止)	(廃止)					
137	金属等加工油又は防錆油	a	水溶性金属加工油の基油	金属加工油、防錆油の基油やそれらの添加剤の成分となる化学物質を製造する段階	金属加工油や防錆油の基油に添加剤を配合し、金属加工油や防錆油の製品を製造する段階	金属加工油や防錆油製品又はそれらの成分を購入し、金属加工等で使用する段階		
		b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油					
		c	水溶性金属加工油添加剤					
		d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤					
		z	その他					
138	電気材料又は電子材料	a	磁性材料（#139を除く）、導電材料、超電導材料、蛍光体材料	電気・電子材料（磁性材料や半導体材料、封止剤等）の成分として用いられる化学物質を製造する段階	磁性材料や半導体材料、封止剤等の成分を配合し、磁性材料や半導体材料、封止剤製品等を製造する段階	磁性材料、半導体材料、封止剤製品又はそれらの成分等を電気・電子部品の製造プロセスで使用する段階		電気・電子製品の使用中に排出する段階
		b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料					
		c	誘電体材料、誘電体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料					
		d	光導波路材料（光ファイバを含む）、光学フィルム材料、電子機器用光材料					
		e	封止材、絶縁材料、シールド材料					
		f	電子記憶媒体材料（磁性材料、光吸収色素等）					
		z	その他					
	(添加剤とプロセス加工助剤を含む) [#139を除く][絶縁油は#136]							
139	電池材料（一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料	電池材料の成分として用いられる化学物質を製造する段階	電解液材料の成分を購入し、電極を製造する段階又は電解液成分を購入し、電解液として配合する段階	電極、電解液又はそれらの成分を電池製造に使用する段階		
		b	電極材料（活物質、集電体、導電剤、バインダー等）、添覆剤					
		z	その他					
140	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防凍剤	水処理剤の成分となる化学物質を製造する段階	水処理剤の成分を配合し、水処理剤製品を製造する段階	水処理剤製品又はその成分を水処理剤として使用する段階		
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤					
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜					
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤					
		e	消泡剤、凝集剤、凝通助剤、脱臭剤、イオン交換樹脂再生剤					
		z	その他					

図表 IV-4 2 用途とライフサイクルステージの考え方（6）

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	製造段階	調合段階	工業的使用段階	家庭用・業務用での使用段階	長期使用製品の使用段階
141	乾燥剤又は吸着剤	a b c z	乾燥剤、脱水剤 吸着剤(脱臭剤、脱精剤、ガス吸着剤等) 吸収剤(脱酸素剤等) その他	乾燥剤、吸着剤の成分となる化学物質を製造する段階	乾燥剤、吸着剤成分を調合、製剤化する段階	乾燥剤、吸着剤製品又はそれらの成分を乾燥剤、吸着剤として使用する段階		
142	熱媒体	a b z	冷媒、冷却剤 熱媒、加熱剤 その他	冷媒・熱媒の成分となる化学物質を製造する段階	冷媒・熱媒成分を配合して、冷媒・熱媒製品を製造する段階	冷媒、熱媒製品又はそれらの成分を購入し、注ぎ足しなどとして使用する段階	×(エアコンの冷媒等、家庭用や業務用での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
143	不凍液	a b z	不凍液(LLC等) 防錆剤、防食剤 その他	不凍液の成分となる化学物質を製造する段階	不凍液の成分を配合して、不凍液製品を製造する段階	不凍液製品又はその成分を購入し、凍結防止などに使用する段階	×(自動車のオーバーヒートの予防、凍結防止、防錆の目的で用いられる、家庭用や業務用での使用も存在するが、排出シナリオ上考慮していない。)(工業的使用段階として扱う)	
144	建設資材又は建設資材添加物	a b c d e f z	表面硬化剤 コンクリート混和剤(強化剤、減水剤) 離型剤、消泡剤 木材補強含浸剤、木質板添加剤 防汚剤(#117-b,cを除く)、防水剤、撥水剤 建設資材 その他	コンクリート混和剤や木材補強含浸剤等の建設資材添加物や建設資材の成分となる化学物質を製造する段階	建設資材や建設資材添加物の成分となる化学物質を配合し、木材補強含浸剤製品等を製造する段階 生コン工場で、セメント製品に水、骨材、混和剤(AE等)等を配合し、生コン製品を製造する段階	木材補強含浸剤製品又はそれらの成分を建設資材に配合し、建設現場等で使用する段階 生コン製品を、建設現場等で使用する段階		建設資材添加物がコンクリート等から使用中にしみ出る段階
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	a b c d e f z	凍結防止剤(融雪剤等) 土壤改良剤、地盤改良剤 消火剤 人工降雨剤 油処理剤 粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤 その他	散布剤や埋立処分前薬剤の成分となる化学物質を製造する段階	散布剤や埋立処分前処理薬剤成分となる化学物質を配合し、散布剤や埋立処分前処理薬剤製品を製造する段階	道路等の凍結防止、土木現場での土壤改良、工場等での火災消火、人工降雨、海洋での油汚染防止又は埋立処分前の飛灰処理等のために使用する段階		
146	分離又は精製プロセス剤	a b z	浮選剤(捕收剤、起泡剤、条件剤)、金属浸出剤 凝集剤、乳化剤、分散剤、金属捕捉剤 その他	鉱業、金属製造業で用いられる浮選剤、金属浸出剤、金属捕捉剤等の成分となる化学物質を製造する段階	浮選剤、金属浸出剤、金属捕捉剤等の成分を配合し、浮選剤、金属浸出剤、金属捕捉剤製品等を製造する段階	浮選剤、金属浸出剤、金属捕捉剤製品等又はそれらの成分を分離・精製プロセス剤として使用する段階		
147	燃料又は燃料添加剤	a b c d z	燃料 燃料添加剤(清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等) 燃焼改良剤(燃焼促進剤、セタン値向上剤、アンチノック剤等) 水結防止剤、着臭剤 その他	生産活動により、副生燃料の成分となる化学物質が発生する段階 燃料添加剤や改良剤の成分となる化学物質を製造する段階	副生燃料の成分となる化学物質を配合し、副生燃料製品を製造する段階 【調合段階1】 燃料添加剤等の成分となる化学物質を配合し、燃料添加剤、燃焼改良剤又は水結防止剤製品を製造する段階 【調合段階2】 石炭、石油などの化石燃料に燃料添加剤、燃焼改良剤、水結防止剤製品又はそれらの成分を配合し、燃料(製品)を製造する段階	副生燃料製品を購入し、工場で使用する段階 燃料(製品)や燃料添加剤、燃焼改良剤、水結防止剤製品又はそれらの成分を家庭用・業務用燃料として使用する段階		
上記以外								
198	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤	#101-147以外の用途で用いられる薬剤又は用途不明の薬剤の成分となる化学物質を製造する段階	#101-147以外の用途で用いられる薬剤又は用途不明の薬剤の成分となる化学物質を配合し、薬剤製品を製造する段階	薬剤製品又はそれらの成分を購入し、#101-147以外の用途又は用途不明で使用する段階		
199	輸出用のもの	a	輸出用のもの	輸出用の化学物質を製造する段階				

IV.7.3.3 用途分類解説資料

用途分類解説資料とは、化審法に基づき届出が必要な用途分類及び詳細用途分類について解説した資料である。
これは用途分類表とともに、製品評価技術基盤機構において作成され、公開されている。
この一覧を図表 IV-4 3～図表 IV-8 1 に示す。

図表 IV-4 3 用途分類解説資料（1）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
中間物				
101	中間物			中間物は、出荷先で化学反応の原料として用いられる薬剤で、使用量のほぼ全量が化学反応を起こし、かつ、得られる化合物の分子構造上の構成要素となるもの。合成原料、重合原料(モノマー、プレポリマー)、重合開始剤等が該当する。また、金属元素(例えばクロム)を製造し、出荷するために使用する金属塩(クロム酸)等も中間物に該当する。 ただし、以下①～⑤の場合、中間物に該当しない。 ①「得られる化合物」の分子構造上の構成要素とならない酸化剤や還元剤、官能基修飾剤等の薬剤は、#110-dを選択する。 ②過剰に用いられるために「ほぼ全量が化学反応を起こし」に該当しないラジカル重合、イオン重合及び重縮合反応の重合停止(禁止)剤等の薬剤は、#110-dを選択する。 ③未反応原料が生成物との混合物として出荷される場合は、未反応分については中間物としては扱わず、当該混合物の用途(#102以降)のzを選択する。 ④化学反応を起こさせることにより得られるものが製品となっていたり、その化学反応の及ぶところが局限されている場合は、中間物としては扱わず、#110以降のそれぞれ該当する用途番号を選択する。例えば、塗料、インキ、接着剤、レジスト、プラスチック成形、合成ゴム及び無機材料等で使用される反応成形用原料、バインダー成分前駆体のモノマー、オリゴマーおよびプレポリマー、架橋剤や硬化剤、光酸・塩基発生剤、発泡剤、加硫促進剤、めっき等の表面処理剤及び電気・電子用途に使用される封止剤などがある。 ⑤鑄造鑄型用の粘結剤(結合剤)や水処理剤として使用される脱酸素剤(防食剤)のように、化学反応を起こしているが、その生成物が廃棄物となり分離使用されることがない場合も中間物とせず、#110以降の該当する用途番号を選択する。
		a	合成原料、重合原料、プレポリマー	合成原料、重合原料、プレポリマーは、出荷先で合成反応、重合反応の原料として用いられる薬剤。
		b	重合開始剤	重合開始剤は、出荷先で化学反応や熱・光などの外部エネルギーによって分解し、重合の起点となるラジカルやイオン等が発生するものの総称。ただし、反応の前後で同じ物質のままでは他の化合物の反応に寄与するものは「触媒」であり、#110-aを選択する。
		z	その他	

1

図表 IV-4 4 用途分類解説資料（2）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	溶剤			溶剤は、他の物質を溶かし込ませる液体及び超臨界流体。なお、分散系（エマルジョン、サスペンション）の液体の分散媒も合わせて溶剤と呼ぶ。 また、溶剤と類似用途であるエアゾール噴射剤として用いられる液化ガス、圧縮ガス及び物理発泡剤も含める。なお、化審法で高分子化合物に該当する薬剤は溶剤とせず、#110以降の該当する用途を選択する。
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤			塗料・ワニス・コーティング剤・インキ・複写・殺生物剤に用いられる溶剤。 また、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は、#115-h、#116-g、#118-b、#119-dまたは#120-iを選択する。
		a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	塗料は、塗膜になる成分（固形分で、顔料と樹脂、添加剤など）、補助する成分（樹脂を溶解、分散させたりする成分）及び塗装作業を適切に行う希釈成分などからなる（#115を参照）。塗料用溶剤は、その中の補助する成分として使用される溶剤。 塗料希釈剤は、希釈成分として使用される溶剤でシンナーとも呼ばれている。なお、反応性希釈剤は#115-cを選択する。 塗料用溶剤、塗料希釈剤は、樹脂に対する溶解性から次の3つに分類される。 ①真溶剤：樹脂を溶解させることが出来る溶解性を持つもの。 ②希釈剤：これ自体に樹脂の溶解性はないが、真溶剤などと使うことで溶液となり、安定した希釈状態になるもの。 ③助溶剤：特定の樹脂を溶解する際に、これ自体に溶解性はないが、真溶剤と希釈剤の混合溶剤に助溶剤が入ると溶解の効果や揮発性が向上する。 船底塗料用・漁網用防汚剤の溶剤も、ここに該当する。
		b	塗料剥離剤	塗料剥離剤は、塗膜を剥がすために用いられる溶剤でリムーバーとも呼ばれている。
		c	ワニス用溶剤	ワニスとは、顔料を含まない透明な塗料の総称で、ワニス用溶剤は、ワニスを溶解又は希釈するために用いられる溶剤。
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤は、コーティング剤（#115参照）、レジスト（#124を参照）を塗布する際に用いられる溶剤。 なお、ここでコーティング及び塗布の目的は、材料表面の保護等以外にレジストのようにプロセスの一環としての塗布や写真フィルムや電子基板等の表面に光材料（写真フィルム、DVD等）や誘電材料（コンデンサ）等の機能性材料を被覆・定着させることも含まれる。
		e	インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ洗浄剤、複写用溶剤	インキ用溶剤は、インキ（#116を参照）に使用される溶剤で、速乾性インキ溶剤、水性インキ溶剤及びオイル系インキ溶剤がある。 電子デバイス用溶剤は、印刷技術で電子デバイス（電子回路等）を製造するときに用いられる導電性インキや絶縁性インキ等の溶剤。ただし、電子材料のスピンコートやその他の塗布技術で用いられる溶剤は#102-dを選択する。なお、レジストプロセスで使われる溶剤の用途分類は、レジスト塗布の前処理（洗浄）溶剤は#106-z、レジスト樹脂の塗布溶剤は#102-d、現像剤と剥離剤・洗浄剤の溶剤は#106-aを選択する。 インキ洗浄剤は、インキを除去するために用いられる溶剤で、インキ用洗浄溶剤及びUVインキ用洗浄溶剤などがある。インキ洗油（いんきあらいゆ）と呼ばれることもある。 複写用溶剤は、インキを用いない電子写真、感圧・感熱複写、ジアゾ式複写などで用いられる複写薬剤（#116を参照）用の溶剤。 また、インキの反応性希釈剤は#116-c、レジストの反応性希釈剤は#124-bを選択する。
		f	殺生物剤用溶剤	殺生物剤用溶剤は、殺生物剤（#118～120を参照）に使用される溶剤。ただし、船底塗料用・漁網用防汚剤の溶剤は、#102-aを選択する。
		z	その他	

2

1

図表 IV-4 5 用途分類解説資料（3）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
103	接着剤用、粘着剤用又は シーリング材用溶剤			接着剤・粘着剤・シーリング材に用いられる溶剤。 また、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は、#123-f又は#144-zを選択する。
		a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤は、それぞれ接着剤、粘着剤（#123を参照）を溶解又は希釈するために用いられる溶剤。 なお、反応性希釈剤は#123-bを選択する。
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤は、それぞれ固着した接着剤、糊を溶かして剥離させるために用いられる溶剤。
		c	接着用溶剤	接着用溶剤は、溶剤接着の際に用いられる溶剤のことで、溶剤接着とは溶剤に溶解したり膨潤したりするプラスチックやゴムに適用される接着方法のこと。
		d	シーリング材用溶剤	シーリング材用溶剤は、シーリング材（#123を参照）に使用される溶剤。
		z	その他	
104	金属洗浄用溶剤			非水系及び準水系の金属洗浄用溶剤が該当する。ただし、水系洗浄剤は、#112又は#113を選択する。 ここで、金属とは金属材料から金属製品（装置も含む）までの全てを含む。また、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は、#110-c/z又は#133-zを選択する。 ただし、塩素含有フロン類は#104-zを選択する。 非水系洗浄剤とは、炭化水素系・アルコール系・フッ素系・臭素系、塩素系洗浄剤など。 準水系洗浄剤とは、有機溶剤と水を組み合わせたタイプの洗浄剤。 なお、水系洗浄剤（#112、#113）とは、水で希釈して使用するアルカリ、中性、酸性の3種類に分類される洗浄剤。
		a	金属洗浄用溶剤（塩素系）	金属洗浄用溶剤（塩素系）は、電気・電子部品や金属・機械部品、精密部品等の洗浄に使用される非水系の塩素系溶剤。
		z	その他	
105	クリーニング洗浄用溶剤 (洗濯業での用途に限る。)			非水系及び準水系洗浄剤で、洗濯業において衣料を洗浄する際に用いられる溶剤が該当する。ただし、水系洗浄剤は、#112を選択する。 また、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は、#110-c又は#110-zを選択する。
		a	ドライクリーニング溶剤	ドライクリーニング溶剤は、衣料及びこれ以外の布製品（カーテン・旗・人形・カーペットなど）を洗濯するために用いられる溶剤。
		b	染み抜き溶剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤	染み抜き溶剤は、染み抜きに用いられる溶剤、ただし、溶剤ではない染み抜き剤は、#112-aまたは#112-bを選択する。 ドライクリーニング溶剤抽出剤は、衣類に染み付いた沸点が高い溶剤が熱乾燥により取り除けない場合に、衣類に残留している溶剤を溶解・抽出させ、衣類を乾燥させるために用いられる溶剤。
		z	その他	
106	その他の洗浄用溶剤（104 及び105に掲げるものを除く。）			上記#104、#105以外の非水系及び準水系の洗浄剤で、化学工業や印刷業の他にプラスチック工業、繊維工業、窯業、電気・電子工業等又は家庭用・業務用で金属以外の洗浄に用いられる洗浄用溶剤が該当する。また、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は、洗浄対象用途の類似詳細用途（#124又は#138）を選択する。但し、洗浄対象用途が不明の場合は、#110-c又は#110-zを選択する。
		a	レジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤	レジストプロセスに用いられる現像用、剥離用および洗浄用の溶剤が該当する。 レジスト現像用溶剤は、光、電子線又は熱による架橋、分解又は重合などにより溶剤への溶解性が変化して耐食性画像を形成させた後、画像形成のために可溶性部分を溶かす際に用いられる現像剤（#124-h）用の溶剤。 レジスト剥離用溶剤は、リソグラフィ工程で使用され、現像されたレジストをマスクとしてエッチング等の加工工程を行った後に、不要なレジストを除去するために用いられる剥離剤（#124-h）用の溶剤。なお、溶剤に該当しない、それ自身がレジストの現像剤（例えばテトラメチルアンモニウムハイドロキサイド）の場合には#124-hを選択する。洗浄用溶剤としては、レジスト塗布の前処理溶剤や剥離後のリンス溶剤が該当する。ただし、水系の洗浄剤は#112を選択する。 ただし、レジスト樹脂の塗布溶剤は#102-dを選択する。
		z	その他	レジスト用途以外の洗浄用溶剤が該当し、電気・電子材料の製造・加工プロセスで使用される洗浄剤も該当する。

2

図表 IV-46 用途分類解説資料（4）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
107	工業用溶剤（102から106 までに掲げるものを除く。）			上記（#102～106）以外で、主に工・鉱業で用いられる溶剤、分散媒が該当する。ただし、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は#110-c又は#110-zを選択する。ただし、紡糸・製膜（成膜）用溶剤の添加剤は、#125または#127を選択する。
		a	合成反応用溶剤	合成反応用溶剤は、合成反応に使用される溶剤で、反応溶媒と呼ばれることもある。 合成反応に使用された溶剤（#107-a）が、後工程で別の用途（例えば、#107-b、c、d、z等）に使用されている場合は、その用途を選択する。
		b	紡糸用溶剤、製膜（成膜）用溶剤	紡糸用溶剤、製膜（成膜）用溶剤は、高分子物質を紡糸又は製膜（成膜）する際に高分子物質を溶解して均一な溶液を得るために用いられる溶剤。 合成反応に使用された溶剤（#107-a）が、後工程で別の用途（例えば、#107-b、c、d、z等）に使用されている場合は、その用途を選択する。
		c	分離・精製用溶剤	分離・精製操作に用いられる溶剤が該当する。このような溶剤は抽出溶剤、精製溶剤、吸収溶剤、晶析溶剤および共沸蒸留溶剤などと呼ばれる。 抽出溶剤は、液体又は固体の原料を溶剤と接触させ、原料中に含まれている溶剤に可溶性成分を選択的に分離する溶剤。ただし、抽出溶剤に加えて用いられる添加剤（錯イオン形成剤や酸・アルカリなど）は、#110-z又は#146-aを選択する。 吸収溶剤（吸収溶媒）とは、気体の原料を溶剤と接触させ、原料中に含まれている溶剤に可溶性成分を選択的に分離する溶剤。吸収には化学吸収と物理吸収があり、例えば、モノエタノールアミンで炭酸ガスや硫化水素などの酸性ガスを吸収することは化学吸収といひ、パーフルオロカーボンで酸素を吸収することは物理吸収という。ただし、溶剤に加えて用いられる酸やアルカリなどの吸収剤（例えば、SO _x をCaCO ₃ 溶液で吸収して石膏として回収する場合）は、#141-cを選択する。 晶析溶剤とは、溶液中の成分の濃度を過飽和にすることによって、その成分を結晶化させる操作（晶析）に用いられる溶剤。 共沸蒸留溶剤として用いられる第三共沸成分（水-エタノール系に対するベンゼン等）もここに該当する。
		d	希釈溶剤	希釈溶剤は、ある物質の濃度を低くするために加えられる溶剤で、それ自体の溶解性は大きくても小さくても良いが、真溶媒と混合して用いられることで均一な希釈溶液になるもの。 なお、反応性希釈剤はここには該当せず、各々の具体的な用途の詳細用途を選択する。たとえば、成形樹脂用途の不飽和ポリエステル樹脂の反応性希釈剤であるスチレンは#127-mを選択する。
	[#102-106を除く]	z	その他	
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤			液化ガスや圧縮ガスの物理変化による噴射力等を利用する用途に用いられる薬剤。 エアゾールとは、気体中に固体又は液体の微粒子が分散浮遊しているコロイド状態をいう。エアゾール用溶剤は、そのエアゾールを作る際に用いられる溶剤。 物理発泡剤は、材料を発泡させる発泡剤（化学発泡剤（#121-c参照）と物理発泡剤に分類される）の一種。
		a	エアゾール噴射剤、希釈剤	エアゾール噴射剤は、密閉容器に充填した液体や粉体を噴射ノズルから霧状（コロイド状）に噴射させるためのガス又はガスを発生させる薬剤で、炭化水素、ハロゲン化炭化水素、エーテル、炭酸ガスなどの液化ガスや圧縮ガスがある（液化ガスや圧縮ガスだけのダストクリーナー等も含む）。ただし、充填される液体や粉体の例としては、剥離（溶）剤、洗浄（溶）剤、ワックス、塗料、インキ、殺生物剤、芳香剤、接着剤、洗浄剤、防錆潤滑剤、消火剤等があり、その機能や用途に応じて#108以外の該当する用途を選択する。 希釈剤は、容器内に充填する液体や粉体を希釈や分散させるために用いられる溶剤又は薬剤。
		b	物理発泡剤	物理発泡剤は、蒸発型発泡剤ともいわれ低沸溶剤の蒸発や圧縮ガスの放圧によって生ずる物理的変化によって材料（樹脂やセラミックス等）を発泡させる薬剤で、脂肪族炭化水素、ハロゲン化脂肪族炭化水素、不活性ガス等がある。
		z	その他	
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	z	その他の溶剤	上記#102～108に含まれない、その他の溶剤はここに該当する。なお、溶剤への添加剤（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など）は#110-c又は#110-zを選択する。

図表 IV-4 7 用途分類解説資料（5）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	溶剤以外			主剤を補助する薬剤の詳細用途は、特段用途が設けられていない場合は、原則として、主剤と同じ詳細用途とする。
110	化学プロセス調節剤			化学プロセス調節剤は、化学プロセスに関わる単位操作（例えば、反応、発酵、分離・精製、攪拌・混合、伝熱、流動、調湿・乾燥、集塵、成形、洗浄など）の制御等のために用いられる薬剤の総称。ただし、化学プロセス操作に関する（詳細）用途が他に設定されている場合には、#110とはせず、当該用途を優先して選択する。例えば、溶剤は#102～#109、工業用途の水系洗浄剤は#112、表面処理剤は#134、電気・電子材料用プロセスは#138、水処理剤は#140、吸着剤は#141、熱媒体は#142、鉱業・金属業の分離・精製プロセス剤は#146を選択する。 なお、石油精製等の製造プロセス調節剤は#110に該当する。
		a	触媒、触媒担体	化学反応を調節する薬剤及びそれらへの添加剤や助剤、等が該当する。 触媒は、少量使用して化学反応の速度を増し、かつ理論上は反応の終わりにも化学的に不変のまま残留する物質。自動車排ガス浄化触媒も該当する。 触媒担体は、少量の触媒の活性を大きくするために用いられる支持体や希釈剤などで、無機物や有機高分子などが用いられる。なお、触媒失活剤、触媒吸着剤、助触媒などの触媒助剤もここに該当する。 天然の酵素や菌体は化審法対象外であるが、それらへの添加剤等として使用される化学物質や化学修飾された酵素・微生物触媒はここに該当する。
		b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤（脱蠟助剤等）	分離・精製（イオン交換、吸着、吸収、蒸留、抽出、再結晶、乾燥、ろ過などの単位操作）を調節する薬剤が該当する。 イオン交換樹脂は、イオン交換能を持つ有機高分子化合物で、陽イオンを交換する陽イオン交換樹脂と陰イオンを交換する陰イオン交換樹脂の総称。なお、イオン交換用途に用いられる無機イオン交換体も含む。 イオン交換膜は、正又は負の電荷を持つ電荷膜で、多数のイオン交換基を備えた多孔性の合成膜。なお、燃料電池等の電気・電子材料に用いられるイオン交換体は、#138-cを選択する。分離膜は、分離技術のうち膜を用いて物質を分離する膜分離プロセスに使用される膜。膜表面に開いた穴の孔径や膜に対する物質の溶解度差等を利用して、液体や気体の中に含まれている粒子の除去や、溶液又は溶液中に溶け込んでいる物質のろ過、濃縮、精製など、様々な分離操作を行うもの。 隔膜は、陽極部分と陰極部分を分離する多孔性又は透過性の膜。 濾過補助剤は、濾材の目づまり等を防ぎ、濾過性能を増加させるために用いられる薬剤。なお、ここで脱蠟とは、潤滑油や灯・軽油、植物油等のろう分（ワックス）を除去し品質の向上を図ること、 脱蠟助剤はその除去を容易にするために用いられる薬剤。ただし、水処理で使われるイオン交換樹脂や濾過助剤等のプロセス調節剤は、#140を選択する。また、鉱業、金属製造業において、不純物金属等を分離除去する工程で用いられる薬剤及び浮遊選鉱に用いられる薬剤は#146を選択する。
		c	乳化剤、分散剤	混合等（乳化、分散、等）の単位操作を調節する薬剤が該当する。 乳化剤は、二相間の表面張力を減ずることによって不完全混合の二液又は固体と液体の分散を促進しかつ持続する界面活性剤。 分散剤は、微粒子を分散媒中に浮遊又は懸濁させて安定な分散系をつくるために用いられる薬剤。 例えば、製造プロセス（乳化重合、分散重合等）に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固（乳化剤を分離）された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体が接着剤に使用される場合は#123-fに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途（例えば、ゴム（#128）、プラスチック（#127）、塗料（#115）、紙・パルプ薬品（#126）等）に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。 なお、重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。 また、#104～#107の溶剤添加剤等（界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）の一部もここに該当する。

1

図表 IV-4 8 用途分類解説資料（6）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		d	重合調節（停止）剤、重合禁止剤、安定剤	自らが反応することによって化学プロセスを調節する薬剤で、①目的反応生成物の分子構造上の構成要素として取り込まれないもの、又は②取り込まれても、過剰に用いられるために「ほぼ全量が化学反応を起こし」に該当しないもの。即ち、#101の定義に該当しないもの。 重合調節（停止）剤は、ラジカル重合、イオン重合及び重縮合反応等において重合度を調節したり又は重合反応を停止したりするために用いられる薬剤。たとえば、ラジカル重合時のフェノール誘導体、イオン重合時の酸、塩基及び重縮合時のモノカルボン酸やモノアルコール等が該当する。 重合禁止剤は、光や熱の影響によって重合反応を起こしやすい物質に添加して、その反応を阻害する薬剤。 安定剤（保存剤）は、中間物及び溶剤（#101～#109）の貯蔵や輸送の際に化学物質の重合や分解を防止するために添加される薬剤。 その他に、化学反応において、官能基の反応性や選択性等を調節するために使用される官能基修飾剤（例えばアセチル化剤、シリル化剤、アルカリ化剤等）、酸化剤及び還元剤のうち、上記の条件①又は②に該当するものはここに含まれる。ただし、条件①及び②に該当しない官能基修飾剤、酸素化剤、水素化剤等は#101-aを選択する。
		e	光学分割剤	光学分割剤は、光学異性体の混合物（ラセミ体）をそれぞれの異性体に分離するために用いられる薬剤。
		z	その他	
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）			着色するための染料、顔料、色素及び色材及びこれらが用いられるときに使用する助剤や添加剤が該当する。ただし、水系洗浄剤（#112、#113）、塗料（#115）、インキ（#116）、繊維処理剤（#125）、紙・パルプ薬品（#126）及び皮革処理剤（#129）として用いられる着色剤は除く。
		a	着色剤（染料、顔料、色素、色材）	染料は、溶媒に溶解し染色可能な薬剤の総称。なお、媒染剤等の助剤も含まれる。 顔料は、水や溶剤に溶けない無彩又は有彩の粉末状の薬剤。着色、補強、増量などの目的で用いられる。 色素は、有色化合物をいい、色材は、着色材料で染料や顔料の総称。 なお、ガラス、陶磁器・ファインセラミックス、セメント及び木材などの着色にあたって、被着色材料の成分等と反応して着色する無機発色剤（例えば、銅、鉛、コバルト、鉄、クロム、マンガン等の金属化合物等）もここに該当する。
		b	蛍光増白剤	蛍光増白剤は、近紫外部の光を吸収し、紫青又は青の蛍光を発し白く感じさせる染料。
		c	発色剤、発色助剤	発色剤は、化学反応、吸着、吸収などの結果、反応物質や生成物質に特有の色を現させるもので、ここには有機発色剤・発色助剤が該当する。例えば、プラスチック（フィルム等）用の感熱・感圧発色剤がある。ただし、無機発色剤は、#111-aを選択する。 発色助剤は、発色性能を高めたり、安定させる薬剤で、例えば、ロイコ染料を発色させる顔色剤などがある。 ただし、インキ（感圧・感熱）用及び写真用の発色剤、発色剤助剤は、#116-b及び#124-dを選択する。
		z	その他	

2

1

図表 IV-4 9 用途分類解説資料（7）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
112	水系洗浄剤 (工業用のものに限る。)			水系洗浄剤の基本成分は、界面活性剤、ビルダー、添加(補助)剤、防錆剤などから構成される。化学的性状から分類すると、酸性洗浄剤、中性洗浄剤、アルカリ洗浄剤に分けられる。電解洗浄などの種々の洗浄方法で用いられる薬剤もここに該当する。 (工業用)とは、電気・電子部品や金属・機械部品、精密部品等を洗浄する際や、反応装置等を洗浄する際など工業的な生産活動および洗濯業において消費される場合が該当する。 ただし、対象材料(対象製品)の製造・加工段階の洗浄に使用する薬剤で、「洗浄剤」、「漂白剤」、「加工助剤(その内、洗浄に用いられるもの)」等の詳細用途名(y,zは除く)が他に明記されている場合は、当該用途を優先的に選択する(例えば、繊維処理剤(＃125)、紙・パルプ薬品(＃126)、皮革処理剤(＃129)、ガラス、ほうろう、セメント(＃130)、金属製造加工用資材(＃133)等がある)。設定されていない場合にはここに該当する。 なお、種々の材料からなる製品(繊維、紙、皮革、プラスチック、ゴム、金属、無機材料等)の使用段階の工業的洗浄(洗濯業を含む)に用いる水系洗浄剤は、ここに該当する。
		a	界面活性剤(石鹼・合成洗剤用)	界面活性剤(石鹼・合成洗剤用)は、水に不溶の液体を乳化したり、粉末・固体を水中に分散させたり、繊維や金属の表面の汚れを洗浄したりする作用がある一群の化合物。
		b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	無機アルカリ、有機アルカリは、溶液をアルカリ性に保つことにより、アルカリの化学的作用を主体として汚れや油脂、たんぱく質を取りやすいようにするもの。 無機酸、有機酸は、溶液を酸性に保つことにより酸性の化学的作用を主体として汚れや金属類を溶解する性質があり、それらを取り除きやすいようにするもの。 たとえば、種々の材料からなる製品の酸洗浄、酸浸せき、アルカリ洗浄、アルカリ浸せきに用いられる薬剤なども該当する。ただし、材料加工方法として用いられるウェットエッチングは＃134-gを選択する。レジスト関係は、＃124を、ただし、レジストの溶剤は、＃102-dまたは＃106-aを選択する。 なお、エッチングとは、被処理材料の不要な全面または一部を化学的又は電気化学的に除去すること。 洗浄とは、液体等を用い、表面の汚染物質(スケール、油脂、酸化膜、その他の汚れ等)を化学的に溶解し、又は機械的に除去すること。 漂白剤は、着色不純物を分解除去して白色度を増させるもの。酸化漂白剤と還元漂白剤があり、酸化漂白剤は更に塩素系漂白剤と酸素系漂白剤に分けられる。
		c	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等)	ビルダーは、洗浄剤に添加してその洗浄作用を向上させるために用いられる薬剤。 キレート剤は、金属イオンに配位して、環状構造を持つキレート化合物を形成する薬剤。 再付着防止剤は、洗浄によって落ちた汚れが再び対象物に付かないようにするために用いられる薬剤。 添加(補助)剤は、界面活性剤の働きを助けたり、洗浄剤の利便性等を向上させるために添加される薬剤で、着色剤もここに含まれる。 消泡剤は、破泡剤や抑泡剤の総称。着色剤(用語の定義は、＃111を参照)は、洗浄剤の洗浄力を低下させないように低い割合で配合し、洗浄剤を目視できるようにするために用いられる薬剤。 水系洗浄剤の溶剤はここに該当する。
		d	防錆剤	防錆剤(腐食抑制剤)は、腐食速度を遅くする目的で添加するもので、物理的あるいは化学的作用によって金属表面に吸着し、又は化学反応によって防食皮膜を形成し金属と腐食液の接触を遮断する薬剤。
	[＃125,126,129,130,133を除く]	z	その他	

2

1

図表 IV-50 用途分類解説資料（8）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）			（家庭用又は業務用）とは、最終的に家庭などで衣類の汚れや住まいの汚れを洗浄するために一般消費者個人によって消費される場合や、業務用としてオフィスビル、公園の清掃など工業的な生産活動に直接関係なく消費される場合が該当する。ただし、食品衛生法に規定する「洗浄剤（洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄用に供されるもの）」及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）（以降、薬機法と記載する）に規定する「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」に該当する水系洗浄剤は、化審法の適用除外であるため製造数量等の届出は必要ない。
		a	界面活性剤（石鹼・合成洗剤・ウインドウオッシャー液用）	界面活性剤（石鹼・合成洗剤用）は、#112-aを参照。 ウインドウオッシャー液は、ウインドガラスを洗浄し、ガラス表面に均一な撥水膜が形成され、雨水等をはじき、ウインド面の視界を良好にする薬剤。
		b	柔軟剤	柔軟剤は、繊維などの感触をよくするために用いられる薬剤。柔軟剤に使われている陽イオン界面活性剤は、洗剤に使われる陰イオン界面活性剤と違い洗浄効果はないが、柔軟仕上げ効果、帯電防止効果がある。
		c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤の用語の定義は、#112-bを参照。
		d	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等）	ビルダーの用語の定義は、#112-cを参照。添加（補助）剤は、#112-cと同様で界面活性剤の働きを助けたり、洗浄剤の利便性等を向上させるために添加される薬剤で、酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤の他に消泡剤、着色剤等が該当する。 酵素は、選択的な触媒作用を持つ蛋白質などの高分子物質で、多くは単体で作用するが、複合体を形成して触媒作用を行う場合もある。（なお、酵素については化審法の届出が必要ない場合もある） 蛍光増白剤の用語の定義は、#111-bを参照。 紫外線吸収剤は、紫外線を吸収することによって、日光及び他の光源中の紫外線成分で起こる劣化を抑制する薬剤。消泡剤の用語の定義は、#112-cを参照。着色剤の用語の定義は、#112-cを参照。 水系洗浄剤の溶剤としての有機溶剤はここに該当する。
		e	香料	香料は、香気を有する薬剤のことで、ここでは、洗浄力増強のためではなく、付加価値として、香気を加えるために添加される薬剤。洗浄剤以外の用途は#122-eを選択。
		z	その他	#113-eの香料に使用する添加剤もここに含まれる。
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）			天然ワックス（動植物由来、鉱物・石油等由来のもの）、合成ワックス（炭化水素を化学合成して作る）、加工・変性ワックス（酸化ワックス、配合ワックス、変性モンタンワックス、その他）があるが、この用途には、後2者が該当し、床用、自動車用、皮革用などのコーティング用途が該当する。また、これらを用いるときに使用する助剤や添加剤も含まれる。 ろうそく用やマッチ用は#121-d、タイヤの老化防止剤は#128-e、包装材料用#126-f、クレヨン用#116-a、トナー離型剤#116-h、潤滑剤は#136-e、絶縁材は#138-e、造形材料（Mw>1000）は#127-a、鑄造用（ロストワックス、離型剤）は#133-d、等を選択する。
		a	ワックス	ワックスは、表面に皮膜を形成して保護するために用いられる有機化合物を意味する。
		b	乳化剤、分散剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。
		z	その他	

2

図表 IV-5 1 用途分類解説資料（9）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
115	塗料又はコーティング剤			コーティング剤は、材料を空気、水、薬品などから保護（耐食、耐熱、耐摩耗）するために遮断し、又は電気絶縁性、装飾などの機能を付与するために、吹付け、押出、塗装などによって材料表面を覆うものをいう。ただし、製品に含まれないもの（加工助剤等）は該当しない。 塗料は、コーティング剤の一種（着色剤（顔料）を含むコーティング剤）で、溶剤を含まない粉体塗料と溶剤を含む溶剤塗料があり、後者は溶剤の揮発・乾燥によって固化・密着し、表面に塗膜を形成して保護するもの（造膜タイプ）、あるいは粘度が低く材料の内部に浸透し、材料そのものの劣化を防ぎ着色するもの（浸透タイプ）等があるが、造膜タイプは#115、浸透タイプは#144-a、#144-d又は#144-eを選択する。塗料の構成成分としては、塗膜になる成分には、主要素（樹脂、セルロース、乾性油等）、副要素=添加剤（平滑剤、可塑剤、増粘剤、乳化剤、乾燥剤等）及び着色剤（顔料等）があり、塗膜にならない成分に溶剤（#102）がある。（主要素＋副要素＋溶剤）を展色材（ビヒクル）と言う。 プライマーは、コーティング剤又は塗料と下地との間に塗られ、特別な機能を発揮する材料で、コーティング剤や塗料と下地の接着力を向上させるものを接着プライマーといい、その他に防錆、導電性、絶縁性、弾性、粘着性、浸透性などの機能を有するプライマーがある。 補修用パテには、塗料（#115）とシーリング材（#123）がある。 パテ（putty）とは、下地のくぼみ、割れ、穴等の欠陥を埋めて、塗装系の平らさを向上させるために用いられる肉盛り用の塗料。自動車などの塗装において下地を平滑にさせるために用いられる塗料「サーフェイサー」もパテの一種である。 また、コーティング剤に相当する詳細用途を有する他の用途が設定されている場合には、#115とはせず、当該用途を優先して選択する。すなわち、ワックス（#114）、船底塗料用・漁網用防汚剤（#117）、繊維処理剤（#125）、紙・パルプ薬品（#126）、プラスチック・プラスチック添加剤（#127）、合成ゴム・ゴム用添加剤（#128）、皮革処理剤（#129）、ガラス・ほうろう・セメント（#130）、陶磁器・耐火物・ファインセラミックス（#131）、溶接材料・ろう接材料（#135）、電気・電子材料（#138）は、それらが表面コーティングのために用いられる場合であっても、コーティング剤（#115）とはせず、それぞれ該当する用途番号を選択する。
		a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂は、塗料又はコーティング剤の基本材料として用いられる高分子化合物に該当するもの。バインダー（塗料やコーティング剤の塗膜強度を向上させるために用いられる薬剤で、顔料と結合（bind）し、膜を形成するビヒクルの不揮発性部分）とも呼ばれる。 なお、これらの樹脂の重合原料（モノマー）は#101-aを選択する。
		b	着色剤（染料、顔料、光輝剤）	着色剤の用語の定義は、#111を参照。
		c	バインダー成分前駆体（熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー・プレポリマー等）	光輝剤は、塗料やコーティング剤に、透明感や高彩度のある光輝感を持たせるために用いられる薬剤。 熱・光硬化塗料の有機又は無機のモノマー・オリゴマー・プレポリマー等は、熱、光（紫外線）あるいは電子線等のエネルギーを与えることで反応が進み、塗料やコーティング剤を硬化させるために用いられる薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当しないもの。高分子化合物に該当するものは、#115-aを選択する。バインダー成分前駆体は、塗料やコーティング剤の塗膜強度を向上させるために用いられる薬剤で、反応して、膜を形成するビヒクルの不揮発性部分となるもの。なお、酸化重合して塗膜成分となるオレイン酸や亜麻仁油等の乾性油や半乾性油もここに含まれる。ただし、不乾性油は#115-h（非反応消滅）を選択する。また、反応性希釈剤もここに該当する。
		d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	架橋剤は、重合体の主鎖間に分子間共有結合又はイオン結合を促進し、又は調節するために用いられる薬剤。 硬化剤は、架橋反応に加わることによって樹脂等の硬化反応を促進し、又は調節するために用いられる薬剤。 増感剤は、自ら光や電磁波を吸収して、そのエネルギーをモノマー・オリゴマー・プレポリマーに渡すことで、硬化を促進する薬剤。 重合開始剤の用語の定義は、#101-bを参照。 光酸発生剤は、光を吸収する発色団と分解後に酸となる酸前駆体により構成され、特定波長の光照射により酸が発生する薬剤で、光硬化型樹脂の感光剤として用いられる。 光塩基発生剤は、光酸発生剤と同様のメカニズムで、特定波長の光照射により塩基が発生する薬剤で、光硬化型樹脂の感光剤として用いられる。金属材料の腐食を引き起こさないという特長がある。
		e	可塑剤、充填剤	可塑剤は、塗面に伸び・タフネス・柔軟性を与えて塗膜の性能を向上させる目的で、塗料を作るときに加える薬剤。塗膜形成要素と相容性のある不揮発性又は難揮発性の液体又は固体の薬剤。 充填剤は、作業性、耐久性などの性質を改質もしくは改善させるために添加する化学的に不活性な薬剤。

1

図表 IV-5 2 用途分類解説資料（10）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		f	安定化剤(酸化防止剤等)	安定化剤は、以下の薬剤等の総称。 酸化防止剤は、酸化による塗膜の老化を防ぐために用いられる薬剤。 耐熱安定剤とは、熱エネルギーによる物性の劣化や変色を抑える薬剤。 紫外線吸収剤とは、#113-dの用語の定義を参照。 光安定剤とは、ラジカル捕捉作用があり、光成分で起こる物性の劣化を抑制する薬剤。主なものとしてヒンダードアミン系光安定剤がある。 ゲル化防止剤とは、反応が進行して増粘(ゲル化)するのを防止するために用いられる薬剤。
		g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤	皮張り防止剤は、塗料が容器の中で空気との接触面に皮を作る性質を取り除くもしくは防止するために添加する薬剤。 増粘剤は、塗料溶液・分散液の粘度を増加させる薬剤。 消泡剤は、破泡剤や抑泡剤の総称。発泡を抑えることを目的とし、泡膜の表面を部分的に不均衡な状態にし、泡を不安定化させる薬剤。 ブロッキング防止剤は、製造や貯蔵、使用のときにくつき合うのを防止するための薬剤。 平滑剤は、塗布した後に、塗料が流動して平らで滑らかな塗膜を形成するようにする薬剤。 導電性改良剤は、塗料等に帯電防止機能を付与するために用いられる薬剤。導電性塗料には帯電防止用(#115-g)、導電用(#138-a)、電磁波シールド用(#138-e)などの用途がある。 なお、自動車補修用塗料などで塗膜表面を研磨する際の作業性を向上させるために、塗膜に微粒子を含有させる研磨性付与剤もここに含まれる。
		h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。 例えば、製造プロセス(乳化重合、分散重合等)に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固(乳化剤を分離)された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体が塗料に使用される場合は#115-hに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途(例えば、ゴム(#128)、プラスチック(#127)、繊維処理剤(#125)、紙・パ(#126)等)に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。 なお、重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。 なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤(溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など)もここに該当する。 沈降防止剤(顔料などの沈澱を防止するために用いられる薬剤)、揺変剤(チキソ性付与剤)もここに該当する。 揺変剤(チキソ性付与剤)とは、タレ止剤・沈降防止剤として使用され、例として、水素添加ヒマシ油(不飽和結合が水添されているので不乾性油になっている)、植物油重合油系(同左)、界面活性剤系、等がある。 濡れ剤は、塗装時に被塗物への濡れ性を向上させる薬剤。 浸透剤は、塗料などが固体組織内部に入りやすくするための薬剤で、浸透性耐蝕塗料(コンクリート、モルタル、各種新屋根材、窯業系サイディングボードなどの下塗りおよび各種旧塗膜の塗り替え用下塗り)等に使用される。 表面調整剤は、より均一で微細な皮膜を形成させるために用いられる薬剤。 造膜助剤は、樹脂塗料等が、水分が蒸発し塗膜を形成する過程で必要な薬剤。
		i	腐食防止剤、防錆剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤	腐食防止剤は、塗膜表面に保護膜を形成し、腐食性物質に侵されるのを防止するために用いられる薬剤。 防錆剤は、塗布してさびの発生を抑える薬剤。 防腐剤は、材料の菌害を防止するために用いられる薬剤。 防かび剤は、真菌類などの防かび作用により材料の変質や劣化を防ぐために用いられる薬剤。 抗菌剤は、細菌の増殖を抑制する効果を持つ薬剤。

2

1 図表 IV-5 3 用途分類解説資料（1 1）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	(プライマーを含む。) [#114,117,125-131,135,138 を除く]	j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤	乾燥促進剤は、塗布膜における酸化重合反応による乾燥を促進させる目的で使用する薬剤。 湿潤剤は、対象物の表面での湿潤作用を促進させる薬剤。 難燃剤は、材料の燃焼を抑え、弱め若しくは遅らせるために使用する薬剤。 撥水剤は、対象物表面に水をはじく性質を与える薬剤。
		z	その他	
116	インキ又は複写用薬剤			インキは、主剤としての「顔料・染料」と「ワニス(ビヒクル)」そして「添加物(補助剤)」の3つの要素から成る。 ワニス(ビヒクル)とは、樹脂などを溶剤に溶かして作った塗料の総称で、塗料の中で、顔料・染料を分散させている液状の成分。なお、紫外線・電子線硬化型のインキはここに該当するが、電子材料等や印刷版の加工に用いられるレジストインキ(光硬化型、熱硬化型)は、#124を選択する。 複写用薬剤は、上記のようなインキを用いない電子写真、感圧・感熱複写、ジアゾ式複写などで用いられる薬剤。 なお、インキに相当する主たる薬剤として、電子写真ではトナーとキャリアからなる現像剤、感圧・感熱複写では感熱色素および感圧色素と顕色剤、ジアゾ式複写ではジアゾ化合物が用いられる。 ただし、溶剤は、#102を選択する。 クレヨン、絵の具等の筆記用具も該当する。
		a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	インキ、トナー等の基本材料として使用される薬剤の内、化審法上の高分子化合物に該当するもの。 トナーとは帯電性を持った樹脂粒子に黒鉛・顔料等の色粒子を付着させた微粒子。 なお、これらの樹脂の重合原料(モノマー)は#101-aを選択する。
		b	着色剤(染料、顔料、色素)、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顕色剤	着色剤(染料、顔料、色素)の用語の定義は、#111を参照。 感圧色素は、酸化還元に伴って色調が変化する色素で、圧力によって顕色剤と反応して発色するロイコ染料(発色剤)。 感熱色素は、酸化還元に伴って色調が変化する色素で、熱によって顕色剤と反応して発色するロイコ染料(発色剤)。 顕色剤は、ロイコ染料(電子供与性前駆体、発色剤)を発色させるための電子受容性化合物の総称。 蛍光増白剤は、近紫外部の光を吸収し、紫青又は青の蛍光を発する薬剤で、白色インキに応用される。また、蛍光インキに使用される蛍光剤(蛍光色素)もここに該当する。
		c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー・プレポリマー、増感剤、重合開始剤	紫外線(電子線)硬化インキのモノマー・オリゴマー・プレポリマーは、紫外線(電子線)の照射により、瞬間的に硬化し皮膜を形成し、紫外線硬化型のインキのビヒクルの構成成分となるもの。 増感剤は、照射されたエネルギーを吸収し重合開始剤等への電子移動又はエネルギー移動により反応を開始させるために用いられる薬剤で、光重合開始剤と組み合わせて用いられる。 なお、空気中の酸素と反応して硬化し被膜を形成する乾性油などのインキ用加工油(半乾性油も含まれる)もここに該当する。ただし、インキ用鉱油(マシン油、スピンドル油等)は、#136-aを選択する。また、反応性希釈剤はここに該当する。
		d	可塑剤、充填剤	用語の定義は、#115-eを参照。
		e	安定化剤(酸化防止剤等)	用語の定義は、#115-fを参照。
		f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤	用語の定義は、#115-gを参照。
		g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶媒添加剤(溶解補助剤、可溶化剤など)もここに該当する。 沈降防止剤(顔料などの沈澱を防止するために用いられる薬剤)、揺変剤(チキソ性付与剤)もここに該当する。 濡れ剤、浸透剤、造膜助剤及び揺変剤(チキソ性付与剤)の用語の定義は、#115-hを参照。
		h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤	電荷制御剤は、キャリアとの接触・摩擦によって帯電するトナーの極性と帯電量を制御するために添加する薬剤。 なお、磁性体粉であるキャリアもここに該当する。 流動性付与剤は、インキやトナー等の粘度を下げて流動性を付与する薬剤。 研磨性付与剤は、感光ドラムのクリーニングのために使用される薬剤。 滑り性付与剤は、感光ドラムの表面上又は表面層中に用いられて滑り性を維持してクリーニング性能を向上させる薬剤。

1

図表 IV-5 4 用途分類解説資料（1 2）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
	(レジストインキを除く。)	i	乾燥促進剤、湿潤剤	用語の定義は、#115-jを参照。
		z	その他	
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂[添加剤も含む]	船底や魚網の表面に有害な生物が付着するのを防ぐために用いられる殺生物剤(#118を参照)。 船底塗料は、船底の腐食防止・生物付着防止・生物侵入防止などに用いる塗料。 防汚剤用樹脂は、表面に有害な生物が付着するのを防ぐ防汚塗料の塗膜成分。主として船底塗料や漁網の塗膜として用いられ、セルブラ、ふじつば、海藻、群体などの付着防止や汚れ止め等の性質を持つ。防汚剤が樹脂から染み出るタイプ、樹脂が加水分解して防汚剤を溶出させるタイプおよび防汚剤を用いない撥水性塗料(シリコーン系等)がある。なお、ここでは防汚剤以外の樹脂、添加剤(顔料等)も含まれる。 セルブラとは、ヒトエカンザシゴカイ(環形動物門多毛綱カンザシゴカイ科に属する海産動物)の属名。 群体とは、無性生殖によって増殖した多数の個体がくっついたままで、一つの個体のような状態になっているもののこと(主として動物および藻類に対して使われる)。 船底塗料用防汚剤は、船舶等に塗膜され、海洋生物を長期間付着させない性質と均一な自己研磨性を持つ薬剤。 自己研磨性とは、塗料自身が少しずつ溶け、同時に水棲生物が嫌う成分である防汚剤も溶けていくことで、有害な生物の付着を防ぐ性質。
		b	船底塗料用防汚剤	
		c	漁網用防汚剤	漁網防汚剤は、漁業や水産養殖業で定置網や養殖場で用いられる網に塗布され、#117-bと同様の性質を持つ薬剤。染色のようにタンク中で網を薬剤につけ込んだ後、溶剤を蒸発させて塗布する。
		z	その他	
118	殺生物剤 (成形品に含まれるものに限る。)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤 (細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤)	殺生物剤は、有害生物の働きを無害化するために用いられる農薬、医薬以外の薬剤すべてが該当する。抗菌剤、消毒剤、防腐剤、防汚剤、忌避剤など幅広い用途の薬剤が対象となり、添加剤や助剤も含まれる。ただし、#118~120においては、薬機法の適用対象である衛生害虫用の殺虫剤や殺菌・消毒剤に関する用途は除外する。成形品には、木材・木製品、プラスチック製品、ガラス製品、陶磁器製品、金属製品などが該当する。 ただし、これらの薬剤が塗料(#115)、船底塗料用・漁網用防汚剤(#117)、接着剤(#123)、合成繊維(#125)、作動油・絶縁油・潤滑油(#136)又は金属加工油(#137)の添加剤として用いられる場合は、それぞれ該当する用途番号を選択する。また、これらの薬剤の溶剤は、#102-fを選択する。
		b	展着剤、乳化剤、分散剤	殺菌剤は、バクテリア、かびなどの菌類の繁殖を防止し、死滅させる薬剤。 殺虫剤は、有害な害虫(昆虫を含む動物)を殺す(駆除する)ために用いられる薬剤。 防腐剤は、微生物の侵入・発育・増殖を防止して、腐敗・発酵が起こらないようにする「静菌作用」を目的として使われる薬剤で、持続的に働くことが求められる。 防かび剤は、かび(真菌類や放線菌類等)の繁殖を防止する作用のある薬剤。抗菌剤は、細菌の増殖を抑制する作用のある薬剤。 木材の防腐及び防蟻剤は、木材の腐朽、虫害などの生物劣化を防止するために用いられる薬剤。木材保存剤ともいう。ただし、木材保存剤のうち、木材防火剤は、#144-dを選択する。 展着剤は、植物の茎、葉や病害虫に化学物質を均一に付着させ、その効果を十分に発揮させるために乳剤、水和剤又は液剤の希釈液に添加する補助薬剤。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤(溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など)もここに該当する。
	[#115,117,123,125,136,137を除く]	z	その他	

2

1

図表 IV-55 用途分類解説資料（13）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。）			殺生物剤の用語の定義は、#118を参照。ただし、これらの薬剤が紙・パルプ薬品（#126-i）及び水処理剤（#140-a）の添加剤として用いられる場合は、それぞれ該当する用途番号を選択する。また、これらの薬剤の溶剤は、#102-fを選択する。（工業用）とは、工業的な生産活動に伴って消費される用途で、ここでは、工業製品を殺菌、滅菌等をする際や、反応装置等を殺菌、滅菌等をする際などの用途が該当する。ただし、成形品を抗菌するなどの目的に用いる殺生物剤は、#118を選択する。
		a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）	病気を媒介する可能性のある虫のことを「衛生害虫」といい、蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ダニ類などを指す。衛生害虫以外の害虫で、生活の中で人を不快にさせる虫のことを「不快害虫」という。その範囲は広くクロアリ、ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ、クモなどがその対象となる。ただし、不快害虫用殺虫剤の中でも、衣類の害虫用は、#120-b、木材の害虫用は、#118-a又は#120-cをそれぞれ選択する。ただし、衛生害虫用殺虫剤は化審法対象外である。 害虫駆除剤は、人間などにとって有害な作用をもたらす虫などを駆除する薬剤。主に殺虫剤、殺菌剤がある。 誘引剤は、害虫を誘引する物質を化学的に合成したものの。
		b	ガス滅菌剤、燻蒸剤、燻煙剤	共力剤は、それ自体は殺虫力があるか又は小さいが、殺虫剤と混合して用いた場合、その殺虫力を強める働きをする薬剤。ガス滅菌剤は、加熱によって変形しやすい物品などにガスを用いて殺菌するために用いられる薬剤。 燻蒸剤または燻煙剤は、倉庫、サイロ、船舶内等で化学物質の有効成分を加熱、燻蒸化または気化して使用する薬剤。
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤	殺菌剤は、菌を殺すことを目的とした薬剤で、殺す対象や程度を含まないため、一割の菌を殺して九割が残っている状態でも「殺菌した」ということは可能である。なお、滅菌（あるいは消毒）したという場合は、その後の微生物の混入や増殖がない限り、あるレベル以下の微生物しか存在しない（あるいは食べても発病しない）ことを示す。 消毒剤は、対象物の病原性のある微生物やウイルスを、それを使用しても害のない程度まで減らす薬剤。なお、消毒の手段として殺菌が行われることもあるが、殺菌せずに病原性を消失させることにより消毒が達成されることもある。 防腐剤、抗菌剤の用語の定義は、#118-aを参照。ただし、紙・パルプ薬品として用いられるスライムコントロール剤は#126-iを、水処理剤として用いられる防藻剤やスライム防止剤は#140-a（《工業用途》に限る）、家庭用・業務用で使用する殺菌剤については#120-dをそれぞれ選択する。
		d	展着剤、乳化剤、分散剤	展着剤の用語の定義は、#118-bを参照。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤（溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）もここに該当する。
		z	その他	
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）			殺生物剤の用語の定義は、#118を参照。また、これらの薬剤の溶剤は、#102-fを選択する。（家庭用又は業務用）とは、一般消費者個人によって消費される場合や、業務用としてオフィスビル、公園の清掃など工業的な生産活動に直接関係なく消費される用途で、ここでは、そのような用途で害虫を駆除する場合などが該当する。
		a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）	用語の定義は、#119-aを参照。
		b	繊維用・紙用防虫剤	繊維製品や紙製品に有害な作用をもたらす虫などを駆除するために用いられる薬剤。
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤	シロアリ駆除剤、防蟻剤は、薬品の塗布など、住宅の土台や構造材にシロアリなどの被害を防ぐために用いられる薬剤。その処置は、一般に「防蟻処理」あるいは「防蟻対策」と呼ばれる。アリを駆除する殺虫剤（駆除剤）のほかに、アリを寄せ付けけない忌避剤もある。
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤の用語の定義は、#118-a及び#119-cを参照。 除菌剤は、対象物から洗浄等によって微生物を排除する薬剤。なお、「殺菌」や「消毒」の効果を有することもある。
		e	非農耕地用除草剤	非農耕地用除草剤は、公園、庭園、駐車場、道路、運動場、宅地などで用いられる除草剤。
		f	展着剤、乳化剤、分散剤	展着剤の用語の定義は、#118-bを参照。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤（溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）もここに該当する。
		z	その他	

2

1

図表 IV-56 用途分類解説資料（14）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
121	火薬類、化学発泡剤又は固 形燃料			使用時に反応して、その時の発生ガスの圧力または発生熱（#147を除く）を利用することによって機能を発揮する薬剤が該当する。 火薬類は、利用価値のある爆発物で火薬、爆薬及び火工品に分けられる。火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いは火薬類取締法で規制されている。 化学発泡剤は、材料を発泡させる発泡剤（化学発泡剤と物理発泡剤（#108-b参照）に分類される）の一種。 固形燃料は、人工的に固形化した固体燃料で、天然のものは該当しない。
		a	火薬、爆薬、火工品[＃121-bを除く]、煙火	火薬は、火薬類のうち燃焼反応を利用する薬剤とその添加剤で爆薬に対する用語。広く火薬類の同義語として用いられることもある。 爆薬は、火薬類のうち爆轟（ばくごう）反応を利用する薬剤とその添加剤で火薬に対する用語。 火工品は、火薬又は爆薬を使用目的に応じて加工したもの。 煙火は、火薬の燃焼、爆発などに際して発生する光、音又は煙の現象を利用し、鑑賞、娯楽、信号、救難、模擬、試験などの目的に使用するように作られた火工品。 爆轟（ばくごう）とは、気体の急速な熱膨張の速度が音速を超え衝撃波を伴いながら燃焼する現象。
		b	自動車安全部品用ガス発生剤	自動車安全部品用ガス発生剤は、エアバッグやシートベルトプリテンショナーを膨張させるインフレーターに使用するガス発生薬剤とその添加剤。 プリテンショナーとは、自動車の衝突時にシートベルトの帯（ウェビング）のたるみを巻き取る装置のこと。
		c	化学発泡剤	インフレーターとは、バッグを膨らますためのガスを発生する装置。 化学発泡剤は、熱分解や化学反応によって発生したガスによって材料（樹脂、セラミックス、コンクリート等）を発泡させる薬剤。
		d	固形燃料	固形燃料は、燃焼・消失して熱エネルギーを発生する人工的に固形化した薬剤。ロケット用の固形燃料も、ここに該当する。ろうそく等も含まれる。 ただし、燃料用途ではない、ろうそく（例えば模型用等）は#114-aを選択する。また、本詳細用途の薬剤と別の運命の添加剤は、各々の用途分類を選択する。たとえばアロマキャンドルの香料のように、ろうと一緒に焼失せず、揮発する香料（添加剤）は#122-eを選択する。
		z	その他	
122	芳香剤又は消臭剤			芳香剤、消臭剤は、香気を製品又は空間に付与するために用いられる薬剤と臭気を除去・緩和するために用いられる薬剤の総称。 ただし、吸着による消臭・脱臭は#141を、燃料に用いられる着臭剤は#147を、洗浄剤用香料は#113を選択する。
		(廃止)	(廃止)	
		b	芳香剤	芳香剤は、室内、自動車内、トイレ等の空間に芳香を付与するために用いられる薬剤。#122-dおよび#122-e以外の芳香剤を構成する成分が該当する。
		c	消臭剤	消臭剤は、臭気を化学的作用又は感覚的作用等で除去又は緩和する薬剤。#122-dおよび#122-e以外の消臭剤を構成する成分が該当する。
		d	乳化剤、分散剤	添加して臭気の発生や発散を防ぐために用いられる防臭剤を含む。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤（溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）もここに該当する。 また、保留剤用の有機溶剤を含む。 保留剤とは、香料調合の際及び香料使用時に成分の揮発性を落とし、香調等のバランスをくずさぬようにする助剤。 保留剤としては、沸点が高く、分子量は小さいものが用いられる。
		e	香料[＃113-e及び#122-b,cを除く]	香料は、香気を有する薬剤のことで、ここでは、水系洗浄剤（#113）および芳香剤・消臭剤（#122-b,c）以外で用いられる香料が該当する。例えば、プラスチックやゴム製品、たばこ等の香気付けに用いられる香料などがある。

2

1 図表 IV-57 用途分類解説資料（15）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	[洗浄剤用香料は#113]	z	その他	なお、酵素処理を経た天然香料は化審法上の化学物質に該当するが、化粧品など薬機法対象の香料、フレーバーと呼ばれる食品香料など食品衛生法対象の香料は、化審法の適用除外であるため製造数量等の届出は必要ない。
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材			接着剤は、物体の間に介在することによって物体を結合することができる薬剤。なお、重合接着に用いる薬剤は#123に該当するが、溶剤接着に用いる溶剤は#103-cを選択する。 粘着剤は、常温で粘着性を有し軽い圧力で被着材に接着する薬剤。 シーリング材は、構造体の目地、間隙部分に充填して防水性、気密性などの機能を発揮させる材料で施工時には粘着性のある不定形材料の総称。接着剤、粘着剤、シーリング材に使用する溶剤は、#103を選択する。
		a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	接着剤、粘着剤、シーリング材の基本材料として使用される薬剤のうち、化審法上の高分子化合物に該当するもの。
		b	バインダー成分前駆体(モノマー・オリゴマー・プレポリマー等、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤)	バインダー成分前駆体は、反応して、接着剤、粘着剤、シーリング材を構成する成分となり、接着、粘着及びシーリングの強さを発揮する主要成分となる。 ここには、モノマー・オリゴマー・プレポリマー等の主剤の他に、主剤と反応して硬化を促進又は調節する硬化剤、少量添加して硬化反応を増大させる硬化促進剤、熱又は光などのエネルギーにより硬化反応を開始させる開始剤、接着剤、粘着剤及びシーリング材と部材との境界面において一層強い結合を促進又は達成するカップリング剤等の添加物も含まれる。また、反応性希釈剤もここに該当する。
		c	可塑剤、充填剤	可塑剤は、接着剤等に配合してガラス転移点や融点を低下させ、可とう性を付与するために用いられる薬剤。 充填剤は、接着剤等の作業性、耐久性、接着強さなどの性質を改良するために添加される薬剤。
		d	安定化剤(老化防止剤等)	安定化剤は、接着剤、粘着剤、シーリング材の熱、光、紫外線及び空気中の酸素などによる劣化現象を防止し、それらの安定度を増すために添加される薬剤。ここには、老化防止剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、光安定剤等が該当する。 老化防止剤は、粘着剤などの老化(時間の経過と共に性能が低下する現象)を防止するために配合する薬剤。 酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、光安定剤とは、#115-fの用語の定義を参照。
		e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤	皮張り防止剤は、塗料、接着剤等が容器の中で空気との接触面に皮を張るのを防ぐために用いられる添加剤。 増粘剤は、接着剤等に分散又は溶解させて粘度及びちゅう度を調節するために配合する薬剤。 消泡剤は、破泡剤、抑泡剤の総称で、特殊な界面活性剤又はシリコーン油が使われる。 ブロッキング防止剤は、製造、貯蔵又は使用の際にくっつき合うのを防止するために配合又は塗布する薬剤。 平滑剤は、接着部の表面に、はけ目・ゆずり・うねりなどのような微視的な高低を小さく(平滑化)するために配合される薬剤。 表面調整剤は、接着剤、シーラント等の下地への濡れ性を向上させ、良好な接着性、シール性を得るために配合される薬剤。
		f	表面調整剤、乳化剤、分散剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。 例えば、製造プロセス(乳化重合、分散重合等)に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固(乳化剤を分離)された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体が接着剤に使用される場合は#123-fiに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途(例えば、ゴム(#128)、プラスチック(#127)、塗料(#115)、繊維処理剤(#125)、紙・パ(#126等)に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。なお、重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。

2

1 図表 IV-58 用途分類解説資料（16）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
				なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤（溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）もここに該当する。
		g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	防腐剤は、接着剤等の腐敗による劣化を防止するために用いられる薬剤。 防かび剤は、かび（真菌）の発生または増殖を防ぎ、あるいは除去するための薬剤。 抗菌剤は、細菌の増殖を抑制するために用いられる薬剤。
		h	難燃剤、導電剤	難燃剤は、接着剤等の燃焼を抑え、弱め若しくは遅らせるための添加剤又は処理剤。 導電剤は、接着剤等に分散させ導電性を付与するために用いられる薬剤。
		z	その他	
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料			レジスト材料は、主に工業用途（半導体等の電子材料の加工や印刷版の製造など）で使用される、物理的、化学的処理に対する保護膜、及びその形成に使用される物質で、直接必要な部分にのみ印刷するレジストインキも含む。 レジストの種類（光／熱硬化型別）：レジスト膜の生成方法としては、主として感光型と感熱型（熱硬化型）がある。 レジストの種類（用途別）：具体的な用途の分類例としては、フォトレジスト（電子回路製造、印刷版製造など）、スクリーン印刷レジスト、エッチングレジスト、めっきレジスト、ソルダーレジストなどがある。 フォトレジストとは、半導体の微細加工などに利用される感光性でかつ耐食性の薬剤。露光すると感光部が溶剤に可溶になるポジ形と不溶性となるネガ形のレジストがある。感光性物質が溶剤によって取り去られて露出した下地面の部分に選択的なエッチングや不純物の拡散を行うことができる。フォトレジストにはフィルム状のものと液状のものがあり、前者をドライフィルム、後者を液状レジストという。 写真材料は、光、放射線、粒子線などのエネルギーを用いて感光物質上に視覚的に識別でき、かつ、ある期間持続性のある記録された画像（写真）及びその形成、に使用される物質のこと。 印刷版材料は、画像部と非画像部からなり画像部だけに選択的に印刷インキを受理させ、これを紙などの上に転移させて印刷画像を形成するための媒体（印刷板）及びその形成、に使用される物質。
		a	感光性・感電子性樹脂（レジスト、印刷版等）	感光性・感電子性樹脂は、光又は電子線照射によりフォトレジストのように架橋反応や重合反応が起きて分子の構造が変わり、その結果として物性的な変化が生じる薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当するもの。樹脂そのものが、非感光性であっても、#124-cの感光性薬剤との組み合わせで、感光性組成物を構成する樹脂も含む。
		b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマーは、光又は電子線照射により架橋反応や重合反応を起こし物性的な変化が生じる薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当しないもの。なお、反応性希釈剤もここに該当する。
		c	感光剤、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	感光剤は、写真乾板・フィルム・印画紙の表面に塗布して感光膜層を作る写真乳剤に用いられる感光性の薬剤（臭化銀など）。 光重合開始剤は、光を照射することによってフリーラジカルなどを発生させ重合反応を開始させる薬剤。 光酸発生剤、光塩基発生剤の用語の定義は、#115-dを参照。 なお、電子写真感光体は#138-bを選択する。
		d	色素形成カプラー（カラー写真用）	色素形成カプラーは、カラー写真においてハロゲン化銀の感光性を引き金とした現像主剤とカップリング反応を起こし発色色素を生成させるために用いられる薬剤。イエロー、マゼンタ及びシアンの3種類のカプラーがある。
		e	乳化剤、分散剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤（溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）もここに該当する。
		f	定着剤、安定化剤	定着剤は、現像により生じた可視像を固定化するために用いられる薬剤。 安定化剤は、現像時に残留ハロゲン化銀やジアゾニウム塩等の感光性を除去して、現像した画像を安定化するために用いられる薬剤。

1 図表 IV-59 用途分類解説資料（17）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤	硬化剤の用語の定義は、#115-dを参照。 増感剤は、照射されたエネルギーを吸収し重合開始剤等への電子移動又はエネルギー移動により反応を開始させるために用いられる薬剤。 減感剤は、エネルギー増感反応を弱める（調節する）ために用いられる薬剤。 架橋密度向上剤は、重合物の単位体積又は単位質量あたりの架橋数を増加させるために用いられる薬剤。 重合開始剤は、ここでは光以外の熱、電子線等のエネルギーにより硬化反応を開始させるために用いられる薬剤。 レジスト添加剤は、レジストの均一塗布性、エッチング耐性あるいは作業性の向上などのために添加される薬剤。
		h	現像剤、水溶性処理薬剤、レジスト剥離剤	写真の現像剤は、現像のために用いられる消耗品（トナー、キャリア、現像液、スタート現像剤、補充現像剤など）の総称。 水溶性処理薬剤は、写真の現像工程で使用する水溶性の薬剤で、蛍光漂白剤等も該当する。 レジストの現像剤は、光や電子線照射による架橋、分解、重合などにより溶剤への溶解性が変化して耐食性画像を形成させた後、画像形成のために可溶性部分を溶かす際に用いられる薬剤で、一般的には溶剤（#106-a）に溶解して用いられる。 レジスト剥離剤は、リソグラフィ工程で使用され、感光性又は感熱性の物質（レジスト）を塗布したものをパターン状に露光・現像し、エッチング等の加工工程に使用した後、不要なレジストを除去するために用いられる薬剤で、一般的には溶剤（#106-a）に溶解して用いられる。なお、溶剤に該当しない、それ自身がレジストの現像剤（例えばテトラメチルアンモニウムハイドロオキシド）の場合には#124-hを選択する。 レジスト残渣除去薬剤もここ（レジスト剥離剤（#124-h））を選択する。
		z	その他	
125	合成繊維又は繊維処理剤			合成繊維は、合成高分子化合物から造られる繊維のことで、繊維製品とは紡糸（紡績）、撚糸、織編、染色及び縫製の各工程を経て製造される製品や不織布をいう。なお、無機材料からなる繊維、例えばガラス繊維は#130、炭素繊維、シリコンカーバイド繊維、ロックウール、スラッグ繊維等は#131を選択する。 ①紡糸（紡績）とは、低分子化合物（モノマー）を多数結合（重合）させた合成高分子を液体にして紡糸口金（ノズル）から押し出し繊維にすることで、紡糸方法には熔融紡糸、乾式紡糸、湿式紡糸、ゲル紡糸及び液晶紡糸等がある。②撚糸とは、長繊維糸（フィラメント糸）や紡績糸（スパン糸）に撚（よ）りをかけること。③織編とは、糸を縦と横に組み合わせ一定の規則によって交錯し平面上に仕上げる製織／編目を経方向又は緯方向に連続して布を形成する製編のこと。④染色とは、繊維材料に化学的・物理的の加工を施して色や模様、機能性や感性を付与し全体の商品価値を高めることで、染色加工には準備、染色、仕上の各工程がある。⑤縫製とは、1枚又は複数枚の布を針と糸でかがったり、縫い合わせて製品を作ることで、糸と針を用いられること以外に接着、溶着などの方法もある。 繊維処理剤は、各種繊維製品の加工・処理工程で用いられる添加剤、加工助剤の薬剤のことで、天然繊維に用いられる加工・処理薬剤も該当する。 なお、繊維処理剤の溶剤については、その繊維処理操作と機能が類似する用途が設定されている場合は、その用途を選択する。 例えば、コーティングする薬剤の溶剤は#102-d、洗浄剤の溶剤は#106-z、紡糸用溶剤は#107-b、および繊維樹脂内部に薬剤を含ませるために用いる溶剤は#107-d、等を選択する。
		a	成形品基材（合成繊維、不織布）	成形品基材は、ここでは合成繊維又は不織布の成形品の基本材料として使用される薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当するもの。
		b	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤	着色剤（染料、顔料）の用語の定義は、#111を参照。蛍光増白剤の用語の定義は#111-bを参照。
		c	集束剤	集束剤は、繊維の紡糸工程でフィラメントを集束してストランドにすると、結束性を与えて次工程の作業性を高めるために用いられる薬剤、ヤーン系及びロービング系の集束剤がある。

1

図表 IV-60 用途分類解説資料（18）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		d	防炎剤、難燃剤	防炎剤は、材料が燃え広がるのを防ぐための添加又は処理薬剤。 難燃剤の用語の定義は、#123-hを参照。
		e	含浸補強剤、染料固着剤（フィックス剤）	含浸補強剤は、繊維に含浸させ機械的強度を増加させるために用いられる薬剤。 染料固着剤は、染料、媒染剤などを繊維に固定するのに用いられる薬剤。
		f	帯電防止剤、親水加工剤	帯電防止剤は、電荷の蓄積を防止する目的で材料に少量添加又はその表面に塗布して用いられる薬剤。 親水加工剤は、ここでは疎水性の繊維に親水性を付与するために用いられる薬剤。
		g	柔軟仕上げ剤	柔軟仕上げ剤は、繊維などの感触を柔らかく仕上げるために用いられる薬剤。
		h	形態安定加工剤	形態安定加工剤は、セルロース、セルロース／ポリエステル混紡などの繊維、縫製品において、洗濯後の防しわ性、防縮性等の形態安定性を付与するために用いられる薬剤。
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤	撥水剤は、繊維などの表面に水をはじく性質を与えるために用いられる薬剤。 撥油剤は、繊維などの表面に油をはじく性質を付与するために用いられる薬剤で、主に有機フッ素化合物が用いられる。 防水加工剤は、繊維などに水を通しにくくするための加工の際に使用される薬剤。 防汚加工剤は、繊維品を汚れにくくするか又は汚れを落ちやすくするための加工の際に使用される薬剤。 高吸放湿性加工剤を含む。
				抗菌剤は、繊維の細菌の増殖を抑制する働きのある薬剤。 変色防止剤は、繊維の色の色相・彩度・明度のどれか一つ又は一つ以上が変化することを防ぐために用いられる薬剤。 紫外線吸収剤の用語の定義は、#113-dを参照。 酸化防止剤の用語の定義は、#115-fを参照を含む。
		k	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤	紡糸・紡績・織編油剤は、紡糸・紡績・織編工程で糸の潤滑性、静電気防止性及び均一延伸性、繊維・織物の金属との摩擦低減性、静電気防止性を与えるために用いられる薬剤。 紡糸・紡績・織編油助剤は、紡糸・紡績・織編油剤の機能を高めるために添加される助剤。 なお、紡糸用溶剤（防止液用及び凝固液用）は#107-bを選択するが、それらの溶剤への添加剤（溶剤以外のもの）はここに該当する。
		l	洗浄剤、精練洗浄剤（ソービング剤）、潤滑剤	洗浄剤は、ここでは繊維等の清浄のために用いられる水系洗浄剤に配合される薬剤。ただし、製造機械、装置等の清浄のために用いられる水系洗浄剤に配合される薬剤は、#112を選択する。なお、非水系および準水系洗浄剤は#106-zを選択する。 精練洗浄剤は、繊維及び繊維製品に付着している天然不純物、加工剤、汚れなどを取り除いて、清浄な状態にするために用いられる薬剤。 潤滑剤は、ここでは機織りの際に繊維の滑りを良くするために用いられる薬剤。無色で粘度の低いスピンドル油のようなものが使用される。
		m	キレート剤	キレート剤は、キレート結合によって金属イオンを封鎖し、金属イオンの活性を抑制するために用いられる薬剤。
		n	漂白剤、抜染剤	漂白剤は、酸化又は還元反応によって有色物を漂白するために用いられる薬剤。繊維製品製造時の漂白剤はここに該当するが、繊維製品（衣類やリネン）使用時の漂白剤は、#112-b/ #113-oを選択する。 抜染剤は、あらかじめ地染めされた糸、布に捺染のりを印捺して、その部分の地色を脱色するために用いられる薬剤。
		o	均染剤、浸透剤、促染剤（染色助剤）、媒染剤、捺染用糊剤	均染剤は、繊維を均一に染色するために用いられる薬剤。 浸透剤は、染料や薬剤等の浸透性を助長し染色ムラの防止や作業性の向上の他、綿などにシルケット加工（絹様光沢加工）と呼ばれるアルカリ処理をする際のアルカリの浸透性を高めるために用いられる薬剤。 促染剤は、染色の際、染色を促進するために用いられる染色助剤のことで、酢酸、蟻酸等が該当する。 媒染剤は、染色を助けるために用いられる薬剤。染料が直接繊維に染着しないとき、あらかじめ繊維に適当な金属化合物の水溶液をしみ込ませておくと、その金属イオンと染料分子が繊維上で結合して水に溶けない色素に変わり丈夫な染色が得られる。 捺染用糊剤は、染料を布などに直接すり付けて染色する際や型紙を用いて染料をすり込み模様を表す際に、染料に混ぜて使用される糊剤。

2

1

図表 IV-6 1 用途分類解説資料（19）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。 例えば、製造プロセス(乳化重合、分散重合等)に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固(乳化剤を分離)された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体が繊維処理剤に使用される場合は#125-pに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途(例えば、ゴム(#128)、プラスチック(#127)、塗料(#115)、接着剤(#123)、紙・パ(#126)等)に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。 なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤(溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など)もここに該当する。 消泡剤は、破泡剤、抑泡剤の総称で、特殊な界面活性剤又はシリコーン油等が用いられる。
		q	マーセル化助剤	マーセル化助剤は、繊維のマーセル化(絹様の光沢を付与する加工)の際に、濃厚なアルカリ液が繊維に均一に浸透するのを促進するために用いられる薬剤。
		r	糊抜き剤	糊抜き剤は、精練、染色の前に繊維などに付いているのりを除去するために用いられる薬剤。
		z	その他	
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品			紙とは、植物繊維その他の繊維をこう着させて製造したものをいい、ここでは素材として合成高分子を用いた合成紙のほか、繊維状無機材料を配合した紙は含まない。 紙製造用薬品は、その紙を製造する際に用いられる薬剤。 ただし、感圧紙、感熱紙に用いられる薬剤は、#116を選択する。 パルプとは、木材その他の植物から機械的又は化学的処理によって抽出したセルロース繊維の集合体。 パルプ製造用薬品は、木材その他の植物からパルプを得る際に用いられる薬剤。
		a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	着色剤(染料、顔料)の用語の定義は、#111を参照。蛍光増白剤の用語の定義は、#111-bを参照。
		b	サイズ剤、定着剤、填料	サイズ剤は、紙への水の吸収、浸透を遅らせたり防止したりしてインクや絵具などの滲みを抑えるために用いられる薬剤で、酸性及び中性サイズ剤がある。 定着剤は、サイズ剤を紙の繊維に定着させるために用いられる薬剤。 填料は、紙の繊維間の隙間を埋め不透明度、白色度、平滑度、インク吸収性及び柔軟性等、印刷適性を向上させるために用いられる薬剤。
		c	コーティング剤	コーティング剤は、紙器はじめ出版物の表紙などの印刷紙等にコートし、硬化させて皮膜を作ることにより、表面に光沢を与え、より意匠性を高めるとともに、表面を汚れやすき傷等から保護するために用いられる薬剤。
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤	防炎剤の用語の定義は、#125-dを参照。 難燃剤の用語の定義は、#123-hを参照。 帯電防止剤の用語の定義は、#125-fを参照。
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤(フィックス剤)、防錆剤	紙力増強剤は、紙に含浸させて機械的強度を増加させるために用いられる薬剤。 歩留向上剤は、ウェットパートにおけるパルプや填料その他の定着を向上させる薬剤。 固着剤は、染料等を紙の繊維に固着させるために用いられる薬剤。 防錆剤は、金属が腐食環境におかれたときに電気化学作用で発生するさびを防止するために、紙に含浸させて用いられる薬剤。
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤	用語の定義は、#125-iを参照。
		g	嵩高剤、柔軟剤	嵩高剤は、少ないパルプ量でこれまでと同じ厚さの紙を抄紙できるように添加される薬剤で、省資源化の他、不透明度、白色度、クッション性などの紙物性を向上させる働きがある。 柔軟剤は、紙・パルプなどを柔らかくするために用いられる薬剤。
		h	蒸解薬液、pH調節剤	蒸解薬液は、紙の原料となる木材チップを高温高圧下で蒸煮し、パルプ繊維を取り出す際に用いられる薬剤。 pH調節剤は、水、水溶液のpHを調節するために用いられる薬剤(酸、アルカリ)。

2

1 図表 IV-6 2 用途分類解説資料（20）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ビッチコントロール剤	スライムコントロール剤は、製紙工程において発生する微生物をコントロールすることにより、スライムの形成を防ぎ、品質の劣化防止と安定操業を確保するために用いられる薬剤。 ビッチコントロール剤は、製紙工程において、原料の木材に含まれる天然系不純物(ビッチ)や古紙及び損紙由来で混入する接着剤やラテックスなどの合成系不純物(スライツキニー)を低減するために用いられる薬剤。
		j	漂白剤、漂白浴安定剤	漂白剤は、酸化又は還元反応によって紙・パルプの有色物を漂白する薬剤。 漂白浴安定剤は、紙・パルプの漂白効果を向上させるために漂白浴に添加して用いられる薬剤。
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤	乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。 例えば、製造プロセス(乳化重合、分散重合等)に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固(乳化剤を分離)された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体が紙・パルプ薬品に使用される場合は#126-kに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途(例えば、ゴム(#128)、プラスチック(#127)、塗料(#115)、接着剤(#123)、繊維処理剤(#125)等)に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。 なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤(溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など)もここに該当する。 消泡剤の用語の定義は、#115-gを参照。 脱墨剤は、古紙からインキなどの不要成分を除去するために使用される薬剤。 洗浄剤は、ここでは紙・パルプの汚れ等の不要成分の除去のために用いられる薬剤。ただし、製造装置の清浄のために用いられる薬剤は#112を選択する。
		z	その他	
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤			プラスチックは、高分子化合物を主原料として人工的に有用に形作った固体で、合成皮革・人工皮革及び合成紙を含むが、繊維、ゴム、塗料、接着剤などは除く。 プラスチック添加剤は、プラスチックの機能や生産性、安定性等の特性などを向上させるために添加される薬剤。 プラスチック加工助剤は、プラスチックの加工時に、その加工性や作業性を向上させるために用いられる薬剤。 ただし、発泡剤は#108(物理発泡剤)、#121(化学発泡剤)を選択する。 また、構造材料ではなく、電気・電子材料として用いられるプラスチックは、#138を選択する。 具体的な用途(例えば、塗料(#115-a)、インキ、複写用薬剤(トナー等)(#116-a)、接着剤(#123-a)、レジスト材料(#124-a)、繊維処理剤(#125-a)、ゴム(#128-a)、等)が使用されることが分かっている場合には、#127とはせず、当該用途を優先して選択する。 着色剤は#111を選択する。
		a	成形品基材(プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体)	成形品基材は、プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙又は発泡体成形品の基本材料として使用される薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当するもの。 造形材料(Mw>1000を含む)。
		b	高吸水性材料	高吸水性材料は、自重の数倍以上の水を吸収し、それを保持して含水高分子ゲルとなることができる薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当するもの。
		c	可塑剤、乳化剤、分散剤	可塑剤は、プラスチックに添加して塑性柔軟性、加工性を改良するために用いられる薬剤。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。分散剤は、樹脂に樹脂添加剤や異種の樹脂を分散・相溶化させる薬剤。 例えば、製造プロセス(乳化重合、分散重合等)に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固(乳化剤を分離)された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体がプラスチックに使用される場合は#127-cに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途(例えば、ゴム(#128)、塗料(#115)、接着剤(#123)、繊維処理剤(#125)、紙・パルプ薬品(#126)等)に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。

1 図表 IV-6 3 用途分類解説資料（2 1）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
				なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤（溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など）もここに該当する。 沈降防止剤（エマルジョンなどの沈澱を防止するために用いられる薬剤を含む）。 安定化剤は、熱、光、紫外線及び空気中の酸素などによる劣化現象等を防止し、安定度を増すために添加される薬剤で、酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、光安定剤、ハロゲン化水素捕捉剤及び重金属不活性化剤等が該当する。酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、光安定剤とは、#115-fの用語の定義を参照。
		d	安定化剤（酸化防止剤等）	充填剤は、強さ、耐久性、作業特性又はその他の性能を改質又は増大させるためにプラスチックなどに加える比較的不活性な固体材料。 希釈剤は、基材の濃度や配合比等を調整するために添加される薬剤。 ポリマー分解促進剤は、プラスチックを微生物・光・熱等の関与で環境に悪影響を与えない低分子に分解させるのを促進するために用いられる薬剤。
		e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤	結晶核剤は、ポリプロピレンやポリエステルなどの結晶性ポリマーに均一で微細な結晶を生成させ、剛性、熱変形温度などの機械的特性の向上や透明性の改善などの目的で使用される薬剤。
		f	結晶核剤	内部滑剤は、成形品の加工を容易にし又は粘着を防ぐための薬剤で、成形材料にあらかじめ添加して使用するもの。 内部離型剤は、成形品の製造にあたりその離型を容易にするために用いられる薬剤で、成形材料にあらかじめ添加して使用するもの。
		g	内部滑剤、内部離型剤	防曇剤は、高分子フィルムの表面で水蒸気が凝縮して曇るのを防ぐために添加又は塗布して用いられる薬剤。 流滴剤は、プラスチック表面は多くの場合、疎水性のため急激な温度変化により表面に小さな水滴が形成されるが、この水滴を流し、フィルム等の透明性を保持するために用いられる薬剤。撥水剤の用語の定義は、#125-iを参照。
		h	防曇剤、流滴剤、撥水剤	難燃剤の用語の定義は、#123-hを参照。 帯電防止剤の用語の定義は、#125-fを参照。 波長変換剤は、特定の光の波長を別の波長に変換して目的の効率を向上させる蛍光剤で、例えば、農業用グリーンハウスの作物成長促進フィルムや太陽光発電の効率を上げたり、光ファイバーの伝搬効率をあげるために使用される。ただし、近紫外光を青付近の波長に変換する蛍光増白剤は#111-bを選択する。 着色剤は#111-aを選択する。
		i	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤	外部滑剤は、成形品の加工を容易にし又は粘着を防ぐために用いられる薬剤で、型わくに塗布若しくは焼き付けて使用するもの。 外部離型剤は、成形品の製造にあたりその離型を容易にするために用いられる薬剤で、型わくに塗布若しくは焼き付けて使用するもの。
		j	外部滑剤、外部離型剤	ラジカル発生剤は、ラジカルを発生させることにより溶融粘度を調整し、加工成形性を向上させるために用いられる薬剤。 ラジカル発生剤であっても、重合開始剤は#127-lmを選択する。
		k	ラジカル発生剤	反応注型用・注型発泡用材料（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）は、反応注型製品又は注型発泡製品を製造する際に用いられる樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー及び硬化剤（用語の定義は、#127-mを参照）等の材料。ただし、発泡剤は#108-b（物理発泡剤）、#121-c（化学発泡剤）を、また電気・電子部品等の封止材に用いられる注型材料は#138-eを選択する。
		l	反応注型用・注型発泡用材料（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）	注型用・注型発泡用以外の用途で用いられる硬化剤、架橋剤、架橋助剤、増感剤及び重合開始剤が該当する。 硬化剤は、その反応に加わることによって樹脂等の硬化反応を促進し、又は調節するために用いられる薬剤。 架橋剤は、重合体の主鎖間に分子間共有結合又はイオン結合を促進し又は調節する薬剤。また、反応性希釈剤はここに該当する。 架橋助剤は、架橋剤と共に用いられ、架橋速度や成形物の物性をコントロールするために添加する薬剤。 増感剤は、照射されたエネルギーを吸収し重合開始剤等への電子移動又はエネルギー移動により反応を開始させる薬剤。 重合開始剤は、光、紫外線、熱又は電子線等のエネルギーにより反応を起こし、その生成物が重合反応を開始させる機能を持つ薬剤。
		m	硬化剤、架橋剤（FRP用モノマー・オリゴマー・プレポリマー等）、架橋助剤、増感剤、重合開始剤	硬化促進剤は、硬化反応を促進又は調節するために少量用いられる薬剤。
		n	硬化促進剤	その他の添加剤（改質剤等）
		y	その他の添加剤（改質剤等）	上記以外のプラスチック添加剤。ただし、上記以外のプラスチック加工助剤は#127-zを選択。
		z	その他	

1

図表 IV-6 4 用途分類解説資料（2 2）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤			合成ゴムは、1種又はそれ以上の種類のモノマーを重合して得られるゴム。 ゴム用添加剤は、ゴムの機能や生産性、安定性等の特性を向上させるために添加される薬剤。 ゴム用加工助剤は、ゴム加工時に加工性や作業性を改善するために用いられる薬剤。 着色剤は#111、物理発泡剤は#108、化学発泡剤は#121を選択する。
		a	成形品基材(エラストマー(合成ゴム))	成形品基材は、合成ゴム成形品の基本材料として使用される薬剤で、化審法上の高分子化合物に該当するもの。
		b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性剤)	加硫促進剤は、加硫剤と共に少量用いられる配合剤で、加硫速度の増大や加硫物の物性向上のために用いられる薬剤。 加硫促進剤助剤は、加硫促進剤の機能が十分発揮できるように添加する助剤。
		c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤	加硫剤は、狭義にはゴムにイオウ架橋を生じさせるため配合する薬剤。広義にはイオウ以外の加硫(架橋)剤も含む。ただし、化審法上の高分子化合物に該当する高分子多硫化剤等は#128-aを選択する。 架橋剤は、狭義にはイオウ以外でゴムに架橋する薬剤。広義には加硫剤と同義。 架橋助剤は、非硫黄加硫系において低濃度で架橋効果を増大したり、特性を変化させたりするために用いられる薬剤。例えば、過酸化物質架橋の共架橋剤(メタクリル酸マグネシウム、フェニレンビスマレイミド等)がある。
		d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤、プロセス油の基油・添加剤	可塑剤は、特に低温時にゴム又はゴム製品に柔軟性を与えるために用いられる薬剤。ただし、加硫の際に生ゴム分子と架橋させて内部可塑剤として用いられる薬剤(例えば液体ポリイソブレン等)のうち、化審法上の高分子化合物に該当するものは#128-aを選択する。 補強材は、材料の機械的強度を増加させるために用いられる薬剤又は材料で、ここでは合成ゴムの機械的強度を増強するために添加されるものが該当する。 充填剤は、物性の向上又は経済的な目的で、ゴムに比較的大量に加える固形の配合剤。 プロセス油は、ゴム材料を軟化させ加工しやすくする目的で使用されるゴム配合油(鉱油)やエキステンダ(伸展)油が該当する。 プロセス油添加剤は、ゴム配合油へ添加する薬剤。
		e	安定化剤(老化防止剤等)	安定化剤は、熱、光、紫外線及び空気中の酸素などによる劣化現象等を防止し、安定度を増すために添加される薬剤で、合成ゴムに用いられる老化防止剤、耐熱安定剤、光安定剤、紫外線吸収剤、オゾン劣化防止剤及び屈曲・亀裂防止剤等が該当する。 老化防止剤は、ゴム製品の老化(時間の経過と共に性能が低下する現象)を防止する薬剤で、酸化防止剤と同じ作用のものが多く、酸化防止剤と類称される。 耐熱安定剤、光安定剤、紫外線吸収剤、酸化防止剤とは、#115-f用語の定義を参照。
		f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤	スコーチ防止剤は、作業中や保管中に熱のため未加硫ゴムの加硫が一部進行することを防止する薬剤。 素練促進剤は、機械的剪断力及び空気中の酸素の作用、ときにはペブサイダーや熱の効果を加え、原料ゴム又は配合ゴムの分子量の不可逆的低下を促進するために用いられる薬剤。ただし、プロセス(加工)油及びエキステンダ(伸展)油は、#128-dを選択する。 内部滑剤、内部離型剤の用語の定義は、#127-gを参照。
		g	ラテックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤	ラテックス凝固剤は、ラテックス中に分散している粒子を不可逆的に凝集、凝固させ、重合体の連続相と漿液の分散相に分離するために用いられる薬剤。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。 例えば、製造プロセス(乳化重合、分散重合等)に用いられる乳化剤、分散剤もここに該当するが、出荷する重合体に乳化剤が含まれるか否かによって用途分類が異なる。 ①出荷重合体がエマルジョンから凝固(乳化剤を分離)された形で出荷される場合は、乳化剤の用途は#110-c。 ②乳化剤が分離されず、出荷重合体に含まれて出荷される場合は、重合体出荷先における重合体の用途における分散剤に該当。例えば、出荷重合体がゴムに使用される場合は#128-gに該当。また、出荷重合体が、その他の具体的な用途(例えば、プラスチック(#127)、塗料(#115)、接着剤(#123)、繊維処理剤(#125)、紙・パルプ薬品(#126)等)に使用されることが分かっている場合は、その具体的な用途を選択します。重合体出荷先における用途が不明の場合は、#110-cを選択。 なお、乳化・分散などのような溶解・分散機能を有する溶剤添加剤(溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基など)もここに該当する。 沈降防止剤は、液体中の粒子が重力又は遠心力の作用により沈降していくのを防ぐために用いられる薬剤。

2

1

図表 IV-6 5 用途分類解説資料（2 3）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	[着色剤は#111、物理発泡剤 は#108、化学発泡剤は #121]	h	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤	難燃剤の用語の定義は、#123-hを参照。 帯電防止剤の用語の定義は、#125-fを参照。 波長変換剤の用語の定義は、#127-iを参照。
		i	外部滑剤、外部離型剤	用語の定義は、#127-jを参照。
		(廃止)	(廃止)	
		k	ゴム再生剤(脱硫剤等)	ゴム再生剤は、架橋ゴムの再生を容易にするために脱硫等の際に添加される薬剤。
		y	その他の添加剤(改質剤等)	上記以外のゴム用添加剤。
		z	その他	
129	皮革処理剤	a	なめし剤	皮革とは、動物の皮膚をそのまま剥ぎ取り製品とした皮と動物の皮膚の毛を除去しなめしを加えた革のことで、皮革処理剤は、皮革が固くなったり、腐敗したりするのを防ぎ、皮革の柔らかさや肌触りの良さ、耐久性、可塑性を付与するために用いられる薬剤。但し、合成皮革、人造(人工)皮革は#127を、皮革用ワックスは#114を選択する。
			仕上加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等)	なめし剤は、皮が腐敗しないように皮のコラーゲン繊維、組織を固定、安定化させ、革としての基本的特性を付与するために用いられる薬剤。 仕上加工薬剤は、なめし後の漂白、加脂、革漉き、染色・レタン等の仕上加工工程で使用される薬剤。
			準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)	漂白剤の用語の定義は#112-b、着色剤、着色助剤の用語の定義は#111、撥水剤、撥油剤の用語の定義は#125-iを参照。 加脂剤は、皮製品の柔軟性等、繊維間潤滑作用とその表面への特殊機能付与並びに繊維間充填効果を目的とする液状油を主成分とする薬品。 レタン(再鞣し(retanning))とは、風合いや染色性を改善するためにクロム、タンニン、合成タンニン剤等で処理すること。
			準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)	準備工程薬剤は、なめし前の脱毛、石灰漬け(脱脂)、フレッシング、脱灰・酵解等の準備工程で使用される薬剤。 石灰漬けとは、吸水軟化した原料皮を水酸化カルシウムを溶解度以上含む石灰乳に浸漬する工程。 フレッシングとは、原料皮の内面に残った付着物を除去して内面をきれいにする作業。
		z	その他	脱灰とは、裸皮を中和して膨潤状態を元に戻し、水酸化カルシウムを可溶性の塩に変えて溶出除去するために行う。 酵解(こうかい)とは、ベーキングともいい、石灰漬け、脱灰を終えた皮の表面を酵素剤で不要なタンパク質などの分解除去によってなめらかにすることで、柔軟性を与えることができる。
130	ガラス、ほうろう又はセメント	a	ガラス調合・成形原材料	ガラス、ほうろう、セメントは、ここではガラス、ほうろう、セメント製造用の調合・成形原材料を指す。ただし、これらの原材料を合成する原料は#101-aを、着色剤は#111を選択する。 ガラスは、高温で熔融状態にあったものが急速に冷却されて結晶化せずに固化したもの(一部結晶を析出させた結晶化ガラスも含む)又はその状態。無定形状態の一つで立体的な網目構造をとる。ただし、電気・電子材料用途(光導波路材料も含まれる)のガラスおよび添加剤は、#138を選択する。 ほうろうは、金属表面に強固にガラス層(膜)を被覆した複合材料。 セメントは、水と反応して硬化する鉱物質の微粉末、大別するとポルトランドセメント、混合セメント及び特殊セメントに分けられる。ただし、ガラス、ほうろう及びセメントの原料及び添加剤のうち、天然物から化学反応を起こさせることなく(分離、精製等で)得た化合物の場合は、製造数量等の届出対象外である。 ガラス調合・成形原材料は、ガラス製造用の主たる調合・成形原材料を指し、ケイ素、アルミニウム、ホウ素、ナトリウム、鉛、リン等の酸化物および炭酸塩や金属フッ化物などが該当する。

2

図表 IV-6 6 用途分類解説資料（2 4）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		b	ガラス添加剤（強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等）	ガラス添加剤は、ガラス製品を製造する際に使用する添加物（主原料以外）のうち、製品中に含まれて又は製品に塗布されて出荷されるもの。例えば、結晶化剤、ガラス強化剤、防曇剤、紫外線カット剤、波長変換剤、鏡裏打ち材、ガラス繊維の集束剤、結合剤等が該当する。
		c	ガラス加工助剤（離型剤、pH調節剤等）	ただし、#138で定義されている電気・電子機能を付与する添加剤は、#138を選択する。 ガラス加工助剤は、ガラス製品の製造プロセスで使用する薬剤で出荷時に製品に含まれないもの。例えば、離型剤、pH調節剤、ガラス繊維製造時の酢ビエマルジョン、脂肪酸アミン等が該当する。ただし、ガラスの切削・研削・研磨加工等に用いられる加工油は、#137を選択する。ガラスのエッチング薬剤は、#134-gを選択する。
		d	ほうろう調合・成形原材料	ほうろう調合・成形原材料は、主たる調合・成形原材料を指し、粘土、化学薬品等や、フリットの製造に用いられる、ケイ素、アルミニウム、ホウ素、ナトリウム等の酸化物、炭酸塩、リン酸塩、フッ化物の他にニッケル、鉛及びクロム化合物等（天然物を除く）が該当する。フリットとは、陶磁器またはホウロウ用ウツワスリ、焼付け用フラックスなどを製造する場合、その成分の一部または全部を溶解してガラス粉末としたもの。
		e	ほうろう添加剤（絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等）	ほうろう添加剤は、ほうろう製品を製造する際に使用する添加物（フリット原料以外）のうち、製品中に含まれて又は製品に塗布されて出荷されるもの。例えば、絵付け用の転写剤、釉薬（下ぐすり、上ぐすり）を製造する際にフリットに配合する化学薬品等が該当する。
		f	ほうろう加工助剤（中和剤、ニッケル処理剤等）	釉薬（ゆうやく）とは、じんあいの付着を軽減するとともにほうろうや陶磁器の機械的強度を増すためその表面に施されたガラス質の表面層。 ほうろう加工助剤は、ほうろう製品の製造プロセスで使用する薬剤のうち、出荷時に製品に含まれないもの。例えば、準備工程（くすり掛け準備工程）で使用される中和剤やニッケル処理剤等が該当する。
		g	セメント調合原料	セメント調合原料は、セメントの主たる調合原料を指し、石膏や、クリンカの製造に用いられる石灰石、アルミニウム、ケイ素、鉄等の酸化物及び亜鉛、カルシウム等のリン酸塩等（天然物を除く）が該当する。
		h	セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）	セメント添加剤は、セメントに各種特性を付与するために添加する薬剤で、混合セメントの混合材や特殊セメントの膨張剤、固化剤及び凝結制御剤等が該当する。
		i	セメント加工助剤	ただし、コンクリートやモルタルの性質を改善する目的で混和されるポリマー混和材は、#144-zを選択する。 セメント加工助剤は、セメントの製造プロセスで使用する薬剤で出荷時に製品に含まれないもの。例えば、調合（粉砕）工程で使用されるクリンカー補助剤（粉砕助剤）が該当する。
		z	その他	
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	[着色剤は#111]		
		a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックスの調合・成形原材料	陶磁器、耐火物、ファインセラミックスは、陶磁器、耐火物、ファインセラミックス製造用の調合・成形用の原材料を指す。ただし、これらの原材料を合成する原料は#101-aを、着色剤は#111を選択する。 陶磁器（セラミックス）は、土又は石などの天然原料や人工原料を成形、焼成したもの。 耐火物は、1500℃以上の耐火度をもつ非金属物質又はその製品（ただし金属が一部使用されているものも含まれる）。 ファインセラミックスは、目的機能を発揮させるために、化学組成、微細組織、形状及び製造工程を精密に制御して製造した機能性セラミックスである。ただし、電気・電子材料用途のファインセラミックスは、#138、#139を選択する。 また、陶磁器、耐火物及びファインセラミックスの原料及び添加剤のうち、天然物から化学反応を起こさせることなく（分離、精製等で）得た化合物の場合は、製造数量等の届出の対象外である。 陶磁器調合・成形原材料は、陶磁器製造用の調合・成形原材料を指し、粘土質原料、非可塑性原料（ケイ石等）、融剤原料（長石など）等の天然物（化審法対象外）に分けられる。 耐火物調合・成形原材料は、耐火物製造用の調合・成形原材料を指し、天然物が主原料であるが、人工原料である珪素、アルミニウム、マグネシウム化合物の他にジルコニア、スピネルなどの特殊酸化物、炭素質、炭化物、窒化物なども用いられる。 ファインセラミックス調合・成形原材料は、ファインセラミックス製造用の調合・成形原材料を指し、高純度に精製した天然原料や化学合成された人工原料が該当する。

1

図表 IV-67 用途分類解説資料（25）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	[着色剤は#111、電子用 ファインセラミックス は#138、#139]	b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）	添加剤は、焼結後も内部・表面に残る副原料をいう。 陶磁器添加剤は、釉薬、強度向上剤等に用いられる薬剤。なお、釉薬成分の着色剤は#111-aを選択する。 耐火物添加剤は、硬化促進剤、硬化遅延剤、鈍化剤（結晶化・焼結促進剤）等として用いられる薬剤。 ファインセラミックス添加剤は、ファインセラミックスの機能を発揮・向上させるために用いられる薬剤。例えば、焼結温度を下げて焼結を促進させる焼結助剤、ジルコニウム化合物などの熱安定性を向上させる安定化剤や電子セラミックスの圧電性能を向上させるものなど多くの添加剤がある。
		c	成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、乳化剤、分散剤等）	成形助剤は、成形のために原料素材に添加されるが、脱脂又は焼結の段階で燃焼、分解して除去される加工助剤。 バインダー（結合剤）は、窯業品を焼成、成形する場合、主原料を結合して一体となすために使用する薬剤。 増粘剤は、材料の粘度増大と結合作用によって成形を容易にする薬剤。 可塑剤は、原料素材に成形可能な柔軟性を付与する薬剤。 潤滑剤（滑剤）は、素材粒子間の摩擦を軽減する薬剤（内部滑剤）。乳化剤、分散剤の言葉の定義は、#110-cを参照。 解こう剤とは、泥しよう中の粒子を分散させ泥しようの粘度を低下させる薬剤であり、ここに該当する。 ただし、ファインセラミックス等の切削・研削・研磨加工等に用いられる加工油は、#137を選択する。
		d	滑剤、離型剤	用語の定義は、#127-jを参照。
		z	その他	
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	a	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の調合・成形原材料	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤は、研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤製造用の調合・成形原材料を指す。切削工具（超硬工具）、耐摩耗部材（超硬合金）もここに該当する。ただし、これらの原材料を合成する原料は、#101-aを選択する。 研削砥石は、人造研削材と結合材からなり、粗加工用（研削工具）として用いられる。 研磨剤は、砥粒（研磨材）を水や油に分散させた液状又はペースト状のもので、仕上加工用として用いられる。ただし、固体の研磨剤を使わない電解研磨や化学研磨で用いられる薬剤は#134-gを選択する。 摩擦材は、摩擦抵抗により、動力の伝達、運動の停止を行う材料で、金属摩擦材（焼結金属等）と有機質摩擦材（ウーブン系、モールド系、ペーパー系）がある。有機質摩擦材は、金属、無機物等の充填剤をフェノール樹脂等で固めたもので、金属摩擦材は、金属や合金のマトリックスの中に充填剤を添加し、圧粉成形体として焼結したもの（焼結金属）など。 固体潤滑剤は、相対運動する材料表面の損傷を防止したり、摩擦・摩耗を低減するために粉末又は薄膜で利用される固体で、直接樹脂材料などと複合化し乾性状態で用いられる方法と、オイルやグリースなどの液体潤滑剤又は半固体潤滑剤に分散させて用いられる方法がある。ただし、後者の用途（液体、半固体）は、それぞれ該当する用途番号（#136-e又は#137-d）を選択する。 着色剤は#111を選択する。
			研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の添加剤（バインダー、増粘剤、研磨助剤、乳化剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等）	研削砥石調合・成形原材料は、研削砥石製造用の調合・成形原材料（砥粒等）を指し、アルミニウム化合物、ジルコニウム化合物や炭化珪素等の内、人工原料が該当する。 研磨剤調合原料は、研磨剤製造用の調合原料（研磨材）を指し、窒化硼素、炭化珪素、コランダム等がある。ただし、これらを合成する原料は#101-aを選択する。 摩擦材調合・成形原材料は、摩擦材の調合・成形原材料を指し、焼結金属、アルミ複合材、セラミックス複合材、有機・無機繊維、無機物質等がある。ただし、これらを合成する原料は#101-aを選択する。 固体潤滑剤調合・成形原材料は、固体潤滑剤の調合・成形原材料を指し、二硫化モリブデン、ポリ四フッ化エチレン、フッ化黒鉛、窒化ホウ素等がある。ただし、これらを合成する原料は#101-aを選択する。 研削砥石添加剤は、研削砥石の3要素（砥粒、バインダー、気孔）の内のバインダーである。 バインダーは砥粒と砥粒とを結合・保持し、砥石としての形を保つための材料で、ビトリファイド、シリケート、メタルの高温焼成形、レジンノイド、ゴム、シェラックの低温硬化型、マグネシアの常温硬化型の7種類がある。 研磨剤添加剤は、増粘剤、分散剤、研磨助剤（研磨布紙や研磨液組成物などに用いられる助剤）などの薬剤。 摩擦材添加剤は、潤滑物質、硬質物質、摩擦調整物質、pH調整物質、補強物質等の充填剤及び結合材などの薬剤。 固体潤滑剤添加剤は、乾性被膜潤滑剤等の調剤において固体潤滑剤に添加されるバインダー、防錆剤などの薬剤。 乳化剤、分散剤の用語の定義は、#110-cを参照。

2

図表 IV-68 用途分類解説資料（26）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	[着色剤は#111]	c	滑剤、離型剤	用語の定義は、#127-jを参照。
		z	その他	
133	金属製造加工用資材			金属製造加工用資材は、金属製造業の金属製錬後から金属加工までの製造工程の製錬・精錬（#146）以外で使用される金属添加剤と金属加工助剤をいう。なお、合金の製造加工も含まれる。ただし、金属製造業の分離・精製プロセス剤は#146を選択する。また、金属の合成原料は#101、着色剤は#111、表面処理は#134、溶接・ろう接は#135、金属加工油は#137を選択する。
		a	金属用添加剤（接種剤等）	金属用添加剤は、金属の特性改良のために加えられる薬剤。ただし、金属及び合金の原料について、反応して金属及び合金の成分になる原料は#101-aを選択する。 接種剤は、鑄造の溶湯へ少量添加されて結晶核になり、鑄物物性を改善する薬剤（チル化防止、強度改善、材質均一化、フェライト析出防止等）。
		b	加工助剤（フラックス等）	加工助剤は、金属の溶解、鑄造、熱処理、圧延などのプロセスに用いられる助剤（ステンレスの酸洗浄の薬剤を含む）で、金属内に取り込まれない薬剤。製錬と精錬に用いられる加工助剤は#146を選択する。 フラックスは、融解金属への添加剤で、合金製造と鑄造では溶湯不純物除去と酸化防止の目的で使われる。ただし、溶接・はんだ付けに使われるフラックスは#135、電解精錬で電解効率向上と酸化防止のために使われるフラックスは#146-zを選択する。 金属の熱処理に用いる加工助剤は、焼き入れガス、焼鈍（焼き鈍し）ガス、溶融塩（塩浴）、溶融金属などがある。ただし、熱入れに使用される水、ポリマー水溶液（ポリマー焼入剤など）、鉱油、などの水溶性及び不水溶性の熱処理油は、#137を選択する。 鑄物砂への内部添加剤が該当する。
		c	鑄造用粘結剤、鑄造用硬化剤、鑄造用添加剤	鑄造用粘結剤は、鑄物砂を鑄型に成形するために加える添加剤。 鑄造用硬化剤は、樹脂粘結剤の硬化剤。 鑄造用添加剤は、鑄物砂の調整成分として添加される薬剤。炭素質、でんぷん質、繊維質等の添加剤がある。
	[金属の合成原料は#101、着色剤は#111、表面処理は#134、溶接・ろう接は#135、金属加工油は#137]	d	鑄造用離型剤、鑄造用塗型剤	鑄造用離型剤は、砂型作製時に木型、樹脂型から容易に取り外すために使用される薬剤。 鑄造用塗型剤は、砂型、金型の表面を溶湯から保護し、鑄肌改善、焼付防止（離型等）のために鑄型表面に塗装して用いられる薬剤。塗型剤の微粉をそのまま用いられる場合と粘土水、糖蜜、アルコール等と混合して用いられる場合がある。
		z	その他	
134	表面処理剤			表面処理剤は、材料の表面の状態を変えることによって、表面の性質を変えたり、新しい機能を付加するために用いられる薬剤。 乾式及び湿式の表面処理技術は、表面処理によって材料の寸法が増大する技術としてめっき（電鍍法も含む）、化成処理及び溶射処理、寸法が変化しない技術として表面硬化処理と表面フッ化処理、及び寸法が減少する技術としてエッチング等の表面削除・清浄処理がある。表面処理剤の具体的な詳細用途が別途設定されている場合には、#134とはせず、当該用途を優先して選択する。他に設定されていない場合には、#134に該当する。 たとえば、金属洗浄剤（#104）、その他の洗浄溶剤（#106）、水系洗浄剤（#112）、クリーニング洗浄用溶剤（#105）、水系洗浄剤（#113）、ワックス（#114）、塗料・コーティング剤（#115）、インキ、複写用薬剤（#116）、船底塗料用・漁網用防汚剤（#117）、接着剤・粘着剤・シーリング材（#123）、レジスト材料・写真材料・印刷版材料（#124）、合成繊維、繊維処理剤（#125）、紙・バルブ薬品（#126）、プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤（#127）、合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤（#128）、皮革処理剤（#129）、ガラス、ほうろう、セメント（#130）、陶磁器、耐火物、ファインセラミックス（#131）、研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤（#132）、電気・電子材料（対象材料の製造用プロセス材料を含む）（#138）、建設資材、建設資材添加物（#144）は、それらが表面処理のために用いられる場合であっても、表面処理剤（#134）とはせず、それぞれ該当する用途番号を選択する。半導体製造プロセスのドーピングガス等は#138-bを選択する。 また、たとえ表面処理（#134）の前処理・後処理に用いられる脱脂・洗浄溶剤であっても、非水系、準水系洗浄剤は金属洗浄剤（#104）及びその他の洗浄溶剤（#106）を、水系洗浄剤は水系洗浄剤（#112）を選択する。

1

図表 IV-69 用途分類解説資料（27）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		a	めっき薬剤（皮膜成分原料）	めっき薬剤は、湿式めっき及び溶融めっきの皮膜成分。ここで、湿式めっきとは電気めっき（金属塩の水溶液から電解によって金属皮膜を析出させる）及び無電解めっき（金属塩の水溶液から還元剤で金属皮膜を析出させる）、また、溶融めっきとは金属製品を溶融金属（亜鉛）に浸漬して、表面に金属又は合金皮膜を生成させる方法をいう。
		b	めっき浴添加剤（光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等）	めっき浴添加剤は、めっき槽内に入れられためっき液（めっき浴という）に添加される薬剤。 電気めっき浴への添加剤は、光沢（平滑性）、展性・延性、硬度、等の皮膜物性の改善、陰極における水素発生抑制（硼酸）、めっき浴からのミスト発生を防止する（煙霧防止剤）などの目的で添加される。 また、無電解めっき（還元剤、ビット防止・物性改善等）、溶融めっき（フラックスや膜付着性改善・表面華紋形成剤等）、複合（分散）めっき（耐摩耗性、潤滑性、耐食性等）においても種々の目的で添加剤が用いられる。
		c	化成処理薬剤	化成処理薬剤は、化学的及び電気化学的処理によって、材料表面に安定な化合物を生成させる処理に用いられる薬剤で、以下のような処理方法がある。 リン酸塩処理とは、リン酸塩を含む水溶液で化学的に皮膜を生成させる方法で、リン酸マンガン被膜処理、リン酸亜鉛皮膜処理、リン酸亜鉛カルシウム皮膜処理などがある。 クロメート処理とは、クロム酸又は重クロム酸塩を主成分とする溶液中に品物を浸漬し、化学的に防錆（不動態）皮膜を生成させる方法。 黒染処理とは、アルカリ浴で鉄表面に黒色の不動態膜（四三酸化鉄）を生成させる。その他の黒色皮膜（酸化物－硫化物、等）を生成させる処理もある。 陽極酸化処理とは、陽極酸化によって皮膜を生成させる処理。 拡散処理（拡散めっき）とは、めっき皮膜及び素地金属、又は二つ以上の皮膜間で合金化若しくは金属間化合物を形成させるための熱処理。
		d	真空めっき（蒸着等）薬剤、溶射処理薬剤	真空めっき薬剤は、空中でめっきしようとする金属を加熱蒸発させ、材料表面に凝集させる方法に用いられる薬剤。真空めっきには化学蒸着と物理蒸着がある。 化学蒸着とは、化学気相成長法といわれ、所望の構成元素を含む気体（蒸気）の化学反応によって膜を作る方法。塩化物、水素化物、有機金属等の原料ガスを基板上に導入し、反応生成物を堆積させるMOCVD、ハロゲン化合物CVD、プラズマCVD、レーザCVDなどがある。 物理蒸着とは、物理気相成長法といわれ、高温加熱、スパッタリングなどの物理的方法で物質を蒸発させ、基板上に凝縮・薄膜形成を行う方法で、真空蒸着法、スパッタリング法、反応性スパッタリング、イオンプレーティング法などがある。 溶射処理薬剤は、溶融又はそれに近い状態の金属又は非金属溶射材料を母材表面に吹き付けて皮膜を形成する方法に用いられる薬剤。
		e	表面硬化処理（浸炭、窒化等）薬剤	表面硬化処理薬剤は、鋼の表面層のみを硬化させ、耐摩耗性と耐衝撃性を付与する処理に用いられる薬剤。処理方法には浸炭法、窒化法、浸炭窒化法（青化法）、Si拡散めっき、Cr拡散めっき、炎焼入法、高周波焼入法などがある。 浸炭法とは、低炭素鋼や合金鋼の表面層の炭素量を増加させるために、浸炭剤中で加熱し、炭素原子を表面に拡散させて、表面を高炭素鋼にし、次いで焼き入れ焼き戻しを行って表面を硬化させることをいう。ガス浸炭、真空浸炭、液体浸炭、滴注浸炭、固体浸炭などがある。 窒化法とは、窒化剤で鋼表面に窒素を添加する方法で、ガス窒化法、液体窒化法がある。 浸炭窒化法とは、鋼を浸炭と窒化が同時に起こる環境で加熱し、表面層の炭素と窒素の量を同時に高める方法。 Si及びCr拡散めっきは、#134-cを参照。
		f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤	表面フッ素化処理薬剤は、樹脂、ゴム、金属、無機物、セラミックス等の表面をフッ素化して新たな表面特性を付与するために用いられる薬剤。処理方法には直接フッ素化及びプラズマ処理、化学処理、メカノケミカル（研磨）処理によるフッ素化法がある。 表面シリル化処理薬剤は、金属、無機物、ガラス等の表面をシリル化して表面を改質するために用いられる薬剤で、無機粉体等の表面処理に用いられるシランカップリング剤などがある。

2

図表 IV-70 用途分類解説資料（28）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	[#104-106,112-117,123-132,138,144を除く]			ただし、塗料や接着剤等の配合若しくは前処理工程で使用するシリル化処理薬剤は、表面処理剤としては扱わず、それぞれ該当する用途番号（塗料の場合は#115-c、接着剤の場合は、#123-b等）を選択する。また、有機合成等で化合物の官能基を保護する目的で用いられるシリル化剤は、中間物（#101-a）又は化学プロセス調節剤（#110-d）を選択する。さらに、合成繊維及び紙製品に撥水性を付与するために用いられるフッ素化処理薬剤やシリル化処理薬剤は、別途詳細用途が設定されているので、#125-i及び#126-をそれぞれ選択する。
		g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、ブラスト処理薬剤	エッチングとは、被処理材料の不要な全面または一部を化学的又は電気化学的に除去すること。 エッチング処理薬剤は、エッチングに用いられる薬剤で、ガスを用いるドライエッチングと薬液を用いるウェットエッチングがある。エッチングの薬剤は、他の用途のために用いられる場合であっても、#134-gに該当する。 化学研磨や電解研磨に用いられる薬剤もここに該当する。ただし、金属等の材料の電解洗浄、酸洗浄、酸浸せき、アルカリ洗浄、アルカリ浸せき洗浄、等の液体による洗浄に用いられる薬剤は#112-bまたは#110-z（#104～#106で用いられる酸やアルカリ等の添加剤の場合）を選択する。 洗浄とは、液体等を用い、表面の汚染物質（スケール、油脂、酸化膜、その他の汚れ等）を化学的に溶解し、又は機械的に除去すること。 スパッタリング処理薬剤は、ガスやイオンのエネルギー粒子を物質に衝突させて、材料表面の構成原子・分子を放出させる物理的エッチング方法に用いられる薬剤。また、反応性のガスやイオンを用いる方法もある。
		z	その他	ブラスト処理薬剤は、処理される材料表面に大きな運動エネルギーをもつ研削材を衝突させる表面処理法に用いられる薬剤。
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料			溶接材料は、溶接金属以外の溶接に用いられる材料。 ろう接材料は、ろう接金属及びはんだ金属以外のろう接に用いられる材料。 溶断材料は、溶断用ガスのこと。 なお、フラックス溶剤は#107-dを選択し、母材やフラックス槽などの洗浄用溶剤は#104又は#106を選択する。 溶接とは、2個以上の部材を、接合される部材間に連続性があるように、熱、圧力又はその両方によって一体化にする操作。 ろう接とは、ろう（450℃以上の高い融点をもつ、ろう接溶加材、硬ろうともいう）又は、はんだを用いて、母材をできるだけ溶融しないでぬれ現象で接合する、ろう付及びはんだ付の総称。 溶断とは、金属素材を融点以上に加熱し切り離す技術。
		a	溶接フラックス	溶接フラックスは、溶接の際に母材及び溶加材の酸化物等の有害物を除去し、母材表面を保護し、又は溶接金属の精錬を行う目的で用いられる材料（粉状、粒状）。例えば、サブマージアーク溶接用のフラックスは、溶融フラックス、ボンドフラックス、焼結フラックスなどがある。
		b	ろう接フラックス（酸化防止剤等）	ろう接フラックスは、ろう接又ははんだ付けの際に、母材と溶融金属の表面酸化被膜の除去と加熱中の酸化防止の目的で用いられる材料。 酸化防止剤は、溶融はんだ槽の表面が空気酸化されて酸化鉛や酸化錫等が生成するのを防止する材料。また、溶融はんだ上の浮きかす（はんだドロス＝金属酸化物）を掃去・吸収して溶融はんだの純度・清浄度を維持する機能を併せ持つものもある。 はんだ合金用酸化防止剤とは、はんだ合金の内部又は表面に配合される酸化防止剤。
		c	溶接用ガス、溶断用ガス	溶接用ガスは、ガスの燃焼熱を利用して金属の接合を行う溶接に用いられる可燃性ガスと酸素ガス。 溶断用ガスは、ガス燃焼熱によって溶かした材料を酸素で吹き飛ばして切断する方法に用いられるアセチレンガスと酸素ガス。 ただし、酸素ガス等の単体は化審法対象外であるため製造数量等の届出は必要ない。
		z	その他	

図表 IV-7 1 用途分類解説資料（29）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
136	作動油、絶縁油又は潤滑油 剤			作動油は、油圧機器又は油圧系統で動力伝達媒体として使用される油剤。 絶縁油は、電気絶縁性を持つ油剤。 潤滑油剤は、接触する固体間の相対運動を円滑にする油剤。 プロセス油、プロセス油添加剤は#128を、金属加工油、防錆油は#137を選択する。 なお、石油精製等の製造プロセス調節剤は#110を選択する。
		a	作動油の基油、潤滑油剤の基油	作動油基油は、鉱油系（一般作動油、添加タービン油、特殊作動油等）、合成系（リン酸エステル系、脂肪酸エステル系、塩素化炭化水素系）、含水系（水・グリコール系、エマルション系）がある。 潤滑油剤基油は、パラフィン系、ナフテン系、合成油系があり、車両用（ガソリン・ディーゼルエンジン油、2サイクルエンジン油、ギヤ油）、工業用（軸受油、タービン油、圧縮機油、冷凍機油、ギヤ油）、グリース、その他（インキ用鉱油、流動パラフィン等）の用途がある。ただし、インキ用植物油は、#116-c、防錆油は、#137-b、離型剤は、該当する用途番号を選択する。
		b	絶縁油の基油	絶縁油の基油は、変圧器、ケーブル、コンデンサーなどの電気機器の絶縁および冷却の役割を果たすもので、JIS規格では以下の7分類（主成分）がある：1種（鉱油）、2種（アルキルベンゼン）、3種（ポリブテン）、4種（アルキルナフタレン）、5種（アルキルジフェニルアルカン）、6種（シリコン）、7種（1種と2種の混合油）
		(廃止)	(廃止)	
		d	グリース増ちょう剤	グリース増ちょう剤は、グリースの構成成分（基油、増ちょう剤、添加剤）の1つで、基油（潤滑油）を半固体状にする薬剤であり、微細な粒子として基油の中に分散し、耐熱性、耐水性、機械的安定性など重要なグリース性能を付与する。石けん、非石けんの増ちょう剤がある。 ただし、増ちょう剤を製造する反応原料（脂肪酸やアルカリなど）は、#101-aを選択する。
		e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤	作動油添加剤及び潤滑油添加剤は、作動油や潤滑油の機能や安定性等の特性を向上させるために添加される薬剤。例えば酸化防止剤、清浄分散剤、耐荷重添加剤、粘度指数向上剤、流動点降下剤、さび止め剤（防錆剤）、腐食防止剤、泡消し剤、乳化剤、防腐剤、固体潤滑剤、増粘剤などが該当する。 酸化防止剤とは、連鎖反応停止剤、過酸化水分解剤などを指す。 清浄分散剤とは、エンジン内部での固形物の発生・沈着を抑え、清浄に保つために添加される薬剤で、金属系と無灰系がある。 耐荷重添加剤とは、摩耗防止剤（金属表面に反応膜を生成し摩擦を低減）、極圧剤（負荷が大きい極圧条件下の摩擦面における油膜切れ・焼き付きを防止する）として用いられる薬剤。 粘度指数向上剤とは、温度差による粘度変化を小さくするために添加される薬剤。 流動点降下剤とは、流動点を低下させて、低温における流動性を向上させるために用いられる薬剤。 さび止め剤（防錆剤）とは、金属表面に吸着膜を生成し、酸素との接触を防止するために用いられる薬剤。 腐食防止剤とは、主として非鉄金属の不活性化剤。 泡消し剤とは、ギヤ回転等の攪拌作用又は添加物によって潤滑油が発泡するのを防止するための薬剤。 乳化剤とは、鉱油基油に添加してエマルション系の難燃性作動液を形成させる薬剤。 防腐剤とは、難燃性作動液に用いられて、エマルション中の微生物による異臭、サビ、エマルション破壊等を防止するために用いられる薬剤。 固体潤滑剤とは、摩擦・摩耗を低減するために粉末で利用される固体薬剤。 増粘剤とは、難燃性作動液などの粘度を増大させるために添加される薬剤。
		f	絶縁油添加剤	絶縁油添加剤は、絶縁油の特定の特性を改善する目的で、少量添加される薬剤。例えば、流動帯電抑制剤、流動点降下剤、酸化防止剤、粘度調節剤等が該当する。
		(廃止)	(廃止)	
		z	その他	
	【プロセス油の基油・添加剤 は#128】 【#137を除く】			

1

図表 IV-7 2 用途分類解説資料（30）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
137	金属等加工油又は防錆油			金属加工油は、切削油、研削油、圧延油、プレス油、熱処理油、鍛造油等の金属加工に用いられる油剤。なお、金属材料以外の無機材料やプラスチック材料の加工で用いられる加工油（切削油、研削油、研磨油）もここに含まれる。 切削油とは、切削加工で工具と被削材の表面を潤滑、冷却、洗浄、仕上げ面保護を行う油剤。JIS規格では不水溶性切削剤（鉱油に油脂類を添加した混合油と極圧剤を添加した極圧油がある）と水溶性切削油（「エマルジョン」、「ソリュブル」、「ソリューション」がある）に分類されている。なお、類似用途の研削油、研磨油もここに該当する。 圧延油とは、金属材料を圧延加工するときに潤滑性を向上させるために用いられる油剤。ソリュブル油（油脂類＋水、油脂＋鉱油＋水）と鉱油系油（鉱油＋油性剤）がある。 プレス油とは、プレスをを用いて材料を変形加工するとき、工具と被加工材の界面に働く摩擦力の制御と表面損傷を防止する油剤。 熱処理油とは、鋼材の焼き入れや焼き戻しに際して冷却剤あるいは保温媒体として用いられる油剤。JIS規格では油剤の使用温度で3分類しており、1種はコールドクエンチ油で冷却性が高く硬化し難い処理物の処理に、2種及び3種はマルクエンチ油で冷却性が低く歪みを抑制したい処理に使用する。 また、JIS規格以外に水溶性焼き入れ油なども広く使われている。 焼き入れとは、金属製品を所定の高温状態から急冷する処理。 焼き戻しとは、焼き入れで生じた組織を変態（温度を上昇又は下降させた場合などに、ある結晶構造から他の結晶構造に変化する現象）又は析出させて、安定な状態に近づけ、所定の性質及び状態を得るために適切な温度に加熱、急冷する操作。 不水溶性切削油剤とは、水に希釈せずに使用する切削油剤。 防錆油は、腐食抑制剤を主として石油系基油に添加した防錆油（不水溶性型とエマルジョン型がある）と、水をベース成分として油分を含まない水溶性防錆剤（ソリューション型）があり、金属加工部品の一時的防錆を主目的としたものである。防錆油のJIS規格では、溶剤希釈型（油膜調整剤＋防錆添加剤＋石油系溶剤の乾燥型／屋内、屋外の錆止め）、ペトロラタム型（軟質ワックス＋潤滑油＋防錆添加剤の半固体・不乾燥型／軸受等の錆止め）、潤滑油型（潤滑油＋防錆添加剤の液膜・不乾燥型／金属材料や内燃機関の錆止め）、指紋除去型（溶剤希釈剤型＋水溶性有機溶剤又は界面活性剤等）、気化性（常温で気化する防錆剤を含む錆止め／気相接触部分の錆止め）に分類されている。 なお、石油精製等の製造プロセス調節剤は#110を選択する。
		a	水溶性金属加工油の基油	水溶性金属加工油の基油は、切削・研削油剤、圧延油および熱処理油等に用いられる基油（基剤）であって、鉱油、合成油及び水（基剤）がある。 切削・研削油剤基油とは、「エマルジョン」と「ソリュブル」に含まれる鉱油、合成油が該当し、「ソリューション」では水と共に基剤として用いられる水溶性合成高分子等が該当する。 圧延油基油とは、ソリュブル油の鉱油、油脂、合成エステル油などが該当する。 熱処理油基油とは、水溶性高分子等の合成油が該当する。
		b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油	不水溶性金属加工油の基油は、切削・研削油剤、圧延油、プレス油および熱処理油等に用いられる基油。 切削・研削油剤基油とは、混合油と極圧油の基油として鉱油、硫化鉱油が該当する。 圧延油基油とは、鉱油が該当する。 プレス油基油とは、パラフィン分、ナフテン分、芳香族分の鉱油混合物が該当する。 熱処理油基油とは、パラフィン基系、中間基系、ナフテン基系などの鉱油、オレフィンオリゴマー、アルキルベンゼン、アルキルナフタレン、ポリフェニル系炭化水素などの不水溶性の合成油が該当する。 防錆油基油は、ペトロラタム、ワックス、動植物油脂、合成・天然樹脂、潤滑油基油などが該当する。 ただし、動植物油脂、天然樹脂など、天然物から化学反応を起こさなく化合物を得た場合は、製造数量等の届出の対象外である。
		c	水溶性金属加工油添加剤	水溶性金属加工油添加剤は、加工油の機能や安定性等の特性を向上させるために添加される薬剤。例えば、油性剤、極圧添加剤、乳化剤、防錆剤添加剤、防腐剤等が該当する。なお、水溶性防錆剤（ソリューション型、エマルジョン型）の添加剤もここに含まれる。 油性剤とは、極薄い油膜では摩擦係数は油の粘度に無関係となり摩擦低下作用が低下する際に、ある種の界面活性物質の吸着によって摩擦低下作用を行うために用いられる薬剤。 極圧添加剤とは、負荷が大きい極圧条件下の摩擦面における油膜切れ・焼き付きを防止するために用いられる薬剤。

2

1 図表 IV-7 3 用途分類解説資料（3 1）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
				防錆剤添加剤とは、加工金属の錆止めに用いられる薬剤で、有機系、無機系の添加剤がある。 乳化剤（界面活性剤）とは、鉱油等の基油を水に乳化するために、切削油、研削油および火災予防が必要な圧延油、熱処理油に用いられる薬剤。 防錆剤とは、切削油、圧延油のエマルション中の微生物による異臭、さび、エマルジョン破壊等を防止するために用いられる薬剤。 水溶性防錆剤添加剤とは、金属表面に吸着膜を生成し、酸素等腐食物質との接触を防止するために添加される薬剤で、防錆添加剤（気化性も含まれる）、乳化剤、酸化防止剤、金属不活性化剤等が該当する。
		d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤	不水溶性金属加工油添加剤は、加工油の機能や安定性等の特性を向上させるために添加される薬剤。例えば、切削油添加剤、圧延油添加剤及びプレス油添加剤等が該当し、その中には油性剤、極圧添加剤、防錆剤添加剤、固体潤滑剤、酸化防止剤、防食（蝕）剤、ミスト防止剤等が該当する。 油性剤、極圧添加剤、防錆剤添加剤とは、#137-cの用語の定義を参照。 固体潤滑剤とは、摩擦・摩耗を低減するために粉末で利用される固体で、温度に左右されず、油剤とは独立して潤滑作用する薬剤。 酸化防止剤とは、油剤の酸化劣化防止を目的に添加される薬剤。例えば、連鎖反応停止剤、過酸化分解剤などが該当する。 防食（蝕）剤とは、主として非鉄金属の腐食変色防止のために添加される薬剤。 ミスト防止剤とは、圧延時のミスト防止のために添加される薬剤。 その他の添加剤として、温度変化に伴う潤滑油の粘度変化を低減する粘度指数向上剤、添加することによって粘度を増大させる増粘剤等が該当する。 熱処理油添加剤としては、冷却性向上剤、対流段階開始温度低下剤、酸化防止剤等が該当する。 防錆油添加剤は、金属表面に吸着膜を生成し、酸素等腐食物質との接触を防止するために防錆油基油に添加される薬剤。防錆添加剤（気化性も含まれる）、酸化防止剤、金属不活性化剤、石油系溶剤及び水の可溶化剤（水溶性有機溶剤、界面活性剤）等が該当する。
		z	その他	
138	電気材料又は電子材料			電気材料又は電子材料は、ここでは、電気・電子用の部品・デバイス等の製造用の調合・成形原材料を指す。ただし、これらの原材料を合成する原料は#101-aを選択する。また、電池材料（一次電池、二次電池）は#139を選択する。 電気・電子材料は、電気回路に用いられる材料（導電材料、抵抗材料、接点材料、ブラシ材料、絶縁材料等）と電子機器に用いられる材料（半導体材料、誘電材料、圧電材料、光電材料、熱電材料等）の総称。 ただし、1種類の元素からできている単体及び単体同士の混合物（例えば、金属、合金、グラファイト等）は、化審法対象外であるため製造数量等の届出は必要ない。 なお、対象材料の製造・加工プロセスで用いられる材料も該当し、対象材料に含まれる加工材料や添加剤は#138-a～fに、対象材料に含まれない加工助剤は#138-zに該当する。製造・加工プロセスで使用される洗浄剤は、下段参照。 したがって、例えば電気・電子材料に用いられる表面処理剤は#134ではなく、#138に該当する（例えば、めっき薬剤が配線等の導電材料として用いられれば#138-a、めっき浴添加剤は#138-z）。 一方、電気・電子製品の構造材料は#138ではなく、該当する用途分類を選択する（例えば、電子機器のハウジングが樹脂であれば#127、そのめっき薬剤は#134）。電子機能が主たる機能である導電性接着剤は#138-a、電線絶縁被覆材は#138-eに該当し、構造材機能が主たる接着剤は#123、電線保護被覆材は#127や#128を選択する。 また、電気・電子材料系の構成成分として電気・電子機能発現にかかわる溶剤（例えば、電解溶液の溶剤）は、#102～#109の溶剤（例えば、#102-eの電子デバイス用溶剤等）ではなく、#138に該当する。 ただし、電気・電子材料の製造・加工プロセスで使用される洗浄剤は、非水系及び準水系であれば#104（金属洗浄）、#106（その他の洗浄剤用溶剤）、水系であれば#112（水系）を選択する。また、エッチング薬剤は、#134-g（エッチング、スパッタリングなど）を選択する。レジスト関係は、#124を、ただし、レジストの溶剤は、#102-dまたは#106-aを選択する。なお、エッチングとは、被処理材料の不要な全面または一部を化学的又は電気化学的に除去すること。洗浄とは、液体等を用い、表面の汚染物質（スケール、油脂、酸化膜、その他の汚れ等）を化学的に溶解し、又は機械的に除去すること。 絶縁油は#136を選択する。

図表 IV-7 4 用途分類解説資料（3 2）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
		a	磁性材料[#138-f 除く]、導電材料、超電導材料、蛍光体材料	磁性材料は、強磁性、フェリ磁性を有する材料で、軟磁性材料（コイル、トランス磁心、磁気ヨーク、磁気シールド等に用いられる）、硬磁性材料（永久磁石として用いられる）、磁歪材料（磁界で変形する特性があり超音波発振機等に用いられる）、磁気抵抗材料（磁界で電気抵抗が変化する特性があり磁気ヘッド等に用いられる）がある。ただし、電子記憶媒体材料は#138-fを選択し、磁性体粉であるがトナーのキャリアは#116-hを選択する。 導電材料は、電気抵抗の低い材料で、例えば金属、合金、グラファイト、導電性金属ペースト、導電性インキ、導電性高分子、導電性ガラスなどがある。 超電導材料は、特定の金属や化合物などの物質を超低温に冷却した時に電気抵抗が急激にゼロになる材料。 蛍光体材料は、X線や紫外線、可視光線が照射されてそのエネルギーを吸収することで電子が励起し、それが基底状態に戻る際に余分なエネルギーを電磁波として放出する材料。
		b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料	半導体材料は、金属と絶縁体との中間の抵抗率を持ち、その電荷のキャリア密度がある温度範囲で温度とともに増加するような電子又はイオン伝導性の材料。ただし、電子記憶媒体材料は、#138-fを選択する。 有機半導体材料は、半導体性を有する有機化合物で、π電子がキャリアになるものとして多環芳香族炭化水素、フタロシアニン類および高分子があり、不對電子がキャリアになるものとして電荷移動錯体や遊離基を有する有機物がある。 なお、光導電性を有する有機光導電材料や、電子写真感光体などもここに含まれる。 電子写真感光体とは、電気現象を利用して可視画像を作る写真方式において、画像を静電潜像として記録するために用いられる薬剤。 液晶材料は、液体の流動性と結晶の異方性を併せ持つ材料で、その光学的異方性が電磁力・圧力・温度などに敏感に反応するので、表示装置に应用される。液晶の分子間相互作用によりネマチック、スメクチック、コレステリックに分類される。
		c	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料	誘電体材料は、静電場により誘電分極を起こす材料で、常誘電体、圧電体、焦電体、強誘電体に分類される。圧電体とは、応力を加えることにより分極が生じる誘電体。 焦電体とは、圧電体のうち、外から電界を与えなくても自発的な分極を有しており、温度を変化させるだけでその表面に正負の電荷を発生する性質（焦電性）を持つ誘電体。 強誘電体とは、焦電体のうち、これを外部からの電界によって方向を反転させることのできる誘電体。 常誘電体とは、以上以外の全ての誘電体で、外部電界によって誘起される電気分極すなわち誘起分極だけを示す誘電体。 抵抗体材料は、電気回路に抵抗を与え、またその抵抗によって生ずるエネルギーをそのままの形、あるいは熱、光の形で利用するもので、金属材料と非金属材料に分けられる。 固体電解質材料は、高いイオン伝導性を持つ固体材料で、ここでは燃料電池、電解コンデンサ及び電気二重層コンデンサ等で用いられる無機固体電解質、有機固体電解質及び導電性高分子等が該当する。ただし、一次及び二次電池の電解質は、#139-aを選択する。 電解液材料は、溶液中でイオン解離する溶質（電解質）、添加剤及び溶媒からなる電解溶液の構成材料。電解溶液は、用いられる溶媒系によって水系電解液、有機系電解液及びイオン液体がある。 ここでは、燃料電池、電解コンデンサ及び電気二重層コンデンサ等で用いられる電解溶液が該当し、ここで用いられる溶剤（溶媒）は、構成成分として電気電子機能の発現にかかわるものであるため、#102～#109の溶剤（例えば、#102-eの電子デバイス用溶剤等）には該当しない。ただし、一次及び二次電池の電解質は、#139-aを選択する。 セパレータ材料は、燃料電池用セパレータとコンデンサ用セパレータに用いられる材料。 燃料電池用セパレータとは、積層セルの間に挟んで、燃料ガスや空気を遮断する板状の部品で、各セルをシールするほかに、ガスが流れる流路を作り込んで、燃料ガスや空気を送り込む機能を担う。他に電動性、耐食性、熱伝導性などが要求される。 コンデンサ用セパレータとは、正負の電極を分離し、電解液を維持する多孔質シート。

1 図表 IV-7 5 用途分類解説資料（33）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
	(添加剤とプロセス加工助剤を含む) [＃139を除く][絶縁油は＃136]	d	光導波路材料(光ファイバを含む)、光学フィルム材料、電子機器用光材料	光導波路材料は、光伝送路を作成する光学的特性を持つ材料で、光ファイバや薄膜導波路のようなシート状、板状に加工される。光学フィルム材料は、光線を透過又は反射吸収し、様々な効果を与えることを目的としたフィルムの材料で、FPD用の配向フィルム、反射防止フィルム、偏光フィルム、位相差フィルム、拡散シート、プリズムシート、バックライトフィルム、輝度向上フィルム、視野角拡大フィルム、近赤外線吸収フィルムなどに加工される。
		e	封止材、絶縁材料、シールド材料	電子機器用光材料は、主たる光電子素子機能(発光ダイオード、光センサ)などを支える役割を担う材料で、例えば、液晶用基板材料(ガラス、プラスチック、セラミックス)などが該当する。
		f	電子記憶媒体材料(磁性材料、光吸収色素等)	主たる電気・電子機能を保護する目的で用いられる材料。例えば、電子機器用実装材料においては、主たる電気・電子材料(＃138-a～d、f)の機能を保護する封止材、絶縁材料、シールド材料、電子回路基板材料、などが該当する。ただし、保護・絶縁の目的で使用される材料であっても別途用途分類が設定されているものは該当する用途番号を選択する(例えば、構造材用接着剤は＃123、レジストは＃124を選択する)。
		z	その他	封止材は、半導体素子や小型電子部品などを外部環境から保護する目的で封止するために用いられる材料で、樹脂と無機材料が組み合わせて使われる。
				絶縁材料は、電気絶縁に用いられる材料で、天然材料、合成樹脂、無機材料がある。ただし、絶縁油は＃136を選択する。
139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)			シールド材料は、外部からの影響を遮断(電気遮断、磁気遮断)する材料で、電気遮断や高周波遮断には導体板、金網など、磁気遮断には強磁性体が用いられる。
				電子記憶媒体材料は、映像機器や音響機器での映像や音楽の記録再生や、コンピュータでの情報処理に使用する記録媒体に用いられる材料で、磁性記録材料(磁気テープ、FD、HDD)、光記録材料(CD-rOM、DVD-rOM、BD-rOMなど)、光磁気記録材料(MOディスク)、半導体材料(フラッシュメモリー)などがある。
				電池材料は、電池用の部品・部材等の調合・成形原材料を示す。ただし、これらの原材料を合成する原料は＃101-aを選択する。
				一次電池材料は、充電・繰り返し使用ができない化学電池(乾電池、ボタン電池)の材料。なお、一次電池には、乾電池、酸化銀電池、水銀電池、空気亜鉛電池、リチウム電池、海水電池、溶融塩電池等がある。
				二次電池材料は、充電により繰り返し使用できる化学電池の材料。なお、二次電池には、鉛蓄電池、リチウムイオン二次電池、ニッケル・水素充電池、ニッケル・カドミウム蓄電池、ナトリウム・硫黄電池、ニッケル・亜鉛蓄電池、レドックス・フロー電池等がある。
		a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料	なお、本用途の材料に用いられる添加剤は、＃139-a又はbに、材料に含まれない加工助剤は、＃139-zに該当する。製造・加工プロセスで使用される洗浄剤は、＃138を参照。
		b	電極材料(活物質、集電体、導電剤、バインダー等)、減極剤	また、本用途に用いられる溶剤で、製品に含まれて電池機能の発現にかかわるもの(例:電解液用溶剤)は＃139-a又はbに該当し、製品に含まれない溶剤は＃102～＃109の該当するものを選択する。
		z	その他	電解質材料は、高いイオン伝導性を持つ固体材料。例えば、無機固体電解質、有機固体電解質及び導電性高分子等がある。
				電解液材料は、溶液中でイオン解離する溶質(電解質)、添加剤及び溶媒からなる電解溶液の構成材料。電解溶液には、用いられる溶媒系によって水系電解液、有機系電解液及びイオン液体がある。ただし、燃料電池、コンデンサで用いられる電解質材料、電解液材料は、＃138-cを選択する。
				絶縁材料は、セパレータと組み合わせて、正負電極の絶縁をする材料。
				セパレータ材料は、正極板と負極板の間に介在して、両極活物質の接触に伴う短絡防止や電解液を保持して導電性を確保する材料。
				電極材料は、電極活物質、集電体、導電剤及びバインダーからなる電池材料。
				活物質は、電池の正極及び負極に用いられる薬剤(酸化剤及び還元剤)。
				集電体は、電池で電気をとりだす端子で、電池内部の活物質や導電助材に接触するもの。
				導電剤は、電極の導電性を向上するために使用する薬剤。
				バインダーは、活物質、集電体及び導電材の結着剤として用いられる薬剤。
				減極剤(復極剤)は、電池を放電する際、電極に発生する水素によって生じる起電力低下の現象(分極)を抑制するために用いられる酸化剤。

図表 IV-7 6 用途分類解説資料（3 4）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
140	水処理剤			水処理剤は、水を使用目的に合わせた水質にするため、又は周辺環境に影響を与えないよう排出するための処理に用いられる薬剤。 なお、水処理剤は、化学反応を伴うものであっても（例えば、#140-d）、生成物が廃棄物となり分離使用されない場合は化審法上反応が起こったとはみなされないが、この生成物を有価物とした場合は中間物（#101-a）を選択する。
		a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤	腐食防止剤、防錆剤、防食剤は、材料がそれを取り囲む環境物質によって化学的又は電気化学的に浸食、腐食、さび発生等で材質的に劣化するのを防止する薬剤で、冷却水などの防錆剤（酸化被膜型、沈殿被膜型、吸着被膜型）、ボイラー水の脱酸素剤、スラッジ分散剤等が該当する。 防スケール剤は、水系の無機スケールであるCaやMg等の炭酸塩、硫酸塩、リン酸塩等やシリカの沈着を防止、分散又は溶解する薬剤で、スケール付着防止剤、スケール溶解剤などが該当し、スケール等と微生物の混合したスライムの発生を防止するスライム防止剤も含まれる。 防藻剤は、水中の藻の発生を防止する薬剤。 水処理剤として用いられる防藻剤やスライム防止剤（《工業用途》に限る）は、ここに該当し、家庭用・業務用で使用する殺菌剤については、#120-dを選択する。
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤	金属イオン捕捉剤は、金属イオンと水不溶性の塩又は錯塩を形成して、金属イオンを水から分離除去する薬剤。 金属イオン封鎖剤は、水溶液中で金属イオンと可溶性の塩又は錯塩を形成して、金属イオンの活性を抑制する薬剤（キレート剤等）。 硬水軟化剤は、水中の硬度成分（主にCa、Mgイオン）を除去又は封鎖する薬剤で、炭酸カルシウムとして沈殿させるアルカリ法（石灰軟化法、石灰ソーダ軟化法）、キレート剤で硬度成分を封鎖するイオン封鎖法、及びイオン交換樹脂やゼオライトで硬度成分をイオン交換除去するイオン交換法等がある。ただし、不均二（固体）の除去剤であるイオン交換体は、#140-cを選択する。
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜	イオン交換体は、イオン交換能を有する固体で、イオン交換樹脂、イオン交換膜（樹脂）及び無機イオン交換体があり、再生剤で処理することにより再使用可能なイオン除去材である。 分離膜は、物質が膜を透過する速度の差を利用して成分を分離する高分子膜（半透膜、逆浸透膜等）。 なお、イオン交換体及び分離膜に用いられる添加剤、加工助剤等もここに含まれる。 ただし、吸着剤は、#141-bを選択する。
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤	酸化剤は、水中の金属（鉄、マンガン、ヒ素など）を酸化して化学種を変え、沈殿除去、イオン交換除去しやすくする薬剤。また、水中の有機物（シアン、臭気物質、着色物質など）を酸化して、無害化、脱臭、脱色等を行う薬剤。 還元剤は、水中の金属（六価クロム等）や塩素などを還元して化学種を変え、無害化及び沈殿除去し易くする薬剤。 pH調節剤は、#126-hの用語の定義を参照。
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤	消泡剤は、水、水溶液、懸濁液などの表面張力を低下させ、安定した泡の形成を阻止又は抑制するために添加する薬剤。 凝集剤は、汚濁水中に分散している粒子を集合させ、沈降を促進するために用いられる薬剤。 濾過助剤は、原液のろ過性の改善や、濾材の目詰まり等を防止するために用いられる薬剤。 脱水助剤は、濾過ケーキの含水率を低下させ、ケーキ量を少なくする薬剤。 イオン交換樹脂再生剤は、使用後のイオン交換樹脂を再生する薬剤（酸、アルカリ）。
		z	その他	
141	乾燥剤又は吸着剤			気体や液体を吸着又は吸収して物質を分離や除去するために用いられる液体や固体の薬剤を吸着剤又は吸収剤という。 なお、吸着・吸収される物質が水の場合を乾燥剤という。

1 図表 IV-77 用途分類解説資料（35）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
		a	乾燥剤、脱水剤	乾燥剤は、湿気を吸着・吸収する薬剤。化学的乾燥剤（生石灰、塩化カルシウムなど）と物理的乾燥剤（シリカゲル、ゼオライトなど）があり、密閉環境中の湿気を吸収して、金属製品、薬品、その他物品のさび、変質などから保護する目的で使用されたり、化学プロセスにおいて原料、中間体、製品等の乾燥操作に用いられる。 脱水剤は、ここでは乾燥剤の意味に限定する。ただし、脱水反応によって分子から水を脱離させる触媒等として使用されるものは、化学プロセス調節剤（#110-a）を選択する。また、スラッジ、汚泥の脱水剤は、#140-e、高吸水性高分子は、#127-bを選択する。
		b	吸着剤（脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等）	吸着剤は、混合気体又は混合溶液と固体物質を接触させたとき、界面のごく近くの物質の濃度が相の内部より大きくあるいは小さくなる現象を引き起こす作用のある薬剤。化学プロセスでは分離・精製操作や水処理操作などに使用され、一般用途では脱臭剤や浄水剤などに使用される。 脱臭剤は、臭気を物理的作用等で除去又は緩和するもの。ただし、芳香剤、消臭剤、防臭剤は、#122を選択する。 脱硝剤は、窒素酸化物（NOx）を吸着して除去する薬剤。また、硫黄化合物（H2S、CS2、COS、SOx等）を吸着して除去する脱硫剤もここに該当する。ただし、散布剤、埋入処分前処理薬剤の目的で使用される場合は、#145-zを選択する。 ガス吸着剤は、各種ガスを吸着して分離、除去する薬剤。
		c	吸収剤（脱酸素剤等）	吸収剤（吸収媒）は、気体又は蒸気を内部に取り込む固体又は液体、及び液体を内部に取り込む固体の薬剤。吸収には化学吸収と物理吸収があり、例えば、鉄粉及び鉄化合物（脱酸素剤）などが反応によって酸素を吸収する現象を化学吸収といい、パーフルオロカーボンが反応によらず酸素を吸収（溶解）する現象を物理吸収という。 脱硝剤は、窒素酸化物（NOx）を窒素に還元する薬剤（アンモニア、尿素、炭素など）やNOxを中和・吸収する薬剤（アルカリ性物質）、また、硫黄化合物（H2S、CS2、COS、SOx等）と反応して除去する脱硫剤もここに該当する。ただし、散布剤、埋入処分前処理薬剤の目的で使用される場合は、#145-zを選択する。 さらに、分離・精製プロセスに用いられる吸収溶剤および脱硝剤や脱硫剤の溶剤は、#107-cを選択する。一方、溶剤に加えて用いられる吸収剤（酸、アルカリなど）はここに該当する。
		z	その他	
142	熱媒体	a	冷媒、冷却剤	熱媒体は、装置を一定の操作温度に維持するための加熱や冷却を行うために用いられる薬剤。一般的には物理的、化学的に安定な物質で、熱源と被加熱体間の伝熱の仲介に使われる。熱油、温水、有機熱媒体、溶融塩HTS、溶融金属などの液状熱媒体と加熱水蒸気、煙道ガス、空気などのガス状熱媒体とがある。 冷媒は、冷却システムの中で熱伝達用として使用する薬剤で、作動媒体と冷却媒体がある。 作動媒体とは、流体の相変化を利用して、低温で熱を吸収し、高温で熱を放出する媒体で、同一薬剤でもエアコンの作動媒体のように、熱吸収を利用する冷房用途では冷媒と呼ばれ、熱放出を利用する暖房用途では熱媒と呼ばれるが、ここでは併せて冷媒と呼ぶことにする。 冷却媒体とは、装置を冷却するために外部冷却源と装置の間にあって又は循環して、顕熱を利用して熱伝達する媒体。 冷却剤は、冷媒と被冷却体との間にあって、主として融解熱等の潜熱を利用して熱伝達する蓄冷剤・保冷剤などの薬剤。保冷剤、冷却ジェルシートの冷却ジェル及び添加剤も含む。 ただし、熱入れに使用される水、ポリマー水溶液（ポリマー焼入剤など）、鉱油、などの水溶性および不水溶性の熱処理油は、#137を選択し、焼き入れガス、焼鈍（焼き鈍し）ガス、溶融塩（塩浴）、溶融金属などの金属の熱処理に用いる加工助剤は、#133-bを選択する。
			熱媒、加熱剤	熱媒は、加熱システムの中で熱伝達用として使用する薬剤で、作動媒体と加熱媒体がある。 作動媒体とは、物質が化学変化を利用して、低温で熱を吸収し、高温で熱を放出するケミカルヒートポンプの媒体。ただし、流体の相変化を利用するヒートポンプの作動媒体（熱媒及び冷媒）は、#142-aを選択する。 加熱媒体とは、装置を加熱するために外部熱源と装置の間にあって又は循環して、顕熱を利用して熱伝達する媒体。 加熱剤は、物体を加熱する際に化学反応熱を利用する薬剤や熱媒と被加熱体との間にあって、主として潜熱（凝固熱等）を利用して熱伝達する蓄熱剤・保温剤などの薬剤。
			その他	

1 図表 IV-78 用途分類解説資料（36）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
143	不凍液			不凍液は、機関冷却水の凍結防止や集熱器、配管の凍結破損の防止のために冷却媒体（水）に添加される薬剤。冷却装置のさび止め・防食なども兼ねる場合が多い。不凍剤の慣用語である。
		a	不凍液（LLC等）	不凍液は、上記#143の用語の定義を参照。
		b	防錆剤、防食剤	LLCは、ロングライフクーラントの略称で、自動車のオーバーヒートの予防、凍結防止、防錆の目的で用いられる不凍液のこと。 防錆剤は、冷却装置、配管等の内部でさびが発生するのを防止するために用いられる薬剤。
		z	その他	防食剤は、金属表面に保護膜を形成し、金属が腐食性物質に侵されるのを防止するために用いられる薬剤。
144	建設資材又は建設資材添加物			ここでいう「建設資材」は、土木建築に関する工事に使用する資材であって、他に用途分類が設定されていない資材に限定する。したがって、合成繊維（#125）、プラスチック（#127）、合成ゴム（#128）、ガラス・ほうろう・セメント（#130）、陶磁器・耐火物・ファインセラミックス（#131）、等は、それぞれの用途番号等を選択する。 ここでいう建設資材添加物は、建設資材へ添加される混和材料や木材改質剤等を指す。ただし、建設資材の添加物として用いられる着色剤（#111）、ワックス（#114）、塗料・コーティング剤（#115）、接着剤・粘着剤・シーリング剤（#123）、等は、それぞれの用途番号等を選択する。 混和材料とは、セメント、水、骨材以外の材料で、コンクリートやモルタルなどに特別の性質を与えるために、打ち込みを行う前までに必要に応じて加えられる材料。混和材料には、混和剤と混和材がある。 混和剤とは、混和材料の中で、使用量が少なく、それ自体の容積がコンクリートやモルタルなどの練上がり容積に算入されないもの。（例：#144-b参照） 混和材とは、混和材料の中で、使用量が比較的多く、それ自体の容積がコンクリートやモルタルなどの練上がり容積に算入されるもの。（例：フライアッシュ、シリカフューム、高炉スラグ微粉末、膨張剤等） モルタルとは、セメント、水、細骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料とし、これらを練混ぜその他の方法によって混合したもの、又は硬化させたもの。
		a	表面硬化剤	表面硬化剤は、種々のバインダーを用いたコンクリートやモルタルなどの内部に浸透し、その表面を硬化するために用いられる薬剤。コンクリート表面養生剤、ヘアークラック防止剤もここに該当する。 クラックとは、亀裂、ひび割れのこと。住宅の場合、建物の外壁や内壁、基礎などにできる亀裂やひび割れのことをさす。ごく小さく、深さのあまりないクラックを髪の毛に例えてヘアークラックと呼ぶ。
		b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）	バインダーとしてセメント、アスファルト又はポリマーを用いたコンクリート用の混和剤は、練り混ぜの際に必要なに応じてコンクリートなどに加えられる混和材料の中で、使用量が少なく、それ自体の容積がコンクリートなどの練り上がり容積に算入されないもの。なお、これらのバインダーを用いたモルタル用の混和剤も該当する。ただし、混和材は#144-zを選択する。 強化剤、減水剤は、コンクリートなどの単位水量を増やすことなく流動性をよくするか、流動性を変えることなく単位水量を減らすために用いられる混和剤。なお、その他に、AE剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、硬化促進剤等の混和剤がある。 AE剤とは、コンクリートの中に多数の微細な独立した空気泡を一様に分布させ、ワーカビリティ及び耐凍害性を向上させるために用いられる混和剤。空気連行剤と同義。 AE減水剤とは、AE剤と減水剤との両方の性能を兼ね備えた混和剤。 高性能AE減水剤とは、空気連行性を持ち、AE減水剤よりも高い減水性能及び良好なスランプ保持性能を持つ混和剤。 高性能減水剤とは、スランプを一定とした条件で単位水量を大幅に減少させるか、又は単位水量を一定とした条件でスランプを大幅に増加させる混和剤。 硬化促進剤とは、セメントの水和を早め、初期材齢の強度発現を大きくするために用いられる混和剤。 スランプとは、フレッシュコンクリートの軟らかさの程度を示す指標の一つで、スランプコンを引き上げた直後に測った頂部からの下がりで表す。

1 図表 IV-79 用途分類解説資料（37）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
		c	離型剤、消泡剤	離型剤は、種々のバインダーを用いたコンクリート、モルタル等の型離れを良くする薬剤で、型枠に塗布又は噴霧して用いられる。消泡剤は、破泡剤、抑泡剤の総称。特殊な界面活性剤又はシリコーン油などで、コンクリート、モルタル等に混入して、その中の空気を減少させるために用いられる。 破泡剤とは、生成した泡まつを消す作用のある薬剤。 抑泡剤とは、起泡作用を抑止する薬剤。
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤	木材補強含浸剤は、木材に含浸させ、化学処理をすることで、木材に耐候性、耐久性、寸度安定性、可塑性などを付与することを目的に用いられる薬剤。ただし、木材防腐剤及び防蟻剤は、#118-aを選択する。 木質板添加剤は、木質材料から木質板等を製造する際に添加される薬剤。難燃剤、ホルムアルデヒド捕集剤、高分子化合物、酸化防止剤などがある。ただし、ワックス、塗料及び接着剤は、それぞれ#114、#115及び#123を選択する。
		e	防汚剤[#117-b,cを除く]、防水剤、撥水剤	「建設資材」への含浸、練り込み等の処理によって防汚、防水又は撥水等の表面機能を付与する薬剤が該当する。ただし、表面への塗布・コーティング処理やシーリング処理によるものは#115、#117や#123を選択する。 防汚剤は、建設資材に汚れが付着するのを防止する薬剤。なお、一度付いた汚れを落ちやすくする加工剤もここに含まれる。 防水剤は、コンクリート、木材・木質材料、せっこうボード等の水、湿分による強度劣化に抵抗性を持たせるために用いられる薬剤。 撥水剤は、建設資材の表面に水をはじく性質を与える薬剤。なお、建設資材の表面に油をはじく性質を与える撥油剤として有機フッ素化合物等があるが、それらは同時に撥水作用も示すことからここに該当する。
		f	建設資材	建設資材は、上記#144の用語の定義参照。コンクリートやモルタルのバインダー（結合材）として用いられるポリマー（分子量にかかわらず）やアスファルト、又は、混合物用骨材や路盤材として使用される鉄鋼スラグ、等が該当する。
		z	その他	その他の建設資材添加物が該当する。たとえば、モルタルやコンクリート（人造・人工大理石も含む）等に用いられる無機やポリマーの混和材、石綿飛散防止剤などが該当する。
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤			散布剤は、環境中（大気、水域、土壌）へ散布することによって機能を発揮する薬剤の総称。土壌改良剤、凍結防止剤など土木資材・農業資材・公園資材用などが該当する。 埋立処分前処理薬剤は、煤じん、飛灰などを廃棄物処分場に埋め立てる前に無害化したり、環境中に飛散しないために散布する薬剤の総称。
		a	凍結防止剤（融雪剤等）	凍結防止剤は、冬季の道路・滑走路・農地・ゴルフ場・校庭などの路面の氷雪を除去するため散布する薬剤。 融雪剤、融雪促進剤、滑り止め剤、融水雪剤、融雪防滑剤、凍結遅延剤は、ここに該当する。スキー場で用いられる雪面硬化剤、融雪防止剤なども含む。
		b	土壌改良剤、地盤改良剤	地盤改良とは、地盤の支持力の増大や沈下の抑制を目的とした、土の締固め、脱水、団結、置換などの処置。 土壌改良とは、土壌を耕作等に適するように改良するため、地力を増進させることを目的として行われる。 これらの処置のために用いられる薬剤を土壌改良剤あるいは地盤改良剤と呼ぶ。 土壌浄化剤を含む。 土壌浄化剤とは、汚染土壌の改良剤で、土壌改良剤の一種。 重金属汚染の浄化剤には、キレート化剤、フェライト化剤が、有機物汚染（VOC:油等）の浄化剤には、酸化剤、微生物活性化剤（酸化剤等）が使用される。
		c	消火剤	消火剤は、火災の際に冷却効果、窒息効果（空気の遮断）を利用して火を消す薬剤。一般的には消火器に入っている薬剤を指す。
		d	人工降雨剤	人工降雨剤は、結晶格子の分子配列の形や間隔が雪の結晶に似ており、雲の中に小さな氷の粒が少ない際に投入される薬剤。あるいは、温度を下げ、雲粒を氷にするために投入される薬剤。雲のない所に雨を降らせるのではないので、事実上は人工増雨剤である。
		e	油処理剤	油処理剤は、流出油処理剤とも呼ばれ、海上や河川に流出した油類を乳化分散するための薬剤。

1

図表 IV-80 用途分類解説資料（38）

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類	定義、説明
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤	粉塵結合剤は、大気への排出を減少させるために、粉状又は破砕物質の微細に分離された固体粒子を制御するために使用される薬剤。 粉塵防止剤は、土砂、石炭、鉱石などの微細な粉塵が風によって飛散するのを防止する薬剤で、界面活性剤や水溶性高分子などがある。 煤塵処理剤は、燃料やゴミ等の燃焼過程で生じるすす、灰などの燃焼ガス中に含まれる個体粒状物質の飛散防止、有害物質の固定化・無害化などの処理に用いられる薬剤で、重金属固定化剤、固化剤、安定化剤、キレート化剤、硬化剤、溶融補助剤などがある。
		z	その他	
146	分離又は精製プロセス剤			分離プロセス剤又は精製プロセス剤の内、鉱業や金属製造業の製錬・精錬で用いられて、鉱石や粗金属からこれらの不純物金属等を分離除去する工程で用いられる薬剤がここに該当する。金属以外（石炭・石油など）の分離・精製で用いられる薬剤は、#110を選択する。分離・精製用溶剤は#107を選択する。 鉱業は、地中から人間生活に役立つ鉱物（石油、石炭などの燃料鉱物、金、銀、鉄鉱などの金属鉱物、硫黄、リンなどの非金属鉱物等）を取出す産業で、探鉱、採鉱、選鉱の段階に分れる。 金属製造業は、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、金属の製錬及び精製を行う工業、金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う工業及び金属の鍛造、鍛造、その他の基礎製品を製造する工業に3分類されるが、ここでは第1分類（製錬、精錬まで）だけが該当し、第2分類、第3分類は#133を選択する。 粗鉱とは、採掘されたままの鉱石。 精鉱とは、選鉱の結果得られる高品位物の産物で、製錬原料または工業原料として直接使用できる程度に品位が高められた鉱石。 製錬とは、鉱石を還元することによって金属を取り出す過程のことである。製錬によって取り出された金属は純度が低い場合が多く、純度を高めるために精錬が必要な場合がある。 精錬とは、不純物の多い金属から純度の高い金属を取り出す過程のことである。
		a	浮選剤（捕収剤、起泡剤、条件剤）、金属浸出剤	鉱業、金属製造業等で製錬前の金属の分離・精製に用いられる薬剤がここに該当する。なお、浮選（浮遊選鉱）とは、鉱石の細粉を水系サスペンションから気泡を用いて浮上させ、目的とする鉱石を他の鉱石と分離すること。 浮選剤は、浮選に使用する薬剤の総称。 捕収剤は、特定の種類の固体粒子の表面に選択的に疎水性を付与し、又はそれを助長するために用いられる薬剤。 起泡剤は、フロス浮選において、気泡の発生と分散を助けるとともに、フロスを安定させるために用いられる薬剤。 条件剤は、捕収剤と起泡剤を除く浮選剤の総称で、以下の活性剤、抑制剤、硫化剤、pH調整剤などがある。 活性剤（活剤）とは、活性化を行うために用いられる浮選剤。 抑制剤とは、特定の種類の固体粒子の浮遊を抑制するために用いられる薬剤。 硫化剤とは、浮選において、ある種の非硫化鉱物を活性化するために鉱物表面を硫化物に変化させる薬剤。 pH調整剤とは、浮選において水素イオン濃度を調節するために用いられる薬剤。 金属浸出剤は、鉱石から金属成分を溶出させる薬剤で、酸、塩基、ハロゲン、チオシアン酸塩、チオ硫酸塩及びその他の錯イオン形成剤などが該当する。
		b	凝集剤、乳化剤、分散剤、金属捕捉剤	凝集剤は、凝集現象を起こし、又は助けるために用いられる薬剤。 乳化剤、分散剤は、#110-cの用語の定義を参照。 金属捕捉剤は、捕集剤とも呼ばれ、粒子表面を疎水化して気泡に付着しやすくし、浮遊選鉱に用いて目的とする鉱石粒子を捕集するために用いられる薬剤。
		z	その他	
147	燃料又は燃料添加剤			燃料は、熱エネルギーを発生する薬剤で、石炭、石油などの化石燃料、生産活動により発生する副生燃料などが該当する。なお、燃料電池の燃料もここに該当する。

2

1

図表 IV-8 1 用途分類解説資料（39）

用途 番号	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	定義、説明
147	燃料又は燃料添加剤			燃料は、熱エネルギーを発生する薬剤で、石炭、石油などの化石燃料、生産活動により発生する副生燃料などが該当する。なお燃料電池の燃料もここに該当する。 詳細用途b～zの燃料添加剤等は、燃料に加えられる薬剤の総称である。なお、燃料及び燃料添加剤等のうち、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」に示される化学物質（届出不要の化学物質）以外は製造数量等の届出が必要である。 ウラン等の核燃料物質（放射性物質）は、化審法対象外である。 なお、石油精製等の燃料製造プロセス調節剤は#110に該当する。 固形燃料は#121を選択する。
		a	燃料	燃料は、上記#147の用語の定義を参照。
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）	燃料添加剤は、以下の薬剤の総称で、燃料油添加剤ともいう。 清浄分散剤は、主に内燃機関用潤滑油に添加し、燃料の燃焼などによって副生する酸成分を中和したり、スラッジを分散させたりする薬剤。 酸化防止剤は、燃料成分の酸化で生じるラジカルの発生抑制、不活性化によって、過酸化物の生成を防止する薬剤。 粘度指数調整剤は、温度に伴う油の粘度変化を小さくし、粘度指数を改善する薬剤。 摩擦低減剤（潤滑性向上剤）は、燃料ポンプ等の摺動面の摩擦を低減する薬剤。 防錆剤は、燃焼機関等のさび止めのために用いられる薬剤。 燃料油貯蔵安定剤とは、重質燃料油中のスラッジの凝集や沈降を防止し、その貯蔵時の安定化を図るために用いられる薬剤。 流動点降下剤とは、潤滑油、燃料油などが流動し得る最低の温度を降下させる薬剤で、低溫流動性向上剤ともいう。
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）	燃焼改良剤は、以下の薬剤の総称。 燃焼促進剤（助燃剤）は、燃料の燃焼を促進し、不完全燃焼による油煙の生成を少なくする薬剤。 セタン価向上剤は、ディーゼルエンジンのノッキングを軽減するために軽油に加えられる添加剤で、ディーゼル燃料油の着火性を向上させる薬剤。 アンチノック剤は、ガソリンのアンチノック性を向上させるために用いられる薬剤。
		d	氷結防止剤、着臭剤	スラッジ分散剤とは、重質油のスラッジを分散させ、燃焼性向上や燃料タンク内堆積物を減少させるために用いられる薬剤。 氷結防止剤は、吸入空気中の微量水分の気化器での氷結による障害を防止するために用いられる薬剤。 着臭剤は、ガス類が漏洩した場合に、人間の嗅覚で容易に感知し得るようにするために燃料用や燃料電池用に用いられるガスに添加する特有な臭気を有する薬剤。付臭剤ともいう。 その他に以下の薬剤が該当する。
		z	その他	帯電防止剤とは、ガソリン、ジェット燃料に添加して急速燃料補給などにより発生する静電気の滞留による火災を防止する薬剤。 微生物抑制剤とは、油中に発生するバクテリア、カビによるスラッジ生成、フィルタ閉塞を防止し、殺菌効果も有する薬剤。ジェット燃料に添加される。 黒煙防止剤とは、ディーゼルエンジンからの排気ガス中の未燃カーボンによる黒煙の発生を防止する薬剤。 灰分改質剤とは、重油中のバナジウム、ナトリウムが燃焼時に低融点化合物を形成し、炉壁に付着して高温腐食を起こすことに対し、灰分の融点を高めることで堆積物の炉壁への付着を防止する薬剤。 エマルジョン破壊剤とは、重油中に乳化状態で混入した水分を分離させる薬剤。 標識剤とは、灯油及びA重油に添加し、軽油へ混合する脱税行為を確認するために添加する薬剤。紫外線を照射すると蛍光を発する。
		[固形燃料は#121]		
上記以外				
198	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤	用途番号#101～147に該当しない用途。用途不明の場合が該当する。
199	輸出用のもの	a	輸出用のもの	

2

IV.7.4 「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」の設定方法

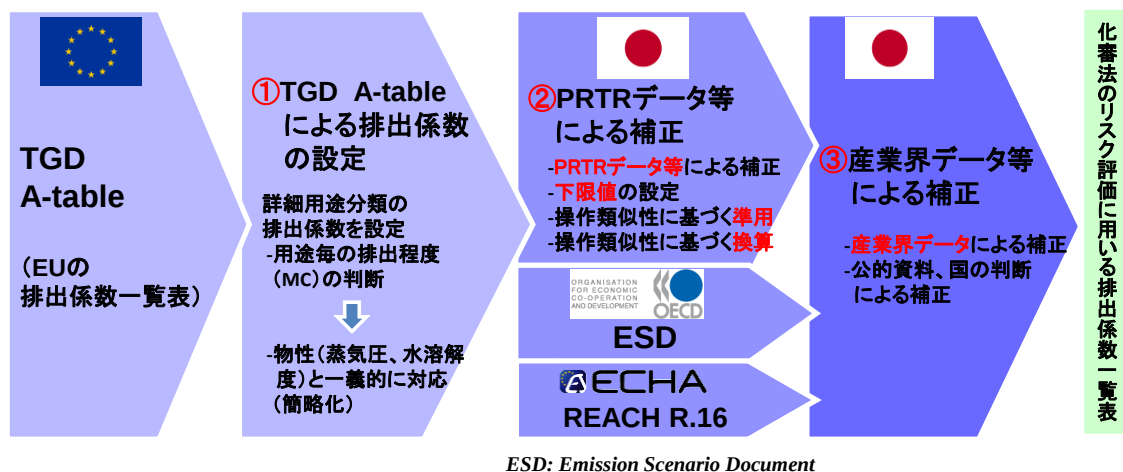
化審法における製造数量等の届出制度の対象となる化学物質に適用可能な排出量推計手法を確立するため、用途情報と排出係数を用いた推計手法が平成18年度から平成22年度にかけて検討された。

排出係数一覧表は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が案を検討し、その後、平成23年7月22日及び平成23年9月15日の化審法3省合同審議会を経て、正式に「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」として平成23年10月3日に経済産業省のウェブサイトから公表された¹。また、平成29年6月7日の化審法改正に合わせ、一部の用途及び排出係数について見直しが行われた。本節では、今回の改正に関してではなく、平成23年当時の検討の経緯を説明しており、図表中の用途番号については、検討した時期の用途番号が記載されているため、旧用途番号（二桁）であることに注意が必要である。

なお、優先評価化学物質の排出量推計に用いる排出係数は、優先評価化学物質のリスク評価結果に影響を及ぼすだけでなく、スクリーニング評価用の排出係数の設定の基礎データにもなっている。

IV.7.4.1 排出係数の設定方法の全体フロー

「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」に掲載されている排出係数の設定方法の流れを図表IV-82に沿って説明する。



図表 IV-82 排出係数の設定方法の全体フロー

排出係数の設定方法は、大きく3つの段階に分かれ、図表IV-82にて①～③で示して

¹ その後、平成24年2月15日、平成25年11月1日の2回改訂されている。化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表の公表について（平成25年11月1日付）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_emissionfactor.html

いる。次の IV.7.4.2 では、その順に(1)～(3)において説明する。

また、IV.7.3.1 (3)にて前述したように、排出係数の設定と「用途分類一覧表」の設定とは、環境への排出の実態に応じた分類を設定するという考え方で互いに関係している。このことについても折に触れて述べていく。

IV.7.4.2 設定作業とその考え方

(1) EU-TGD A-table の簡略化

「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」は、EU-TGD の A-table という排出係数の一覧表を土台としている。

EU-TGD A-table は、REACH 規則以前の EU の法体系 (Regulation 793/93, Directive 92/32/EC) において、EU 加盟国自身がリスク評価をする際に用いられてきた排出係数の一覧表である。また、この一覧表は、産業分類を表す Industrial Category(IC) (16 分類)、用途分類を表す Use Category(UC) (55 分類)、工程が閉鎖系であるか開放系であるかを表す Main Category(MC) (11 分類)、そして蒸気圧や水に対する溶解度などの物理化学的性状といった複数の因子から、5 つのライフサイクルステージ (Production, Formulation, Industrial use, Service/Private use and Recovery)、3 つの排出先環境媒体 (大気、水域、土壌) ごとに排出係数を選択するように構成されている。

設定作業の第 1 段階として、EU-TGD A-table を土台として排出係数一覧表を作成するにあたり、旧化審法 (平成 15 年度改正法) において、旧第二種又は旧第三種監視化学物質に関する製造数量等の届出制度の中で国への報告が要求されていた情報と照らし合わせ、A-table よりも少ない因子 (ライフサイクルステージ、詳細用途、物理化学的性状 (蒸気圧又は水に対する溶解度)、排出先環境媒体 (大気、水域)) で排出係数が選定されるように簡略化している。このことは、EU-TGD A-table の複数の因子のうち、IV.7.4 「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」の設定作業では IC、MC の部分を省略したことを意味している。

省略した項目のうち、産業分類を示す IC は、用途分類を示す UC に比べると、より EU-TGD A-table の基本骨格をなしていることから、A-table を土台にするにあたって IC は省略し難い項目である。一方で、化審法における製造数量等の届出制度では出荷先の用途の届出を必要としているものの、産業分類の届出を必要としていない¹。そこで、用途分類と詳細用途分類からなる「用途分類一覧表」では、用途分類を出荷先での調剤の使用目的に該当するように設定し、それによって産業分類の意味合いを持たせるようにした。例

¹ 産業分類を用いた排出量推計手法を提案しなかった理由は、製造・輸入者が出荷先の業種を特定し、届け出ることは難しいと考えたためである。その背景には、1 つは、化管法 PRTR 制度の FAQ に挙げられているように、我が国では会社全体の業種と工場の業種が異なる事例がみられたことがある。(NITE, PRTR 制度 FAQ, PRTR 届出の対象業種・事業所の範囲に関するもの https://www.nite.go.jp/chem/prtr/ganda/faq_prtr2.html) また、もう 1 つは、米国においても、化学物質を取り扱うサプライチェーンの川下の加工業者の業種に関する情報を、製造・輸入業者に対して要求することは、現実的でなく、有益でないかもしれないと議論されていたことである。(U.S. EPA(1993) CUI (Chemical Use Inventory) Multi-stakeholder meeting, Discussion Paper, pp.18)

例えば、「27 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤」という用途分類の届出でもって、出荷先の業種が「日本標準産業分類中分類 18 プラスチック製品製造業」であることを想定している。このように出荷先の調剤の使用目的を示す用途分類を IC と対応させるように用途分類の設定作業を行った。代表的な例を図表 IV-8 3 に示す。

図表 IV-8 3 Industrial Category に対応する用途分類

IC No. ※	Industrial Category	用途分類番号
1	Agricultural industry	
2	Chemical industry: basic chemicals	
3	Chemical industry: chemicals used in synthesis	#01
4	Electrical/electronic industry	#38, 39
5	Personal/domestic	#13, 14, 20, 22
6	Public domain	#20
7	Leather processing industry	#29
8	Metal extraction, refining and processing industry	#04, 33, 34, 35, 37, 46
9	Mineral oil and fuel industry	#36, 37, 47
10	Photographic industry	#24
11	Polymers industry	#27, 28
12	Pulp, paper and board industry	#26
13	Textile processing industry	#25
14	Paints, lacquers and varnishes industry	#02, 03, 15, 17, 23
15	Engineering industry: civil and mechanical for NEW SUBSTANCES Others for EXISTING SUBSTANCES	
999	Others for NEW SUBSTANCES	

※ EU-TGD PartII Appendix I と EU TGD PartIII Chapter V とでは、IC No.が異なる。ここでは、後者に倣っている。

続いて、省略したもう一つの項目である MC について述べる。MC は、化学物質に係る操作、管理に対応した排出の程度をライフサイクルステージ別に示している。EU-TGD A-table では図表 IV-8 4 に示すように MC は大きく 4 つ (I, II, III, IV) に区分され、さらに 11 に分類されている。なお、MC I は “Use in closed systems”、MC II は、“Use resulting in inclusion into or onto a matrix”、MC III は、“Non-dispersive use”、MC IV は、“Wide dispersive use” と呼ばれている。

図表 IV-8 4 EU-TGD A-table Main Category (MC) (EU(2003)¹より)

No.	MC	Life cycle stage	Interpretation
1	Ia	Production	Non-isolated intermediates (IC 3 or 9 & UC 33)
2	Ib	Production	Isolated intermediates stored on-site, or substances other than intermediates produced in a continuous production process
3	Ib	Formulation	Dedicated equipment and (very) little cleaning operations
4	Ic	Production	Isolated intermediates stored off-site, or substances other than intermediates produced in dedicated equipment
5	Ic	Formulation	Dedicated equipment and frequent cleaning operations
6	II	Formulation	Inclusion into or onto a matrix
7	II	Processing 1)	Non-dispersive use (industrial point sources), or processing of intermediates in multi-purpose equipment
8	III	Production	Multi-purpose equipment
9	III	Formulation	Multi-purpose equipment
10	III	Processing 1)	Non-dispersive use (industrial point sources), or processing of intermediates in multi-purpose equipment
11	IV	Processing 1)	Wide dispersive use (many small point sources or diffuse releases; normally no emission reduction measures)

1) Processing refers to industrial / professional use

製造（Production）段階であれば、MC=Ia, Ib, Ic, III の 4 種類、調合（Formulation）段階であれば、MC= Ib, Ic, II, III の 4 種類、工業的使用段階又は（家庭用・）業務用での使用（Processing）段階であれば、MC=II, III, IV の 3 種類が設定されている。

EU-TGD A-table の簡略化作業では、ライフサイクルステージごと、詳細用途ごとに MC のいずれか 1 つに対応させる作業を行っている。この作業においては、MC によっては複数の選択肢があるため、その場合は NITE の専門家の判断によって一意に決めている。

その他にも「Condition」と呼ばれる要因（蒸気圧や沸点、水に対する溶解度の条件）や「Type of Chemicals」と呼ばれる要因等で EU-TGD A-table は構成されていることから、これらの該当箇所についても、NITE の専門家の判断によって一意に決めている。

さらに、これらの NITE の専門家による案の妥当性を担保するため、産業界ヒアリングを行っている。

¹ EU (2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment, PartII, Appendix I, p.208, Table 1
Interpretation of main category (MC) for relevant stages of the life-cycle

EU-TGD A-table の簡易化作業の結果を、IV.7.4.4 (1)に示す。

(2) PRTR データ等から算出した排出係数による補正

排出係数設定における第 2 段階目の作業として、すべての詳細用途の物理化学的性状区分に対応させた EU-TGD A-table の排出係数を我が国の排出実態に近づけるために PRTR 届出データ及び PRTR 対象物質の取扱い等に関する調査結果データ（以下、「PRTR データ等」という。）を用いて算出した排出係数によって補正している（図表 IV-8 2 の②参照）。

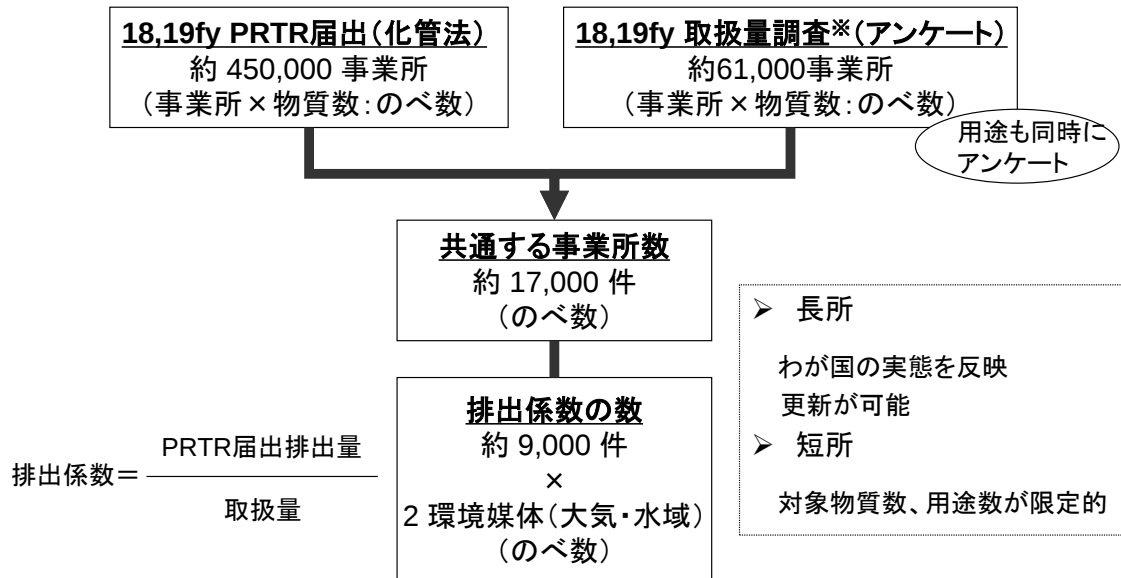
EU-TGD の A-table に収載されている排出係数の値は、専門家の判断を基にそのほとんどがワーストケースで設定されている。

日本版の排出係数一覧表を作成するにあたって、EU-TGD の A-table の排出係数をそのまま適用した場合、A-table に適切な産業分類がなく IC=0（その化学物質の物性値や操作方法が反映されない排出係数）を選択しなければならない場合や A-table の値が日本の実態に合わない場合等が散見された。これらの課題を解消するために、PRTR 届出データ等を用いて A-table の排出係数を補正している。

PRTR データ等から排出係数の値の算出フローを図表 IV-8 5 に示す。用いたデータは、平成 18 年度及び 19 年度のデータである。排出係数の算出には、環境中への排出量その他、取扱量の情報が必要である。環境中への排出量は化管法において公開されているため、その値を用い、取扱量については、PRTR 届出外推計のうち、対象業種届出外にあたるすそ切り推計に用いられている「PRTR 対象物質の取扱い等に関する調査（以下、「取扱量調査」という）」というアンケート調査結果を用いた。前者が法に基づく義務であるため、のべ 450,000 データであるのに対し、後者は任意の調査であるため、のべ 61,000 データとなり、両者についてデータが得られた事業所×物質数は約 17,000 件であった。そのうち、排出係数の値が 1 を超えるなどの異常値を排除し、補正に用いられる件数として、約 9,000 件を抽出した。

なお、PRTR 届出排出量の情報には、その事業所の業種などの情報が含まれるが、用途に関する情報はない。一方で、取扱量調査においては用途がアンケート項目に設定されている。取扱量調査の用途情報を用いることによって、化審法の詳細用途別に簡略された EU-TGD A-table の排出係数を補正するデータとして使用した。

また、平成 30 年度の改正にあたっては、新たに設定した用途や変更された用途について平成 18 年度及び 19 年度と同様の規模で平成 20 年度及び 21 年度に実施された取扱量調査と同年の PRTR 情報を補正するデータとして追加した。



※NITE 平成19年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査
(URL: http://www.prtr.nite.go.jp/data/07fy_quan.html)

図表 IV-8 5 PRTR データ等からの排出係数の算出フロー

① 最大値と加重平均値

図表 IV-8 5に示す方法で得られた PRTR データ等から算出した約 9,000 件の排出係数は、事業所ごとと化学物質ごとの値である。これらの排出係数を化学物質の物理化学的性状と詳細用途から図表 IV-8 6のように整理した。ここではイメージとして、1 つの詳細用途を示している。各蒸気圧区分の欄の中に複数の事業所の複数の化学物質の排出係数が収まる。1 つの欄に収まるこれらのデータから、最大値と加重平均値という 2 種類の代表値を整備した。最大値は、土台となっている EU-TGD A-table の排出係数の値がワーストケースの値であることから、それとレベルを合わせるために抽出した。加重平均値は、取扱いの大きな事業所の排出係数が考慮されるように算出した(図表 IV-8 6 参照)。これらの値は、産業界からの意見募集をホームページで行った際の排出係数一覧表(案)では併記している¹。

設定した最大値と加重平均値の排出係数を用いた場合の排出量の妥当性検証や意見募集等をした結果、「化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表」では加重平均値法を採用している²。よって以降の説明は、加重平均値の排出係数について重点的に行う。

¹ 改正化審法に用いる「化学物質の排出係数一覧表(案)」に対する意見募集について
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595210013&Mode=0>

² 詳細は、平成 21 年度環境対応技術開発等(改正化審法における監視化学物質のリスク評価スキームに関する調査)報告書を参照されたい。
http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9482678/www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/files/21FY_Report.pdf

用途 分類 コード	詳細 用途 分類 コード	Vp≤1Pa	1<Vp<10	10<Vp<100	100<Vp<1,000	1,000<Vp<10,000	10,000≤Vp
02	a	—	—	—	A社(物質a) 0.99 B社(物質b) 0.95 C社(物質a) 0.90 D社(物質b) 0.218	C社(物質f) 0.99 D社(物質f) 0.99 E社(物質f) 0.99	F社(物質h)1.00

事業所毎の取扱い状況の
違いは括られる

物質の違いは
括られる

情報がない欄は
A-tableの値が
用いられる

事業所ごとの排出量の和(A～D社)
 加重平均値＝
 事業所ごとの取扱量の和(A～D社)

図表 IV-8 6 PRTR データ等の排出係数一覧表への反映方法のイメージ

② PRTR データ等から算出した排出係数の傾向

PRTR データ等から算出した排出係数の全般的な傾向を把握するために、図表 IV-8 6 で示した詳細用途別・ライフサイクルステージ別・物理化学性状区分別の加重平均値の算出方法とは別に、ライフサイクルステージ別・物理化学的性状区分別に排出係数の加重平均値を算出し、図表 IV-8 7 に示した。なお、調合段階においては、#43「不凍液」及び#147「燃料、燃料添加剤」のデータが他の用途に比べ取扱量が格段に大きいことからこの解析からは除いた。同様に、使用段階においては、排出係数が他の用途に比較して突出しているという理由で#31「陶磁器、耐火物、ファインセラミックス」のデータを除外した¹。

その結果、大まかに以下の3つの傾向が得られた。

- ・ 使用段階の排出係数の方が調合段階に比べて値が大きい。
- ・ 大気への排出係数の方が水域に比べて1桁程度値が大きい。
- ・ 大気、水域の調合段階、使用段階とも、ばらつきはあるものの物理化学的性状区分が大きくなるにしたがって排出係数の値が大きくなる。

¹ 用途番号#31「陶磁器、耐火物、ファインセラミックス」のPRTR届出排出量データについては、NITEのビスフェノールAリスク評価管理研究会の中間報告書(2003)第6章において、窯業を営む届出企業に調査した結果を以下のように述べている。「…窯業でBPAを含んだ原料を高温で焼成し耐火物を製造しており、この際使用した樹脂に含まれるBPAは全て大気へ排出したとして計算を行っている。製造工程では、実際には焼成の際の排ガスはアフターバーナーで燃焼させていることから、殆ど大気中に排出されないものと思われる。」したがって、PRTR届出データから導出した用途番号#31の排出係数は、このようなPRTR届出における排出量の計算の影響を受けていると想定される。

<https://www.nite.go.jp/data/000010065.pdf>

図表 IV-8 7 ライフサイクルステージ別・物理化学的性状区分別に加重平均した排出係数（用途番号#10～#47 のまとめ）

[大気]

ライフ サイクル ステージ	物理化学的性状区分（蒸気圧）					
	1Pa 未 満	1-10Pa 未満	10-100Pa 未満	100- 1,000Pa 未満	1,000- 10,000Pa 未満	10,000Pa 以上
調合段階 ¹⁾	6E-05	4E-05	1E-03	4E-04	6E-04	1E-03
使用段階 ²⁾	4E-04	4E-04	7E-03	1E-02	8E-03	3E-01

[水域]

ライフ サイクル ステージ	物理化学的性状区分（水に対する溶解度）				
	10mg/L 未満	10- 100mg/L 未満	100- 1,000mg/L 未満	1,000- 10,000mg/L 未満	10,000mg/L 以上
調合段階 ¹⁾	6E-07	3E-06	2E-06	1E-04	2E-04
使用段階 ²⁾	3E-05	6E-06	9E-04	2E-04	5E-03

1) 用途分類(#10～#47)の内、#43 及び#47 を除く。

2) 用途分類(#10～#47)の内、#31 を除く。

③ 準用と換算

調合段階と工業的使用段階の排出係数については、PRTR データ等に基づく排出係数（以下、すべて加重平均による排出係数の意味）の得られなかった詳細用途にも A-table 排出係数の値をそのまま用いるのではなく、詳細用途における化学物質に係る操作方法、管理の類似性に基づいた「用途内及び用途間の排出係数の準用」（以下、「準用」という。）及び PRTR データ等に基づいた換算係数による「A-table 排出係数から排出係数への換算」（以下、「換算」という。）という考え方をを用いて排出係数を設定した。すなわち、この準用と換算の作業は、事業所からの排出について、できる限り EU のワーストケースであり、かつ年代の古い排出係数¹⁾から我が国の取扱量の大きい事業所の近年の化管法施行後の実態を表す排出係数へ補正することを意味する。

なお、検討の過程で、EU の排出係数の中で値が大きいと考えられる調合段階と工業的

¹⁾ EU-TGD A-table の排出係数の値が古いことに関しては、以下の状況からの推測である。EU-TGD A-table は 1996 年の EU-TGD 1st edition の公開から 2003 年の 2nd edition となった際も更新されていない。このことから少なくとも 1990 年前半までの欧州（欧州諸共同体（European Community）加盟国）内でのワーストケースの排出実態を反映した値とみなせると考えた。

使用段階の排出係数¹について、産業界へ排出係数に関するヒアリング調査を実施し(後述)、その結果を PRTR データ等から算出した排出係数と比較して反映した。また、PRTR の排出量が 0 となっている場合には排出係数を 0 とせず、「下限値」(後述)を設定した。

④ OECD Emission Scenario Document 等での補足

PRTR 届出データは事業所からの排出に限ったものであるため、非点源からの排出係数である家庭用・業務用使用段階の排出係数及び長期使用製品の使用段階の排出係数(以下、「長期使用段階の排出係数」という)については、EU-TGD A-table の他に、OECD Emission Scenario Document (ESD)²や EU REACH 規則のガイダンス³等⁴で用いられている排出係数の値を参考にして設定した。特に、長期使用段階の排出係数の設定については、事業所からの排出と異なり、国ごとの管理の差が生じにくいと考え、国内と海外のデータを同様に採用した。また、長期使用製品中に取り込まれた化学物質の排出挙動は複雑で、化学物質そのものの物理化学的性状に一義的に対応させるには無理があると考え、むしろ簡略化して環境媒体と詳細用途だけに対応させた。

⑤ 下限値の設定とデータの無い分類への準用による補正

我が国の実態を表す PRTR データ等から算出した排出係数の情報が無い詳細用途分類については、EU-TGD A-table の値のままとなる。そのため、「下限値の設定」と「データの無い分類への準用」という考え方をを用いて、EU-TGD A-table の値のままである部分を極力減らすことを試みた。

i) 下限値の設定⁵

PRTR 届出データや業界団体からの提供データの中には排出係数が最大値、加重平均値とも 0 との記載がある。しかし、ほとんどの場合において、その排出量は極めて小さな値であったとしても 0 というのではない。仮に、ある詳細用途分類のある蒸気圧区分の排出係数を 0 と設定した場合、同一の詳細用途分類で使用し、同一の蒸気圧区分に該当する

¹ 特に、水域への排出係数については、EU-TGD A-table の排出係数の大半が活性汚泥処理を伴う下水処理場を介す前の値であること、前述の PRTR データ等から算出した排出係数の傾向では大気への排出係数よりも 1 桁程度小さい傾向が見られたこと、また我が国では水質汚濁防止法によって全国一律の排水基準が設けられていることから、過大評価になる可能性があることを産業界に説明し、情報を求めた。

² OECD Emission Scenario Document

<http://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/emissionscenariodocuments.htm>

³ ECHA(2010) Guidance on information requirements and chemical safety assessment, Chapter R.16: Environmental Exposure Estimation, Version 2.0 – May 2010(2014年4月時点ではVersion2.1が2012年10月に公開されている), Table R.16-23: Default parameters to derive the environmental release rate

⁴ 例えば、国による PRTR 届出外排出量推計手法(後述)や産業技術総合研究所による排出シナリオ文書(プラスチック添加剤:本手法検討時は公開されていない)を傍証とした。

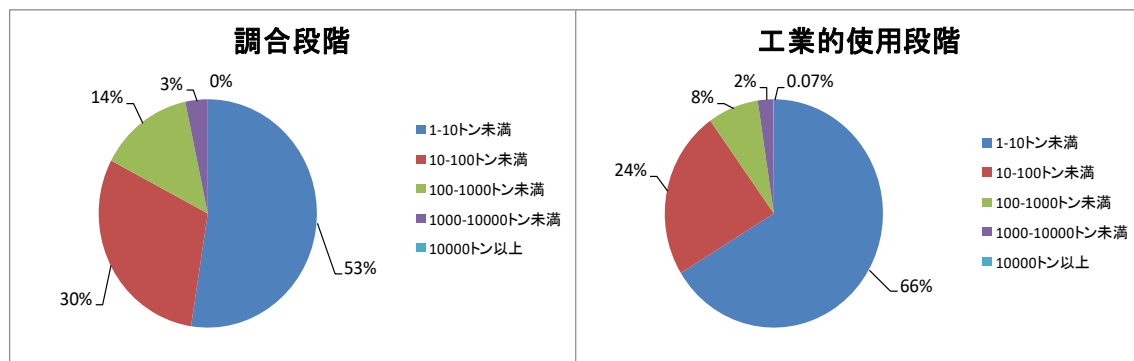
http://www.aist-riss.jp/main/modules/product/esd_downloadform.html

⁵ 下限値の設定、特に「0」の扱いについては、我が国以外の EU REACH 規則の下で CEFIC を中心に開発している SPERC の排出係数作成においても課題があることが、ドイツ UBA のレポートで示されている。UBA(2011) Standardisation of Emission Factors for the Exposure Assessment under REACH, 4.6.4 Values of “0” を参照されたい。

化学物質すべてが大気への排出量が 0 と計算される。また、現行の PRTR 制度では、対象化学物質の年間の大気又は水域への排出量が 0.05kg 未満の場合は、排出量 0.0kg/年として届け出ることになっているため、排出係数を 0 とすることは排出量推計における過小評価につながるおそれがある。そこで過小評価を回避するため、本調査では大気及び水域の第①区分（物理化学的性状別の区分の最小のもの：大気<1Pa、水域<10mg/L）の排出係数にそれぞれ下限値を設定することとした。なお、溶剤については PRTR データが多くあり加重平均値を求めることができることから、下限値は溶剤以外の用途分類（#10～#47）に対して設定することとした。

前述のとおり、平成 21 年度に施行された PRTR 制度では、対象化学物質の年間の大気又は水域への排出量が 0.05kg 未満の場合は、排出量「0」として届け出ることになっている。したがって、届出排出量が「0」の場合でも排出量が 0.05kg に近い値の可能性がある。

溶剤用途以外の排出係数の算出に用いた取扱量について、調査段階：877 件（取扱量が格段に大きい用途分類#43 及び#47 を除いた）、工業的使用段階：2,828 件のデータを整理すると、取扱量の分布は、調査では 877 件中 460 件（53%）、使用では 2,828 件中 1,874 件（66%）が 1～10 トン未満の範囲に集中していた（図表 IV-8 8 参照）。



図表 IV-8 8 ライフサイクルステージ別の取扱量の分布（取扱量調査結果から）

そのため、PRTR 対象物質の一般的な取扱量を 1～10 トンと仮定した場合、排出量 0 と届け出た事業所の排出係数は $0.05\text{kg 未満} \div 1 \sim 10 \text{ トン} = 5 \times 10^{-5}$ 未満と想定される。

これらの推算結果に、排出量推計における過小評価の回避という観点を加え、大気及び水域の第①区分（大気<1Pa、水域<10mg/L）の排出係数の下限値として、 10^{-5} オーダーの値を用いることとした。原則として、大気又は水域への排出がほとんどないと考えられる化学物質が該当する詳細用途分類には 1×10^{-5} 、その他の詳細用途分類には 5×10^{-5} をそれぞれ下限値として設定した。なお、例外的に、大気への排出係数（調査段階）等には、 1×10^{-6} を下限値として設定している場合がある。

ii) データの無い用途分類、詳細用途分類への準用

調査段階においては、調査メーカーにおける化学物質の取り扱い方（操作方法）は類似性が大きく、いくつかのグループに分けられるとの考えからすべての用途分類を図表 IV-8

9に示すように A～C の 3 種類の調合の仕方に分けて、データが無い用途については、同一グループ内で操作の類似性の大きい用途分類の排出係数を準用することとした。

図表 IV-89 調合段階での排出係数の準用の考え方

種類	考え方	用途分類/詳細用途分類コード
A	小分け、配合	01,02-09,10,11,24-26,28,29,33-35,38-40,42-44,46-47
B	配合(配合により機能が大幅に変わるもの)	12-23,27,30-32,36,37,41,45
C	高分子化合物(樹脂)	15a,16a,17a,23a,24a,25a,27a,b,28a,40c,
—	分類不可	98

工業的使用段階でも国内データが無く、EU-TGD A-table の値をそのまま用いなければならないケースも少なくないため、調合段階の準用の考え方を工業的使用段階にも拡大適用して、我が国の実態により近いデータで補正している。ただし、工業的使用段階は調合段階に比べて、用途ごとの操作の類似性が小さいので、排出係数の準用は慎重に行わなければならない。

ここでは準用の考え方の拡大適用を説明する。ただし、以下の例示の詳細用途はモデル表示であって、実際には準用が行われているわけではないことに留意されたい。

準用の方法の1つ目は、同一用途分類内における詳細用途分類間での準用で、図表 IV-90 に示した形である。この場合、用途番号#05 内で、詳細用途番号#05-a に PRTR 等から算出した排出係数のデータがあり、#05-b には無い場合に#05-a の値の準用が行われる。

図表 IV-90 同一用途分類内における詳細用途分類間での準用 (#05-a→#05-b)

05	a					
	b					
	c					
	z					

準用の方法の2つ目は、同一詳細用途分類名の間における準用で、図表 IV-91 に示した形である。この場合、詳細用途番号#05-b と#08-a が同じ詳細用途分類名であるような場合に準用が行われる(例えば、どちらも安定剤など)。ただし、この場合でも準用する用途分類間の操作の類似性を考慮した。

図表 IV-91 同一詳細用途分類名の間における準用 (#05-b→#08-a)

05	a					
	b					
	c					
	z					
08	a					
	b					
	c					
	z					

準用の方法の3つ目は、類似用途分類間における準用で、図表 IV-9 2 に示した形である。このような準用は例えば用途番号#06 において全くデータが無く、EU-TGD A-table を採用せざるを得ない場合には、類似の用途・詳細用途番号#05-b の準用が適用される。

ただし、以上の3つの方法において、用途分類間の操作が類似していない場合は準用を行っていない。

図表 IV-9 2 類似用途分類間における準用 (#05-b→#06-a, #06-b)

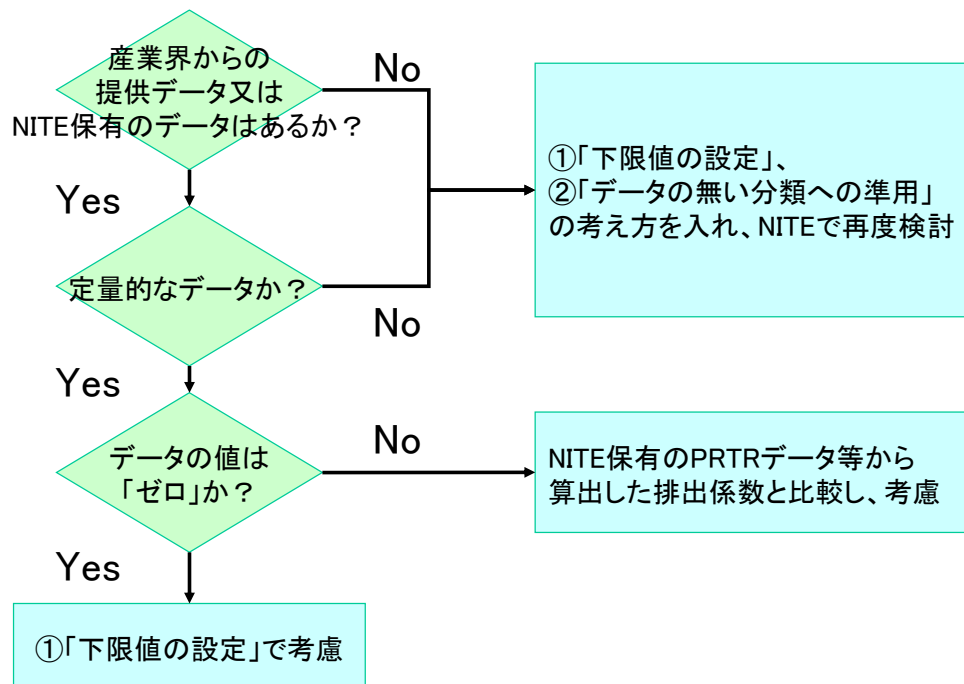
05	a					
	b					
	c					
	z					
06	a					
	b					
	c					
	z					

(3) 産業界からのデータ等による補正

さらに、第3段階としてA-table排出係数をできる限り我が国の排出係数に補正するため、産業界を対象に排出係数に関するヒアリング調査とウェブ上からの意見募集を実施し、その結果をA-table排出係数及びPRTRデータ等から算出した排出係数と比較して反映させた(図表 IV-8 2 の③参照)。

産業界から提供頂いた排出係数の採用フローは図表 IV-9 3 のようになる。その際、産業界からの提供情報の扱いとして、まず「最大」「加重平均」の記載が無ければ、「加重平均」とみなした。また、「0(ゼロ)」以外は、NITE 保有の PRTR データ等から算出した排出係数の値と同等とみなし、併せて考慮し、排出係数の値を更新した。「0(ゼロ)」の場合は、基本的には、0 を採用せず、設定した下限値に置き換えた(前述)。さらに、複数の業界団

- 1 体から同じ詳細用途の分類に提供頂いた場合の優先度として、その分類、ライフサイクル
- 2 ステージを所管する業界団体の意見を中心に置き、他の業界団体の意見を傍証とした。
- 3



図表 IV-9 3 産業界からの提供データの採用フロー

PRTR データ等から算出した排出係数（IV.7.4.2 (2)）及び産業界からの提供データ（IV.7.4.2 (3)）を用いた排出係数の補正は以下の考え方で行った。

- (ア) PRTR データ等から算出した排出係数又は産業界からの提供データがある場合は、これらのデータを基に EU-TGD A-table を簡易化した表（IV.7.4.4 (1)参照）の右側に対応する A-table の排出係数（本表では記載を省略）を修正し、さらに値を丸めて最大値、加重平均値と分けて整理した。
- (イ) PRTR データ等から算出した排出係数と産業界からの提供データに大きな乖離がある場合は、原則 PRTR データ等から算出した排出係数を優先した。
- (ウ) 蒸気圧及び水溶解度の区分間の排出係数の傾きについては、PRTR データ等から算出した排出係数又は産業界からの提供データが複数ある場合は基本的にその傾きに従い、データが単独若しくは無い場合は EU-TGD A-table の傾きと準用が可能と判断できる他の詳細用途分類の傾きを参考に設定した。
- (エ) 加重平均値については、PRTR データ等から算出した排出係数又は産業界からの提供データがある場合は、その最大値と加重平均値の比率を基に設定した。PRTR データ等から算出した排出係数及び産業界からの提供データが無い場合は、最大値と加重平均の排出係数を溶剤用途と溶剤以外の用途間について算術平均化した際の比率（図表 IV-9 4）を参考に、A-table を最大値として換算し、専門家判断を加味して設定した。

図表 IV-9 4 溶剤用途と溶剤以外の用途間について算術平均化した際の
最大値と加重平均値の排出係数の比率

	大気							
	調合段階				工業的使用段階			
	排出係数一覧表の中で PRTRデータで 補正可能な 排出係数の数	補正可能な排出係数の 用途間の算術平均値		最大／加重平均	排出係数一覧表の中で PRTRデータで 補正可能な 排出係数の数	補正可能な排出係数の 用途間の算術平均値		最大／加重平均
		最大	加重平均			最大	加重平均	
溶剤用途 (#02～#09)	15	2.E-02	5.E-03	5	27	9.E-01	4.E-01	2
溶剤以外の用途 (#10～#47)	53	4.E-03	1.E-04	30	89	1.E-01	1.E-02	10
用途全体 (#02～#47)	68	9.E-03	1.E-03	8	116	3.E-01	1.E-01	3
	水域							
	調合段階				工業的使用段階			
	排出係数一覧表の中で PRTRデータで 補正可能な 排出係数の数	補正可能な排出係数の 用途間の算術平均値		最大／加重平均	排出係数一覧表の中で PRTRデータで 補正可能な 排出係数の数	補正可能な排出係数の 用途間の算術平均値		最大／加重平均
		最大	加重平均			最大	加重平均	
溶剤用途 (#02～#09)	18	5.E-04	3.E-05	20	28	1.E-02	3.E-04	40
溶剤以外の用途 (#10～#47)	48	2.E-03	1.E-04	10	92	1.E-01	2.E-02	6
用途全体 (#02～#47)	66	1.E-03	1.E-04	10	120	1.E-01	2.E-02	6

日本版の排出係数一覧表を作成するにあたって、PRTR データ及び産業界からの提供データを基に EU-TGD の A-table の排出係数を補正するという形をとったが、検討時の PRTR 対象物質は 354 物質でそれらの用途も限られている。今回利用した PRTR 等から算出した排出係数データは、合計で約 9,000 件、取扱量調査で得られるデータ（約 61,000 件）の約 15%に過ぎない。また、業界団体へのヒアリング調査により、排出係数に係る貴重なデータが得られたが、排出係数 0（ゼロ）の扱いなどの課題もあった。業界ヒアリングデータ等が集積される際には課題に対処しつつ、排出係数の見直しを実施する必要がある。

IV.7.4.3 ライフサイクルステージごとの排出係数の設定作業とその考え方

製造段階、調合段階、工業的使用段階、家庭用・業務用使用段階及び長期使用段階の排出係数の設定方法を以下に述べる。

(1) 製造段階の排出係数

化学物質の「製造段階」については、用途との関係が薄いことから、製造された化学物質の物理化学的性状区分（蒸気圧、水溶解度）だけに対応して排出係数を設定している。この排出係数の値については、EU-TGD A-table の値を用いず、図表 IV-8 2 に沿って PRTR データ及び産業界へのヒアリング調査結果に基づいて我が国の実態を反映した排出係数を設定した。

(2) 調合段階の排出係数

化学物質の「調合段階」については、調合された調剤の詳細用途と調合される化学物質の物理化学的性状区分（蒸気圧、水溶解度）に対応して排出係数を設定している。この排出係数の値については、原則として A-table 排出係数を用いず、図表 IV-8 2 に沿って PRTR データや産業界データ等の直接的データに基づいた補正と「下限値」、「準用」及び「換算」によって我が国の実態を反映した排出係数を設定した。

排出係数の「準用」は、直接的データが得られなかった詳細用途の排出係数を設定するにあたり、A-table 排出係数をそのまま用いるよりも、用途分類内及び用途分類間における化学物質に係る操作、管理の類似性に基づいて排出係数を準用した方が我が国の実態を反映しやすいとの考えに基づいている。具体的には、図表 IV-9 5 に示すように、調合段階の用途をその調合操作の類似性に基づいて I から IV にグループ化し、原則として同じグループの用途分類内及び用途分類間で準用を行った。各用途分類のグループは図表 IV-1 2 7 から図表 IV-1 3 0 の調合段階の右端「準用」の欄に記入し、準用元を 123abc のように数字で用途番号、アルファベットで詳細用途番号を示した。

なお、後述の工業的使用段階においては、用途分類間の操作の類似性が調合段階より低いと考えられるので、可能な限り用途分類内準用とした。

「下限値」の設定は、排出が全くない（排出係数=0）ということはある得ないとの考え方から、図表 IV-9 6 に示す 1～3 の 3 種類の下限値を、詳細用途の物理化学的性状区分 1（大気、水域の最小物性値区分）に設定した。PRTR 排出量が 0 として届け出られる最大排出量（0.05kg 未満／年、即ち、四捨五入して 0.1kg 未満／年）と PRTR 届出事業者の届出物質の取扱量の幾何平均（約 10t／事業者／年）から算出される排出係数を「下限値 2」とし、取扱量が PRTR 届出す所切り値（1t／年）の場合を「下限値 3」（下限値の最大値）とした。また、合成樹脂については調合段階における大気への排出に限定して「下限値 1」を設定した（例外設定：#10-b 及び #40-c はイオン交換樹脂の工業的使用段階における大気への排出にも設定した）。

直接的データが無く、適当な準用が困難な場合における排出係数の設定方法「A-table 排出係数から排出係数への換算」については、以下の IV.7.4.3 (3) 工業的使用段階の項で述べる。

特定の用途においては 2 段階の調合段階が存在するものがある。例えば、詳細用途 #22-a の香料（洗浄剤用）は、香料メーカーの調香（調合段階 1）と洗浄剤メーカーにおける洗浄剤への配合（調合段階 2）があるので、別々の排出係数を設定した。その他に、#130-h のセメント添加剤、#47-b,c,d の燃料添加剤、燃焼改良剤、氷結防止剤・着臭剤についても 2 段階の調合段階を設定した（図表 IV-1 9、図表 IV-2 0 を参照）。

図表 IV-9 5 調合段階における排出係数の準用範囲

用途のグループ	調合操作の内容
I	単純混合や小分けの操作。
II	薬剤（樹脂以外）の混合等によって機能が大幅に変わる配合操作で、例えば、塗料、インキ、洗浄剤、火薬、セメント等を製造する操作。
III	合成樹脂に添加剤等を配合してマスターバッチ、塗料、インキ等を製造するときの合成樹脂の取り扱い操作。
IV	その他（未分類）の操作。

図表 IV-9 6 下限値の設定

下限値の種類	下限値の設定（原則として蒸気圧及び水溶解度の区分1）
1	合成樹脂の調合段階における大気への排出は下限値 0.000001 とした。 樹脂の蒸気圧は一般の化学物質に比べてさらに低いので A-table (3.11A) の排出係数／蒸気圧の傾向に沿わせて下限値 2 の 1/5 とした。
2	合成樹脂の使用段階における大気への排出、及び全詳細用途において、PRTR データ又は業界データからの排出係数が 0 の場合は下限値を 0.000005 (=0.05kg/10t ; 10t は事業者取扱量幾何平均) とした。
3	全詳細用途において、下限値 2 の準用が困難と考えられる時は下限値を 0.00005 (0.05kg/1 t ; 1t は PRTR 届出すそ切り取扱量) とした。

(3) 工業的使用段階の排出係数

化学物質の「工業的使用段階」については、図表 IV-8 2 に沿って A-table 排出係数を土台に PRTR データ等の直接的データに基づいた補正、「換算」及び「下限値」、さらに操作の類似性に基づく「準用」によって我が国の実態を反映した排出係数を設定した。なお、工業的使用段階の排出係数の値は、環境媒体別の合計が 1 を超える場合があるが、取扱量より排出量が大きくなならないように正規化して 1 を超えない値になるように調整して排出量の推計に用いている。

環境媒体別排出係数の合計が 1 を超える場合の排出係数[/年]

式 IV-15

=大気（若しくは水域）排出係数[/年] / （大気排出係数[/年]+水域排出係数[/年]）

工業的使用段階（及び調合段階）において PRTR データや産業界データ等の直接的データが無く、適当な準用が困難な詳細用途の場合は、類似用途グループにおける PRTR データの最大値と加重平均値の比率の幾何平均値より設定した換算係数を用いて、A-table 排出係数を土台に排出係数を設定した。具体的には以下に示す手順で行った。

まずは、当該用途に関連する産業での化学物質の取扱いプロセス及び取扱い者の管理レベ

1 ルの類似性に基づいて、用途を図表 IV-9 7 に示すように分類した。特に工業的使用段階に
2 おいては①から④のグループに細分化した。次に、グループごとの PRTR データの最大値
3 (突出したデータを削除した連続的なデータ群の最大値) と加重平均値の比率の幾何平均
4 値から近似的に換算倍率(n)を設定した。その際に、A-table 排出係数の値はワーストケース
5 の排出を想定しているため、PRTR データの最大値と同等とみなして、詳細用途の排出係
6 数=A-table 排出係数/n で算出した。

7 なお、図表 IV-1 2 7 から図表 IV-1 3 0 において、用途グループ①から④は工業的使用
8 段階の右端「換算」の欄に記入し、換算によって排出係数を設定した用途には「A/n」で表
9 示した。例えば「A/1」又は「A/10」は、A-table 排出係数の値をそのまま又は 1/10 倍して
10 排出係数として用いたことを示す。

図表 IV-9 7 A-table 排出係数から排出係数への換算倍率の設定

【調査】

用途 グループ	大気			水域		
	データ 数	最大値／加重平均値 比率の範囲 [幾何平均]	幾何平均値 からの 換算倍率(n)	データ 数	最大値／加重平均値 比率の範囲 [幾何平均]	幾何平均値 からの 換算倍率(n)
溶剤 (#02～#09)	16	1.58～22.4[5.12]	5	5	3.40～67.4[15.0]	10
溶剤以外 (#10～#47)	32	1.22～150.4[13.9]	10	21	1.03～162.5[14.7]	10

【使用】

溶剤 (#02～#09)	39	1.09～38.0[2.97]	5	18	3.55～156.4[35.2]	25
溶剤以外 (#10～#47)	50	1.43～176.4[18.5]	用途グループ をさらに細分	54	1.16～177.9[14.6]	用途グループ をさらに細分

溶 剤 以 外 (#10 ～ #47)	用途グル ープ①	5	4.20～19.3[9.7]	10	3	5.79～14.0[9.8]	10
	用途グル ープ②	22	1.43～176.9[16.2]	10	28	1.16～170.7[12.6]	10
	用途グル ープ③	23	1.83～168.7[24.7]	20	23	2.17～177.9[18.8]	20
	用途グル ープ④	0		(1.0)	0		(1.0)

(1) 幾何平均値算出にあたって最大値／加重平均値比率の値が突出しているデータ(200倍以上)は削除した。

(2) 用途グループ

- ① 取り扱い又は使用環境が密閉系で、使用者の管理レベルの影響が小さい用途： #36, #42, #43, #47
- ② 使用環境が半閉鎖系で、管理レベルの分布が比較的小さい用途： #10, #12, #18, #19, #22-a, #24, #25, #26, #27, #28, #37, #38, #39, #40
- ③ 使用環境が半開放系で、管理レベルの分布が比較的大きい用途： #11, #15, #16, #17, #23, #29, #30, #31, #32, #33, #34, #35, #41, #46
- ④ 機能発揮の過程でほぼ全量排出される薬剤が該当する用途
又は使用環境の違いによる影響を殆ど受けない用途： #13, #14, #20, #21, #22-b～d, #44, #45

(4) 家庭用・業務用での使用段階の排出係数及び下水処理場等での除去率

「家庭用・業務用での使用段階」としては、その主たる用途が工業的使用ではない 5 つの用途 (#13, 14, 20, 22, 47) を設定した。なお、これら 5 つの用途以外の用途にも従たる用途としての家庭用・業務用使用が存在するが、その場合については家庭用・業務用使用

段階の排出係数は設定せず、その使用量だけを主たる用途である工業的使用に統合して取り扱うこととした。ただし、家庭用・業務用使用からの排出量が工業的使用からの排出量に対比して無視できないこともあり得る。そのような場合には評価Ⅱ又は評価Ⅲ以降で考慮することとした。

これらの内 4 つの用途は開放系での使用であり、その排出係数は用途と物理化学的性状データ（蒸気圧、水溶解度）に応じて、A-table の排出係数と PRTR 届出外排出量推計手法で用いられている排出係数¹を参考にして設定した。

この排出係数のうち水域への排出係数の意味するところは下水処理場等²への排出係数であり、他のライフサイクルステージで定義されている水域（すなわち河川）への排出係数と異なる³。したがって、排出量の推計にあたっては下水処理場等での除去率を加味して補正される。

この補正は、評価段階によって適用する手法が異なる。

評価Ⅰにおいては、優先評価化学物質の中で化審法の生分解性試験による良分解性判定結果が得られている物質については、一般化学物質等のスクリーニング評価と同様に、下水処理場等での除去率として 0.67 が加味される。一方、大気への排出後に関しては難分解性物質と良分解性物質とで取扱いに差はつけない。

家庭用・業務用使用であると考えられるこれらの用途分類に該当する一般化学物質すべての除去率をあらかじめ整備しておくことは困難であるため、EU のリスク評価で用いられている下水処理場モデル Simple Treat⁴で推測された値をデフォルトとして下水処理場での除去率として用いる。その際、良分解性かどうかでその値が異なる設計となっているため、化審法において良分解性判定を受けているかどうかで除去率を乗じるかどうかを区別する。

EU-TGD には、以下の 4 つのパターンに分かれて、除去率が示されている⁵。また、除去率は log Pow (TGD 上では logo と記載) と log H (ヘンリー係数の対数) で示されている。

(ア) No biodegradability

(イ) Inherent biodegradability

(ウ) Ready biodegradability , 10-day window criterion is not fulfilled

(エ) Ready biodegradability , 10-day window criterion is fulfilled

OECD TG301c の試験の結果と説明できるのは (ウ) であり⁶、(ウ) の除去率の範囲は最

¹ 全量排出のため、排出係数の値は 1

² 合併浄化槽と下水処理場が普及している地域（平成 29 年度の汚水処理普及率の全国平均値は 90.9%）については、下水処理場への排出係数となり、残りは水域への排出係数と扱われる。
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000383.html

³ 大気への排出係数については、他のライフサイクルステージ、他の用途分類と同じ扱いである。

⁴ RIVM(1996) Simple Treat 3.0: a model to predict the distribution and elimination of chemicals by sewage treatment plants

⁵ EU (2003) Technical Guidance Document on Risk Assessment Part II p.278-283 “Appendix II Fate of chemicals in a wastewater treatment plant based on the Simple Treat model”

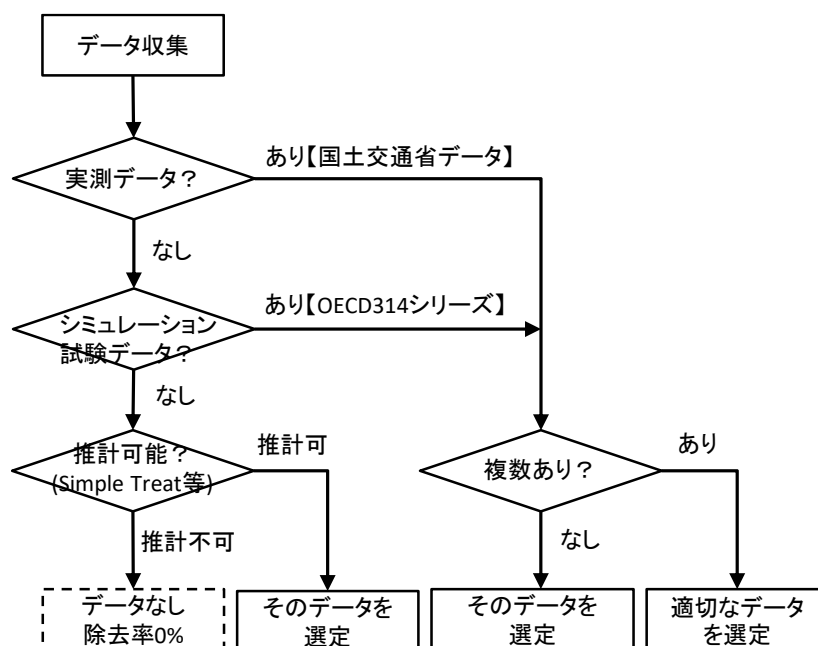
⁶ TG301c には 10-day window の概念は無く、28 日後の分解性を見ている。そのため、10 日後に 60% 以上の分解性が仮に無くても 28 日後にあれば「易分解」とされることから、10-day criterion を満たして

小値 67%、最大値 97%、中央値 82%である。この場合、スクリーニング評価においては log₁₀ とヘンリー係数は用いないため、この中の最小値 67%を用いることとしている¹。なお、(ア) の難分解性判定の場合、除去率の最小値は 0%である。

評価Ⅰにおいては、スクリーニング評価と同じ下水処理場等での除去率 67%を、良分解性判定を経た評価対象物質に対して用いる。難分解性判定又は未判定の評価対象物質については 0%を用いる。

評価Ⅱ以降においては、詳細用途や物理化学的性状等の精査を経た上で、評価Ⅰ同様の下水処理場等での除去率 67%又は 0%を用いてリスク推計Ⅱを行う。

再度「リスク懸念」となるようであれば、別途下水道終末処理施設での除去率を精査する。精査は以下の順で検討する。また、図表Ⅳ-98に選定フローを示す。



図表Ⅳ-98 下水処理場等での除去率の選定フロー

- ① 下水道終末処理施設での実測データが得られるかどうか検討する。
- ② 実測データが得られる場合は、下水道終末処理施設ごとの数値を用いるのか、一律の数値を用いるのか、また、その数値は統計量として最大値を用いるのか、中央値を用いるのか、あるいは幾何平均値を用いるのか等を明記した上で用いる。なお、PRTR 対象物質でもある場合には、PRTR 届出外推計手法²において得られている国

いない場合があると想定されたため、安全側をとって（ウ）としている。

¹ 詳細は、平成 22 年度第 7 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会安全対策部会第 2 回評価手法検討小委員会 第 104 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 「参考資料 3 スクリーニング評価手法の詳細（案）付属資料」の 3.5 良分解性物質の扱いを参照。

² 経済産業省・環境省（2013）平成 23 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法等の詳細 2 1. 下水処理施設に係る排出量

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/h27kohyo/05todokedegai/syousai/21.pdf

- 土交通省のデータ¹の利用を検討する。
- ③ 下水処理場での実測データが得られない場合は、シミュレーション試験データを用いることを検討する。具体的には、OECD テストガイドライン 314 シリーズ「廃水に排出される化学物質の生分解性を評価するシミュレーション試験」のデータの利用を検討する²。
- ④ ②、③のデータが得られない場合は、下水道終末処理施設での除去率を推計する手法が得られるかどうか検討する。得られれば、どのような条件で推定した値であるのか明記した上で用いる。なお、EU-TGD における Simple Treat の他、U.S.EPA の STPWIN^{TM3}、PRTR 届出外推計手法の利用も検討する⁴。
- ⑤ 推計値も得られない場合⁵は、除去率 0%での結果のままであることから、化審法第10条第一項を発出するか評価 III に進めるかを検討する。

下水処理除去率を用いる対象となる暴露シナリオは、図表 IV-9 9 に示した組み合わせが考えられる。

図表 IV-9 9 下水処理除去率を用いる対象となる暴露シナリオ

暴露シナリオ	PRTR 対象物質 ではない場合	PRTR 対象物質 でもある場合
排出源ごとの暴露シナリオ	×	○
水系の非点源シナリオ ⁶	○	○
様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ (広域的・長期的スケールの暴露状況の推計の場合)	○	○
様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ (環境中濃度等の空間的分布の推計の場合)	—	○
残留性の評価	○	○

¹ 国土交通省（2005）下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン（案）平成 17 年度版 資料編 4-2.排出係数（PRTR 届出外推計手法において引用されている文献）
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/prtr/guideline.html>

² 平成 20 年度経済産業省委託研究「化学物質の試験方法開発等報告書」において、「優先評価化学物質について詳細なリスク評価を行う際に、TG314（主に TG314B 及び TG314D）が活用できる可能性が考えられる。」との記載がある。

³ U.S.EPA のウェブサイト Estimation Program Interface (EPI) Suite
<http://www.epa.gov/opptintr/exposure/pubs/episuite.htm>

⁴ なお、PRTR 届出外推計手法で用いた推計値そのものは、評価 II で選定された物理化学的性状の数値と異なる値を用いて推計されている可能性があるため、精査せずにそのまま用いないよう留意されたい。生分解性データの利用についても同様である。

⁵ 高分子化合物など化学物質の構造上や、解離性等の性質上、数値モデルの適用外となった場合が想定される。なお、RIVM(2013) Evaluation of the Simple Treat model において、Simple Treat model の適用対象となる物質の範囲について、医薬品、殺生物剤、界面活性剤といった用途に用いられる物質を例に検討がなされている。この結果については反映できていないため、適宜考慮することとする。

⁶ 必要に応じて、AIST-SHANEL を用いる場合がある。その際、AIST-SHANEL は個々の下水処理場に下水処理除去率をユーザー入力できるため、導出した下水処理除去率に応じて、値を入力する。

(5) 長期使用製品の使用段階の排出係数及び使用期間

「長期使用製品の使用段階（以下、「長期使用段階」という）」については、IV.2.5.3 (3) に記載したとおり、長期使用製品（使用年数が1年超の製品）からの排出量がその他のライフサイクルステージからの排出量と拮抗すると考えられる用途について設定した。したがって、長期使用製品であっても当該化学物質が工業的使用段階で全量排出されたり、別の化学物質に変化して寿命が終わったりすることで製品中に含まれないと考えられる（詳細）用途や、製品が当該化学物質を含有していてもほとんど環境中に排出しないと考えられる製品が主たる（詳細）用途である場合には長期使用段階は設定していない。「IV.7.2 審査のリスク評価に用いる排出係数一覧表」において、数値又は*印を付した詳細用途に設定した。さらに、OECD Emission Scenario Document (ESD)¹ 及び EU REACH 規則におけるガイダンス² において長期使用段階が設定されている詳細用途との整合を図った。

長期使用製品からの排出係数は、事業所からの排出と違い、国ごとの管理の差が生じにくいと考え、国内と海外のデータを同様に採用した。また、長期使用製品中に含まれた化学物質の排出挙動は複雑で、化学物質そのものの物理化学的性状に一義的に対応させるには無理があると考え、また OECD ESD 及び EU REACH 規則におけるガイダンスとの整合も考慮して、むしろ簡略化して環境媒体と詳細用途だけに対応させた。

OECD ESD 及び EU REACH 規則におけるガイダンスでは単年度の排出係数とともに、この排出係数を使用年数分足し合わせた $\sum_{n=1}^{\text{使用年数}}$ 単年度排出係数(n年)に相当する部分を使用期間全体での排出係数（以下、ここでは「総排出係数」という）と定義して、排出量の算出に併用している³。

このことからわかるように、長期使用段階の総排出係数は他のライフサイクルステージの単年度の排出係数と直接比較することができる利点があるので、長期使用段階には総排出係数を採用することにした。

長期使用段階の排出係数は EU-TGD A-table に記載がなく、我が国の実態調査も不十分な段階にあることから、OECD ESD と業界ヒアリング（#17 船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤と#18 殺生物剤 1[成形品に含まれ出荷されるもの]に対するヒアリング）から得られた実態に基づいて総排出係数を採用した（IV.7.2 (4)）。例えば、#17 における水域への長期使用段階の排出係数は海域（内湾）への総排出係数であり、#18 の長期使用段階の総排出係数は無機系抗菌剤についての値である。

一方、デフォルト値である EU REACH 規則におけるガイダンスに記載された総排出係数は採用せず*で示した。これらは長期使用段階において化学物質の排出が想定されるも

¹ OECD Publications on Chemicals Exposure Assessment (ESD No.1~29)

<http://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/emissionsscenariodocuments.htm>

² ECHA (2010) Guidance on Information Requirements and Chemical Safety Assessment
Chapter R.16: Environmental Exposure Estimation
Chapter R.17: Estimation of exposure from articles

³ OECD ESD No.3 EMISSION SCENARIO DOCUMENT ON PLASTIC ADDITIVES

$F_{\text{service life}}$ = emission factor over service life (又は over lifetime) = 総排出係数としている。

1 のの、現段階では長期使用段階の排出係数を設定していない詳細用途であって、今までの
2 調査によって文献値及び業界公開データからの推算値が得られているものもあるが、デー
3 タ数が不十分であるため調査を継続して、長期使用製品の使用に係るリスク評価を行う段
4 階で排出係数の設定を行う。また、現段階で既に設定されている排出係数についても産業
5 界等のデータによって我が国の実態を反映させる検討が必要である。さらに、詳細用途番
6 号 y, z の排出係数は、y, z の具体的用途の記載内容に応じて、当該ライフサイクルステージ
7 からの排出が想定される用途かどうかを検討するとし、§ と示した。排出が想定される場
8 合は*と同様の扱いとする。

9 使用期間は OECD ESD にも記載が少なく、EU REACH 規則におけるガイダンスではデ
10 フォルト値が設定されているだけであるので、業界団体からの提供データ、企業及び業界
11 団体と地方公共団体等のウェブサイトや資料に公表されている製品寿命又は使用年数及び
12 独立行政法人 国立環境研究所の「製品使用年数データベース LiVES (Lifespan database
13 for Vehicles, Equipment, and Structures)」¹ の使用年数を調査した。さらに、必ずしも実
14 際の使用期間とは言えないが「減価償却資産の耐用年数等に関する省令²」別表第一 機械及
15 び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表からの法定耐用年数も参考として調査した。
16 以上の調査結果を図表 IV-100 にまとめた。この一覧は旧用途番号（二桁）が記載されて
17 おり、用途及び詳細用途も改訂前の名称になっていることに留意が必要である。

18
19 使用期間については、社会のライフスタイルの変化に影響を受けるため、我が国の実態
20 調査を継続し、新たな情報が入手された場合は比較検討して見直しを行う必要がある。

¹ 国立環境研究所「製品使用年数データベース LiVES」(2011 年調べ)

<http://www.nies.go.jp/lifespan/index.html>

² 財務省 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (2011 年調べ)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

1

図表 IV-100 長期使用製品の使用年数の対照

コード	用途	コード	詳細用途	(3)減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表		(2)国研研・製品使用年数 データベースLIVES		(1)業界等調査データ(業界、使用者基準、OECD)		平均的年数
				耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	対象	
11	着色剤								プラスチックに準じる	20
15	塗料、コーティング剤	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	(構築物) (建物) (合成樹脂造りのもの)	(コーティング樹脂を想定)	10	20	60、30	鋼構造物用塗膜(一般環境、塩害環境)	10
		i	塗膜の機能性					10(3~30)	一般用塗膜	
		j	塗膜の機能性					15、5(2~10)	[無機] 抗菌、防カビ	
17	船底塗料	a b	樹脂、防汚剤					10(3~20)	耐火・防火、防汚、遮熱、防水、帯電防止、等	3
18	殺生物剤1	a	防カビ、抗菌、防腐					3	樹脂・防汚剤[日本塗料工業会]	15
20	殺生物剤3	c	シロアリ駆除剤					15、5(1~10)	[無機] 塗膜防カビ剤、木材防腐剤、抗菌住宅設備等	5
22	消臭剤	c	消臭剤					5	駆除剤[日本しろあり対策協会]	5
23	接着剤、粘着剤、シーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	(構築物) (建物)	(合成樹脂造りのもの) (合成樹脂造りのもの)	10	20	5	消臭性塗膜、VOC吸着分解塗膜	5
								20(5~70)	シーリング材(有機系、無機系)	20
25	合成繊維、繊維処理剤	a	成形品基材(合成繊維、不織布)	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 家庭用品 遊具、スポーツ器具等	3	6	1~10	外壁接着剤	10
		j		建物	飲食店用 店舗用 事務所用 その他	20	22 24 15	5~30	建材[建築・設備維持保全推進協会の評価基準]	
27	プラスチック、プラスチック添加剤	(~z)	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体)	構築物	合成樹脂造りのもの	10		3~6	OECD No7 ESD: 衣料品、寝具、家庭用リネン	20
		c		船舶法第四条~第十九条の適用を受ける	強化プラスチック船(FRP)	7		OECD No7 ESD: カーペット、ブラインド、目よけ、テント	繊維製品のクリーニング事故賠償基準[ク業界][短め?]	
		(a~z)						5(5~7)	抗菌・消臭繊維	
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	a~z						20(5~50)	一般用途樹脂	10
29	皮革処理剤							30(10~50)	硬質PVC	
44	建設資材添加物(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	a	表面硬化剤	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	34	47 50 38	2~20、30	OECD No3 ESD	
		e	防水剤		れんが造、ブロック造	38	38 41 34	3、5(3~20)	合成皮革(ホリケタン、PVC)、事故賠償基準[クリーニング業界]	30
					鉄骨鉄筋コンクリート造	80	75 60 60	15(1~30)	フィルム・シート(一般樹脂及び農ビ以外の軟質PVC)	
30	ガラス、ぼうろ、セメント	gh		構築物	コンクリート造	40	30 15 40	2(1~2)	農業用軟質PVCフィルム・シート	
31	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	h			れんが造、ブロック造	50	25 40	5(5~10)	タイヤ[日本自動車タイヤ協会](タイヤ≧80%/ゴム)	5
				器具及び備品	舗装道路及び舗装路面	15		10	機器備え付け基礎部材ゴム	
33	金属製造加工用資材			建物	金風造のもの(薄い<3mm)	19	19 22 17	>60	充電ゴム	
32	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	a b	原料・添加剤(砥石、摩擦材、固体潤滑剤)	構築物	金風造のもの(薄い<3mm)	15	30	7(5)	皮革のクリーニング事故賠償基準(合成繊維と同じとする)	10
				工具	切削工具	2		30(5~70)	表面強化剤(有機系~無機系=コンクリート並)[建築業協会]	
36	絶縁油	b f	別表第二	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	34	47 50 38	30(30~70)	防水剤(コンクリート並=酸性条件~普通条件)[建築業協会]	
38	電気・電子材料	a		建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	80	75 60 60	65	*建築物のLC評価用データ集	30
		c		構築物	コンクリート造	40	30 15 40	30~50	鉄筋コンクリート[官庁営繕]	
		d			れんが造、ブロック造	50	25 40	20~45	セメント+大理石粉[MELGA*]~[官庁営繕]	
		e		器具及び備品	舗装道路及び舗装路面	15		30~65	便器・洗面器(陶器)[MELGA、官庁営繕]	
		f		建物	金風造のもの(薄い<3mm)	19	19 22 17	25~30	硝子(陶磁器、セラミックス)	
		b		構築物	金風造のもの(薄い<3mm)	15	30	20		
		a~z		工具	切削工具	2		7	摩擦材(自動車ブレーキ)	
								20	固体潤滑剤(ドライフィルム)	
								2	砥石	
		d	光導波路材料(光ファイバ)	構築物	電気通信事業用のもの	10		7(5~20)	変圧器の絶縁油(劣化防止:なし~あり)	
39	電池材料(一次、二次電池)	ab		建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	34	47 50 38	20(15~25)	汎用高圧機器(変圧器、電磁遮断器、等)	20
				構築物	コンクリート造	40	30 15 40	20(15~25)	コンデンサ[CASBEE]	
					れんが造、ブロック造	50	25 40	20(15~30)	光ファイバー	
				器具及び備品	舗装道路及び舗装路面	15		20(15~30)	絶縁材料(ケーブル)[電線工・絶縁電線専門委員会]	
				建物	金風造のもの(薄い<3mm)	19	19 22 17	10(8~10)	封止材(LED用)	
				構築物	金風造のもの(薄い<3mm)	15	30	10(10~20)	電子記憶媒体	
				工具	切削工具	2		10(10~)	半導体(有機~無機)	
								10(10~13)	家電製品	
39	電池材料(一次、二次電池)	ab		建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	34	47 50 38	6.5	ラジオ・テレビ	10
				構築物	コンクリート造	40	30 15 40	8	冷蔵庫 エアコン	
					れんが造、ブロック造	50	25 40	8.7	洗濯機	
				器具及び備品	舗装道路及び舗装路面	15		10	コピー機、ファックス機	
				建物	金風造のもの(薄い<3mm)	19	19 22 17	8.2	ビデオカメラ	
				構築物	金風造のもの(薄い<3mm)	15	30	7	ビデオカメラ	
				工具	切削工具	2		12	ステレオ、オーディオ	
								12.3	ディスプレイ	
								7	プリンター	
								6.5	携帯電話	
39	電池材料(一次、二次電池)	ab		建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	34	47 50 38	2	固定電話	10
				構築物	コンクリート造	40	30 15 40	7	DVDプレーヤー	
					れんが造、ブロック造	50	25 40	4.2	カセットプレーヤー	
				器具及び備品	舗装道路及び舗装路面	15		10	照明器具	
				建物	金風造のもの(薄い<3mm)	19	19 22 17	12.5	光ファイバーケーブル	
				構築物	金風造のもの(薄い<3mm)	15	30	14.4		
				工具	切削工具	2		14.6		
39	電池材料(一次、二次電池)	ab		建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	34	47 50 38	10.9	電池	10
				構築物	コンクリート造	40	30 15 40	3(2~3)	Liイオン電池(高充電密度:PO用、携帯電話用)	
					れんが造、ブロック造	50	25 40	10(5~10)	Liイオン電池(低充電密度:自転車~自動車用)	
				器具及び備品	舗装道路及び舗装路面	15		10	ニッケル水素電池(ハイブリッド車プリウス用)	
				建物	金風造のもの(薄い<3mm)	19	19 22 17	20(15~25)	アルカリ蓄電池(建物設備用)	
				構築物	金風造のもの(薄い<3mm)	15	30	5(2~15)	鉛蓄電池(自動車・自転車用~無停電電源供給装置用)	
				工具	切削工具	2				

2

1 IV.7.4.4 排出係数設定の考え方に基づいた結果

2 (1) EU-TGD A-table の簡略化結果

3 IV.7.4.2 (1)に示した排出係数の設定の流れにおける最初の作業である「EU-TGD A-table
4 の簡略化」については、従前の結果¹を利用しているため、旧用途番号・用途分類について
5 の化審法の各用途分類・詳細用途分類と EU-TGD A-table の関係を図表 IV-101～図表
6 IV-126に示す²。この一覧は旧用途番号（二桁）が記載されており、現在廃止した用途分
7 類が含まれ、また、新たに追加された用途分類が含まれていないことに留意が必要である。

8

9 図表 IV-101 製造段階（大気）

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	EU-TGD A-table 該当箇所		
				Table	MC/ Type	Conditions
製 造						
0	その物質自体の製造	※製造段階からの排出係数は、用途に依存しない		A1.1	1c	

10

11

12

13

14

¹ 平成26年6月26日に「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス(Ver.1.0)」
(厚生労働省・経済産業省・環境省)

第IV章 排出量推計 Ver.1.1

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/04_tech_guidance_iv_haisyutsuryou_v_1_1_141204.pdf

² これらの図表で示されている MC/Type の欄の MC は、EU-TGD A-table からそのまま引用している。
一方で、図表 IV-84 も EU-TGD から引用である。両者はそれぞれアラビア数字とローマ数字で表現
が異なっているが同じ意味であることに留意されたい。

1 図表 IV-102 調合段階（大気）その1

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	EU-TGD A-table 該当箇所		
				Table	MG/ Type	Conditions
中 間 物						
01	中間物	a	合成原料、重合原料、前駆重合体	A2.1	3	
		b	重合開始剤			
		z	その他			
溶 剤						
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷 インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	A2.1	3	
		b	塗料剥離剤	A2.1	3	
		c	ワニス用溶剤	A2.1	3	
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	A2.1	3	
		e	印刷インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ溶剤、インキ洗 浄剤	A2.1	3	
		f	殺生物剤用溶剤	A2.1	3	
		z	その他			
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	A2.1	3	
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	A2.1	3	
		c	接着用溶剤	A2.1	3	
		d	シーリング材用溶剤	A2.1	3	
		z	その他			
04	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤（塩素系）	A2.1	1b	
		z	その他			
05	クリーニング洗浄用溶剤 《洗濯業での用途》	a	ドライクリーニング溶剤	A2.1	1b	
		b	染み抜き剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤	A2.1	1b	
		z	その他			
06	その他の洗浄用溶剤 [#04.05を除く]	a	フォトレジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤	A2.1	1b	
		z	その他			
07	工業用溶剤 [#02-06の溶剤を除く]	a	合成反応用溶剤	A2.1	1b	
		b	紡糸用溶剤、製膜用溶剤	A2.1	1b	
		c	抽出溶剤、精製溶剤	A2.1	1b	
		d	希釈溶剤	A2.1	1b	
		z	その他			
08	エアゾール用溶剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤	A2.1	3	
		z	その他			
09	その他の溶剤	z	その他の溶剤			

2
3
4

1

図表 IV-103 調合段階（大気）その2

溶 剤 以 外						
10 化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	A2.1	3		
	b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤（脱臭補助剤等）	A3.11	1A		Vap.<1, Boiling point≥300
	c	乳化剤、分散剤	A2.1	3		
	d	重合調節（停止）剤、重合禁止剤、安定剤	A2.1	3		
	e	光学分割剤	A2.1	3		
	z	その他				
11 着色剤（染料、顔料、色素、色材）	a	着色剤（染料、顔料、色素、色材）	A2.1	3		
	b	蛍光増白剤	A2.1	3		
	c	発色剤、発色補助剤	A2.1	3		
	z	その他				
12 水系洗浄剤1 《工業用途》	a	石鹼、洗剤（界面活性剤）	A2.1	3		
	b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A2.1	3		
	c	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（消泡剤等）	A2.1	3		
	d	防錆剤	A2.1	3		
	z	その他				
13 水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》	a	石鹼、洗剤、ウインドウナシャー液（界面活性剤）	A2.1	3		
	b	柔軟剤（界面活性剤）	A2.1	3		
	c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A2.1	3		
	d	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等）	A2.1	3		
	z	その他				
14 ワックス（床用、自動車用、皮革用等）	a	ワックス	A2.1	3		
	b	乳化剤、分散剤	A2.1	3		
	z	その他				
15 塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	A3.11	1A		Vap.<1, Boiling point≥300
	b	着色剤（染料、顔料、光輝剤）	A2.1	3		
	c	熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー、バインダー成分	A2.1	3		
	d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A2.1	3		
	e	可塑剤、充填剤	A2.1	3		
	f	安定化剤（酸化防止剤等）	A2.1	3		
	g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤	A2.1	3		
	h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	A2.1	3		
	i	腐食防止剤、防錆剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A2.1	3		
	j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤	A2.1	3		
	z	その他				
	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	A3.11	1A		Vap.<1, Boiling point≥300
16 印刷インキ、複写用薬剤（トナー等） [筆記用具、レジストインキ用を含む]	b	着色剤（染料、顔料、色素）、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顔色剤	A2.1	3		
	c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤、重合開始剤	A2.1	3		
	d	可塑剤、充填剤	A2.1	3		
	e	安定化剤（酸化防止剤等）	A2.1	3		
	f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤	A2.1	3		
	g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤	A2.1	3		
	h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤	A2.1	3		
	i	乾燥促進剤、湿潤剤	A2.1	3		
	z	その他				
	a	防汚剤用樹脂[添加剤も含む]	A3.11	1A		Vap.<1, Boiling point≥300
	b	船底塗料用防汚剤	A2.1	1c		
	c	漁網用防汚剤	A2.1	1c		
	z	その他				
17 船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂[添加剤も含む]	A3.11	1A		Vap.<1, Boiling point≥300
	b	船底塗料用防汚剤	A2.1	1c		
	c	漁網用防汚剤	A2.1	1c		
	z	その他				
18 殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤（細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤）	A2.1	1c		
	b	展着剤、乳化剤	A2.1	1c		
	z	その他				
19 殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの] 《工業用途》	a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）	A2.1	1c		
	b	ガス滅菌剤、熏蒸剤、燻煙剤	A2.1	1c		
	c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤	A2.1	1c		
	d	展着剤、乳化剤	A2.1	1c		
	z	その他				
20 殺生物剤3 《家庭用・業務用の用途》	a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）	A2.1	1c		
	b	燻煙剤：紙用防虫剤	A2.1	1c		
	c	シロアリ駆除剤、防蟻剤	A2.1	1c		
	d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤	A2.1	1c		
	e	非農耕地用除草剤	A2.1	1c		
	f	展着剤、乳化剤	A2.1	1c		
	z	その他				
21 火薬類 [煙火を含む]	a	火薬、爆薬、火工品[21-bを除く]、煙火	A2.1	3		
	b	自動車安全部品用ガス発生剤	A2.1	3		
	z	その他				
22 芳香剤、消臭剤	a	香料（洗浄剤用）[22-b,cを除く]	-			【調合段階1】
	b	芳香剤	A2.1	1c		【調合段階2】
	c	消臭剤	A2.1	1c		【調合段階2】
	d	乳化剤、分散剤	A2.1	3		【調合段階2】
	z	その他				
23 接着剤、粘着剤、シーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	A3.11	1A		Vap.<1, Boiling point≥300
	b	バインダー成分（モノマー、プレポリマー、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤）	A2.1	3		
	c	可塑剤、充填剤	A2.1	3		
	d	安定化剤（老化防止剤等）	A2.1	3		
	e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤	A2.1	3		
	f	表面調整剤、分散剤	A2.1	3		
	g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A2.1	3		
	h	難燃剤、導電剤	A2.1	3		
	z	その他				

2

1

図表 IV-104 調合段階（大気）その3

24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	a	感光性・感電子性樹脂(フォトレジスト、印刷版等)	A3.1.1	1.A	Vap.<1, Boiling point ≥300
		b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー	A2.1	3	
		c	感光剤、電子写真感光体、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A2.1	3	
		d	色素形成カプラー(カラー写真用)	A2.1	3	
		e	乳化剤、分散剤	A2.1	3	
		f	定着剤、安定化剤	A2.1	3	
		g	硬化剤、増感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤	A2.1	3	
		h	現像剤、水溶性処理薬品、レジスト剥離剤	A2.1	3	
		z	その他			
25	合成繊維、繊維処理剤 [不織布処理を含む]	a	成形品基材(合成繊維、不織布)	A3.1.1	1.A	Vap.<1, Boiling point ≥300
		b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A2.1	3	
		c	集束剤	A2.1	3	
		d	防炎剤、難燃剤	A2.1	3	
		e	含湿捕強剤、染料固着剤(フィックス剤)	A2.1	3	
		f	帯電防止剤、親水加工剤	A2.1	3	
		g	柔軟仕上げ剤	A2.1	3	
		h	形態安定加工剤	A2.1	3	
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤	A2.1	3	
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤	A2.1	3	
		k	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤	A2.1	3	
		l	洗浄剤、精練洗浄剤(ソーピング剤)、潤滑剤	A2.1	3	
		m	キレート剤	A2.1	3	
		n	漂白剤、脱染剤	A2.1	3	
		o	均染剤、浸透剤、促染剤(染色助剤)、媒染剤、捺染用糊剤	A2.1	3	
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤	A2.1	3	
		q	マーセル化助剤	A2.1	3	
		r	糊抜き剤	A2.1	3	
		z	その他			
26	紙・バルブ薬品	a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A2.1	3	
		b	サイズ剤、定着剤、填料	A2.1	3	
		c	コーティング剤	A2.1	3	
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤	A2.1	3	
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、定着剤(フィックス剤)、防錆剤	A2.1	3	
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤	A2.1	3	
		g	嵩高剤、柔軟剤	A2.1	3	
		h	蒸解薬液、pH調節剤	A2.1	3	
		i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ビッチコントロール剤	A2.1	1.e	
		j	漂白剤、漂白溶剤	A2.1	3	
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤	A2.1	3	
		z	その他			
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	a	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体)	A3.1.1	1.A	Vap.<1, Boiling point ≥300
		b	高吸水性材料	A3.1.1	1.A	Vap.<1, Boiling point ≥300
		c	可塑剤、分散剤	A2.1	3	
		d	安定化剤(酸化防止剤等)	A2.1	3	
		e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤	A2.1	3	
		f	結晶核剤	A2.1	3	
		g	内部滑剤、内部離型剤	A2.1	3	
		h	防曇剤、流滴剤	A2.1	3	
		i	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤	A2.1	3	
		j	外部滑剤、外部離型剤	A2.1	3	
		k	発泡剤、ラジカル発生剤	A2.1	3	
		l	注型用・法型発泡用材料(モノマー、プレポリマー等)	A2.1	3	
		m	硬化剤、架橋剤(FRP用モノマー等)、架橋助剤、増感剤、重合開始剤	A2.1	3	
		n	硬化促進剤	A2.1	3	
		y	その他の添加剤(改質剤等)			
		z	その他			
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	a	成形品基材(エラストマー(合成ゴム))	A3.1.1	1.A	Vap.<1, Boiling point ≥300
		b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性化剤)	A2.1	3	
		c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤	A2.1	3	
		d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤	A2.1	3	
		e	安定化剤(老化防止剤等)	A2.1	3	
		f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤	A2.1	3	
		g	ラテックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤	A2.1	3	
		h	難燃剤、帯電防止剤	A2.1	3	
		i	外部滑剤、外部離型剤	A2.1	3	
		j	発泡剤	A2.1	3	
		k	ゴム再生剤(脱硫剤等)	A2.1	3	
		y	その他の添加剤(改質剤等)			
		z	その他			
29	皮革処理剤	a	なめし剤	A2.1	3	
		b	仕上げ加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等)	A2.1	3	
		c	準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)	A2.1	3	
		z	その他			
30	ガラス、ほうろう、セメント	a	ガラス原料	A2.1	3	
		b	ガラス添加剤(強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等)	A2.1	3	
		c	ガラス加工助剤(離型剤、pH調節剤等)	A2.1	3	
		d	ほうろう原料	A2.1	3	
		e	ほうろう添加剤(絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等)	A2.1	3	
		f	ほうろう加工助剤(中和剤、ニッケル処理剤等)	A2.1	3	
		g	セメント原料	A3.3	3	【調合段階2】
		h	セメント添加剤(混合材、膨張剤、固化剤等)	A2.1 A3.3	3 3	【調合段階1】 【調合段階2】
		z	その他			

2

3

1

図表 IV-105 調合段階（大気）その4

31 陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a	陶磁器原料、耐火物原料、ファインセラミックス原料	A2.1	3	
	b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）	A2.1	3	
	c	成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、分散剤等）	A2.1	3	
	d	滑剤、離型剤	A2.1	3	
	z	その他			
32 研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	a	研削砥石原料、研磨剤原料、摩擦材原料、固体潤滑剤原料	A2.1	3	
	b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤添加剤（バインダー、増粘剤、研磨助剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等）	A2.1	3	
	c	滑剤、離型剤	A2.1	3	
	z	その他			
	z	その他			
33 金属製造加工用資材	a	金属用添加剤（接種剤等）	A2.1	3	
	b	加工助剤（フラックス等）	A2.1	3	
	c	鋳造用粘結剤、鋳造用硬化剤、鋳造用添加剤	A2.1	3	
	d	鋳造用離型剤、鋳造用塗型剤	A2.1	3	
	z	その他			
34 表面処理剤	a	めっき薬剤（皮膜成分原料）	A2.1	3	
	b	めっき浴添加剤（光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等）	A2.1	3	
	c	化成処理薬剤	A2.1	3	
	d	真空めっき（蒸着等）薬剤、溶射処理薬剤	A2.1	3	
	e	表面硬化処理（浸炭、窒化等）薬剤	A2.1	3	
	f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤	A2.1	3	
	g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤	A2.1	3	
	z	その他			
	z	その他			
35 溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	a	溶接フラックス	A2.1	3	
	b	ろう接フラックス（酸化防止剤等）	A2.1	3	
	c	溶接用ガス、溶断用ガス	A2.1	3	
	z	その他			
	z	その他			
	z	その他			
	z	その他			
	z	その他			
36 作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤（エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等）	a	作動油の基油、潤滑油剤の基油	A2.2		UC=29&35
	b	絶縁油の基油	A2.2		UC=29&35
	c	プロセス油の基油	A2.2		UC=29&35
	d	グリース増ちょう剤	A2.2		UC=29&35
	e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤	A2.2		UC=29&35
	f	絶縁油添加剤	A2.2		UC=29&35
	g	プロセス油添加剤	A2.2		UC=29&35
	z	その他			
	z	その他			
	z	その他			
37 金属加工油（切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等）、防錆油	a	水溶性金属加工油の基油	A2.2		UC=29&35
	b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油	A2.2		UC=29&35
	c	水溶性金属加工油添加剤	A2.2		UC=29&35
	d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤	A2.2		UC=29&35
	z	その他			
	z	その他			
38 電気・電子材料 [対象材料等の製造用プロセス材料を含む]	a	磁性材料（#38-fを除く）、導電材料、超電導材料、蛍光体材料	A2.1	3	
	b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料	A2.1	1b	
	c	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料	A2.1	3	
	d	光導波路材料（光ファイバを含む）、光学フィルム材料、電子機器用光材料	A2.1 & A3.1	1b & 1A	Vap.<1, Boiling point≥300
	e	封止材、絶縁材料、シールド材料	A2.1	3	
	f	電子記憶媒体材料（磁性材料、光吸収色素等）	A2.1	3	
	z	その他			
	z	その他			
	z	その他			
	z	その他			
39 電池材料（一次電池、二次電池）	a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料	A2.1	3	
	b	電極材料（活性物質、集電体、バインダー等）、減極剤	A2.1	3	
	z	その他			
40 水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤	A2.1	3	
	b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤	A2.1	3	
	c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜	A3.1.1	1A	Vap.<1, Boiling point≥300
	d	酸化剤、還元剤、pH調整剤	A2.1	3	
	e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤	A2.1	3	
	z	その他			
41 乾燥剤、吸着剤	a	乾燥剤、脱水剤	A2.1	3	
	b	吸着剤（脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等）	A2.1	3	
	c	吸収剤（脱酸素剤等）	A2.1	3	
	z	その他			
42 熱媒体	a	冷媒、冷却剤	A2.1	3	
	b	熱媒、加熱剤	A2.1	3	
	z	その他			
43 不凍液	a	不凍液（LLC等）	A2.1	3	
	b	防錆剤、防食剤	A2.1	3	
	z	その他			
44 建設資材添加剤（コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等）	a	表面硬化剤	A2.1	3	
	b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）	A2.1	3	
	c	離型剤、消泡剤	A2.1	3	
	d	木材補強含浸剤、木質板添加剤	A2.1	3	
	e	防汚剤（#17-b,cを除く）、防水剤、撥水剤	A2.1	3	
	z	その他			
45 散布剤、埋立処分前処理薬剤（融雪剤、土壌改良剤、消火剤等）	a	凍結防止剤（融雪剤等）	A2.1	3	
	b	土壌改良剤、地盤改良剤	A2.1	3	
	c	消火剤	A2.1	3	
	d	人工降雨剤	A2.1	3	
	e	油処理剤	A2.1	3	
	f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤	A2.1	3	
	z	その他			
46 分離・精製プロセス剤 《鉱業、金属製造業での用途》 [抽出・精製溶剤は#07]	a	浮選剤（捕収剤、起泡剤、条件剤）、金属浸出剤	A2.1	3	
	b	凝集剤、分散剤、金属捕捉剤	A2.1	3	
	z	その他			
47 燃料、燃料添加剤	a	燃料	A2.1	1b	
	b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）	A2.1	1b	
	c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン値向上剤、アンチノック剤等）	A2.1	1b	
	d	水結防止剤、着氷剤	A2.1	1b	
	z	その他			
上記以外					
98 その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤			
99 輸出入	a	輸出入			

2

1 図表 IV-106 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（大気）その1

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	EU-TGD A-table 該当箇所		
				Table	MC/Type	Conditions
中 間 物						
01	中間物	a	合成原料、重合原料、前駆重合体	A3.3	3	
		b	重合開始剤	A3.3	3	
		z	その他			
溶 剤						
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷 インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	A3.15		solvent based UC=48
		b	塗料剥離剤	A3.15		solvent based UC=48
		c	ワニス用溶剤	A3.15		solvent based UC=48
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	A3.15		solvent based UC=48
		e	印刷インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ溶剤、インキ洗 浄剤	A3.12	3	for printing and allied process UC=48
		f	殺生物剤用溶剤	A3.1		UC=48
		z	その他			
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	A3.15		solvent based UC=48
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	A3.15		solvent based UC=48
		c	接着用溶剤	A3.15		solvent based UC=48
		d	シーリング材用溶剤	A3.15		solvent based UC=48
		z	その他			
04	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤(塩素系)	A3.16	4	Sol<100
05	クリーニング洗浄用溶剤 (洗濯業での用途)	a	ドライクリーニング溶剤	A3.16	3	Sol<100
		b	染み抜き剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤	A3.16	3	Sol<100
		z	その他			
06	その他の洗浄用溶剤 [#04.05を除く]	a	フォトレジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤	A3.16	4	Sol<100
		z	その他			
07	工業用溶剤 [#02-06の溶剤を除く]	a	合成反応用溶剤	A3.3	3	
		b	紡糸用溶剤、製膜用溶剤	A3.11	ⅢA	UC=48
		c	抽出溶剤、精製溶剤	A3.3	3	
		d	希釈溶剤	A3.3	3	
		z	その他			
08	エアゾール用溶剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤	A3.1		UC=3
09	その他の溶剤	z	その他			
		z	その他の溶剤			

2
3
4

1 図表 IV-107 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（大気）その2

溶 剤 以 外					
10 化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	A3.10	II	UC=43(Catalysts), Wet or Dry
	b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤(脱模補助剤等)	A3.16	2	Sol<100
	c	乳化剤、分散剤	A3.10	I	UC=43(Monomers), Wet or Dry
	d	重合調節(停止)剤、重合禁止剤、安定剤	A3.10	III	UC=43(Initiators etc), Wet or Dry
	e	光学的分散剤	A3.16	2	Sol<100
11 着色剤(染料、顔料、色素、色材)	a	着色剤(染料、顔料、色素、色材)	A3.11	I	UC=10(Pigments), Boiling point≥300
	b	蛍光増白剤	A3.11	I	UC=10(Pigments), Boiling point≥300
	c	発色剤、紫色助剤	A3.11	I	UC=10(Pigments), Boiling point≥300
	d	その他			
	e	その他			
12 水系洗浄剤1 《工業用途》	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)	A3.16	3	Sol>1000
	b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A3.16	3	Sol>1000
	c	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等)	A3.16	3	Sol>1000
	d	防錆剤	A3.16	3	Sol>1000
	e	その他			
13 水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》	a	石鹼、洗剤、ウインドウシェー液(界面活性剤)	A4.1		UC=50
	b	柔軟剤(界面活性剤)	A4.1		UC=47
	c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A4.1		UC=8
	d	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等)	A4.1		UC=9,11
	e	その他			
14 ワックス(床用、自動車用、皮革用等)	a	ワックス	A4.1		UC=8, household products
	b	乳化剤、分散剤	A4.1		UC=50
	c	その他			
15 塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	A3.15		UC=47,52,55 Solvent based
	b	着色剤(染料、顔料、光顔料)	A3.15		UC=10
	c	熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー、バインダー成分	A3.15		UC=47,52,55 Solvent based
	d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A3.15		UC=47,52,55 Solvent based
	e	可塑剤、充填剤	A3.15		UC=20 Solvent based
	f	安定化剤(酸化防止剤等)	A3.15		UC=47,52,55 Solvent based
	g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、親水性改良剤	A3.15		UC=52 Solvent based
	h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	A3.15		UC=50 Water based
	i	腐食防止剤、防錆剤、防霉剤、防カビ剤、抗菌剤	A3.15		UC=14
	j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤	A3.15		UC=47,52,55 Solvent based
	k	その他			
	l	その他			
	m	その他			
16 印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジンインキ用を含む]	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	A3.12	2	for printing and allied processes Default, Vap.<100
	b	着色剤(染料、顔料、色素)、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顔色剤	A3.12	2	for printing and allied processes UC=10&45
	c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤、重合開始剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	d	可塑剤、充填剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	e	安定化剤(酸化防止剤等)	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	i	乾燥促進剤、湿潤剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	j	その他			
	k	その他			
	l	その他			
	m	その他			
17 船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂(添加剤も含む)	A3.15		UC=47,52,55 Vap.<10
	b	船底塗料用防汚剤	A3.15		UC=14
	c	漁網用防汚剤	A3.15		UC=14
18 殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]	a	殺菌剤、殺虫剤、防霉剤、防カビ剤、抗菌剤(細菌増殖抑制剤、木材の防霉剤、防蟻剤)	ESD No.2		wood preservative, automated spraying scenario, Vap.0.5~1.25, Vap.>2.5 <300/unknown
	b	展着剤、乳化剤	ESD No.2		wood preservative, automated spraying scenario, Vap.0.5~1.25, Vap.>2.5 <300/unknown
	c	その他			
	d	その他			
	e	その他			
19 殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの] 《工業用途》	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)	A3.16	3	Sol<100
	b	ガス滅菌剤、熏蒸剤、燻煙剤	A3.1		UC=3
	c	殺菌剤、消毒剤、防霉剤、抗菌剤	A3.16	3	Sol<100
	d	展着剤、乳化剤	A3.16	3	Sol<100
	e	その他			
20 殺生物剤3 《家庭用・業務用の用途》	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)	A4.1		UC=38(pesticide, pets)
	b	繭繻用・紙用防虫剤	A4.1		UC=3
	c	シロアリ駆除剤、防蟻剤	A3.5		UC=39
	d	殺菌剤、消毒剤、防霉剤、防カビ剤、抗菌剤、除菌剤	A4.1		UC=38(pesticide, pets)
	e	非農耕地用除草剤	A3.5		UC=39
	f	展着剤、乳化剤	A4.1		UC=50
	g	その他			
21 火薬類 [煙火を含む]	a	火薬、爆薬、火工品(#21-bを除く)、煙火	A3.8		
	b	自動車安全部品用ガス発生剤	A3.8		
	c	その他			
22 芳香剤、消臭剤	a	香料(洗浄剤用)(#22-b,cを除く)	A3.16	4	Sol<100
	b	芳香剤	A4.1		UC=36
	c	消臭剤	A4.1		UC=36
	d	乳化剤、分散剤	A4.1		UC=50
	e	その他			

2

3

1 図表 IV-108 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（大気）その3

23	接着剤、粘着剤、シーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	A3.15		UC=55 Vap.<10
		b	バインダー成分(モノマー、プレポリマー、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤)	A3.15		UC=47,52,55
		c	可塑剤、充填剤	A3.15		UC=47,52,55,Solvent based, UC=20
		d	安定化剤(老化防止剤等)	A3.15		UC=47,52,55,Solvent based
		e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤	A3.15		UC=52, Solvent based
		f	表面調整剤、分散剤	A3.15		UC=50, Solvent based
		g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A3.15		UC=14, Solvent based
		h	難燃剤、導電剤	A3.15		UC=47,52,55,Solvent based
		z	その他			
		a	感光性・感電子性樹脂(フォトレジスト、印刷版等)	A3.9 & A5.1	3	Else
		b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー	A3.9 & A5.1	3	Else
		c	感光剤、電子写真感光体、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A3.9 & A5.1	3	Else
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	d	色素形成カプラー(カラー写真用)	A3.9 & A5.1	3	Else
		e	乳化剤、分散剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		f	溶剤、安定化剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		h	現像剤、水溶性処理薬品、レジスト剥離剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		z	その他			
		a	成形品基材(合成繊維、不織布)	A3.11	I A	Vap.<1, Boiling point≥300
		b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A3.14		UC=10, Continuous dyeing, other
		c	集束剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
		d	防炎剤、難燃剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
		e	含浸補強剤、染料固着剤(フィックス剤)	A3.14		UC≠10 Sol<100
		f	帯電防止剤、親水加工剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
25	合成繊維、繊維処理剤 [不織布処理を含む]	g	柔軟仕上げ剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		h	形態安定加工剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
		k	防糸・紡績・繊維油剤、紡糸・紡績・繊維油助剤	A3.14		UC≠10 Sol<100
		l	洗浄剤、繊維洗浄剤(ソーベイング剤)、潤滑剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		m	キレート剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		n	漂白剤、塩素剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		o	均染剤、浸透剤、促染剤(染色助剤)、媒染剤、捺染用糊剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		q	マーセル化助剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		r	糊抜き剤	A3.14		UC≠10 Sol>10,000
		z	その他			
26	紙・パルプ薬品	a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		b	サイズ剤、定着剤、填料	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		c	コーティング剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、定着剤(フィックス剤)、防錆剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		g	嵩高剤、柔軟剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		h	蒸解薬液、pH調節剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ビッチコントロール剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		j	漂白剤、漂白浴安定剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤	A3.12	3	for pulp,paper and board production, All, Sol<100
		z	その他			
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	a	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体)	A3.11	I A	Vap.<1, Boiling point≥300
		b	高吸水性材料	A3.11	I A	Vap.<1, Boiling point≥300
		c	可塑剤、分散剤	A3.11	II A	UC=47, Boiling point≥400, <400/unknown
		d	安定化剤(酸化防止剤等)	A3.11	I A	UC=49, Boiling point<300/unknown
		e	充填剤、希釈剤、ポリマー分散促進剤	A3.11	I A	UC=20, Boiling point<300/unknown
		f	結晶核剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		g	内部滑剤、内部離型剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		h	防曇剤、流滴剤	A3.11	I A	Additives,Boiling point<300/unknown
		i	難燃剤、帯電防止剤、液長変換剤	A3.11	I A	UC=22,7,Boiling point<300/unknown
		j	外部滑剤、外部離型剤	A3.11	IV A	UC=6,Boiling point<300/unknown
		k	発泡剤、ラジカル発生剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		l	注型用・注型発泡用材料(モノマー、プレポリマー等)	A3.11	V B	UC=43
	[#15,16,23,25,28を除く] [着色剤は#11]	m	硬化剤、架橋剤(FRP用モノマー等)、架橋助剤、増感剤、重合開始剤	A3.11	V B	UC=43
		n	硬化促進剤	A3.11	V B	UC=43
		y	その他の添加剤(改質剤等)	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		z	その他	A3.11	V B	UC=43

2

3

1 図表 IV-109 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（大気）その4

28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	a	成形品基材(エラストマー(合成ゴム))	A3.11	I A	Vap.<1, Boiling point≥300
		b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性化剤)	A3.10	III	UC=53, Wet.or.Dry.
		c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤	A3.10	III	UC=53, Wet.or.Dry.
		d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤	A3.11	II A	UC=47, Boiling point≥400, <400/unknown
		e	安定化剤(老化防止剤等)	A3.11	I A	UC=49, Boiling point<300/unknown
		f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		g	ラテックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		h	難燃剤、帯電防止剤	A3.11	I A	UC=22.7, Boiling point<300/unknown
		i	外部滑剤、外部離型剤	A3.11	IV A	UC=6, Boiling point<300/unknown
		j	発泡剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		k	ゴム再生剤(脱硫剤等)	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		y	その他の添加剤(改質剤等)	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300/unknown
		z	その他	A3.11	V B	UC=43
		[着色剤は#11]				
29	皮革処理剤	a	なめし剤	A3.6	All MC's	Sol.<100
		b	仕上げ加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等)	A3.6	All MC's	Sol.<100
		c	準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)	A3.6	All MC's	Sol.<100
		z	その他			
		[着色剤は#11]				
30	ガラス、ほうろう、セメント	a	ガラス原料	A3.3	3	
		b	ガラス添加剤(強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等)	A3.3	3	
		c	ガラス加工助剤(離型剤、pH調整剤等)	A3.3	3	
		d	ほうろう原料	A3.3	3	
		e	ほうろう添加剤(絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等)	A3.3	3	
		f	ほうろう加工助剤(中和剤、ニッケル処理剤等)	A3.3	3	
		g	セメント原料	A3.16	3	Sol.<100
		h	セメント添加剤(混合材、膨張剤、固化剤等)	A3.16	3	Sol.<100
		z	その他			
		[着色剤は#11]				
31	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a	陶磁器原料、耐火物原料、ファインセラミックス原料	A3.16	3	Sol.<100
		b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤(焼結助剤等)	A3.16	3	Sol.<100
		c	成形助剤(バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、分散剤等)	A3.16	3	Sol.<100
		d	滑剤、離型剤	A3.16	3	Sol.<100
		z	その他			
32	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	a	研削砥石原料、研磨剤原料、摩擦材原料、固体潤滑剤原料	A3.16	3	Sol.<100
		b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤添加剤(バインダー、増粘剤、研削助剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等)	A3.16	3	Sol.<100
		c	滑剤、離型剤	A3.16	3	Sol.<100
33	金属製造加工用資材	z	その他			
		a	金属用添加剤(接種剤等)	A3.16	3	Sol.<100
		b	加工助剤(フラックス等)	A3.16	3	Sol.<100
		c	鑄造用粘結剤、鑄造用硬化剤、鑄造用添加剤	A3.16	3	Sol.<100
		d	鑄造用離型剤、鑄造用塗型剤	A3.16	3	Sol.<100
		z	その他			
34	表面処理剤	a	めっき薬剤(皮膜成分原料)	A3.7	3	UC≠29&35
		b	めっき溶添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等)	A3.7	3	UC≠29&35
		c	化成処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
		d	真空めっき(蒸着等)薬剤、溶射処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
		e	表面硬化処理(浸炭、窒化等)薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
		f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
		g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
		z	その他			
		[めっき前処理剤・後処理剤の脱脂・洗浄薬剤は#04金属洗浄剤、#12の水系洗浄剤1]				
35	溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	z	その他			
		a	溶接フラックス	A3.7	3	UC≠29&35
		b	ろう接フラックス(酸化防止剤等)	A3.7	3	UC≠29&35
		c	溶接用ガス、溶断用ガス	A3.8		
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	z	その他			
		a	作動油の基油、潤滑油剤の基油	A3.16	2	Sol.<100
		b	絶縁油の基油	A3.16	2	Sol.<100
		c	プロセス油の基油	A3.11	I A	Additives, Boiling point≥300
		d	グリース増ちょう剤	A3.16	2	Sol.<100
		e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤	A3.16	2	Sol.<100
		f	絶縁油添加剤	A3.16	2	Sol.<100
		g	プロセス油添加剤	A3.11	I A	Additives, Boiling point<300
		z	その他			
	[#37を除く]					
		z	その他			

2

3

1 図表 IV-110 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（大気）その5

37	金属加工油（切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等）、防錆油	a	水溶性金属加工油の基油	A3.7		UC=29&35 logHe ≥ 2 0.002 logHe < 2 0.0002
		b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油	A3.7		UC=29&35 logHe ≥ 2 0.002 logHe < 2 0.0002
		c	水溶性金属加工油添加剤	A3.7		UC=29&35 logHe ≥ 2 0.002 logHe < 2 0.0002
		d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤	A3.7		UC=29&35 logHe ≥ 2 0.002 logHe < 2 0.0002
		z	その他			
38	電気・電子材料 [対象材料等の製造用プロセス材料を含む] [絶縁油は#36]	a	磁性材料（#38-fを除く）、導電材料、超電導材料、蛍光体材料	A3.4	3	
		b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料	A3.4	3	
		c	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料	A3.4	3	
		d	光導波路材料（光ファイバを含む）、光学フィルム材料、電子機器用光材料	A3.4	3	
		e	封止材、絶縁材料、シールド材料	A3.4	3	
		f	電子記憶媒体材料（磁性材料、光吸収色素等）	A3.4	3	
		z	その他			
39	電池材料（一次電池、二次電池）	a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料	A3.4	3	
		b	電極材料（活物質、集電体、導電剤、バインダー等）、減極剤	A3.4	3	
		z	その他			
40	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤	A3.16	3	Sol>1000
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤	A3.16	3	Sol>1000
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜	A3.16	2	Sol<100
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤	A3.16	3	Sol>1000
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤	A3.16	3	Sol>1000
		z	その他			
		z	その他			
41	乾燥剤、吸着剤	a	乾燥剤、脱水剤	A3.16	3	Sol<100
		b	吸着剤（脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等）	A3.16	3	Sol<100
		c	吸収剤（脱酸素剤等）	A3.16	3	Sol<100
		z	その他			
42	熱媒体	a	冷媒、冷却剤	A3.16	2	Sol<100
		b	熱媒、加熱剤	A3.16	2	Sol<100
		z	その他			
43	不凍液	a	不凍液（LLC等）	A4.1		UC=5
		b	防錆剤、防食剤	A4.1		UC=5
		z	その他			
44	建設資材添加物（コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等）	a	表面硬化剤	A3.16	3	Sol<100
		b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）	A3.16	3	Sol<100
		c	離型剤、消泡剤	A3.16	3	Sol<100
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤	A3.16	3	Sol<100
		e	防汚剤（#17-b,cを除く）、防水剤、撥水剤	A3.16	3	Sol<100
		z	その他			
		z	その他			
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤（融雪剤、土壌改良剤、消火剤等）	a	凍結防止剤（融雪剤等）	A3.16	4	Sol<100
		b	土壌改良剤、地盤改良剤	A3.16	4	Sol<100
		c	消火剤	A3.16	4	Sol<100
		d	人工降雨剤	A3.16	4	Sol<100
		e	油処理剤	A3.16	4	Sol<100
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤	A3.16	4	Sol<100
		z	その他			
46	分離・精製プロセス剤 《鉱業、金属製造業での用途》 [抽出・精製溶剤は#07]	a	浮選剤（捕収剤、起ほう剤、条件剤）、金属浸出剤	A3.16	3	Sol<100
		b	凝集剤、分散剤、金属捕捉剤	A3.16	3	Sol<100
		z	その他			
47	燃料、燃料添加剤	a	燃料	A3.8		
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）	A3.8		
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン値向上剤、アンチノック剤等）	A3.8		
		d	氷結防止剤、着臭剤	A3.8		
		z	その他			
上記以外						
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤			
99	輸出入	a	輸出入			

2
3
4

1
2
3
4
5

図表 IV- 1 1 1 製造段階（水域）

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	EU-TGD A-table 該当箇所		
				Table	MC/ Type	Conditions
製 造						
0	その物質自体の製造	※製造段階からの排出係数は、用途に依存しない		A1.1	1c	

1 図表 IV-112 調合段階（水域）その1

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	EU-TGD A-table 該当箇所		
				Table	MC/Type	Conditions
中 間 物						
01	中間物	a	合成原料、重合原料、前駆重合体			
		b	重合開始剤	A2.1		
		z	その他			
溶 剤						
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷 インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	A2.1		
		b	塗料剥離剤	A2.1		
		c	ワニス用溶剤	A2.1		
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	A2.1		
		e	印刷インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ溶剤、インキ洗 浄剤	A2.1		
		f	殺生物剤用溶剤	A2.1		
		z	その他			
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	A2.1		
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	A2.1		
		c	接着剤用溶剤	A2.1		
		d	シーリング材用溶剤	A2.1		
		z	その他			
04	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤(塩素系)	A2.1		
		z	その他			
05	クリーニング洗浄用溶剤 《洗濯業での用途》	a	ドライクリーニング溶剤	A2.1		
		b	染み抜き剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤	A2.1		
		z	その他			
06	その他の洗浄用溶剤 [#04.05を除く]	a	フットレジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤	A2.1		
		z	その他			
07	工業用溶剤 [#02-06の溶剤を除く]	a	合成反応用溶剤	A2.1		
		b	紡糸用溶剤、製膜用溶剤	A2.1		
		c	抽出溶剤、精製溶剤	A2.1		
		d	希釈溶剤	A2.1		
		z	その他			
08	エアゾール用溶剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤	A2.1		
		z	その他			
09	その他の溶剤	z	その他の溶剤			

2
3
4

1

図表 IV-113 調合段階（水域）その2

溶 剤 以 外					
10	化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	A2.1	
		b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤（脱膜補助剤等）	A3.11	I A
		c	乳化剤、分散剤	A2.1	
		d	重合調節（停止）剤、重合禁止剤、安定剤	A2.1	
		e	光学分割剤	A2.1	
		z	その他		
11	着色剤（染料、顔料、色素、色材） [#12,13,15,16,25,26,29を除く]	a	着色剤（染料、顔料、色素、色材）	A2.1	
		b	蛍光増白剤	A2.1	
		c	発色剤、発色助剤	A2.1	
		z	その他		
12	水系洗浄剤1 《工業用途》 [#25,26を除く]	a	石鹼、洗剤（界面活性剤）	A2.1	
		b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A2.1	
		c	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（消泡剤等）	A2.1	
		d	防錆剤	A2.1	
		z	その他		
13	水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》	a	石鹼、洗剤、ウインドウシェー液（界面活性剤）	A2.1	
		b	柔軟剤（界面活性剤）	A2.1	
		c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A2.1	
		d	ビルダー（キレート剤、再付着防止剤等）、添加（補助）剤（酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等）	A2.1	
		z	その他		
14	ワックス（床用、自動車用、皮革用等）	a	ワックス	A2.1	
		b	乳化剤、分散剤	A2.1	
		z	その他		
15	塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	A3.11	I A
		b	着色剤（染料、顔料、光輝剤）	A2.1	
		c	熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー、バインダー成分	A2.1	
		d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A2.1	
		e	可塑剤、充填剤	A2.1	
		f	安定化剤（酸化防止剤等）	A2.1	
		g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤	A2.1	
		h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	A2.1	
		i	腐食防止剤、防錆剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A2.1	
		j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤	A2.1	
		z	その他		
16	印刷インキ、複写用薬剤（トナー等） [筆記用具、レジストインキ用を含む]	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	A3.11	I A
		b	着色剤（染料、顔料、色素）、感熱色素、蛍光増白剤、顔色剤	A2.1	
		c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤、重合開始剤	A2.1	
		d	可塑剤、充填剤	A2.1	
		e	安定化剤（酸化防止剤等）	A2.1	
		f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤	A2.1	
		g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤	A2.1	
		h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤	A2.1	
		i	乾燥促進剤、湿潤剤	A2.1	
		z	その他		
17	船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂[添加剤も含む]	A3.11	I A
		b	船底塗料用防汚剤	A2.1	
		c	漁網用防汚剤	A2.1	
		z	その他		
18	殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤（細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤）	A2.1	
		b	展着剤、乳化剤	A2.1	
		z	その他		
19	殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの]	a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）	A2.1	
		b	ガス滅菌剤、熏蒸剤、燻煙剤	A2.1	
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤	A2.1	
		d	展着剤、乳化剤	A2.1	
		z	その他		
20	殺生物剤3 《家庭用・業務用の用途》	a	不快害虫用殺虫剤（害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤）	A2.1	
		b	繊維用・紙用防虫剤	A2.1	
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤	A2.1	
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤	A2.1	
		e	非農耕地用除草剤	A2.1	
		f	展着剤、乳化剤	A2.1	
		z	その他		
21	火薬類 [煙火を含む]	a	火薬、爆薬、火工品[#21-bを除く]、煙火	A2.1	
		b	自動車安全部品用ガス発生剤	A2.1	
		z	その他		
22	芳香剤、消臭剤	a	香料（洗浄剤用）[#22-b,cを除く]	IFRA A2.1	【調合段階1】 【調合段階2】
		b	芳香剤	A2.1	【調合段階2】
		c	消臭剤	A2.1	【調合段階2】
		d	乳化剤、分散剤	A2.1	【調合段階2】
		z	その他		

2

3

4

5

1

図表 IV-114 調合段階（水域）その3

23	接着剤、粘着剤、シーリング材	a.	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	A3.11	1A	
		b.	バインダー成分(モノマー、プレポリマー、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カプリング剤)	A2.1		
		c.	可塑剤、充填剤	A2.1		
		d.	安定化剤(老化防止剤等)	A2.1		
		e.	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤	A2.1		
		f.	表面調整剤、分散剤	A2.1		
		g.	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A2.1		
		h.	難燃剤、導電剤	A2.1		
		z.	その他			
		a.	感光性・感電子性樹脂(フォトレジスト、印刷版等)	A3.11	1A	
		b.	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー	A2.1		
		c.	感光剤、電子写真感光体、光重合開始剤、光酸発生剤、光増感剤	A2.1		
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	d.	色素形成カプラー(カラー写真用)	A2.1		
		e.	乳化剤、分散剤	A2.1		
		f.	定着剤、安定化剤	A2.1		
		g.	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤	A2.1		
		h.	現像剤、水溶性処理薬品、レジスト剥離剤	A2.1		
		z.	その他			
		a.	成形品基材(合成繊維、不織布)	A3.11	1A	
		b.	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A2.1		
		c.	集束剤	A2.1		
		d.	防炎剤、難燃剤	A2.1		
		e.	含浸補強剤、染料固着剤(フィックス剤)	A2.1		
		f.	帯電防止剤、親水加工剤	A2.1		
25	合成繊維、繊維処理剤 [不織布処理を含む]	g.	柔軟仕上げ剤	A2.1		
		h.	形態安定加工剤	A2.1		
		i.	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤	A2.1		
		j.	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤	A2.1		
		k.	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤	A2.1		
		l.	洗浄剤、精練洗浄剤(ソービング剤)、潤滑剤	A2.1		
		m.	キレート剤	A2.1		
		n.	漂白剤、脱色剤	A2.1		
		o.	均染剤、浸透剤、促染剤(染色助剤)、媒染剤、脱染用助剤	A2.1		
		p.	乳化剤、分散剤、消泡剤	A2.1		
		q.	マーセル化助剤	A2.1		
		r.	糊抜き剤	A2.1		
26	紙・パルプ薬品	z.	その他			
		a.	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A2.1		
		b.	サイズ剤、定着剤、填料	A2.1		
		c.	コーティング剤	A2.1		
		d.	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤	A2.1		
		e.	紙力増強剤、歩留向上剤、定着剤(フィックス剤)、防錆剤	A2.1		
		f.	撥水剤、撥油剤、防水加工剤	A2.1		
		g.	嵩高剤、柔軟剤	A2.1		
		h.	蒸解薬液、pH調節剤	A2.1		
		i.	スライムコントロール剤(防腐剤)、ビッチコントロール剤	A2.1		
		j.	漂白剤、漂白浴安定剤	A2.1		
		k.	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤	A2.1		
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	z.	その他			
		a.	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体)	A3.11	1A	
		b.	高吸水性材料	A3.11	1A	
		c.	可塑剤、分散剤	A2.1		
		d.	安定化剤(酸化防止剤等)	A2.1		
		e.	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤	A2.1		
		f.	結晶核剤	A2.1		
		g.	内部滑剤、内部離型剤	A2.1		
		h.	防曇剤、流滴剤	A2.1		
		i.	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤	A2.1		
		j.	外部滑剤、外部離型剤	A2.1		
		k.	発泡剤、ラジカル発生剤	A2.1		
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	l.	注型用・注型発泡用材料(モノマー、プレポリマー等)	A2.1		
		m.	硬化剤、架橋剤(FRP用モノマー等)、架橋助剤、増感剤、重合開始剤	A2.1		
		n.	硬化促進剤	A2.1		
		y.	その他の添加剤(改質剤等)			
		z.	その他			
		a.	成形品基材(エラストマー(合成ゴム))	A3.11	1A	
		b.	加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性剤)	A2.1		
		c.	加硫剤、架橋剤、架橋助剤	A2.1		
		d.	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤	A2.1		
		e.	安定化剤(老化防止剤等)	A2.1		
		f.	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤	A2.1		
		g.	フタックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤	A2.1		
		h.	難燃剤、帯電防止剤	A2.1		
		i.	外部滑剤、外部離型剤	A2.1		
		j.	発泡剤	A2.1		
29	皮革処理剤	k.	ゴム再生剤(脱硫剤等)	A2.1		
		y.	その他の添加剤(改質剤等)			
		z.	その他			
		a.	なめし剤	A2.1		
		b.	仕上げ加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等)	A2.1		
		c.	準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)	A2.1		
		z.	その他			

2

3

1

図表 IV-115 調合段階（水域）その4

30	ガラス、ほうろう、セメント	a.	ガラス原料	A2.1		
		b.	ガラス添加剤(強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等)	A2.1		
		c.	ガラス加工助剤(離型剤、pH調節剤等)	A2.1		
		d.	ほうろう原料	A2.1		
		e.	ほうろう添加剤(塗付け用転写剤、プリント配合薬剤等)	A2.1		
		f.	ほうろう加工助剤(中和剤、ミツケル処理剤等)	A2.1		
		g.	セメント原料	A3.3	All MC's	【調合段階2】 Wet ≥1000t/y, <1000t/y
		h.	セメント添加剤(混合材、膨張剤、固化剤等)	A2.1 A3.3	All MC's	【調合段階1】 【調合段階2】 Wet <1000t/y, ≥1000t/y.
		z.	その他			
31	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a.	陶磁器原料、耐火物原料、ファインセラミックス原料	A2.1		
		b.	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤(焼結助剤等)	A2.1		
		c.	成形助剤(バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、分散剤等)	A2.1		
		d.	溶剤、離型剤	A2.1		
		z.	その他			
32	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	a.	研削砥石原料、研磨剤原料、摩擦材原料、固体潤滑剤原料	A2.1		
		b.	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤添加剤(バインダー、増粘剤、研磨助剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等)	A2.1		
		c.	溶剤、離型剤	A2.1		
		z.	その他			
33	金属製造加工用資材	a.	金属用添加剤(接種剤等)	A2.1		
		b.	加工助剤(フラックス等)	A2.1		
		c.	鑄造用粘結剤、鑄造用硬化剤、鑄造用添加剤	A2.1		
		d.	鑄造用離型剤、鑄造用塗型剤	A2.1		
		z.	その他			
			[金属及び合金の原料は#1、着色剤は#11、表面処理は#34、溶接・ろう接は#35、金属加工油は#37]			
34	表面処理剤	a.	めっき薬剤(皮膜成分原料)	A2.1		
		b.	めっき浴添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等)	A2.1		
		c.	化成処理薬剤	A2.1		
		d.	真空めっき(蒸着等)薬剤、溶射処理薬剤	A2.1		
		e.	表面硬化処理(浸炭、窒化等)薬剤	A2.1		
		f.	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤	A2.1		
		g.	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤	A2.1		
		z.	その他			
			[めっき前処理剤・後処理剤の脱脂・洗浄薬剤は#04金属洗浄剤、#12の水系洗浄剤1]			
35	溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	a.	溶接フラックス	A2.1		
		b.	ろう接フラックス(酸化防止剤等)	A2.1		
		c.	溶接用ガス、溶断用ガス	A2.1		
		z.	その他			
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	a.	作動油の基油、潤滑油剤の基油	A2.2		UC=29&35
		b.	絶縁油の基油	A2.2		UC=29&35
		c.	プロセス油の基油	A2.2		UC=29&35
		d.	グリース増ちょう剤	A2.2		UC=29&35
		e.	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤	A2.2		UC=29&35
		f.	絶縁油添加剤	A2.2		UC=29&35
		g.	プロセス油添加剤	A2.2		UC=29&35
		z.	その他			
			[#37を除く]			
37	金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	a.	水溶性金属加工油の基油	A2.2		UC=29&35
		b.	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油	A2.2		UC=29&35
		c.	水溶性金属加工油添加剤	A2.2		UC=29&35
		d.	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤	A2.2		UC=29&35
		z.	その他			
38	電気・電子材料	a.	磁性材料[#38-(fを除く)、導電材料、超電導材料、蛍光体材料]	A2.1		
		b.	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料	A2.1		
		c.	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料	A2.1		
		d.	光導波路材料(光ファイバを含む)、光学フィルム材料、電子機器用光材料	A2.1 & A3.1	I A	
		e.	封止材、絶縁材料、シールド材料	A2.1		
		f.	電子記憶媒体材料(磁性材料、光吸収色素等)	A2.1		
		z.	その他			
39	電池材料(一次電池、二次電池)	a.	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料	A2.1		
		b.	電極材料(活物質、集電体、導電剤、バインダー等)、減極剤	A2.1		
		z.	その他			

2

1

図表 IV-1 1 6 調合段階（水域）その5

40	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤	A2.1	1 A
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤	A2.1	
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜	A3.11	
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤	A2.1	
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤	A2.1	
		z	その他		
		41	乾燥剤、吸着剤	a	
b	吸着剤（脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等）			A2.1	
c	吸収剤（脱酸素剤等）			A2.1	
z	その他				
42	熱媒体	a	冷媒、冷却剤	A2.1	
		b	熱媒、加熱剤	A2.1	
		z	その他		
43	不凍液	a	不凍液（LLC等）	A2.1	
		b	防錆剤、防食剤	A2.1	
		z	その他		
44	建設資材添加物（コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等）	a	表面硬化剤	A2.1	
		b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）	A2.1	
		c	離型剤、消泡剤	A2.1	
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤	A2.1	
		e	防汚剤（#17-b,cを除く）、防水剤、撥水剤	A2.1	
		z	その他		
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤（融雪剤、土壌改良剤、消火剤等）	a	凍結防止剤（融雪剤等）	A2.1	
		b	土壌改良剤、地盤改良剤	A2.1	
		c	消火剤	A2.1	
		d	人工降雨剤	A2.1	
		e	油処理剤	A2.1	
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤	A2.1	
		z	その他		
46	分離・精製プロセス剤 《鉱業、金属製造業での用途》 [抽出・精製溶剤は#07]	a	浮選剤（捕収剤、起ほう剤、条件剤）、金属浸出剤	A2.1	
		b	凝集剤、分散剤、金属捕捉剤	A2.1	
		z	その他		
47	燃料、燃料添加剤	a	燃料	A2.1	
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）	A2.1	
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）	A2.1	
		d	氷結防止剤、着臭剤	A2.1	
		z	その他		
上記以外					
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤		
99	輸出用	a	輸出用		

2

3

4

1 図表 IV-1 1 7 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（水域）その1

用途 番号 (#)	用 途 分 類	詳細 用途 番号	詳 細 用 途 分 類	EU-TGD A-table 該当箇所				
				Table	MC/Type	Conditions		
中 間 物								
01	中間物	a	合成原料、重合原料、前駆重合体	A3.3		Wet <1000t/y, ≥1000t/y		
		b	重合開始剤	A3.3		Wet <1000t/y, ≥1000t/y		
		z	その他					
溶 剤								
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷 インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	A3.15		solvent based UC=48		
		b	塗料剥離剤	A3.15		solvent based UC=48		
		c	ワニス用溶剤	A3.15		solvent based UC=48		
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	A3.15		solvent based UC=48		
		e	印刷インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ溶剤、インキ洗 浄剤	A3.12	3	for printing and allied process UC=48		
		f	殺生物剤用溶剤	A3.1		UC=48		
		z	その他					
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	A3.15		Water based UC=48		
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	A3.15		Water based UC=48		
		c	接着用溶剤	A3.15		Water based UC=48		
		d	シーリング材用溶剤	A3.15		Water based UC=48		
		z	その他					
04	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤(塩素系)	A3.16	4	Vap.100-1000		
		z	その他					
05	クリーニング洗浄用溶剤 《洗濯業での用途》	a	ドライクリーニング溶剤	A3.16	3	Vap.1000-10000		
		b	染み抜き剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤	A3.16	3	Vap.1000-10000		
		z	その他					
06	その他の洗浄用溶剤 [#04.05を除く]	a	フォトレジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤	A3.16	4	Vap.1000-10000		
		z	その他					
07	工業用溶剤 [#02-06の溶剤を除く]	a	合成反応用溶剤	A3.3	All	<1,000t/y		
		b	紡糸用溶剤、製膜用溶剤	A3.11	III A	UC=48		
		c	抽出溶剤、精製溶剤	A3.3	All	<1,000t/y		
		d	希釈溶剤	A3.3	All	<1,000t/y		
		z	その他					
		08	エアゾール用溶剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤	A3.1		UC=3,surface water
				z	その他			
09	その他の溶剤	z	その他の溶剤					

2

3

4

1 図表 IV-1 1 8 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（水域）その2

溶 剤 以 外					
10 化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	A3.10	II	UC=43(Catalysts), Wet
	b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤(脱模補助剤等)	A3.11& A3.1	I A & 2	
	c	乳化剤、分散剤	A3.10	I	UC=43(Monomers), Wet
	d	重合調節(停止)剤、重合禁止剤、安定剤	A3.10	III	UC=43(Catalysts), Wet
	e	光学分割剤	A3.16	2	Vap.10-100
	z	その他			
11 着色剤(染料、顔料、色素、色材)	a	着色剤(染料、顔料、色素、色材)	A3.11	I	UC=10(Pigments), Boiling point ≥ 300
	b	蛍光増白剤	A3.11	I	UC=10(Pigments), Boiling point ≥ 300
	c	発色剤、発色助剤	A3.11	I	UC=10(Pigments), Boiling point ≥ 300
	z	その他			
		[#12,13,15,16,25,26,29を除く]			
12 水系洗浄剤1 《工業用途》	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)	A3.16	3	Vap.<10
	b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A3.16	3	Vap.<10
	c	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等)	A3.16	3	Vap.<10
	d	防錆剤	A3.16	3	Vap.<10
	z	その他			
13 水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》	a	石鹼、洗剤、フインドウォシャー液(界面活性剤)	A4.1		UC=50
	b	柔軟剤(界面活性剤)	A4.1		UC=47
	c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	A4.1		UC=8
	d	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等)	A4.1		UC=9
	z	その他			UC=11
14 ワックス(床用、自動車用、皮革用等)	a	ワックス	A4.1		UC=8, household products
	b	乳化剤、分散剤	A4.1		UC=50
	z	その他			
15 塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	b	着色剤(染料、顔料、光輝剤)	A3.15		UC=10 Water based
	c	熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー、バインダー成分	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	e	可塑剤、充填剤	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	f	安定化剤(酸化防止剤等)	A3.15		UC=20 Water based UC=47,52,55 Water based
	g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、帯電性改良剤	A3.15		UC=52 Water based
	h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	A3.15		UC=50 Water based
	i	腐食防止剤、防錆剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A3.15		UC=14 Water based
	j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	z	その他			
16 印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジストインキ用を含む]	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	A3.12	2	for printing and allied processes Default, Vap.<100
	b	着色剤(染料、顔料、色素)、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顔色剤	A3.12	2	for printing and allied processes UC=10&45
	c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤、重合開始剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	d	可塑剤、充填剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	e	安定化剤(酸化防止剤等)	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	f	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	i	乾燥促進剤、湿潤剤	A3.12	2	for printing and allied processes Default
	z	その他			
17 船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂[添加剤も含む]	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	b	船底塗料用防汚剤	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	c	漁網用防汚剤	A3.15		UC=47,52,55 Water based
	z	その他			

2

3

1 図表 IV-1 1 9 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（水域）その3

18	殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤(細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤)	ESD No.2		wood preservative, automated spraying scenario, Sol.<0.05~<0.1, Sol.≥0.1
		b	展着剤、乳化剤	ESD No.2		wood preservative, automated spraying scenario, Sol.<0.05~<0.1, Sol.≥0.1
		z	その他			
19	殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの]	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)	A3.16	3	Vap.<10
		b	ガス滅菌剤、熏蒸剤、燻煙剤	A3.1		UC=3
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤	A3.16	3	Vap.<10
		d	展着剤、乳化剤	A3.16	3	Vap.<10
		z	その他			
20	殺生物剤3 《家庭用・業務用の用途》	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)	A4.1		UC=38(pesticide, pets)
		b	織織用:紙用防虫剤	A4.1		UC=3
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤	A3.5		UC=39
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤	A4.1		UC=38(pesticide, pets)
		e	非農耕地用除草剤	A3.5		UC=39
		f	展着剤、乳化剤	A4.1		UC=50
		z	その他			
21	火薬類 [煙火を含む]	a	火薬、爆薬、火工品[#21-bを除く]、煙火	A3.8		
		b	自動車安全部品用ガス発生剤	A3.8		
		z	その他			
22	芳香剤、消臭剤	a	香料(洗浄剤用)[#22-b,cを除く]	A3.16	4	Vap.=1000-10000
		b	芳香剤	A4.1		UC=36(else)Vap.=2500-10000
		c	消臭剤	A4.1		UC=36(else)Vap.=2500-10000
		d	乳化剤、分散剤	A4.1		UC=50
		z	その他			
23	接着剤、粘着剤、シーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	A3.15		UC=47.52.55 Water based
		b	バインダー成分(モノマー、プレポリマー、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤)	A3.15		UC=47.52.55 Water based
		c	可塑剤、充填剤	A3.15		UC=47.52.55,Water based (UC=20)
		d	安定化剤(老化防止剤等)	A3.15		UC=47.52.55,Water based
		e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤	A3.15		UC=52 Water based
		f	表面調整剤、分散剤	A3.15		UC=50 Water based
		g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	A3.15		UC=14 Water based
		h	難燃剤、導電剤	A3.15		UC=47.52.55,Water based
		z	その他			
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	a	感光性・感電子性樹脂(フォトレジスト、印刷版等)	A3.9 & A5.1	3	Else
		b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー	A3.9 & A5.1	3	Else
		c	感光剤、電子写真感光体、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		d	色素形成カプラー(カラー写真用)	A3.9 & A5.1	3	coupler of dye
		e	乳化剤、分散剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		f	定着剤、安定化剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		h	現像剤、水溶性処理薬品、レジスト剥離剤	A3.9 & A5.1	3	Else
		z	その他			
25	合成繊維、繊維処理剤 [不織布処理を含む]	a	成形品基材(合成繊維、不織布)	A3.11	I A	
		b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A3.14		UC=10, Batch, Reactive-cotton.E1=0.303.E2=0.01
		c	集束剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		d	防炎剤、難燃剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		e	含塩増強剤、染料固着剤(フロック剤)	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		f	帯電防止剤、親水加工剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		g	柔軟仕上げ剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		h	形態安定加工剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		k	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		l	洗浄剤、精練洗浄剤(ソービング剤)、潤滑剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		m	キレート剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		n	漂白剤、脱染剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		o	均染剤、浸透剤、促染剤(染色助剤)、媒染剤、脱染用助剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		q	マーセル化助剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		r	糊抜き剤	A3.14		UC≠10, Vap.<100
		z	その他			

2
3
4

1 図表 IV-1 2 0 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（水域）その4

26 紙・パルプ薬品	a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=10, Acid dye, Kation/unknown...
	b	サイズ剤、定着剤、填料	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20
	c	コーティング剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20&31
	d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20&31
	e	紙力増強剤、歩留向上剤、定着剤(フィックス剤)、防錆剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=31
	f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20&31
	g	嵩高剤、柔軟剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20&31
	h	蒸解薬液、pH調節剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20&30
	i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ピッチコントロール剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, Default, Vap.<100
	j	漂白剤、漂白浴安定剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, UC=20&30
	k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤	A3.12	2	for pulp,paper and board production, Default, Vap.<100
	z	その他			
27 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	a	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体)	A3.11	I A	
	b	高吸水性材料	A3.11	I A	
	c	可塑剤、分散剤	A3.11	II A	UC=47
	d	安定化剤(酸化防止剤等)	A3.11	I A	UC=49
	e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤	A3.11	I A	UC=20
	f	結晶核剤	A3.11	I A	Additives
	g	内部滑剤、内部離型剤	A3.11	I A	Additives
	h	防曇剤、流滴剤	A3.11	I A	Additives
	i	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤	A3.11	I A	UC=22.7
	j	外部滑剤、外部離型剤	A3.11	IV A	UC=8
	k	発泡剤、ラジカル発生剤	A3.11	I A	Additives
	l	注型用・注型発泡用材料(モノマー、プレポリマー等)	A3.11	V B	UC=43
	m	硬化剤、架橋剤(FRP用モノマー等)、架橋助剤、増感剤、重合開始剤	A3.11	V B	UC=43
	n	硬化促進剤	A3.11	V B	UC=43
	y	その他の添加剤(改質剤等)			
	z	その他			
	a	成形品基材(エラストマー(合成ゴム))	A3.11	I A	
	b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性剤)	A3.10	III	UC=53, Wet
	c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤	A3.10	III	UC=53, Wet
	d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤	A3.11	II A	UC=47
	e	安定化剤(老化防止剤等)	A3.11	I A	UC=49
	f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤	A3.11	I A	Additives
	g	ラテックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤	A3.11	I A	Additives
	h	難燃剤、帯電防止剤	A3.11	I A	UC=22.7
	i	外部滑剤、外部離型剤	A3.11	IV A	UC=8
	j	発泡剤	A3.11	I A	Additives
	k	ゴム再生剤(脱硫剤等)	A3.11	I A	Additives
	y	その他の添加剤(改質剤等)	A3.11	I A	Additives
	z	その他	A3.11	V B	UC=43
29 皮革処理剤	a	なめし剤	A3.6	2	
	b	仕上げ加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等)	A3.6	2	
	c	準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)	A3.6	2	
	z	その他			

2
3
4

1 図表 IV-1 2 1 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（水域）その5

30 ガラス、ほうろう、セメント	a	ガラス原料	A3.3		Wet ≥1000t/y, ＜1000t/y.
	b	ガラス添加剤(強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等)	A3.3		Wet ≥1000t/y, ＜1000t/y.
	c	ガラス加工助剤(離型剤、pH調節剤等)	A3.3		Wet ≥1000t/y, ＜1000t/y.
	d	ほうろう原料	A3.3		Wet ≥1000t/y, ＜1000t/y.
	e	ほうろう添加剤(絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等)	A3.3		Wet ≥1000t/y, ＜1000t/y.
	f	ほうろう加工助剤(中和剤、ニッケル処理剤等)	A3.3		Wet ≥1000t/y, ＜1000t/y.
	g	セメント原料	A3.16	3	Vap.10-100
	h	セメント添加剤(混合材、膨張剤、固化剤等)	A3.16	3	Vap.10-100
[着色剤は#11]		z	その他		
31 陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a	陶磁器原料、耐火物原料、ファインセラミックス原料	A3.16	3	Vap.100-1000
	b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤(焼結助剤等)	A3.16	3	Vap.100-1000
	c	成形助剤(バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、分散剤等)	A3.16	3	Vap.100-1000
	d	滑剤、離型剤	A3.16	3	Vap.100-1000
	z	その他			
[着色剤は#11、電子用ファインセラミックスは#38]					
32 研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	a	研削砥石原料、研磨剤原料、摩擦材原料、固体潤滑剤原料	A3.16	3	Vap.100-1000
	b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤添加剤(バインダー、増粘剤、研磨助剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等)	A3.16	3	Vap.100-1000
	c	滑剤、離型剤	A3.16	3	Vap.100-1000
	z	その他			
[着色剤は#11]					
33 金属製造加工用資材	a	金属用添加剤(接種剤等)	A3.16	3	Vap.100-1000
	b	加工助剤(フラックス等)	A3.16	3	Vap.100-1000
	c	鋳造用粘結剤、鋳造用硬化剤、鋳造用添加剤	A3.16	3	Vap.100-1000
	d	鋳造用離型剤、鋳造用塗型剤	A3.16	3	Vap.100-1000
	z	その他			
[金属及び合金の原料は#1、着色剤は#11、表面処理は#34、溶接・ろう接は#35、金属加工油は#37]					
34 表面処理剤	a	めっき薬剤(皮膜成分原料)	A3.7	3	UC≠29&35
	b	めっき溶添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等)	A3.7	3	UC≠29&35
	c	化成処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
	d	真空めっき(蒸着等)薬剤、溶射処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
	e	表面硬化処理(浸炭、窒化等)薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
	f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
	g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤	A3.7	3	UC≠29&35
	z	その他			
[めっき前処理剤・後処理剤の脱脂・洗浄薬剤は#04金属洗浄剤、#12の水系洗浄剤]					
[#4-6,12-15,17,25-27,30-32,38,44を除く]					
35 溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	a	溶接フラックス	A3.7	3	UC≠29&35
	b	ろう接フラックス(酸化防止剤等)	A3.7	3	UC≠29&35
	c	溶接用ガス、溶断用ガス	A3.8		
	z	その他			
36 作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	a	作動油の基油、潤滑油剤の基油	A3.16	2	Vap.<10
	b	絶縁油の基油	A3.16	2	Vap.<10
	c	プロセス油の基油	A3.11	I A	Additives,
	d	グリース増ちょう剤	A3.16	2	Vap.<10
	e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤	A3.16	2	Vap.<10
	f	絶縁油添加剤	A3.16	2	Vap.<10
	g	プロセス油添加剤	A3.11	I A	Additives,
	z	その他			
[#37を除く]					
37 金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	a	水溶性金属加工油の基油	A3.7		UC=29&35 Water based +unknown
	b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油	A3.7		UC=29&35 Pure oils
	c	水溶性金属加工油添加剤	A3.7		UC=29&35 Water based +unknown
	d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤	A3.7		UC=29&35 Pure oils
	z	その他			
38 電気・電子材料 [対象材料等の製造用プロセス材料を含む]	a	磁性材料(#38-fを除く)、導電材料、超導材料、蛍光体材料	A3.4	3	
	b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料	A3.4	3	
	c	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料	A3.4	3	
	d	光導波路材料(光ファイバを含む)、光学フィルム材料、電子機器用光材料	A3.4	3	
	e	封止材、絶縁材料、シールド材料	A3.4	3	
	f	電子記憶媒体材料(磁性材料、光吸収色素等)	A3.4	3	
	z	その他			
[絶縁油は#36]					

2

1 図表 IV-1 2 2 工業的使用段階、家庭用・業務用での使用段階（水域）その6

39	電池材料（一次電池、二次電池）	a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料	A3.4	3	
		b	電極材料（活物質、集電体、導電剤、バインダー等）、減極剤	A3.4	3	
		z	その他			
40	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤	A3.16	3	Vap.<10
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤	A3.16	3	Vap.<10
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜	A3.16	2	Vap.<10
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤	A3.16	3	Vap.<10
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤	A3.16	3	Vap.<10
		z	その他			
41	乾燥剤、吸着剤	a	乾燥剤、脱水剤	A3.16	3	Vap.<10
		b	吸着剤（脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等）	A3.16	3	Vap.<10
		z	吸収剤（脱酸素剤等）	A3.16	3	Vap.<10
42	熱媒体	a	冷媒、冷却剤	A3.16	2	Vap.=1000-10000
		b	熱媒、加熱剤	A3.16	2	Vap.<10
		z	その他			
43	不凍液	a	不凍液（LLC等）	A4.1		Surface water,UC=5.35(Car products)
		b	防錆剤、防食剤	A4.1		Surface water,UC=5.35(Car products)
		z	その他			
44	建設資材添加物（コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等）	a	表面硬化剤	A3.16	3	Vap. 10-100
		b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）	A3.16	3	Vap. 10-100
		c	離型剤、消泡剤	A3.16	3	Vap. 10-100
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤	A3.16	3	Vap. 10-100
		e	防汚剤（#17-b,cを除く）、防水剤、撥水剤	A3.16	3	Vap. 10-100
		z	その他			
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤（融雪剤、土壌改良剤、消火剤等）	a	凍結防止剤（融雪剤等）	A3.16	4	Vap.<10
		b	土壌改良剤、地盤改良剤	A3.16	4	Vap.<10
		c	消火剤	A3.16	4	Vap.<10
		d	人工降雨剤	A3.16	4	Vap.<10
		e	油処理剤	A3.16	4	Vap.<10
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤	A3.16	4	Vap.<10
		z	その他			
46	分離・精製プロセス剤 《鉱業、金属製造業での用途》 [抽出・精製溶剤は#07]	a	浮選剤（捕収剤、起泡剤、条件剤）、金属浸出剤	A3.16	3	Vap.<10
		b	凝集剤、分散剤、金属捕捉剤	A3.16	3	Vap.<10
		z	その他			
47	燃料、燃料添加剤	a	燃料	A3.8		
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）	A3.8		
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）	A3.8		
		d	氷結防止剤、着臭剤	A3.8		
		z	その他			
上記以外						
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤			
99	輸出入	a	輸出入			

2
3
4

1

図表 IV-1 2 3 長期使用製品の使用段階（大気・水域）その1

用途 番号 (#)	用途分類	詳細 用途 番号	詳細用途分類	OECD ESD 該当箇所等
中 間 物				
01	中間物	a	合成原料、重合原料、前駆重合体	
		b	重合開始剤	
		z	その他	
溶 剤				
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	
		b	塗料剥離剤	
		c	ワニス用溶剤	
		d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	
		e	印刷インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ溶剤、インキ洗液剤	
		f	殺生物剤用溶剤	
		z	その他	
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	
		b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	
		c	接着剤溶剤	
		d	シーリング材用溶剤	
		z	その他	
04	金属洗浄用溶剤	a	金属洗浄用溶剤(塩素系)	
		z	その他	
05	クリーニング洗浄用溶剤 《洗濯業での用途》	a	ドライクリーニング溶剤	
		b	洗浄液系溶剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤	
		z	その他	
06	その他の洗浄用溶剤 [#04.05を除く]	a	フットレジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤	
		z	その他	
07	工業用溶剤 [#02-06の溶剤を除く]	a	合成反応用溶剤	
		b	防水用溶剤、製膜用溶剤	
		c	抽出溶剤、精製溶剤	
		d	希釈溶剤	
		z	その他	
08	エアゾール用溶剤	a	エアゾール噴射剤、希釈剤	
		z	その他	
09	その他の溶剤	z	その他の溶剤	
溶 剤 以 外				
10	化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	
		b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤(脱臭剤等)	
		c	乳化剤、分散剤	
		d	重合調節(停止)剤、重合禁止剤、安定剤	
		e	氷雪分散剤	
		z	その他	
11	着色剤(染料、顔料、色素、色材)	a	着色剤(染料、顔料、色素、色材)	No.3 Colorants/Pigments
		b	蛍光増白剤	D
		c	発色剤、発色助剤	
		z	その他	
12	水系洗浄剤1 《工業用途》 [#12.13.15.16.25.26.29を除く]	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)	
		b	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	
		c	ヒルター(チレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等)	
		d	防錆剤	
		z	その他	
13	水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》 [#25.26を除く]	a	石鹼、洗剤、ウインドウクリーナー液(界面活性剤)	
		b	赤褐色(汚濁汚染剤)	
		c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤	
		d	ヒルター(チレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等)	
		z	その他	
14	ワックス(床用、自動車用、皮革用等)	a	ワックス	
		b	乳化剤、分散剤	
		z	その他	
15	塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	a	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂	
		b	着色剤(染料、顔料、光増白剤)	D
		c	酸・光硬化剤のモノマー、オリゴマー、バインダー成分	
		d	架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光増感発生剤	
		e	可塑剤、充填剤	D
		f	安定化剤(酸化防止剤等)	D
		g	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤	D
		h	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	D
		i	腐食防止剤、防錆剤、防霉剤、防かび剤、抗菌剤	D
		j	粘着底膜剤、凝集剤、凝集剤、凝集剤	D
		z	その他	
16	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジストインキ用を含む]	a	インキ用樹脂、トナー用樹脂	
		b	着色剤(染料、顔料、色素)、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顔色剤	
		c	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤、重合開始剤	
		d	可塑剤、充填剤	
		e	安定化剤(酸化防止剤等)	
		f	皮膚防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤	
		g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、表面調整剤、造膜助剤	
		h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤	
		i	乾燥促進剤、凝集剤	
		z	その他	
17	船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	a	防汚剤用樹脂(添加剤も含む)	No.13 n.a
		b	船底塗料用防汚剤	
		c	漁網用防汚剤	
		z	その他	
18	殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]	a	殺菌剤、殺虫剤、防霉剤、防かび剤、抗菌剤(細菌増殖抑制剤、木材の防霉剤、防錆剤)	No.3 Preservatives (Organic/ outdoor) (Biocides)
		b	農薬剤、乳化剤	
		z	その他	
19	殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの] 《工業用途》	a	不侵害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)	
		b	ガス滅菌剤、熏蒸剤、燻蒸剤	
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防霉剤	
		d	農薬剤、乳化剤	
		z	その他	

D: デフォルト値: EU REACH規則におけるガイダンスのOutdoorでのデフォルト排出係数の値
n.a: not applicable (適用できず)

2

1

図表 IV-124 長期使用製品の使用段階（大気・水域）その2

20 殺生物剤 《家庭用・業務用の用途》	a	不侵害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)		
	b	機械用・紙用防虫剤		
	c	シロアリ駆除剤、防蟻剤		
	d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤		
	e	非農耕地用除草剤		
	f	農着剤、乳化剤		
	z	その他		
21 火薬類 《煙火を含む》	a	火薬、爆薬、火工品(※21-bを除く)、煙火		
	b	自動車安全部品用ガス発生剤		
	z	その他		
22 芳香剤、消臭剤	a	香料(洗剤用)※22-b,cを除く	-	D
	b	芳香剤		
	c	消臭剤		
	d	乳化剤、分散剤		
	z	その他		
23 接着剤、粘着剤、シーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂		
	b	バインダー成分(モノマー、プレポリマー、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤)	-	D
	c	可塑剤、充填剤	-	D
	d	安定化剤(老化防止剤等)	-	D
	e	皮革処理剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤		
	f	表面調整剤、分散剤		
	g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	-	D
	h	難燃剤、導電剤	-	D
	z	その他		
	z	その他		
24 フォトリソ材料、写真材料、印刷版材料	a	感光性・感電子性樹脂(フォトリソ、印刷版等)		
	b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー		
	c	感光剤、電子写真感光体、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤		
	d	色素形成カラー(カラー写真用)		
	e	乳化剤、分散剤		
	f	定着剤、安定化剤		
	g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤		
	h	現像剤、水溶性処理薬品、レジスト剥離剤		
	z	その他		
	z	その他		
25 合成繊維、繊維処理剤 《不織布処理を含む》	a	成形品基材(合成繊維、不織布)		
	b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	No.7	No.7のデフォルト
	c	集束剤		
	d	防炎剤、難燃剤	No.7	No.7のデフォルト
	e	食塩増強剤、染料固着剤(フィックス剤)		
	f	帯電防止剤、親水加工剤	No.7	No.7のデフォルト
	g	柔軟仕上げ剤		
	h	形態安定加工剤		
	i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤	No.7	No.7のデフォルト
	j	抗菌剤、紫外線防止剤、紫外線吸収剤	No.7	No.7のデフォルト
	k	紡糸・紡績・繊維油剤、紡糸・紡績・繊維油助剤		
	l	洗剤剤、繊維洗剤剤(ソーピング剤)、潤滑剤		
	m	キレート剤		
	n	漂白剤、脱色剤		
	o	均染剤、浸透剤、促進剤(染色助剤)、媒染剤、捺染用助剤		
	p	乳化剤、分散剤、消泡剤		
	q	マーセル化剤		
	r	糊着剤		
	z	その他		
	z	その他		
26 紙・パルプ薬品	a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤		
	b	サイズ剤、定着剤、填料		
	c	コーティング剤		
	d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤		
	e	紙力増強剤、歩留向上剤、定着剤(フィックス剤)、防錆剤		
	f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤		
	g	嵩高剤、柔軟剤		
	h	蒸解薬液、pH調節剤		
	i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ビッチコントロール剤		
	j	漂白剤、漂白浴安定剤		
	k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗剤		
	z	その他		
	z	その他		
27 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤 [※15,16,23,25,28を除く] [着色剤は※11]	a	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体)		
	b	高吸水性材料		
	c	可塑剤、分散剤	No.3	Plasticisers
	d	安定化剤(酸化防止剤等)	No.3	Antioxidants
	e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤	No.3	Fillers
	f	結晶核剤		
	g	内部滑剤、内部離型剤	No.3	D
	h	防曇剤、遮光剤	No.3	D
			No.3	Flame Retardants
	i	難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤	No.3	Anti-Static Agents (Inorganic)
	j	外部滑剤、外部離型剤		
	k	発泡剤、ラジカル発生剤	No.3	Blowing Agents
	l	注型用・注型発泡用材料(モノマー、プレポリマー等)		
	m	硬化剤、架橋剤(FRP用モノマー等)、架橋助剤、増感剤、重合開始剤		
	n	硬化促進剤		
	o	その他の添加剤(改質剤等)	No.3	D
	z	その他		

D: デフォルト値: EU REACH規則におけるガイダンスのOutdoorでのデフォルト排出係数の値
n.a.: not applicable (適用できず)

2

3

4

1

図表 IV-1 2 5 長期使用製品の使用段階（大気・水域）その3

26 合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム加工助剤	a	成形品基材(エラストマー(合成ゴム))	No.6	代替摩擦12%
	b	加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性化剤)	No.6	代替摩擦12%
	c	加硫剤、架橋剤、架橋助剤	No.6	代替摩擦12%
	d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤	No.6	代替摩擦12%
	e	安定化剤(老化防止剤等)	No.6	代替摩擦12%
	f	スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤	No.6	代替摩擦12%
	g	フエックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤	No.6	代替摩擦12%
	h	離型剤、帯電防止剤	No.6	代替摩擦12%
	i	外部滑剤、外部離型剤	No.6	代替摩擦12%
	j	発泡剤	No.6	代替摩擦12%
	k	ゴム再生剤(脱脂剤等)	No.6	代替摩擦12%
	y	その他の添加剤(改質剤等)	No.6	代替摩擦12%
	z	その他		
29 皮革処理剤	a	なめし剤	No.8	n.a
	b	仕上げ加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等)	No.8	n.a
	c	準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等)		
	z	その他		
	z	その他		
30 ガラス、ほうろう、セメント	a	ガラス原料	-	D
	b	ガラス添加剤(強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等)	-	D
	c	ガラス加工助剤(離型剤、pH調節剤等)		
	d	ほうろう原料	-	D
	e	ほうろう添加剤(給付け用乾着剤、フリット配合薬剤等)	-	D
	f	ほうろう加工助剤(中和剤、ニッケル処理剤等)		
	g	セメント原料	-	D
	h	セメント添加剤(混合材、膨張剤、固化剤等)	-	D
	z	その他		
	z	その他		
31 陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a	陶磁器原料、耐火物原料、ファインセラミックス原料	-	D
	b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤(焼結助剤等)	-	D
	c	成形助剤(バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、分散剤等)		
	d	滑剤、離型剤		
	z	その他		
32 研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	a	研削砥石原料、研磨剤原料、摩擦材原料、固体潤滑剤原料	-	D
	b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤添加剤(バインダー、増粘剤、研磨助剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等)	-	D
	c	滑剤、離型剤		
	z	その他		
	z	その他		
33 金属製造加工用資材	a	金属用添加剤(接種剤等)		
	b	加工助剤(フラックス等)		
	c	鋳造用粘結剤、鋳造用硬化剤、鋳造用添加剤		
	d	鋳造用離型剤、鋳造用塗型剤		
	z	その他		
34 表面処理剤	a	めっき薬剤(皮膜成分原料)		
	b	めっき溶添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等)		
	c	化成処理薬剤		
	d	真空めっき(蒸着等)薬剤、溶射処理薬剤		
	e	表面硬化処理(浸炭、窒化等)薬剤		
	f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤		
	g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤		
	z	その他		
	z	その他		
	z	その他		
35 溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	a	溶接フラックス		
	b	ろう接フラックス(酸化防止剤等)		
	c	溶接用ガス、溶断用ガス		
	z	その他		
	z	その他		
36 作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	a	作動油の基油、潤滑油剤の基油		
	b	絶縁油の基油		
	c	プロセス油の基油		
	d	グリース増ちょう剤		
	e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤		
	f	絶縁油添加剤		
	g	プロセス油添加剤		
	z	その他		
	z	その他		
	z	その他		
37 金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	a	水溶性金属加工油の基油		
	b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油		
	c	水溶性金属加工油添加剤		
	d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤		
	z	その他		
38 電気・電子材料 [対象材料等の製造用プロセス材料を含む]	a	磁性材料(#38-1を除く)、受電材料、超電導材料、電光体材料	-	D
	b	半導体材料、有機半導体材料、液晶材料	-	D
	c	誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料	-	D
	d	光導波路材料(光ファイバを含む)、光学フィルム材料、電子機器用光材料		
	e	封止材、絶縁材料、シールド材料	-	D
	f	電子記憶媒体材料(磁性材料、光吸収色素等)	-	D
	z	その他		
	z	その他		
	z	その他		
	z	その他		
39 電池材料(一次電池、二次電池)	a	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料		
	b	電極材料(炭素質、集電体、導電剤、バインダー等)、減極剤		
	z	その他		

D: テファルト値: EU REACH規則におけるガイダンスのOutdoorでのテファルト排出係数の値
n.a: not applicable (適用できず)

2

3

4

1 図表 IV-1 2 6 長期使用製品の使用段階（大気・水域）その4

40	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤		
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤		
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜		
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤		
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱色助剤、イオン交換樹脂再生剤		
		z	その他		
		41	乾燥剤、吸着剤	a	乾燥剤、脱水剤
b	吸着剤（脱色剤、脱臭剤、ガス吸着剤等）				
c	吸収剤（脱脂剤等）				
z	その他				
42	熱媒体	a	冷媒、冷却剤		
		b	熱媒、加熱剤		
		z	その他		
43	不凍液	a	不凍液（LLC等）		
		b	防錆剤、防食剤		
		z	その他		
44	建設資材添加物（コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等）	a	表面硬化剤	-	D
		b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）	c	D
		c	離型剤、消泡剤	c	D
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤	c	D
		e	防汚剤（#17-b,cを除く）、防水剤、撥水剤	c	D
		z	その他		
		z	その他		
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤（融雪剤、土壌改良剤、消火剤等）	a	凍結防止剤（融雪剤等）		
		b	土壌改良剤、地盤改良剤		
		c	消火剤		
		d	人工降雨剤		
		e	油処理剤		
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤		
		z	その他		
46	分離・精製プロセス剤 《鉱業、金属製造業での用途》 〔抽出・精製溶剤は#07〕	a	浮選剤（捕収剤、起泡剤、条件剤）、金属浸出剤		
		b	凝集剤、分散剤、金属捕捉剤		
		z	その他		
47	燃料、燃料添加剤	a	燃料		
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）		
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）		
		d	氷結防止剤、着臭剤		
		z	その他		
上記以外					
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤		
99	輸出用	a	輸出用		

D:デフォルト値:EU REACH規則におけるガイダンスのOutdoorでのデフォルト排出係数の値
n.a.:not applicable (適用できず)

2
3
4

(2) 準用・換算・下限値の適用結果

IV.7.4.2 (2)③～④で説明した「準用」、「換算」、「下限値」の考え方が排出係数一覧表(IV.7.2に掲載)においてどのように適用されているかについて、平成 26 年の Ver1 以降に新たに得られた情報を用いて整理し直し、図表 IV-1 2 7 から図表 IV-1 3 0 に示す。

なお、「図表 IV-8 2 排出係数の設定方法の全体フロー」の②から③における排出係数の補正作業に当たっては、排出量が過小評価にならないように、加重平均値の取扱いは以下のようにした。

(ア) PRTR データの加重平均値による補正においては、数値の有効数字を一桁とし、多くの場合、例えば 1 と 5 に切り上げた。即ち、0.025 は 0.05 に、0.06 は 0.1 にした。

(イ) 換算係数による補正においては、図表 IV-9 7 に示すように、幾何平均値から近似的に換算倍率 (n) を設定する場合は n が小さく (換算で得られた排出係数が大きく) なるようにした。

また、産業界等のデータが得られていない場合には、国などの公的な資料や専門家の判断に基づいて補正を行った。

図表 IV-127 下限値と準用の適用箇所 その1

排出係数の設定根拠

パターン	説明
123abc	PRTRデータ又は業界のデータに基づいて排出係数を設定。(取扱量が大きい作動油#136と燃料#147では下限値以下のデータも採用)。
123abc	同一用途内の他の詳細用途の排出係数を準用。数字は準用元の用途、アルファベットは準用元の詳細用途。詳細は本文参照。
123abc	同一用途内にPRTRデータや業界データ等のデータがなく、他の用途の排出係数を準用。数字、アルファベットは同上。詳細は本文参照。
A/n	PRTRデータや業界データ等のデータがなく、適当な準用も困難なため、EU-TGDのA-tableから換算した排出係数。詳細は本文参照。
	国(NITE)の判断
	排出係数の設定無し

表中の記号等の説明

記号等	記号等の説明
準用	準用可能な用途グループ(I~IV)。詳細は本文参照。
123abc	準用元(数字は準用元の用途、アルファベットは準用元の詳細用途)とabcとあれば詳細用途a、b、cのデータを組合せて排出係数を設定。
換算	EU-TGD A-tableから排出係数を算出する場合の換算倍率を共有する用途グループ(①~④)。詳細は本文参照。
A/n	EU-TGD A-tableから換算倍率(n)を用いて換算した排出係数。排出係数=A-table/n; 詳細は本文参照。
A: 12a	AはEU-TGD A-tableの傾斜(物性に対する排出係数の傾斜)を、12aは詳細用途12aの傾斜を、参考にした。
資	公的資料等を参考にした(OECDのESD、国等の報告書、等)
下1	下限値1(区分1)。樹脂・大気・調合は全て0.000001とした。ただし、イオン交換樹脂の使用段階にも例外的に適用。
下2	下限値2(区分1)。樹脂・大気・使用及びUPRTR又は業界データからの排出係数が0の時は0.000005(=0.05kg/10t; 取扱量幾何平均)とした。
下3	下限値3(区分1)。下限値2の準用が困難と考えられる時は0.000005(=0.05kg/10t; PRTR届出値切り値)とした。
シナリオ	国(NITE)が業界との協議等によって設定したシナリオに基づいた排出係数。例えば: 詳細用途zは用途内最大値。#108-aエアゾール溶媒の大気/水域の分配は1/0。(平)は物性区分に関わらず一定値にした場合で、物性より操作が支配的になるような場合に設定。
※	用途#113、#114、#120、#147-b,c,dは工業的使用段階が無いので、家庭用・業務用使用段階の排出係数である。
*	長期使用段階で排出が想定される用途であるが、排出係数の設定はリスク評価で長期使用製品の使用に係る評価を行う段階で、検討する。

1. 製造段階の排出係数の設定根拠

大気への排出係数 (製造段階)			水域への排出係数 (製造段階)		
用途 番号	(1)		用途 番号	(4)	
製造			製造		

2. 調合段階、工業的使用段階、家庭用・業務用使用段階および長期使用段階の排出係数の排出係数の設定根拠

大気への排出係数 (調合段階)			大気への排出係数 (工業的使用段階)※			水域への排出係数 (調合段階)			水域への排出係数 (工業的使用段階)※			長期使用段階 の排出係数		
用途 番号	(2)	準用	用途 番号	(3)	換算	用途 番号	(5)	準用	用途 番号	(6)	換算	用途 番号	(7)	大気/水域
101a			101a			101a			101a			101a		
b	A/10	I	b	+A	prt	b	A/20	I	b	下2+101a	prt	b		
c			c			c			c			c		
d			d			d			d			d		
e			e			e			e			e		
f	102a		f	102a		f	102a		f	102a		f		
z			z			z			z			z		
102a	+102a		102a	+A/5	A/5	102a	102a+A		102a	102a		102a		
b			b	+A/5		b	102b		b	102b		b		
c			c	+A/5		c	102c		c	102c		c		
d			d	+A/5		d	102d		d	102d		d		
e			e	+A		e	102e+A		e	102e		e		
f	102a		f	102a		f	102a		f	102a		f		
z			z			z			z	シナリオ		z		
103a	+A		103a	+A/5	A/5	103a	+A		103a	103a+A		103a		
b	+103a		b	+A/5		b	103b		b	103b+A		b		
c	103a		c	+A/5		c	103c		c	103c		c		
d	103a		d	103abc		d	103d		d	103d		d		
z			z			z			z			z		
104a	+A	I	104a	+A/5	A/5	104a	104a		104a	+A		104a		
z	104a		z	104a		z	104a		z	104a		z		
105a	104a	I	105a	+A/5	A/5	105a	105a		105a	+A		105a		
b	104a		b	105a		b	105b		b	105b		b		
z			z			z			z			z		
106a	107d	I	106a	106ab+A	A/5	106a	106a		106a	106a		106a		
z	107d		z	106ab+A		z	106a		z	106a		z		
107a	107d	I	107a	+A	A/5	107a	107a		107a	+A		107a		
b	107d		b	107a		b	107b		b	+107e		b		
c	107d		c	+A		c	107c		c	+A		c		
d	+A		d	+A		d	107d		d	107c		d		
z			z			z			z			z		
108a	108a+1		108a	シナリオ	A/5	108a	シナリオ		108a	シナリオ		108a		
新設b	108a	I	新設b	108a		新設b	108b	I	新設b	108b		新設b		
z			z			z			z			z		
109z	シナリオ	I	109z	シナリオ		109z	シナリオ	I	109z	シナリオ		109z		
110a	+A/10	II	110a	+A	②	110a	+A	II	110a	下2		110a		
b	下1		b	下1		b	110a		b	110a		b		
c	110a		c	下2+A/10		c	下3+A		c	下3+110a		c		
d	110a		d	下2+A/10		d	110a		d	下3+110a		d		
e	110a		e	A/10		e	110a		e	110a(下2なし)		e		
z			z			z			z			z		
111a	下2+A		111a	下2+A	③	111a	+A(124+125+126)	I	111a	111a		111a		
b	111a+A		b	111a		b	111a		b	111a		b		
c	111a+A		c	111a		c	111a		c	111a		c		
z			z			z			z			z		

図表 IV-128 下限値と準用の適用箇所 その2

112	a 下2+A b 下2+112a c 下2+A d 112a(下2なし) z	II	112	a 下2+A b 下3+112a c 下3+112a d 下3+112a z	②	112	a +A b +112a c +A d 110a z	II	112	a +A b +A c +A d 112a z	②	112	a +A b +A c +A d 112a z	②	112	a +A b +A c +A d 112a z	②
113	a 112a b 112a(下2なし) c 112a d 112a z	II	113	a シナリオ b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	④	113	a 112a b 112a c 112a d 110a z	II	113	a シナリオ b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	④	113	a シナリオ b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	④	113	a シナリオ b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	④
114	a 110a+115h b 110a+115h z	II	114	a シナリオ b シナリオ z	③	114	a 114a b +A z	II	114	a シナリオ b シナリオ z	③	114	a シナリオ b シナリオ z	③	114	a シナリオ b シナリオ z	③
115	a 下1 b +A/10 c 下2+A/10 d +A/10 e 115a f 115a g 115a h 115a i 115a z	III	115	a 下2 b 下2+115a c 下2 d 下3+115a e 下3+115a f 下3+115a g 下3+115a h 下3+115a i 下2+115a j 下3+115a z	③	115	a 下2+115b-a b 下2+A(115b-a) c 下2+A(115b-a) d 下2+A(115b-a) e 下2+A(115b-a) f 115a g 115a h 115a i 115a z	III	115	a 115a b 下2+115a c 下2+115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i +A j 115a z	③	115	a 115a b 下2+115a c 下2+115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i +A j 115a z	③	115	a 115a b 下2+115a c 下2+115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i +A j 115a z	③
116	a 下1 b 115b c 115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i 115a z	III	116	a 下2 b A/20+116a c 下3+116a d 下3+116a e 下3+116a f 下3+116a g 下3+116a h 下3+116a i 下3+116a z	③	116	a 115a b 115b c 115b d 115b e 115b f 115b g 115b h 115b i 115b z	III	116	a 115a b 115a c 115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i 115a z	③	116	a 115a b 115a c 115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i 115a z	③	116	a 115a b 115a c 115a d 115a e 115a f 115a g 115a h 115a i 115a z	③
117	a 115a+115a b 下2+A/10 c 下2+A/10 z	III	117	a 下2+117a+115a b 117a c 下2 z	③	117	a 115a b 下2+A(117b) c 下2+A(117b) z	III	117	a 115b(via 115a) b 115a c 115a z	③	117	a 115b(via 115a) b 115a c 115a z	③	117	a 115b(via 115a) b 115a c 115a z	③
118	a +A/10 b 118a z	II	118	a A/10 b A/10 z	②	118	a 118a+118b b 118a z	II	118	a A/10 b A/10 z	②	118	a A/10 b A/10 z	②	118	a A/10 b A/10 z	②
119	a 118a b 118a c 118a d 118a z	II	119	a A/10 b シナリオ(A/2) c A/10 d A/10 z	②	119	a 118a b 118a c 118a+119a d 118a z	II	119	a A/10 b シナリオ c A/10 d A/10 z	②	119	a A/10 b シナリオ c A/10 d A/10 z	②	119	a A/10 b シナリオ c A/10 d A/10 z	②
120	a 118a b 118a c 118a d 118a e 118a f 118a z	II	120	a A/1 b A/1 c A/1 d A/1 e A/1 f 120d z	④	120	a 118a+119a b 118a+119a c 118a+119a d 118a+119a e 118a+119a f 118a+119a z	II	120	a A/1 b A/1 c A/1 d A/1 e A/1 f 120d z	④	120	a A/1 b A/1 c A/1 d A/1 e A/1 f 120d z	④	120	a A/1 b A/1 c A/1 d A/1 e A/1 f 120d z	④
121	a 下3+A/10 b 下3+A/10 c 112a d 112a z	II	121	a A/1 b A/1 c 112a d 112a z	④	121	a 下3+A/10 b 下3+A/10 c 112a d 112a z	II	121	a A/1 b A/1 c 112a d 112a z	④	121	a A/1 b A/1 c 112a d 112a z	④	121	a A/1 b A/1 c 112a d 112a z	④
122	(廃止) (廃止) (廃止) (廃止) b 118a(20b) c 118a(20b) d 118a(20b) z	II	122	(廃止) (廃止) (廃止) (廃止) b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	②	122	(廃止) (廃止) (廃止) (廃止) b 118a(20a) c 118a(20a) d 118a(20a) z	II	122	(廃止) (廃止) (廃止) (廃止) b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	②	122	(廃止) (廃止) (廃止) (廃止) b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	②	122	(廃止) (廃止) (廃止) (廃止) b シナリオ c シナリオ d シナリオ z	②
123	a 下1 b 下2 c +123b d 123a e 123a f 下2+123a g 123a h 123a z	III	123	a 下2 b +A c 123a d 123a e 123a f 下2+123a g 下2+123a h 下2+123a z	③	123	a 115a b 下2(123b) c 下2(123b) d 123a e 123a f 下2(123b) g 123a h 123a z	III	123	a 123a b 下2+A c 123a d 123a e 123a f 123a g 123a h 123a z	③	123	a 123a b 下2+A c 123a d 123a e 123a f 123a g 123a h 123a z	③	123	a 123a b 下2+A c 123a d 123a e 123a f 123a g 123a h 123a z	③
124	a 下1 b 下3+A/10 c 下3+A/10 d 下3+A/10 e 下2+A/10 f 下3+A/10 g 下3+A/10 h 下2+A/10 z	I	124	a 下2 b A/10+下2(反応) c A/10+下2(反応) d 124h e 124h f 124h g 124h h 124h z	②	124	a 下2+A/10 b 124h c 124h d 124h e 124h f 124h g 124h h +A z	I	124	a 124h+115a b シナリオ(反応124h/10) c シナリオ(反応124h/10) d 124h e 124h f 124h g 124h h +A z	②	124	a 124h+115a b シナリオ(反応124h/10) c シナリオ(反応124h/10) d 124h e 124h f 124h g 124h h +A z	②	124	a 124h+115a b シナリオ(反応124h/10) c シナリオ(反応124h/10) d 124h e 124h f 124h g 124h h +A z	②

図表 IV-129 下限値と準用の適用箇所 その3

125	a	下1	III	125	a	下2	III	125	a	下2+A/10	III	125	a	A/10	III	125	a	下2+A/10	III
	b	111a+A			b	下2+A			b	25k			b	A/10			b	下2+A	
	c	25fklp			c	A/5(25opの比)			c	25k			c	25h			c	下2+A	
	d	25fklp			d	下2+A			d	25k			d	+A			d	下2+A	
	e	25fklp			e	A/5(25opの比)			e	下2(125dehklp)			e	25d			e	下2+A	
	f	下2+A/10			f	A/5(25opの比)			f	25k			f	25d			f	下2+A	
	g	25fklp			g	25op			g	25k			g	25h			g	下2+A	
	h	25fklp			h	A/5(25opの比)			h	下2(125dehklp)			h	+A(125hlop)			h	下2+A	
	i	25fklp			i	A/5(25opの比)			i	25k			i	25d			i	下2+A	
	j	25fklp			j	A/5(25opの比)			j	25k			j	25d			j	下2+A	
	k	下2+A/10			k	A/5(25opの比)			k	下2(125dehklp)			k	+125d			k	下2+A	
	l	下2+A/10			l	下2+A			l	下2(125dehklp)			l	+A(125hlop)			l	下2+A	
	m	25fklp			m	25op			m	25k			m	25h			m	下2+A	
	n	25fklp			n	25op			n	25k			n	25h			n	下2+A	
	o	25fklp			o	125op(A/5)			o	25k			o	+A(125hlop)			o	下2+A	
	p	下2+A/10			p	125op(A/5)			p	下2(125dehklp)			p	+A(125hlop)			p	下2+A	
	q	25fklp			q	25op			q	25k			q	25h			q	下2+A	
	r	25fklp			r	25op			r	25k			r	25h			r	下2+A	
	z	25fklp			z	25op			z	25k			z	25h			z	下2+A	
126	a	111a	I	126	a	125b	I	126	a	25d	I	126	a	A/10+費	I	126	a	25d	I
	b	25k			b	A/10			b	25d			b	A/10+費			b	25d	
	c	25k			c	A/10			c	25d			c	A/10+費			c	25d	
	d	25k			d	A/10			d	下2+A(+111+124+125)			d	A/10+費			d	下2+A	
	e	25k			e	A/10			e	25d			e	A+費			e	下2+A	
	f	25k			f	A/10			f	25d			f	A/10+費			f	下2+A	
	g	25k			g	A/10			g	25d			g	A/10+費			g	下2+A	
	h	25k			h	25k			h	25d			h	A/10+費			h	下2+A	
	i	25k			i	A/10			i	25d			i	A+費			i	下2+A	
	j	25k			j	A/10			j	25d			j	A/10+費			j	下2+A	
	k	下2+A/10			k	下2+A/10			k	25d			k	A+費			k	下2+A	
	z	下2+A/10			z	下2+A/10			z	25d			z	A+費			z	下2+A	
127	a	下1	III	127	a	下2	III	127	a	下2+A/10	III	127	a	A/10+費	III	127	a	下2+A/10	III
	b	下1			b	下2			b	下2			b	27a			b	下2	
	c	下2+A/10			c	+A			c	下2(127cm)			c	+A			c	下2+A/10	
	d	27agl			d	下2+A			d	27a			d	27a			d	下2+A	
	e	27agl			e	下3+27d			e	27a			e	27a			e	下2+A	
	f	27agl			f	下3+27d			f	27a			f	27a			f	下2+A	
	g	下2+A/10			g	下3+27d			g	27a			g	27a			g	下2+A	
	h	27agl			h	下3+27d			h	27a			h	27a			h	下2+A	
	i	下2+A/10			i	+A			i	27a			i	下2+127e			i	下2+A	
	j	27agl			j	シナリオ(127eX10)			j	27a			j	27k			j	下2+A	
	k	27agl			k	27a+127m			k	27a			k	A/10+費			k	下2+A	
	l	27agl			l	27a			l	27a			l	A			l	下2+A	
	m	27agl			m	27a			m	下2(127cm)			m	下2+A			m	下2+A	
	n	27agl			n	27a			n	27a			n	27k			n	下2+A	
	y	シナリオ(127c~i)			y	シナリオ(127c~i)			y	シナリオ(127c~i)			y	シナリオ(127c~i)			y	シナリオ(127c~i)	
	z	シナリオ(127c~i)			z	シナリオ(127c~i)			z	シナリオ(127c~i)			z	シナリオ(127c~i)			z	シナリオ(127c~i)	
128	a	下1	III	128	a	下2	III	128	a	下2+A/10	III	128	a	28a	III	128	a	下2+A/10	III
	b	下2+A/10			b	下2+A(平)			b	28d			b	下2+A			b	下2+A	
	c	28bh			c	下2+A(平)			c	28d			c	下2+A			c	下2+A	
	d	28bh			d	+A			d	28d			d	A/10			d	下2+A	
	e	28bh			e	下2+A			e	28d			e	+A			e	下2+A	
	f	28bh			f	下3+28a			f	28d			f	28a			f	下2+A	
	g	28bh			g	下3+28a			g	28d			g	A/10			g	下2+A	
	h	下2+A/10			h	下2+A			h	28d			h	28a			h	下2+A	
	i	28bh			i	27j			i	28d			i	A/10			i	下2+A	
	(廃止)	(廃止)			(廃止)	(廃止)			(廃止)	(廃止)			(廃止)	(廃止)			(廃止)	(廃止)	
	k	28bh			k	28f+A/10			k	28d			k	A/10			k	下2+A	
	y	シナリオ(128b~h)			y	シナリオ(128b~h)			y	シナリオ(128b~h)			y	シナリオ(128b~h)			y	シナリオ(128b~h)	
	z	シナリオ(128b~h)			z	シナリオ(128b~h)			z	シナリオ(128b~h)			z	シナリオ(128b~h)			z	シナリオ(128b~h)	
129	a	下3+A/10	I	129	a	下2+A/20	I	129	a	100z	I	129	a	+A	I	129	a	下3+A/10	I
	b	下3+A/10			b	129a			b	100z			b	29a			b	下3+A/10	
	c	下3+A/10			c	129a			c	100z			c	A/20			c	下3+A/10	
	z	下3+A/10			z	129a			z	100z			z	29a			z	下3+A/10	
130	a	30b	I	130	a	シナリオ(平)	I	130	a	100z	I	130	a	30ab	I	130	a	30b	I
	b	下2+A/10			b	シナリオ(平)			b	100z			b	30ab			b	下2+A/10	
	c	30b			c	+A			c	100z			c	+A			c	30b	
	d	30b			d	30ab			d	100z			d	30a+A			d	30b	
	e	30b			e	30ab			e	100z			e	30a+A			e	30b	
	f	30b			f	30a			f	100z			f	30a			f	30b	
	g(1)	30b			g	144b			g(1)	100z			g	144b			g	30b	
	g(2)	130g(1)			h	144b			g(2)	130g(1)			h	144b			h	30b	
	h(1)	30b			i	130g(1)			h(1)	130g(1)			i	130g(1)			i	30b	
	h(2)	130g(1)			z	130g(1)			h(2)	130g(1)			z	130g(1)			z	30b	
	j	130g(1)							j	130g(1)							j	30b	
	z	130g(1)							z	130g(1)							z	30b	
131	a	下3+131b	I	131	a	下2+シナリオ(平)	I	131	a	100z	I	131	a	+A	I	131	a	下3+131b	I
	b	下3+131b			b	+シナリオ(平)			b	100z			b	+A			b	下3+131b	
	c	下3+131b			c	132b			c	100z			c	+A			c	下3+131b	
	d	下3+131b			d	132b			d	100z			d	131c			d	下3+131b	
	z	下3+131b			z	132b			z	100z			z	131c			z	下3+131b	
132	a	下3+131b	I	132	a	下2+シナリオ(平)	I	132	a	100z	I	132	a	131a	I	132	a	下3+131b	I
	b	下3+131b			b	+A			b	100z			b	+A			b	下3+131b	
	c	下3+131b			c	132b			c	100z			c	131d			c	下3+131b	
	z	下3+131b			z	132b			z	100z			z	131d			z	下3+131b	

図表 IV-130 下限値と準用の適用箇所 その4

133	a	134c	I	133	a	下3+シナリオ(平)	③	133	a	106z	I	133	a	A/20	③	133	a		
b	134c	b		*A	b	106z		b	133a										
c	134c	c		*A	c	106z		c	+A										
d	134c	d			d	106z		d	133a										
z		z		132b	z			z											
134	a	下2	I	134	a	134abc	③	134	a		I	134	a		③	134	a		
b	下2	b		134abc	b			b											
c	下3 (=134d~g)	c		134abc	c			c											
d	下3	d			d			d											
e	下3	e		134od	e			e	134g+A										
f	下3	f		134d+シナリオ(平)	f			f	134g+A										
z	下3	z			z			z											
135	a	134c	I	135	a	A/20	③	135	a	106z	I	135	a	A/20	③	135	a		
b	134c	b		A/20	b	106z		b	A/20										
c	134c	c		147a	c	106z		c	147a										
d		d			d			d											
z		z			z			z											
136	a	133a	II	136	a	133a	①	136	a	1112a	II	136	a	133a	①	136	a		
b	133a	b		133a	b	1112a		b	133a										
c	(廃止)	c		(廃止)	c	(廃止)		c	(廃止)										
d	133a	d		133a	d	1112a		d	133a										
e	+A/10	e		下2+A	e	1112a		e	下2+A										
f	+A/10	f		138a	f	シナリオ(平)		f	138a+シナリオ(平)										
z	(廃止)	z		(廃止)	z	(廃止)		z	(廃止)										
137	a	137a	II	137	a	137a	②	137	a	下2+112a	II	137	a	137a	②	137	a		
b	137a	b		137a	b	137a		b	137a										
c	下2+A/10	c		下2+A	c	137a		c	137a										
d	下2+A/10	d		137a	d	137a		d	137a										
z		z			z			z											
138	a	下3+131b	II	138	a	138a	②	138	a	138a	II	138	a	+A	②	138	a	*	*
b	+A/10	b		+A	b	下3		b	138a										
c	下3+131b	c		下2+A/10	c	下3		c	+A										
d	138b	d		下2+A	d	138a		d	+A										
e	下3+131b	e		138a	e	138a		e	138a										
f	下3+131b	f		138a	f	138a		f	138a										
z		z			z			z											
139	a	下3+131b	II	139	a	139b	②	139	a	138a	II	139	a	139b	②	139	a		
b	下3+131b	b		下2+A/10	b	138a		b	+A										
z		z			z			z											
140	a	下2+A/10	I	140	a	+A	②	140	a	106z	I	140	a	+A	②	140	a		
b	下3+140a	b		140a	b	106z		b	140a										
c	下1	c		下1	c	115a		c	110a										
d	下3+140a	d		シナリオ(反応A/10)	d	106z		d	シナリオ(消滅A/100)										
e	下3+140a	e		下2+140a	e	106z		e	+A										
141	a	下3+140a	II	141	a	A/20	③	141	a	110a	II	141	a	A/20	③	141	a		
b	下3+140a	b		A/20	b	110a		b	A/20										
c	下3+140a	c		A/20	c	110a		c	A/20										
z		z			z			z											
142	a	下3+143a	I	142	a	A/10+137a	①	142	a	106z	I	142	a	+A	①	142	a		
b	143a	b			b	106z		b	142a										
z		z			z			z											
143	a	下2+A/10	I	143	a	+142a	①	143	a	106z	I	143	a	+142a	①	143	a		
b	143a	b		143a	b	106z		b	143a										
z		z			z			z											
144	a	下3+144b	I	144	a	A/1	④	144	a	106z	I	144	a	シナリオ	④	144	a	*	*
b	+シナリオ(平)	b		シナリオ(平)	b			b	シナリオ+割合取崩										
c	下2+A/10	c		A/1	c	106z		c	144b										
d	下3+144b	d		A/1	d	106z		d	シナリオ										
e	下3+144b	e		A/1	e	106z		e	シナリオ										
f	144a+b	f		144a+b	f	144a+b		f	シナリオ										
z		z			z			z											
145	a	下3+123a	II	145	a	A/1	④	145	a	110a	II	145	a	A/1	④	145	a		
b	下3+123a	b		A/1	b	110a		b	A/1										
c	下3+123a	c		A/1	c	110a		c	A/1										
d	下3+123a	d		A/1	d	110a		d	A/1										
e	下3+123a	e		A/1	e	110a		e	A/1										
f	下3+123a	f		A/1	f	110a		f	A/1										
z		z			z			z											
146	a	下3+144b	I	146	a	シナリオ	③	146	a	106z	I	146	a	A/20	③	146	a		
b	下3+144b	b		シナリオ	b	106z		b	A/20										
z		z			z			z											
147	a		I	147	a		①	147	a		I	147	a	シナリオ	①	147	a		
b(1)		b		147a	b(1)			b	シナリオ										
b(2)	147a	c		147a	b(2)	147a		c	シナリオ										
c(1)	147a	d		147a	c(1)	147a		d	シナリオ										
c(2)	147a	z			c(2)	147a		z											
d(1)	147a				d(1)	147a													
d(2)					d(2)														
z(1)					z(1)														
z(2)					z(2)														
198	z	シナリオ	IV	198	z	シナリオ		198	z	シナリオ	IV	198	z	シナリオ		198	z		
199	a	シナリオ		199	a	シナリオ		199	a	シナリオ		199	a	シナリオ		199	a		

IV.7.5 PRTR 情報の利用

IV.7.5.1 PRTR 制度の概要

PRTR 制度とは、化管法の中の 1 つの制度で、「人の健康を損なうおそれや動植物の生態若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質¹について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して国に報告し、さらに国が事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計し、公表する制度」のことをいう。

ここで国が公表する排出量・移動量に係るデータを本スキームでは「PRTR データ」と呼ぶ。PRTR データは、事業者が自ら届け出た「届出データ」と国が推計した「届出外排出量データ」に大きく分かれる。これら届出、届出外排出量データは、平成 14 年度に平成 13 年度実績が公表されて以来、毎年度末に前年度実績が公表されている。また、事業所別の届出データは、以前は請求に応じてのみ開示されていたが、平成 20 年度からはそれに加え、国によって公表されている。評価Ⅱに 1 年以上の期間を要すると PRTR データは新たなものが公表されるが、同様に新たな年度の情報が得られる化審法の製造数量等の届出情報は事業者への照会等による精査が必要であるため、評価を実施するに際しては両者の実績年度の整合性に留意することが必要である。

以下、IV.7.5.2 と IV.7.5.3 では届出／届出外の別に排出量データの概略を説明し、IV.7.5.4 では本スキームで利用する上での留意点について説明する。

なお、本記述は、令和元年時点の化管法に基づく記述であり、また、化管法運用の正確な内容については必ず法律等の原文にあたられるとともに、国の担当部局²に確認されたい。

IV.7.5.2 届出データの内容

PRTR 制度における届出の義務は、図表 IV-1 3 1 に示すように、24 の対象業種³に該当する事業を営んでいる事業者かつ常用雇用者数が 21 名以上の事業者であり、第一種指定化学物質（以下、「PRTR 対象物質」という。）462 物質⁴について、事業所で年間 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）製造しているか、若しくは年間取扱量（製造、使用及びその他の取扱総量）が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）、若しくは特別要件施設に該当する施設を保有する事業者⁵に課せられている。そのうち、年間取扱量を把握する際に対象とする製品⁵については、図表 IV-1 3 2 に示す製品が対象となる。

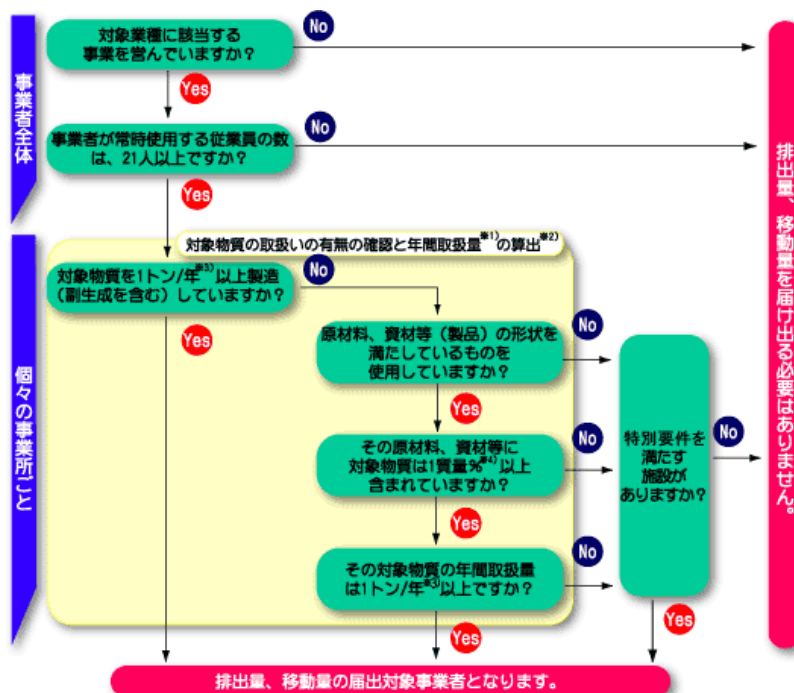
¹ 厳密には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同様のおそれがある場合（第 2 条第 2 項第 2 号）やオゾン層破壊物質（第 2 条第 2 項第 3 号）も含まれる。

² 経済産業省 製造産業局化学物質管理課及び環境省 環境保健部環境安全課

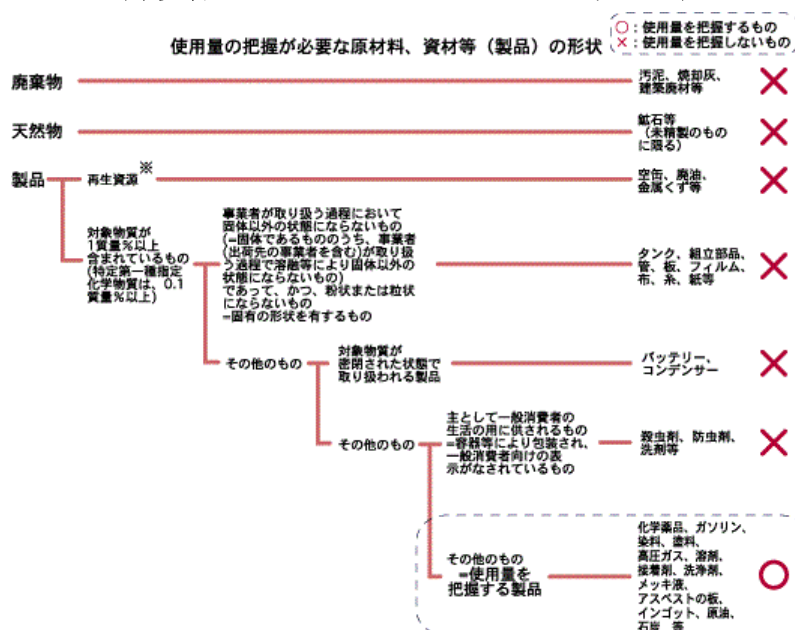
³ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第 3 条参照。なお、平成 11 年 7 月に制定された旧化管法施行令では、対象業種は 23 業種であった（医療業が存在しない）。

⁴ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第 1 条別表第 1 参照。なお、平成 11 年 7 月に制定された旧化管法施行令では、第一種指定化学物質は 354 物質であった。

⁵ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 号から第 4



図表 IV-1 3 1 PRTR 制度における対象事業者判別フロー
(環境省 PRTR インフォメーション広場¹より)



※資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源のことを指します。

図表 IV-1 3 2 PRTR 制度における年間取扱量を把握する際に対象とする製品
（環境省 PRTR インフォメーション広場²より）

号参照。

¹ 環境省 PRTR インフォメーション広場 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/target.html>

2 環境省 PRTR インフォメーション広場

届出データは、排出量と移動量に分けて届け出られる。排出量は排出先環境媒体である大気、公共用水域、土壌、埋立の 4 区分、移動量は下水道¹への移動分、廃棄物としての事業所外への移動分の 2 区分に分けられる。また、公共用水域への排出量については、各都道府県が指定した排出先の河川、湖沼、海域等の名称²が付く。埋立については、安定型、管理型、遮断型の 3 種類のいずれかの処分場の方式が付く。さらに移動量については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下、「化管法施行規則」という）」が平成 22 年 4 月 1 日に施行され、それに伴い届出様式³が変更されたため、届出の対象となる平成 22 年度実績の届出データから、届出内容に「移動先の下水道終末処理施設の名称⁴」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加されている。

続いて、対象事業者による届出データの算出方法及び算出手法の概要⁵を図表 IV-133 に示す。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/target/hosoku2.html>

¹ 化管法において「下水」や「下水道」の定義はないことから、本付属書では下水道法の定義と同義とみなす。「下水」とは、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。（下水道法第 2 条第一項）「下水道」とは、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。（下水道法第 2 条第二項）

また、届出データでは「下水道への移動量」及び「下水道業」における「下水道（①）」と「下水道終末処理施設（②）」が、届出外排出量データでは「下水処理施設（③）」と、3 つの異なる用語が出てくるが、本付属書ではあえてそのまま記載している。なお、下水道法第 2 条第四項では、「終末処理場（④）」という用語が「下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。」と定義されていること、また国土交通省ウェブサイト「下水道と他の汚水処理施設」

<http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shikumi/sonota-osuil.html> において、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及びコミュニティプラント等は、下水道法上の下水道とはみなしていないことから、これら 4 つの用語はほぼ同義（①⇐④⇐②⇐③）とみなす。なお、化管法の届出の運用において「もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併浄化槽についても届出は不要としている」（経済産業省・環境省(2018) PRTR 排出量等算出マニュアル第 4.2 版 第三部 資料編 Q119 対象業種に属する事業所の接続がないことが明らかな下水道の場合 参照）ことから「下水道への移動」に浄化槽等への移動量は含まれていないと考えられる。

² NITE ウェブサイト PRTR 制度 公共用水域の名称

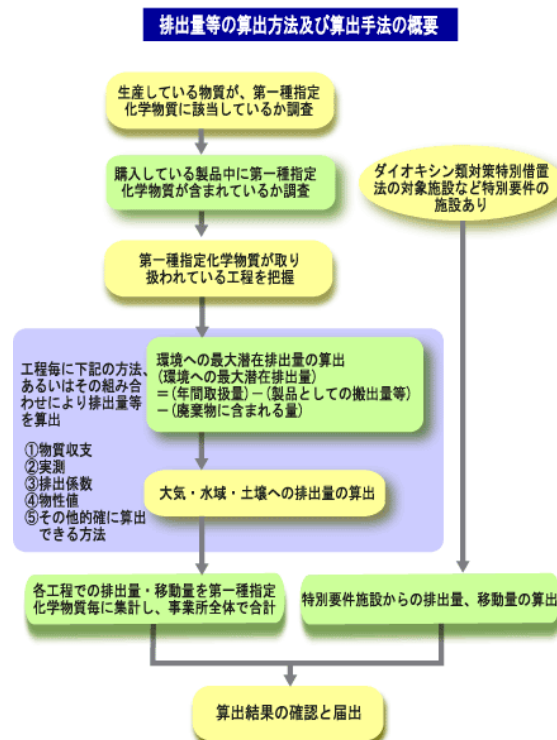
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/waterarea.html>

³ 化管法施行規則第五条様式第一に「移動先の下水道終末処理施設の名称」等の欄が設けられた。

⁴ NITE ウェブサイト PRTR 制度 下水道終末処理施設の名称

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/sewageplant.html>

⁵ NITE ウェブサイト PRTR 制度 排出量算出方法 <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/calc.html>



図表 IV-133 PRTR 制度における排出量の算出方法及び算出手法の概要フロー

排出量の具体的な算出方法及び算出手法については、大きく 2 種類のマニュアルが公開されている¹。

- ・ PRTR 排出量等算出マニュアル
- ・ 化学物質排出量等算出マニュアル (11 種類)

PRTR 届出データをリスク評価に用いる際には、届出データがどのような算出方法及び算出手法に基づいているか理解しておくことが重要である。

IV.7.5.3 届出外排出量データの内容

届出外排出量の算出の基本的な考え方は、「想定される主要な排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行う」というものである²。

「届出外排出量データ」は大きく 4 つの区分から構成される。

- ・ 届出の対象業種ではあるが、年間取扱量や事業者の常用雇用者数などの要件を満たさない「対象業種届出外」
- ・ 24 業種以外の農業や建設業といった「非対象業種」

¹ NITE ウェブサイト PRTR 制度 排出量算出方法 <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/calc.html>

² 中央環境審議会環境保健部会及び産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会(平成13年8月)

- ・ 「家庭」
- ・ 自動車などの「移動体」

である。

また、これら 4 区分のデータに対しての排出量推計手法は、次に示すように大きく 22 に分けて示されている。

1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者¹からの排出量
2. 農薬に係る排出量
3. 殺虫剤に係る排出量
4. 接着剤に係る排出量
5. 塗料に係る排出量
6. 漁網防汚剤に係る排出量
7. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量
8. 防虫剤・消臭剤に係る排出量
9. 汎用エンジンに係る排出量
10. たばこの煙に係る排出量
11. 自動車に係る排出量
12. 二輪車に係る排出量
13. 特殊自動車に係る排出量
14. 船舶に係る排出量
15. 鉄道車両に係る排出量
16. 航空機に係る排出量
17. 水道に係る排出量
18. オゾン層破壊物質の排出量
19. ダイオキシン類の排出量
20. 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量
21. 下水処理施設に係る排出量
22. 一般廃棄物処理施設に係る排出量

前述の 4 区分とこれら 22 の排出量推計手法との関係を図表 IV-1 3 4 に示す。

¹ 年間取扱量や常用雇用者数の要件を満たさない対象業種を営む事業者を「すそ切り以下事業者」という。

図表 IV-134 届出外排出量データの4区分と22の排出量推計手法の関係¹

排出量推計手法	届出外排出量データの区分			
	対象業種 届出外	非対象業種	家庭	移動体
対象業種を営むすそ切り以下事業者 ※	○			
農薬	○	○	○	
殺虫剤		○	○	
接着剤		○	○	
塗料		○	○	
漁網防汚剤		○		
洗浄剤・化粧品等		○	○	
防虫剤・消臭剤			○	
汎用エンジン		○		
たばこの煙			○	
自動車				○
二輪車				○
特殊自動車				○
船舶				○
鉄道車両				○
航空機				○
水道	○	○	○	
オゾン層破壊物質	○	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○	○
製品の使用に伴う低含有率物質	○			
下水処理施設	○			
一般廃棄物処理施設	○			

※すそ切り以下事業者の排出量推計手法の範囲は、対象業種に属するが届出対象とならない事業所からの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」、「製品の使用に伴う低含有率物質」及び「下水処理施設」に含まれないものを指す。

例えば、4区分の1つである「対象業種届出外」は「対象業種を営む事業者からのすそ切

¹ 経済産業省・環境省（2019）平成29年度PRTR届出外排出量の推計方法等の概要，I．推計方法の基本的考え方，p.3 届出外排出量の推計の概要より改編

り以下の排出量」、「農薬に係る排出量」、「水道に係る排出量」、「オゾン層破壊物質の排出量」、「ダイオキシン類の排出量」、「製品の使用に伴う低含有率物質の排出量」、「下水処理施設に係る排出量」、「一般廃棄物処理施設に係る排出量」と関係している。

また、22の排出量推計手法のうち、「対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量」、「オゾン層破壊物質の排出量」及び「製品の使用に伴う低含有率物質の排出量」の3つの手法を経済産業省¹が、残りの19の手法を環境省²が中心となって検討している。

ほとんどの排出量推計手法は排出係数を用いて排出量を算出する方法であるが、本スキームでの化審法データを用いた排出量推計手法が製造・輸入数量や出荷数量など川上側の情報を用いている³のに対し、PRTR届出外排出量データは業界団体からの報告や統計資料を基に複数の推計手法⁴を用いて推計されている。また、全国排出量以外に、都道府県別の排出量が公表されているが、届出データと異なり、排出先環境媒体別の推計はされていない⁵。

(1) 対象業種届出外

ここでは、対象業種届出外排出量のうち、「対象業種を営むすそ切り以下事業者（以下、「すそ切り以下事業者」という）」及び「下水処理施設」からの排出量がどのように国によって推計されているかについて述べる。

① すそ切り以下事業者

「すそ切り以下事業者」からの排出量の推計手法として3つの手法が用いられている。

1つ目は、排出源となる用途を特定し、用途ごとの化学物質の産業分野別の出荷数量、排出係数を用いて、その用途からの化学物質の環境中への国内総排出量を推計し、さらにすそ切り以下事業者の割合を乗じ、都道府県別業種別の事業所数等で割り振ることで推計する方法「全国出荷数量等に基づくベース物質の総排出量の推計⁶」である。

排出源となる用途は、平成29年度実績においては以下の14種類である。

1. 塗料
2. 接着剤

¹ 「対象業者を営む事業者からのすそ切り以下の排出量」については「すそ切り以下事業者排出量推計手法検討会」において検討されている。

² 「PRTR非点源排出量推計方法検討会」において検討されている。

³ 総量方式（トップダウン型）の推計手法という。

⁴ 対象となる推計区分に応じて総量方式と積み上げ方式（ボトムアップ型）を使い分けている。

⁵ 届出データについては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第4条第二号を、届出外排出量データについては、第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第5条及び第6条を参照。

⁶ 経済産業省・環境省（2019）平成29年度PRTR届出外排出量の推計方法の詳細, 1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量, 2-1 全国出荷数量等に基づくベース物質の総排出量の推計

3. 粘着剤等
4. 印刷インキ
5. 工業用洗浄剤等
6. 燃料（蒸発ガス）
7. ゴム溶剤等
8. 化学品原料等¹
9. 剥離剤（リムーバー）
10. 滅菌・殺菌・消毒剤
11. 表面処理剤
12. 試薬
13. 繊維用薬剤²
14. プラスチック発泡剤

2 つ目は、推計に際して実施した「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）の集計データに基づき、ベース物質（全国出荷量等に基づき国内総排出量を推計する物質）の推計による総排出量の値とアンケート調査によって設定される排出量としての物質間の相対的な比率を掛け合わせることににより、ベース物質の推計の対象となっていない物質の総排出量を推計する「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計³」である。この方法で推計された追加物質の国内総排出量を、さらにすそ切り以下事業者の割合を乗じ、都道府県別業種別の事業所数等で割り振ることで推計する。

3 つ目は、アンケート調査の集計データに基づき、ベース排出源（全国出荷量等が得られる塗料、接着剤等の 14 種類の排出源）の推計による総排出量の値とアンケート調査によって設定される追加排出源としての排出量の相対的な比率を掛け合わせることににより、ベース排出源の推計の対象となっていない排出源の総排出量を推計する「アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計⁴」である。この方法で推計された追加排出源の国内総排出量を、さらにすそ切り以下事業者の割合を乗じ、都道府県別業種別の事業所数等で割り振ることで推計する。

PRTR 制度の初年度であった平成 13 年度実績時には「平均取扱量等に基づく排出量推計

¹ 排出係数を用いて推計する手法ではなく、（社）日本化学工業協会から排出量データそのものが提供されている。

² 本ガイダンスで「繊維仕上げ用溶剤」としているものは、「対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計手法」では「繊維用薬剤」と呼ばれている。この排出源も「化学品原料等」と同様に排出係数を用いて推計する手法ではなく、（社）日本染色協会から排出量データそのものが提供されている。

³ 経済産業省・環境省（2019）平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法の詳細, 1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量, 2-2 アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計

⁴ 経済産業省・環境省（2019）平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法の詳細, 1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量, 2-3 アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計

方法」(事業所の平均取扱量、平均排出係数から1事業所の平均排出量を推計し、これに都道府県別にすそ切り対象となる事業所数を乗じて推計する方法)を用いてすべてのPRTR対象物質を対象に排出量が推計されていた。

その後もすそ切り以下事業者からの排出量推計手法は見直しが行われており、平成29年度実績においては、PRTR対象物質462物質中124物質について推計されている。

また、平成29年度実績時のすそ切り以下事業者からの推計排出量(124物質の合計)の約8割の推計排出量が「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」によって推計された排出量で占められ、残り約2割が「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」及び「アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計」による排出量であり、前者の割合が大きいことが特徴的である。

② 下水処理施設

「下水処理施設」の対象範囲については、「下水処理施設が設置されている事業所からのPRTR制度に基づく届出については、化管法施行規則第4条第1号ニにより、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量を届け出ることとされている。これらの届出されている対象化学物質の排出量以外に下水処理施設から排出されるものを推計対象とする。」との定義がある¹。

そのため、「対象業種届出外」の位置づけでもって、届け出されないPRTR対象物質の排出量が推計されている。

この推計手法²は、国土交通省による検討結果³を参考として、平成19年度実績から、PRTR届出データの下水道への移動量、PRTR届出外排出量データのうち、「すそ切り以下事業者」、「家庭」かつ「非対象業種」からの下水道への推計移動量、PRTR届出外排出量以外に家庭排水に含まれる金属化合物等の下水道への流入量及び路面等からの雨水として下水処理施設に流入する金属化合物等の流入量から活性汚泥処理等を経て環境へ排出される化学物質の量が推計されている。

(2) 非対象業種

「非対象業種」とは、24種類の対象業種以外の農業、林業、建設業、及び漁業などを指

¹ 環境省・経済産業省(2019) 平成29年度PRTR届出外排出量の推計方法等の概要, p.15

この推計方法において、「下水処理施設」の定義はないが、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽等は含まれないものとして推計が行われており、下水道法第2条第六項の「終末処理場」と同義と考えられる。

² 環境省・経済産業省(2019) 平成29年度PRTR届出外排出量の推計方法の詳細, 21. 下水処理施設に係る排出量

³ 国土交通省都市・地域整備局下水道部(平成23年6月) 下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)

し、これらの業種については、農薬や殺虫剤、漁網防汚剤などに用いられる化学物質の排出量が推計されている。

(3) 家庭

「家庭」とは、前述の(1),(2)のような事業を営まないが、化学物質を含んだ製品を使用する一般消費者を指し、家庭で用いられる洗浄剤や化粧品、防虫剤、消臭剤などの一般消費者の生活の用に供される製品や人が吸うたばこの煙からの化学物質の排出量が推計されている。

(4) 移動体

「移動体」とは、自動車や船、飛行機などを指し、その区分は、化管法上で以下の 6 つとされている¹。

1. 自動車（二輪車及び特殊自動車を除く）
2. 二輪車（二輪自動車及び原動機付自転車をいう）
3. 特殊自動車
4. 鉄道車両
5. 船舶
6. 航空機

これら移動体に用いられる燃料由来の排出量、すなわち「排ガス」と「燃料の蒸発」からの化学物質の排出量が推計されている。

IV.7.5.4 本スキームに利用する上での留意点²

(1) 化審法と化管法 PRTR 制度の法律上の対象範囲

化審法と化管法 PRTR 制度のそれぞれの法律上の化学物質の定義や排出源とみなす対象範囲が異なることから、評価 II で双方の排出量を利用する際にはその違いを把握しておく必要がある。

ここでは、PRTR 情報を本スキームに利用する上での留意点³を総論と各論に分けて順に

¹ 平成 15 年 1 月 15 日 経済産業省・環境省告示 1 号第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第六条第二号の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣が定める移動体の区分を定める件

² 本ガイダンスは優先評価化学物質を対象としたものであるが、届出データに関する記載部分については、一般化学物質を対象としたスクリーニング評価における「PRTR 排出量による暴露クラスの見直し」（今回のスクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準（平成 24 年 12 月 21 日改訂）参照）とも関連する。

³ 平成 23 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会安全対策部会第 5 回評価手法検討小委員会第 115 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員

述べる。

① 総論

総論としては大きく以下の i)～iii) の 3 点がある。

i) 物質の対象範囲

化審法が対象とする優先評価化学物質と PRTR 対象物質では、その対象範囲の考え方が異なる場合がある。代表的な例として、1 つは異性体や金属及びその化合物（図表 IV-1 3 5 参照）、もう 1 つは塩（えん）の扱いである^{1,2}（図表 IV-1 3 6 参照）。このように対象物質が一致していない場合があるため、評価 II において両法の対象範囲を精査することになる。

その他には特別な例として、化審法第 8 条第三項により届出不要となっており³、化管法では届出対象となっているガソリン等に含まれる PRTR 対象物質との違いに留意されたい。

図表 IV-1 3 5 化審法と化管法において物質の対象範囲が異なるケース 1
(異性体や金属及びその化合物)

化審法 (H26.4.1 時点)	化管法 (H26.4.1 時点)
<i>p</i> -ジクロロベンゼン (優先評価化学物質)	ジクロロベンゼン
<i>o</i> -ジクロロベンゼン (優先評価化学物質)	
1,3-ジクロロベンゼン (一般化学物質)	
二塩化ニッケル (II) (優先評価化学物質)	ニッケル化合物
硫酸ニッケル (II) (優先評価化学物質)	
酸化ニッケル (一般化学物質)	

会(2011)「参考資料 4 PRTR 情報の利用について(留意点)」から本付属資料では加筆・修正している。

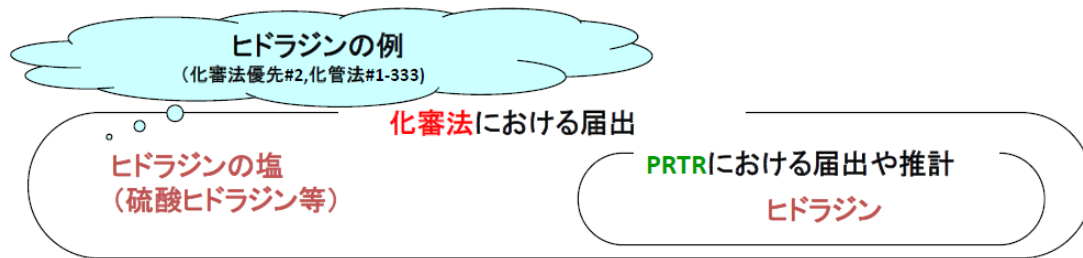
¹ 化審法の優先評価化学物質の場合、新規化学物質とは扱わない物質のうち、構造の一部に優先評価化学物質の構成部分（アニオン又はカチオンに限る）を有するもの（付加塩、オニウム塩に限る）については、優先評価化学物質を含む混合物として取り扱う。これらの製造等に関しては、優先評価化学物質の規定を適用するものとする。

厚生労働省、経済産業省、環境省：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正 平成 23 年 3 月 31 日）

² 「PRTR 届出に関する Q&A 4.対象物質に関するもの」において、Q.40, Q41 で水加ヒドラジン、ヒドラジン誘導体の扱いをそれぞれ述べている。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/qa/busshitsu.html#Q40>

³ 他の法律（揮発油等の品質の確保等に関する法律）による上市規制が課せられる化学物質という考え方で製造数量等の届出が不要となっている（「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」参照）。



図表 IV-136 化審法と化管法において物質の対象範囲が異なるケース2 (塩の扱い)

ii) 用途の対象範囲¹

化審法第55条(他の法令との関係)において、食品衛生法(食品、添加物、容器包装、おもちゃ、洗浄剤)、農薬取締法(農薬)、肥料取締法(普通肥料)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料、飼料添加物)、薬機法(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器)で規定され、用いられる化学物質については、化審法の適用除外となる。一方で、化管法ではこのような適用除外はないため、対象化学物質が食品衛生法の洗浄剤用途や農薬取締法の農薬用途で用いられていても環境への排出量を把握することとなっている。

その他にも、自社内中間物や試験研究の用途についても両法で対象範囲が異なる。詳細は後述する。

iii) i), ii)以外に届出が不要となる要件の違い

i), ii)以外に両法での届出が不要となる要件の違いを述べる。

- a) 年間製造・輸入数量や年間取扱量：化審法の優先評価化学物質の場合、1事業者あたり年間製造・輸入数量1トン/年未満で届出が不要となり、化管法のPRTR対象物質の場合1事業所あたり年間取扱量(製造数量を含む)1トン/年未満で届出が不要となる(特定第一種指定化学物質の場合には、年間取扱量0.5トン/年未満)点に留意する必要がある。
- b) 事業者の常用雇用者数：前述したように、化審法ではこのような要件はないが、化管法では事業者の常用雇用者数が21人未満の場合に届出が不要となる。このようなケースは協同出資会社において見られる可能性があり、すべてを確認することはできないが、必要に応じて化審法の製造数量等の届出制度で届け出ている製造事業者をPRTR届出データで確認したり、化審法の出荷先都道府県においてPRTR届出データがあるか確認したりすること等、評価の不確実性に言及する必要がある。

¹ 化審法逐条解説では、法第55条について「...本法で各号に列記されている法律は化学物質の特定の用途を規律するものであり、当該化学物質が当該法律の規制を受けている限りにおいて本法の関連規定の適用除外とするものである。」とある。

② 各論

現時点で把握している両法の細かな対象範囲の違いをここでは届出データと届出外排出量データに分けて述べる。

i) 届出データ

IV.4.4 で前述したように、「届出データ」については、化審法対象外（又は適用除外）を取り除くことは不可能であることから、基本的に、取り除くことなく評価Ⅱにおいて利用している。例外的に取り除くことを検討する場合というのは、「届出データ」を利用して「リスク懸念」のリスク評価結果が得られた場合である。そのような場合、必要に応じて化管法所管の経済産業省と環境省のいずれかが事業所に確認し、評価結果の不確実性に言及する必要がある。その際の確認する事項として、現時点では以下の(a)～(e)の5点があると考えられる。

(a) 自家消費（自社内中間物）

化審法運用通知¹「3-5 全量他の化学物質に変化させられる特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質及び一般化学物質の取扱い」の「(3)優先評価化学物質及び一般化学物質」に規定される場合（いわゆる同一事業者内での「自家消費」の場合）には、化審法では届出が除外されるが、化管法ではこれらは含まれる。

(b) 試験研究

化審法第9条第一項第一号に規定される試験研究用に該当する場合²には、化審法では届出が除外されるが、化管法ではこれらは含まれる。

特に化管法では届出対象業種のうち、商品検査業、計量証明業、高等教育機関、自然科学研究所で取り扱われる PRTR 対象物質は、化審法の試験研究用という可能性が考えられる。

(c) 副生成³と不純物（各法における「化学物質の製造」の範囲）

化管法 PRTR 排出量等算出マニュアル⁴において、副生成であっても条件⁵によっては製造しているとみなされるとある。一方で、化審法では優先評価化学物質に対して副生成と

¹ 厚生労働省、経済産業省、環境省：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正 平成23年3月31日）

² 厚生労働省、経済産業省、環境省：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正 平成23年3月31日）2-3 試験研究の範囲について も参照されたい。

³ 化管法（法律、政令、施行規則）において「副生成」という用語は出てこない。

⁴ 経済産業省、環境省(2018) PRTR 排出量等算出マニュアル第4.2版 第Ⅱ部 解説編 1-4-1 対象物質の年間製造量の確認, p.Ⅱ-17

⁵ 事業者が製造する製品中に1質量%(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかな場合を指す。

いう用語は用いられないが、運用通知において、不純物であっても条件¹によっては製造数量等の届出が必要とある。このように両法は、「化学物質の製造」の範囲や副生成を表す用語が異なる点^{2,3}を留意する必要がある。

特に化管法の PRTR 排出量にのみ、排ガスや排水処理工程などで副生成した PRTR 対象物質の排出量が含まれることになる。

(d) 特別要件施設⁴

化管法施行規則第 4 条第一項ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チで説明される以下の 4 つの特別要件施設のある事業所を持つことが届出対象事業者の要件の 1 つとなっている。

- 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設
- 下水道終末処理施設（下水道法）
- 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設⁵

これらの法に規定する施設のうち、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を除いては、各法で水質検査として測定項目が定められている物質（そのうち、PRTR 対象物質は 30 物質（図表 IV-1 3 7 参照））があり、これらの PRTR 対象物質を取り扱っていないかとも、測定結果から水域への排出量を算出し、届け出なくてはならない⁶。化審法ではこのような規定はない。

¹ 他の化学物質に不純物として含まれる優先評価化学物質については、その含有割合が 1 重量%未満の場合（3-2 により混合物として取り扱うものを含む。）は、優先評価化学物質に関する規定を適用しないものとする。

厚生労働省、経済産業省、環境省：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正 平成 23 年 3 月 31 日）,3-4 不純物として含まれる新規化学物質、第一種特定化学物質以外の化学物質の取扱い

² 化審法逐条解説 第二条及び厚生労働省、経済産業省、環境省：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正 平成 23 年 3 月 31 日）1 化学物質の範囲関係

³ 化管法（法律、政令、施行規則）において「製造」の定義は出てこないが、PRTR 排出量等算出マニュアルの用語集において、「販売や事業所内での原料としての使用などを目的として、対象物質を化学反応や精製等により作り出すこと」とある。

⁴ 化管法（法律、政令、施行規則）において「特別要件施設」という用語は出てこないが、PRTR 排出量等算出マニュアルの用語集において、「鉱山保安法により規定される建設物、工作物、その他の施設（金属鉱業、原油・天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有するものに限る。）、下水道終末処理施設（下水道業に属する事業を営む者が有するものに限る。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る。）、及びダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設のこと。」とある。

⁵ 非意図的生成物であるダイオキシン類は、化審法の「製造」に該当しえないため、本ガイダンスの対象としない。そのため、この特定施設については本ガイダンスではこれ以上言及しない。

⁶ 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設からは大気排出、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設からは排出量又は移動量もある。

図表 IV-1 3 7 特別要件施設から届け出られる PRTR 対象物質※

物質 番号	PRTR 対象物質名	物質 番号	PRTR 対象物質名
1	亜鉛の水溶性化合物	237	水銀及びその化合物
48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名 EPN)	242	セレン及びその化合物
75	カドミウム及びその化合物	262	テトラクロロエチレン
87	クロム及び三価クロム化合物	268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
88	六価クロム化合物	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)
113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又は CAT)	279	1,1,1-トリクロロエタン
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	280	1,1,2-トリクロロエタン
147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	281	トリクロロエチレン
149	四塩化炭素	305	鉛化合物
150	1,4-ジオキサン	332	砒素及びその無機化合物
157	1,2-ジクロロエタン	374	ふっ化水素及びその水溶性塩
158	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	400	ベンゼン
159	シス-1,2-ジクロロエチレン	405	ほう素化合物
179	1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	406	ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)
186	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	412	マンガン及びその化合物

※ ダイオキシン類を除く

特に、化管法における特別要件施設からの届出排出量データを用いて水域への排出に起因する「リスク懸念」のリスク評価結果が得られた場合には、その特別要件施設の PRTR 届出排出量の算出方法を確認し、評価結果の不確実性に言及することになる。

PRTR 排出量等算出マニュアルでは、測定した結果で用いて届出排出量を算出する場合、特徴的な事項が 2 点ある。

1 つ目は、「測定値が検出下限未満(N.D.)の場合は 0 とみなし、検出下限以上、定量下限

未満の場合には、定量下限値の 1/2 とみなすこと」とされている点である。届出データの算出に定量下限値の 1/2 を用いている場合、特に年間の処理水量が多い下水道業などにおいて、年間数トンから数十トンの排出量の届出がなされる場合がある。

2 つ目は、PRTR 対象でない他の化学物質の量も届出データに含まれている場合がある。O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名 EPN) を例に挙げると、化管法では EPN 単体が届出の対象である第一種指定化学物質(PRTR 物質番号 48)とされているが、下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN の総量で「有機燐化合物」として測定している。そのため、外部委託で測定を実施している場合、有機燐化合物として環境計量証明が出されており、EPN 単体としては証明されていないのが通常である。このような場合、「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」の排出量を算出しても、差し支えないと運用されている。

(e) 輸入製品

化審法の製品の定義¹と化管法の製品の定義²の比較には運用の解釈が入るために明記することが難しい。

留意する点は、化審法の製品の定義には、「必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売されうる形態になっている混合物」という記載があり、化管法については、図表 IV-1 3 2 のフローで前述したように、製品に該当しない要件に「主として一般消費者の生活の用に供される製品」という記載があり、この両者の運用の解釈によっては化管法の届出データには化審法の製造・輸入数量等のデータには含まれない輸入製品からの排出量が含まれている可能性がある点である。

ii) 届出外排出量データ

「届出データ」が、化審法対象外（この場合、第 2 条、第 9 条、第 55 条を含む）を基本的に取り除くことなく評価Ⅱにおいて利用するのに対して、「届出外排出量データ」は、推計に用いているデータが細かく区分されているため、用途等の対象範囲の観点で化審法対象外分を取り除くことが基本的に可能である。

したがって、基本的に、化審法の寄与分を考慮しつつ、評価Ⅱにおいて利用することとなる。ここでは、代表的な事項(a)～(e)の 5 点を紹介する。

¹ 厚生労働省、経済産業省、環境省：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正 平成 23 年 3 月 31 日）1 化学物質の範囲関係（4）参照。なお、本ガイダンスでは第一種及び第二種特定化学物質に関する製品の定義については言及していない。

² 厳密には、化管法施行令第 5 条は、製品に該当しない要件を記載している。

(a) 「対象業種届出外」での代表例

試薬：成分分析等に使われる薬剤と定義されている¹ことから「試験研究用」と解釈でき、
化審法の届出対象外である。

(b) 「非対象業種」での代表例

農薬：農薬取締法に規定されており、化審法適用除外の用途である。

(c) 「家庭」での代表例

殺虫剤（農薬以外）：衛生害虫用殺虫剤に関しては、薬機法に規定されており、化審法適用除外の用途である²。

洗浄剤：台所用洗剤など野菜、果実又は飲食器用に用いる洗浄剤は、食品衛生法に規定されており、化審法適用除外の用途である。

防虫剤・消臭剤：衛生害虫用殺虫剤に関しては、薬機法に規定されており、化審法適用除外の用途である。

たばこの煙：燃焼による化学物質の生成であるため、化審法上の製造にあたらぬ。

滅菌・殺菌・消毒剤、化粧品：薬機法に規定されているため、化審法の適用除外の用途である。

(d) 「移動体」での代表例

燃料の燃焼生成成分の場合、化審法上の製造にあたらぬ。揮発分であれば、対象である。

(e) 上記(a)～(d)をまたぐもの

燃料：燃料用途からの排出量は、(a)の「すそ切り以下事業者」、(b)の汎用エンジン、(d)「移動体」で推計されている。燃料の燃焼生成成分の場合、化審法上の製造にあたらぬ。揮発分であれば、対象である。

水道のトリハロメタン：塩素消毒による副生成は、化審法上の製造にあたらぬ。

ダイオキシン類：ダイオキシン類の付随的な生成³は、化審法上の製造にあたらぬ。

なお、寄与分の考慮の仕方は後述する。

¹ 環境省・経済産業省(2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法の詳細, 1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量, 2-1 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計 表 2-1-1

² NITE(2019) 身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ 家庭用防除剤 (5) 家庭用防除剤に関連する法規制等 参照。

<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/product/productinfo.html>

³ 化管法第 2 条第 5 項第 2 号参照。

1 (2) 優先評価化学物質と PRTR 対象物質の関係

2 前項の法律上の対象範囲に引き続き、そもそも化審法の優先評価化学物質と化管法の
3 PRTR 対象物質とはどこが異なるのかについて、条文及び化管法における物質の指定に係
4 る答申^{1,2}の指定条件からの違いを図表 IV-1 3 8 に示す。ここでは平成 23 年度に行われた
5 経済産業省委託事業の内容を土台にした考えを紹介する³。なお、この委託事業の報告書で
6 は、リスクの観点で指定条件を見れば、PRTR 対象物質の指定条件と近いのは優先評価化
7 学物質よりも第二種特定化学物質であるとの意見も出ている。

8

9 図表 IV-1 3 8 優先評価化学物質と PRTR 対象物質の指定条件の違い

	優先評価化学物質	PRTR 対象物質(第一種指定化学物質)
条文	その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況にいたる見込みがあると認められる化学物質であって、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が指定するものをいう。	次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、 <u>相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存在すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。</u> 一 当該化学物質が <u>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。</u> 二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。 三 当該化学物質が <u>オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより、人の健康を損なうおそれがあるものであること。</u>
条文・答申からの各指定条件の主な違い		

¹ 化学品審議会(2000) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について(答申)

² 化学物質審議会(2008) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(答申)

³ 詳細は、平成 23 年度経済産業省委託事業「平成 23 年度環境対応技術開発等(化管法対象物質の選定基準改正のための基礎的調査) 報告書」の「2.3 化審法優先評価化学物質についての調査」を参照されたい。
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/itaku/index.html

	優先評価化学物質	PRTR 対象物質(第一種指定化学物質)
リスク	人の健康又は生活環境動植物にリスクの懸念がない ¹ とは認められないことが条件	人の健康又は動植物にリスクの懸念があることが条件 ²
人健康影響	28 日間反復投与毒性試験結果からも指定（長期毒性の疑い）	原則として投与期間 1 年以上の試験結果から指定（長期毒性）。また、気道感作性から指定。
生態影響	生活環境動植物 ³ への影響	動植物への影響
暴露の状況	環境において相当程度残留しているか、又はその状況にいたる見込みがあると認められるもの	<u>相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存在すると認められるもの</u> 年間製造・輸入数量が 100 トン以上* 一般環境中で最近 10 年間に複数地域から検出されたもの
その他指定条件	優先的に評価する必要があると 3 大臣が指定するもの	オゾン層破壊物質からも指定

1 *農薬及び特定第一種指定化学物質については 10 トン、オゾン層破壊物質については累積
2 製造・輸入数量が 10 トン

3

4 (3) 届出データの利用（下水道への移動量データの利用方法）

5 ここでは、PRTR 届出データの利用の中でも、データ加工が必要な下水道への移動量デ
6 ータを用いる方法（IV.4.5.2）の詳細を述べる。なお、届出外排出量において、「下水処理
7 施設に係る排出量」が推計されているにもかかわらず、本手法を用いる理由は 2 つある。1
8 つはできる限り排出源を明確にするためである。もう 1 つは現時点で「下水処理施設に係
9 る排出量」では推計する年度と同年度のデータではなく、前年度の「下水道への移動量」
10 等のデータを用いている点である。

11 前述したように化管法施行令改正により、どの下水道終末処理施設にどの程度 PRTR 対
12 象物質が流入しているかを把握できることになった。一方で、各都道府県の一覧には、主
13 要な施設名称が掲載されており、掲載されていない施設については「その他」と記載され、
14 届出がされている。

¹ 化審法逐条解説 p.12 などの行政文書では、優先評価化学物質について、条文上の「おそれがないとは認められないもの」から「リスクがないとは認められないため、優先的にリスク評価する必要がある物質」として紹介されているが、本表では、「リスクがない」という表現は「Free risk（ゼロリスク）」を想定させるため「リスクは懸念されるレベルにない」という意味の「リスクの懸念がない」に表現を改めている。

² 詳細は、「化学品審議会/中央環境審議会(2008) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（答申）」を参照されたい。

³ 化審法逐条解説 p.18 には、「「生活環境動植物」とは、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質が数量制限等を伴う直接規制の対象となりうるものであるところ、「動植物（一般）」あるいは生態系全体に及ぼす影響を定量的に評価する方法が確立されていないこと等を踏まえ、こうした直接規制を講ずる場合における評価の対象となる動植物の範囲を環境基本法に規定する「生活環境」保全に限定する趣旨を示しているものである。」とある。

そこで、本スキームでは移動先の下水道終末処理施設が特定できる場合と、特定できず「その他」となっている場合の 2 通りについて下水道への移動量データを利用して、水域への排出量を推計する方法を用いる。

i) 移動先の下水道終末処理施設が特定できる場合

(ア) まず、届出データを下水道終末処理施設名称ごとに集計する。

(イ) 次に、点源として、下水処理除去率 (IV.7.4.3 参照) を用いて水域への排出量を推計する。

(ウ) 最後に、下水道業として各下水道終末処理施設の届出があるか確認し、届出があれば、推計排出量よりも届出データを採用する。また、該当する物質自体の届出がなくとも、別の PRTR 対象物質の届出があり、排出先の水域名が得られれば、河川への排出か海域への排出かの推測が可能である。

ii) 移動先の下水道終末処理施設が特定できず、「その他」の場合

(ア) まず、都道府県別に「その他」のデータを集計する。

(イ) そして、点源として、下水処理除去率 (IV.7.4.3 参照) を用いて水域への排出量を推計する。

このようにして水域への排出量が推計された下水道終末処理施設は点源 (排出源ごとの暴露シナリオ) として扱われ、暴露評価に用いられる。なお、下水道終末処理施設からの大気への排出量の推計も必要に応じて検討する。

(4) 届出外排出量データの利用

届出外排出量データの利用の中でも、データの加工が必要な 4 点について述べる。

① 割り振り

割り振りについての考え方は IV.4.6.1(2)及び IV.4.6.2(2)に前述した。詳細な方法は、現在検討中である。

② 排出先環境媒体への案分

排出先環境媒体への案分についての考え方は IV.4.6.1(2)及び IV.4.6.2(2)に前述した。詳細な方法は、現在検討中である¹。

¹ すそ切り以下事業者からの排出量推計手法では、次の資料に業種別・対象化学物質別・媒体別 (大気等と公共用水域の 2 種類) に排出量が推計されている。このため、すそ切り以下事業者からの公共用水域への推計排出量には、これを用いることができる。

経済産業省・環境省 (2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法の詳細, 1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量, 4・2 都道府県別排出量の推計方法

③ 下水処理施設に係る排出量の扱い

ここでは、届出外排出量データとして得られる「下水処理施設に係る排出量」を「水系の非点源シナリオ」で用いる方法を述べる。なお、下水道終末処理施設からの大気への排出量の推計も必要に応じて検討する。

「下水処理施設に係る排出量」が推計されている物質は、PRTR 対象物質 462 物質中 191 物質と約 4 割である（図表 IV-139 参照）。

図表 IV-139 「下水処理施設に係る排出量」が推計されている物質

流入源		対象化学物質数		
		流入量の把握が可能なもの (a)	排出量の推計が困難なもの (b)	排出量の推計対象としたもの =(a)-(b)
ア	届出事業者	185	9	176
イ	すそ切り以下事業者	98	5	93
ウ	非点源推計（家庭・非対象業種）	13	—	13
エ	家庭排水（その他の物質）	9	—	9
オ	路面等からの雨水	20	—	20
合計（物質の重複を除く）		201	10	191

（経済産業省・環境省(2019)¹ 表 21-3 より）

本スキームでは、「下水処理施設に係る排出量」のうち、「ア 届出事業者」については、下水道への移動量データの利用方法のところで前述したように下水道終末処理施設ごとの評価（排出源ごとの暴露シナリオ）に用いるため、「下水処理施設に係る排出量」から除く。

また、「エ 家庭排水（その他の物質）」、「オ 路面等からの雨水」を流入源とした「下水処理施設に係る排出量」については、引用されている文献の中には「VIII.3.2.1 分析精度等の信頼性を担保しているとみなす環境モニタリング情報」の考えに準ずると、国や地方自治体が行っていないなかったり、過去 10 年以内の測定結果でなかったりする場合があるため、評価Ⅱで利用した結果、「リスク懸念」となるようであれば精査する。なお、「イ すそ切り以下事業者」、「ウ 非点源推計」及び「オ 路面等からの雨水」由来の化学物質が化審法の規制の対象に入るのかについても検討の余地がある。

¹ 経済産業省・環境省(2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法の詳細 21. 下水処理施設に係る排出量, 表 21-3, p.21-3

ここでは「ア 届出事業者」を除いた「下水処理施設に係る排出量」の評価Ⅱでの「水系非点源シナリオ」へ利用するための全国排出量の推計方法を述べる。なお、この方法以外にも算出する方法は複数通りあり、必ずしも本方法が最良というわけではない。ただし、他の方法を用いる際は、「下水処理施設に係る排出量」の推計で用いられた下水処理除去率と、前述の下水道への移動量データを利用した際に用いる下水処理除去率をそろえる必要がある。

i) 「下水処理施設に係る排出量」が推計されている場合（図表 IV-139 のイ及びウの (a)・(b) のこと）

(ア) 届出データのうち、下水道業による届出排出量データを都道府県別に集計する。

(イ) 「ア 届出事業者」からの下水道への移動量データを都道府県別に集計する。

(ウ) 公表されている都道府県別の「下水処理施設に係る対象化学物質別の排出量」に(ア)を足す。

(エ) (イ)を PRTR 届出外排出量推計手法で用いられた「下水処理施設に係る媒体別移行率（大気、公共用水域（放流水）¹等）」で除して、都道府県別の下水処理施設への流入量を求める。

(オ) (エ)から(イ)を差し引く。

(カ) (オ)の都道府県別流入量を評価Ⅰ同様に全国合計し、国民一人当たりの使用・排出量に換算して原単位ベースで推計する。なお、詳細な河川水中濃度モデル等²を用いる際は、都道府県別のデータをそのまま利用する場合もある。

(キ) 排出量の推計の際には、下水処理除去率³（IV.7.4.3 参照）を用いる。

ii) 「下水処理施設に係る排出量」が推計されていない場合（図表 IV-139 イの (b) のこと）

この場合、PRTR 届出外推計では、下水処理に伴う媒体への移行率のデータが得られない場合を意味する⁴。これら 5 物質については、現時点（平成 26 年 4 月 1 日時点）で優先評価化学物質に該当する物質がないことから、優先評価化学物質に指定された際に個別に

¹ 経済産業省・環境省(2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法等の詳細 21. 下水処理施設に係る排出量, 表 21-21, p.21-39～21-47

² 必要に応じて、AIST-SHANEL などを使うことを想定している。

³ PRTR 届出外排出量の推計方法との関係でいえば、ここでの「下水処理除去率」とは「100%－水域への移行率(%)」という意味で用いている。なお、大気への排出量の推計も評価に利用する場合には、下水処理除去率の内訳（例えば下水処理場モデル Simple Treat（IV.7.4.3 (4)）では、除去率＝100%－水域への移行率＝大気への移行率＋汚泥への移行率＋分解率）を確認し、大気への移行率等を利用することが考えられる。

⁴ 経済産業省、環境省(2019) 平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法等の詳細 21. 下水処理施設に係る排出量, p.21-3～21-4

1 ケースバイケースで検討することとする。

2

3 **④ 化審法の対象外の PRTR 届出外排出量の寄与の求め方**

4 ここでは化審法の対象外の PRTR 届出外排出量の寄与の求める際に PRTR 届出外推計手
5 法の中のどのデータが該当するかを整理した。

6 結果を図表 IV-1 4 0 に示す。

7 塗りつぶしで示す部分が化審法における対象外又は適用除外用途である。これらを合計
8 して、リスク評価を行った場合に「リスク懸念」となった場合、これらを除いてリスク評
9 価を行った場合の評価を行うことで、その寄与を留意したリスク評価結果を得ることがで
10 きる¹。

11

¹ 2014 年 4 月 1 日時点では、図表 IV-1 4 0 に示す 7-2-2 の中和剤については、食品衛生法の寄与分と化審法の寄与分を分けることは不可能であり、今後の課題である。

図表 IV-140 PRTR 届出外排出量の内、化審法の対象外又は適用除外となるもの
(塗りつぶし箇所)¹

大分類	中分類	小分類	物質数	詳細用途
1 すそ切り以下	1-1	平均取扱量等に基づく推計方法	144	
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-1	塗料
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-2	接着剤等
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-3	印刷インキ
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-4	工業用洗浄剤等
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-5	燃料(蒸発ガス)
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-6	ゴム溶剤等
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-7	化学品原料等
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-8	剥離剤(リムーバー)
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-9	滅菌・殺菌・消毒剤
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-10	表面処理剤
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-11	試薬
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-12	コンバーティング溶剤
1 すそ切り以下	1-2	排出源別推計方法	1-2-13	プラスチック発泡剤
2 農薬			161	化審法適用除外
3 殺虫剤	3-1	家庭用殺虫剤	3-1-1	有効成分
3 殺虫剤	3-1	家庭用殺虫剤	3-1-2	補助剤
3 殺虫剤	3-2	防疫用殺虫剤	3-2-1	有効成分
3 殺虫剤	3-2	防疫用殺虫剤	3-2-2	補助剤
3 殺虫剤	3-3	不妊害虫用殺虫剤		
3 殺虫剤	3-4	シロアリ防除剤		
4 接着剤	4-1	溶剤		
4 接着剤	4-2	樹脂原料		
5 塗料	5-1	溶剤		
5 塗料	5-2	可塑剤		
5 塗料	5-3	顔料		
6 漁網防汚剤	6-1	有効成分		
6 漁網防汚剤	6-2	溶剤		
7 洗浄剤・化粧品等	7-1	界面活性剤	7-1-1	化粧品
7 洗浄剤・化粧品等	7-1	界面活性剤	7-1-2	身体用
7 洗浄剤・化粧品等	7-1	界面活性剤	7-1-3	台所用
7 洗浄剤・化粧品等	7-1	界面活性剤	7-1-4	洗濯・住宅用等
7 洗浄剤・化粧品等	7-1	界面活性剤	7-1-5	業務用(食器洗い用)
7 洗浄剤・化粧品等	7-1	界面活性剤	7-1-6	業務用(洗濯・清掃用等)
7 洗浄剤・化粧品等	7-2	中和剤	7-2-1	身体用
7 洗浄剤・化粧品等	7-2	中和剤	7-2-2	洗濯・台所・住宅用等
7 洗浄剤・化粧品等	7-2	中和剤	7-2-3	トイレタリー用
7 洗浄剤・化粧品等	7-2	中和剤	7-2-4	飲食店
7 洗浄剤・化粧品等	7-2	中和剤	7-2-5	建物サービス業
8 防虫剤・消臭剤	8-1	防虫剤		
8 防虫剤・消臭剤	8-2	消臭剤		
9 汎用エンジン			11	化審法対象外
10 たばこの煙			9	化審法対象外
11 自動車	11-1	ホットスタート		
11 自動車	11-2	コールドスタート		
11 自動車	11-3	蒸発ガス		
12 二輪車	12-1	ホットスタート		
12 二輪車	12-2	コールドスタート		
12 二輪車	12-3	蒸発ガス		
13 特殊自動車	13-1	建設機械		
13 特殊自動車	13-2	農業機械		
13 特殊自動車	13-3	産業機械		
14 船舶	14-1	貨物船・旅客船等		
14 船舶	14-2	漁船		
14 船舶	14-3	プレジャーボート		
15 鉄道車輛	15-1	エンジン		
15 鉄道車輛	15-2	ブレーキパッド(摩耗)		
16 航空機	16-1	エンジン		
16 航空機	16-2	APU		
17 水道	17-1	対象業種		
17 水道	17-2	非対象業種		
17 水道	17-3	家庭		
18 オゾン層破壊物質			14	
19 ダイオキシン類			1	化審法対象外
20 低含有率物質			14	
21 下水処理施設	21-1	届出対象		
21 下水処理施設	21-2	すそ切り		
21 下水処理施設	21-3	非点源(家庭・非対象業種)		
21 下水処理施設	21-4	家庭排水(その他の物質)		
21 下水処理施設	21-5	路面等からの雨水		

¹ 表中の低含有率物質(20.製品の使用に伴う低含有率物質の排出量)については石炭火力発電所で取り扱う石炭中に低含有率で存在する PRTR 対象物質の排出量が推計されているが、これらが化審法の化学物質の製造に該当するかは、個別に検討されたい。

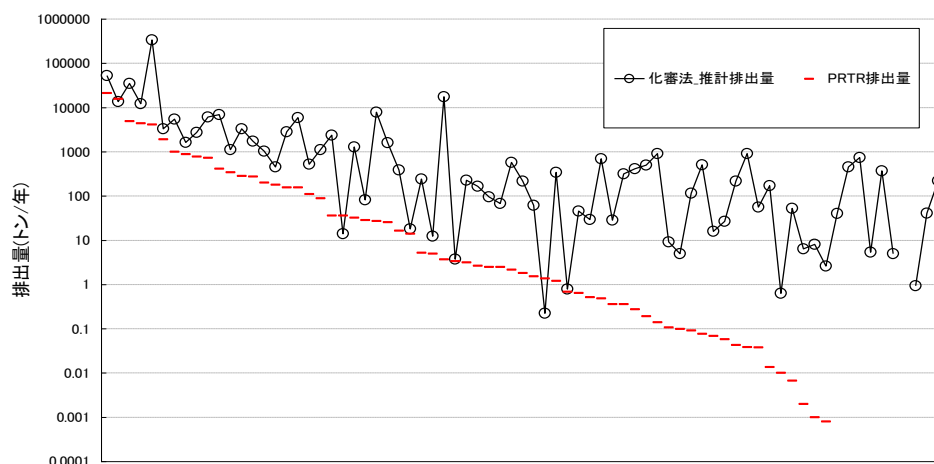
IV.7.6 排出量推計の検証

IV.7.6.1 排出量推計の試行とその精度

(1) 全国推計排出量に係る検証結果概要

平成 21 年度環境対応技術開発等(改正化審法における監視化学物質のリスク評価スキームに関する調査)報告書¹では、化学物質の『用途』に着目し、製造量や用途別出荷数量に排出係数を乗じて排出量を推計する手法を化審法の対象とする化学物質について試行し、その妥当性を検討した。以下に概要を示す。

PRTR 対象物質である旧化審法（平成 15 年度改正法）における旧第二種又は旧第三種監視化学物質ごとの化審法届出情報に基づく推計排出量の全国総量と PRTR 排出量（届出と届出外排出量の和）の全国総量を比較した結果をに示した。この結果から、本スキームの化審法届出情報に基づく排出量推計手法は、PRTR 排出量を過小評価しない手法となっていることがわかる²。また、ほとんどの物質が 1～1,000 倍未満にあり、EU-TGD の手法と同等の精度³を有する手法である。



PRTR 対象物質兼旧監視化学物質 (PRTR 排出量の多い順)

図表 IV-1 4 1 旧監視化学物質ごとの化審法届出情報を用いた推計排出量と PRTR 排出量の比較

¹ 経済産業省(2009) 平成 21 年度環境対応技術開発等(改正化審法における監視化学物質のリスク評価スキームに関する調査)報告書

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/development.html

² 一部の物質に過小評価が見られるのは、化審法の対象とならない自社内消費からの排出量が PRTR 情報に含まれているためである。

³ EU-TGD では、EUSES というリスク評価システム（パッケージソフトウェア）を利用しており、そこに組み込まれたモジュール(排出量推計、局所の環境中濃度推計、広域の環境中濃度推計、消費者暴露推計等) ごとにバリデーションが進められてきている。排出量推計である Release estimation の Indication of possible deviation from measured values は 1～1,000 とある。(RIVM(2004) RIVM Report no. 601900005, EUSES 2.0 Background Report, I.7 Validation Status より)。この数値に“過小評価をしない”という思想が現れている。

(2) 排出源ごとの推計排出量に係る検証結果

製造数量等の届出情報に基づく暴露評価を行う場合、優先評価化学物質の排出源は、製造、調合及び使用に至るライフサイクル全体を仮想的に網羅した形で設定されている。本スキームでは「製造」と「出荷先」というライフサイクルの一部の情報と「詳細用途」の情報を用いた「仮想的排出源」を設定している。排出源の所在地について化審法届出情報から製造事業所については届出情報として得られるが、出荷先事業所については、「出荷先都道府県」の情報しかなく、地理的分布を正確に把握することはできない。そのため、「出荷先都道府県」の単位での地理的な分布状況を捉えることにしている。つまり、「仮想的排出源」の数は、製造事業所数、詳細用途の数、出荷先都道府県数によって決まる（(2)参照）。

一方、PRTR 届出データは、排出量と移動量に分けて届け出られ、排出量は届出事業所から、排出先環境媒体である大気、公共用水域、土壌、埋立の 4 区分への排出量が届け出られる（IV.7.5 参照）。

ここでは、化学物質ごとに、化審法届出情報に基づく仮想的排出源の推計排出量の都道府県別最大値と PRTR 届出排出量の最大値を比較し、大気と水域への排出量での比較検証を行った。

① 試行に用いた情報

i) 製造量や用途別出荷数量

旧化審法（平成 15 年度改正法）に基づき届け出された平成 19 年度実績の旧第二種又は旧第三種監視化学物質（以下、「旧監視化学物質」という）の製造・輸入数量、都道府県別用途（「機能別分類」という）別出荷数量の情報を利用した。

ii) 用途情報

平成 19 年度において旧化審法（平成 15 年度改正法）に基づき届け出された旧監視化学物質の用途情報である機能別分類を利用した。また、その際、機能別分類について化学物質用途分類表¹を用いて用途分類・詳細用途分類に置き換える作業を行った。

iii) 排出係数

排出係数については、IV.7.4.2 で示した産業界からの意見募集などをホームページで行った際の化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表（案）を利用した。

iv) 物理化学的性状データ

物理化学的性状データとして、旧第二種又は旧第三種監視化学物質の蒸気圧及び水溶解度を用いて排出係数の決定に利用した。

¹ 化学物質用途分類表
<https://www.nite.go.jp/chem/risk/yusenryoto.pdf>

v) 試行対象物質

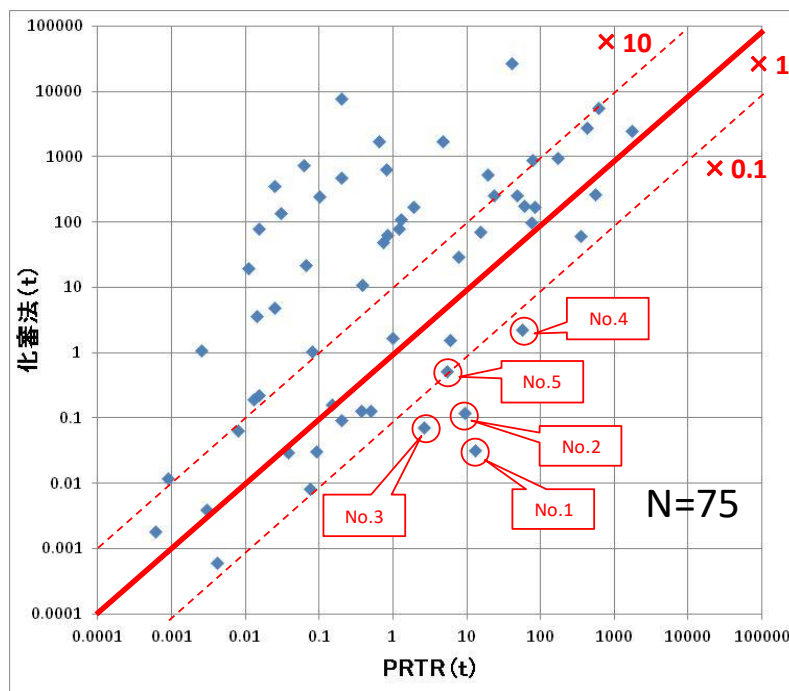
平成19年度実績の製造・輸入数量が1トン/年以上ある旧第二種又は旧第三種監視化学物質511物質を対象物質とした。その場合、旧化審法（平成15年度改正法）届出情報に基づく推計排出量については「その他」の用途で届け出られたものについて、その具体的な用途の精査を行い、排出量を推計した。

さらにその中から、製造・輸入数量が1トン/年以上あり、旧第二種又は旧第三種監視化学物質兼PRTR制度対象である98物質を抽出した。

98物質の中には、化審法の対象とはならないと考えられる農薬用途の排出が多い16物質、金属化合物6物質（重金属塩を含む）の合計22が存在していたため、その22物質を除外して76物質を試行対象物質とした。農薬用途がある化学物質の場合、化審法の届出制度から得られた製造・輸入数量、出荷数量から排出量を推計しても、PRTR排出量には農薬用途分（農薬取締法対象分）が加味されているため、目的に沿った試行の意味があまりないことが昨年度の結果から明らかであったので除外した。金属化合物の場合、PRTR制度対象物質と旧監視化学物質との包含関係において、対象物質の範囲が異なるため（ex. 鉛及びその化合物とメタンスルホン酸鉛）、これもまた試行対象として不適切であったので除外した。

② 結果と考察

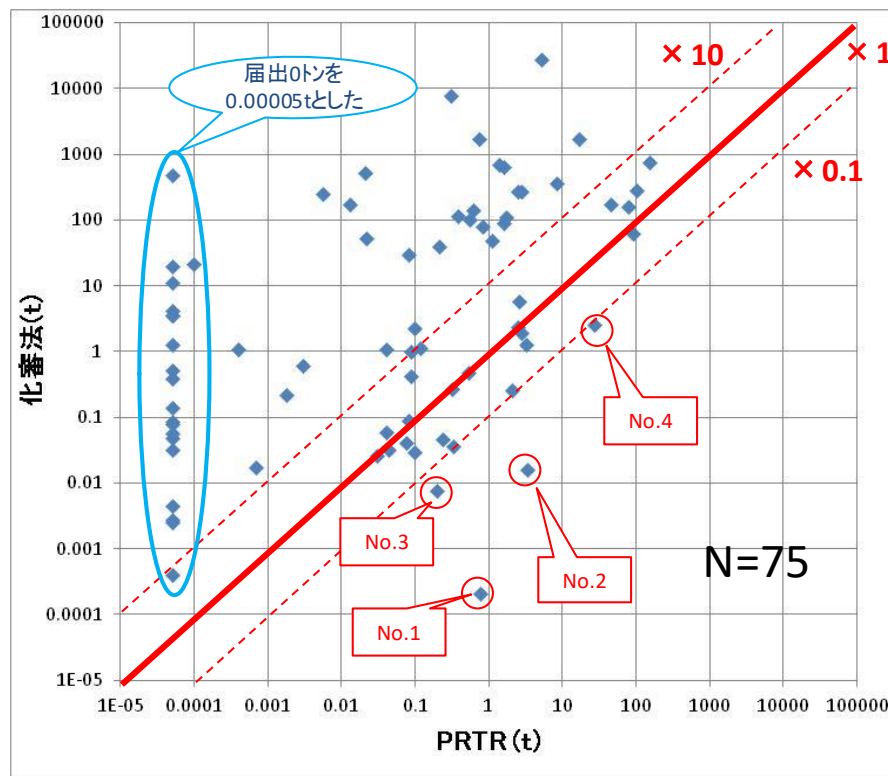
旧化審法（平成15年度改正法）届出情報とPRTR排出量の比較結果を図表IV-1 4 2から図表IV-1 4 5に示し、図表IV-1 4 6にその内訳を示す。



図表 IV-1 4 2 化審法推計排出量と PRTR 届出排出量最大排出源の比較検証一大気

図表 IV-1 4 3 化審法の推計排出量が過小評価となる物質一覧―大気

No	化管法 政令番号	旧二監 通し番号	旧三監 通し番号	監視名称	化審法 最大値(t)	PRTR 最大値(t)	化審法/PRTR	過小評価となる理由・解釈等
1	210	375		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.03	13	0.0024	塩化ビニリデン製造における自社内中間物としての排出がカウントされているかどうか
2	119	380		trans-1, 2-ジクロロエチレン	0.1	9.4	0.013	塩化ビニリデン製造における副生成物としての排出がカウントされているかどうか
3	8	789	171	アクロレイン	0.04	2.6	0.014	メチルメルカプトプロピオンアルデヒド製造における自社内中間物としての排出がカウントされているかどうか
4	117	378		1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	2	57	0.039	ポリ塩化ビニリデン製造における自社内中間物としての排出がカウントされているかどうか
5	255	425	126	4-ビニル-1-シクロヘキセン	0.5	5.4	0.097	PRTR届出事業所がどのような用途で扱っているのか不明のため、理由不明。合成原料用途や5-エチリデン-2-ノルボルネン製造における副生成物
6	73	405	18	m-クロロアニリン	0.0083	0.075	0.11	1トン未満の差
7	32	38		2-イミダゾリン-2-チオール又は2-イミダゾリジンチオン	0.00061	0.0041	0.15	1トン未満の差
8	228	124		2, 4-ジアミノトルエン	0.014	0.091	0.15	1トン未満の差
9	74	374		クロロエタン	61	350	0.17	要確認：スリーピング評価でも過小評価
10	264	401	88	m-フェニレンジアミン	0.13	0.5	0.25	1トン未満の差
11	89		20	o-クロロトルエン	1.6	6	0.26	
12	256	435	128	2-ビニルピリジン	0.13	0.37	0.34	1トン未満の差
13	118	379		cis-1, 2-ジクロロエチレン	0.094	0.2	0.47	1トン未満の差
14	96	370		クロロメタン (別名塩化メチル)	261	550	0.48	
15	218	799		1, 3, 5-トリリス (2, 3-エポキシプロピル) - 1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) - トリオン	0.030	0.038	0.79	1トン未満の差



図表 IV-1 4 4 化審法推計排出量と PRTR 届出排出量最大排出源の比較検証―水域

図表 IV-1 4 5 化審法の推計排出量が過小評価となる物質一覧－水域

No	化審法 政令番号	旧二監 通し番号	旧三監 通し番号	監視名称	化審法 最大値(t)	PRTR 最大値(t)	化審法/PRTR	過小評価となる理由・解釈等
1	238		36	N-ニトロソジフェニルアミン	0.00021	0.77	0.00028	1事業所を除いてPRTR排出量はすべてゼロの特異的なケース。化審法届出者が届出している用途と使用者の用途が異なる。1トン未満の差
2	210	375		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.016	3.4	0.0046	大気とのNo.1と同様の理由。
3	72	404	17	p-クロロアニリン	0.0077	0.20	0.039	1事業所を除いてPRTR排出量はすべてゼロの特異的なケース。合成原料用途。1トン未満の差
4	113	8		1, 4-ジオキサソ	2.6	27	0.096	化審法の詳細用途分類の届出が適切でない可能性のあるケース。その場合、化審法最大値(t)の値は5倍となる。
5	256	435	128	2-ビニルピリジン	0.25	2.1	0.12	
6	118	379		cis-1, 2-ジクロロエチレン	0.047	0.24	0.20	1トン未満の差
7	354	394		リン酸トリブチル	0.030	0.097	0.31	1トン未満の差
8	264	401	88	m-フェニレンジアミン	1.3	3.2	0.40	
9	73	405	18	m-クロロアニリン	0.042	0.076	0.55	1トン未満の差
10	93		21	クロロベンゼン	1.9	2.8	0.68	1トン未満の差
11	17	382		N-(2-アミノエチル)-1, 2-エタンジアミン (別名ジエチレントリアミン)	62	90	0.69	
12	212	439		2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	0.032	0.044	0.73	1トン未満の差
13	244	803		ピクリン酸	0.27	0.32	0.85	1トン未満の差
14	255	425	126	4-ビニル-1-シクロヘキセン	0.026	0.03	0.87	1トン未満の差
15	71	403	16	o-クロロアニリン	0.49	0.53	0.92	1トン未満の差
16	233	802		ニトリロ三酢酸	2.3	2.5	0.93	1トン未満の差

図表 IV-1 4 6 推計排出量と PRTR 排出量の比と検証 76 物質におけるその割合

推計排出量／PRTR 排出量	物質数		割合	
	大気	水域	大気	水域
<0.1 倍	1	2	1%	3%
0.1～<1 倍	4	2	5%	3%
1～<10 倍	25	23	33%	30%
10～<100 倍	19	13	25%	17%
100～<1,000 倍	10	13	13%	17%
1,000～<10,000 倍	9	9	12%	12%
10,000 倍以上	7	13	9%	17%
PRTR 届出がない	1	1	1%	1%

図表 IV-1 4 6 に示すように、推計排出量が PRTR 排出量の 1～1,000 倍未満となる物質の割合が大気、水域ともに 90%以上であった。1 倍未満となる物質の割合は、大気、水域ともに約 6%となった。続いて、過小評価の要因についていくつか考察し、以下に述べた。

1,1,2-トリクロロエタン及び trans-1,2-ジクロロエチレンは、PRTR 届出排出量において塩化ビニリデン製造における自社内中間物としての排出がカウントされているために推計排出量よりも数値が大きくなる可能性が考えられた。アクロレインについても、メチル

メルカプトプロピオンアルデヒド製造における自社内中間物としての排出が PRTR ではカウントされている可能性が高いため、推計排出量よりも高い排出量となっていると考えられた。1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）については、塩化ビニリデン製造における副生成物としての排出がカウントされている可能性があるため、PRTR 排出量が大きいと考えられた。また、水域で推計排出量のほうが過少となった *N*-ニトロソジフェニルアミン及び *p*-クロロアニリンについては、1 事業所を除いて PRTR 排出量はすべてゼロの特異的なケースであり、数量的には 1 トン未満の差である。

つまり、今回の比較検証で 10 倍以上過小評価した主な要因は「①自社内中間物の排出」、「②副生成物の排出」及び「③特異的な事業所の排出」であったと考えられた。

③ まとめ

用途別排出係数一覧表を用いて仮想的排出源ごとに排出量を推計する本手法では、ほとんどの試行対象物質について PRTR 排出量より大きく排出量を見積もり、過小評価しないことが検証された。